評議員

文學博士 萩野由之
文學士 笹川臨風
文學博士 黒板勝美
文學士 菊池謙二郎
文學博士 松本愛重
文學博士 三宅米吉

（イロハ順）

黒川真道編

國史叢書

關原軍記大成 二

國史研究會藏版

目次終

關原軍記大成 卷之十一

丹後國田邊城攻附和睦

頃日、大老奉行の面々、大坂に於て評議せられけるは、丹後侍從忠興は、近年内府に因深く、御幼君に對して疎略なれば、假令今度の企を聞くとも、定めて内府の味方すべし。急ぎ丹後へ軍勢を差向け、老父幽齋を攻むるに於ては、越中守・玄蕃頭、父が急難を救はん爲に、其志を飜し、日頃の罪を陳謝して、此方へ馳來るべし。若し然らずば、他人見懲の爲に、彼が城を攻落し、父幽齋に腹切らせて、丹後一國を治むべし。然れば、丹州福知山の城主小野木縫殿助公鄕(きんさと)を陣將として、前田主膳正・生駒左近大夫・小出大和守・石川紀伊守・前野但馬守・谷出羽守・川勝左兵衛尉・織田上野介・山名主殿頭・藤掛三河守・長谷川鍋・高田河内守・毛利伊勢守・毛利民部大夫・杉原伯耆守・別所豐後

大坂勢、細川幽齋を攻む

細川忠隆關東へ向ふ

守・齋村左兵衛佐・山崎左馬允・玄以法印等、丹後・但馬・播磨・筑紫の軍勢凡そ一萬七千餘人、丹後へ發向せらるべしと下知せらる。忠興の嫡子與一郎忠隆は、父の跡より、關東へ下向すべしとて、大坂より丹後へ下り、出陣の用意ありけるが、上方の騷動仄に聞えしかば、祖父幽齋を心許なく思ひ、姑く出馬なかりし處に、幽齋、與一郎を呼びて申されけるは、上方物騷なるに依つて、我等を覺束なく思ふは、然る事なれ共、先日御催促を蒙りながら、出陣の時節遲滯せば、關東の御沙汰惡しかるべし。其上、上方の騷動思懸なき事にはあらず。敵、若し自國へ働くに於ては、兵略を盡して防ぎ戰ひ、越度なき樣に下知すべし。早々關東へ馳下り、越中守・玄蕃頭に、我等が存念案〔安心〕進申聞せよとあるに依りて、忠隆は七月上旬に、丹州を立ちて若狹路にかかり、大飯郡を經て、大谷口といふ所に至る。小濱の城主木下若狹守勝俊の家老三輪五右衛門・松田又右衛門等相談しけるは、太守伏見に御在番なれ共、内府方とはいひ難し。然るに、羽柴與一殿、關東へ發向せらるゝを、何心なく御城下を通さば、後難の程も如何あらん。さればとて、主人の下知もなきに、通路を塞がんも粗忽なれ

ば、所詮、與一殿へ御城下を通り給はぬ様に、理を申さんとて、大谷口へ使者を出し、件の意趣を述べければ、忠隆此旨を許容せられ、彼使者を案内者として、矢田部坂を打越え、名田庄川を渡り、小崎の方へ馬を進めらる。 爰に澤村才八（後、號ニ大學一）吉重といふ者あり。 彼は初め、若州高濱の城主逸見駿河守に仕へて、今忠興の家にあり。 此時、軍勢の後殿して、大谷口へ來りけるが、足輕の者殘り居て、與一郎殿は、小濱の城より使者を出し、〔本ノマヽ〕原々(さまざま)の御理を申すに依つて、矢田部坂へ懸り給ひたりと告げければ、才八が云く、城主若狹守殿よりの御使者とあらば左もあるべし。 家老の者共の心得として、未だ何事も見えざる内に、城下を通り給はぬ様にと、御理を申すは無禮なるに、承引せられたるは何事ぞ。 殊更、玄旨法印、我等を召して、時刻を移さず馳下るべしと、仰聞けられたる御言葉もあるに、人馬の勞すべき山路を經て、爭てか迂遠たる方へ廻るべき。 與一郎殿は兎も角もし給へ、此才八に於ては、小濱の城下を通るべしといふに依つて、彼に與へたる輩七八騎、終に小濱の町へ乘込み、態と後瀬山の麓、城の目の下を憚る所なく乘通して、伏原湯岡に掛り、遠敷河原にて與一郎と

一手になりしとかや。

一本に、彼才八が此行跡を稱して、其頃より、人々感じ合ひたりと記す。尙古按ずるに、才八は才智ある者なりしが、若州にての事は、畢竟若氣の至なるべし。與一郎、若し不覺人にて、小濱の城下を通りし故に、主人與一郎に瑾を付けて、父忠興の見限りに逢はれたる端を啓く。是は其身の譽を求めて、主君を辱むるといふものなり。幽齋、始め澤村を召して、時刻を移さず、關東へ馳下るべしといはれしは、與一郎を輔佐する上の敎なるべし。然るを其旨の下知に託けて、爭で短慮を行ひたるや。其上、小濱の城兵等、才八が主人にも隨はずして、城下を通る無禮を憎み、若し門外にて遮らば、武前に故なく死するのみならず、可惜兵士まで數輩討たせ、剩へ、是より事破れて、忠隆の身の上、恙あるも知り難し。彼是ともに才八が忠義を失ひたりとすべきにや。

三刀谷孝和の先祖

斯くて幽齋法印・其子妙庵玄旨三男は、田邊にありて籠城の用意せらる。爰に三刀谷監物孝和といふ者あり。彼は淸和源氏下野守滿快の後胤たり。孝和が先祖、承久の亂に

軍功あるに依つて、雲州三刀谷の郷を賜りて、是より氏を三刀谷と改む。元弘・建武に、新田・足利に屬し、明德・應仁に、山名・佐々木に隨ひて戰功を顯す。監物が父三刀谷彈正久快は、毛利元就の家臣となる。一年、彈正物詣の爲に上京せしが、家康公、彈正を御招きあれけれ共、彈正固く辭して參らざりしに、筑紫の彼彈正、黑田如水の手に付きたる因ある故に、如水を以て、わりなく仰開けられければ、彈正力なく家康公の御館に參り、御懇意に仰を請けたりしが、其後本國へ歸りけるに、輝元の不審を蒙りて、領地を放され、程なく病死せしが、其子監物は、安國寺惠瓊長老に養育せられ、高麗陣に、輝元の手に付きて異國へ渡り、度々戰功ありしか共、輝元許容なきに依つて、歸國の後、京都へ上り、吉田左兵衛督兼治を賴み、洛外吉田山に隱れ居たり。彼兼治朝臣は、細川玄旨の壻なるに、兼治の計ひにて、監物、年頃、幽齋の懇義を受けしとかや。然る所に、安國寺惠瓊長老、三刀谷監物を招き、今般大老奉行の面々、內府を滅すべき企あり。幸、御邊は細川幽齋と交りて、丹州の案內者なれば、軍勢の手引して、田邊の城を攻落し、御忠節を致されよ。然らば秀賴公より、領地を與へらる

べしといひけれ共、監物は存じなき事に思ひ、表向計り同意して、私宅へ歸る。是より先に幽齋は、家人佐方吉右衛門元昌を呼びて、其方急ぎ京都へ上り、今の京極の宮八條殿へ參りて、急ぎて御約諾申す如く、救世戸(くせと)の文珠堂にて、和歌を與行申すべし。御來駕に於ては、本望なるべしと申入れて、夫より三刀谷監物が居宅に至り、八條殿御下向の時、監物も隨ひ奉る樣に申聞かせよとあるにより、吉右衛門、頓て馳上り、加茂の松下といふ者の家に止宿して、扨八條殿の御館へ參り、幽齋の口上を述べて、夫より吉田殿へ赴くべき爲に、百萬遍の前を通りけるに、圖らずも三刀谷監物に行逢ひたり。佐方は、元來三刀谷が家人なりし故、慇懃に會釋して、百萬遍の堂に上り、幽齋の言傳を監物に語る。此時、監物、佐方と物語する序に、安國寺が密談をいひ出づべしと思ひけるが、今時の人心測り難しと思ひ、何となく田邊の要害を聞きけるに、佐方がいふ、彼城要害宜しと雖も、越中守關東へ下向故、無勢なり。敵若し寄せ來らば、幽齋自害せらるゝより外はなかるべしといふ。時に南を見れば、三刀谷が郎等土屋喜右衛門、逸足を出して走り來り、只今祇園繩手にて、瓊長老に行逢ひ申

しければ、乗物の内より、汝は三刀谷が家來にてはなきかと有之により、仰の如くなりと申しければ、然らば監物へ言傳すべし。内々のあらまし彌々議定したり。明日東福寺へ參向せらるべし。猶其委細は、供したる北村五郎右衛門に尋ねよとあるにより、北村に近付きて、何事ぞと申しければ、兎角の事申さずして、只東福寺へ御越しある様に、貴殿に申されよと計り告げたりと、申しければ、監物、此上は包むべき様なしと思ひて、潛に彼企を佐方に語り聞かせて、我等は幽齋老の御恩を受けたれば、近日其地へ馳せ下り、籠城すべしといふにより、佐方古主を諫めて云く、迚も運を開くまじき城に籠り給はんは、詮なき御事にやといひけれ共、三刀谷一向同意せず。八條殿御下向を留め奉りて、早々御邊は歸國せよ。彼の地に於て、對面すべしといひて、佐方を歸し、其後、昔の家人を數輩招き寄せ、吉田の側、新春日の松原に出て、監物忽ち金打(きんちやう)せんとするを、三刀谷藤兵衛自害するかと思ひて、ひしと抱き付き、之は如何なる故ぞといひければ、監物左にはあらず、事を決斷すべき爲に、誓を爲すといひ

〔金打〕

て金を張り、其後、一亂の企を語り聞かせて、田邊へ馳下るに相定め、著到を付けよ

三刀谷孝和、幽齋を援く

といひければ、佐方庄右衞門執筆して、先づ己が名を書付けて、御最期御供と記す。其外、佐方與左衞門・佐方次郎助・涌語彥兵衞・三刀谷與惣・同藤兵衞等五十餘人なり。斯りければ、三刀谷監物は、弟嘉平治・同太郎兵衞、彼是五百三十人を召具して、七月十五日の夜、田邊に著き、佐方吉右衞門が宅に至りければ、幽齋、三刀谷が下著を聞くと、頓て佐方が宅へ詣りて、一禮を述べられしに、監物、幽齋へ申して曰く、御城下の地形不案內なり。御家人を給はるに於ては、見計り申度とあるにより、翌十六日、幽齋の家人上林久四郎を案內者に出されければ、監物彼を誘ひて、城の內外を見廻り、其晚、麻野吉左衞門が宅へ幽齋も出向ひて、三刀谷を饗應せらる。其座へ大坂より、飛脚來り、石田・安國寺等兵亂を企てけるに、蜂須賀阿波守大軍を率して、大坂へ著船ある故、石田・安國寺等忽ち退散したりとの趣なり。幽齋、此註進を聞きて、左もあるべしと申されけるに、佐方吉右衞門此註進を覺束なく思ひ、監物を閑所へ招きて、其方は此註進を、如何思召すやらんといひければ、監物も佐方も同樣に、此註進を不審なりといひあへり。其後、幽齋、石寺勘助を以て、三刀谷監物、其外家中の面々

を城中へ招き、大坂無事になりたる祝儀の振舞あり。各歸宅の後、又、大坂より飛脚來り、忠興の内室自害ありたりと、告ぐるに依り、騷動斜ならず。監物急ぎ城中へ赴き、貫井内藏助に逢ひて、忠興の内室自害の弔禮を述ぶる所に、幽齋、面寺甚兵衞を以て、監物に歸洛すべしと、色々申聞けられけれ共、監物承引せず。然らば是より、加州へ渡海して、羽柴利長と相謀り、北國を經て關東へ下り、忠興に合力せられよと ありけれ共、監物一向に籠城すべき旨により、幽齋、三刀谷を側へ近付けて、盃をさし、御盃を我等請取るべけれども、跡へ返さぬ俗例あれば、誰になりともさゝれよと あるにより、監物申しけるは、某切腹の介錯すべしと、約束仕りたる家來あれ共、未だ弱年なる者なれば、仕損ずる事も計り難し。然らば某が首を切つて給はる人にさし申したしといひければ、麻野吉左衞門進み出て、御内の人仕損ずる事はあるまじき事ながら、若し仕損の時は、我等介錯申さんといふにより、監物其盃を麻野にさす。麻野が盃を井戸利政にさす。利政、又、佐方吉左衞門に差して事終りぬ。幽齋、此時監物が家來七八人召出して、武具を與へらる、斯くて持口を定むべしとて、大手

は三刀谷嘉平治・同太郎兵衛等相固め、搦手は福壽院妙庵差固む。其後大手の持口、醫師宗叔が宅に於て、籠城の評議あり。監物申しけるは、越中守殿息女達・玄蕃頭殿內室、又は松井佐渡が內室をも、御城中へ御取入れ然るべしといひけるに、幽齋の云く、宮津の城には、越中守家人篠山五郎右衛門を殘し置きたり。峯山にも玄蕃頭家老を留守に置きたれば、寄手を防ぎ叶はずば、女原を刺殺して切腹すべし。然れば、役にも立たぬ者を、一城へ取入れては、兵糧の費なるべしと、返答せられしに、孝和此議を承引せず、己が旅宿へ歸りけるに、幽齋、妙庵を以て、監物に申されけるは、其方の申す所さもあるべし。此故に越中守が娘三人・妾二人、玄蕃頭が奥方を田邊へ誘ひ來るべしと申遣したり。但し久美は遠方なるに依つて、松井が妻は、山中へ立隱れよと申付けたりとの口狀なり。彼松井が妻は、幽齋の息女なりとかや。去る程に、宮津・峯山へ、幽齋より使者を立てゝ、越中守・玄蕃頭兩人の奥方・息女を誘ひ、田邊へ馳集るべしと下知せらる。峯山の城主玄蕃頭興元は、先日關東へ發向ありて、內室彼城に居られければ、留守したる輩、內室を伴ひ行き、田邊へ赴くべしと相談して、

足輕、又の者に弓・鐵炮以下の兵器を運ばせ、領内の民を召寄せて、內室の乘輿・家中の乘物を舁くべしと相定め、此旨を近鄕へ觸れ遣し、三の丸の武者屯に、數十挺の乘物を居ゑて、百姓の來るを待つ所に、其頃小野木縫殿助、丹後國中へ廻文を遣し、幽齋父子の爲を思ひ、寄手の煩をなす者あらば、天下治りて後、在所を探し、磔に掛ぐべしとあるに依つて、百姓共、此廻文に恐れ、峯山へ來らざりしかば、留守の面々、如何すべきといひあへり。然る所に、與元に隨ひて關東へ下りし澤田次郎助が領地は、同國網野といふ所なり。次郎助は儒學の志ある者にて、常々民を勞りしが、網野の百姓談合して、假令寄手の憎みを受け、後日に殺害せらるゝ共、次郎助殿の御恩德を、又いつの世に報ずべき。いざ峯山の城に入りて、次郎助殿の奧方へも、今度の御奉公申さんとて、强力なる農夫二十人計り、息も切るゝ計りに馳來り、次郎助殿の御內方は、何方におはしますぞといふを聞きて、次郎助が女房、其頃二十計りなるが、聊か恥づる氣色なく、乘物より出て汝等よく罷參りたり、次郎助殿の奧方は、此乘物にましますぞといふを聞きて、百姓共立寄を構へて、靜に扱ひ參らせよといひて、

玄蕃頭の内室の乘物を舁せ、扮召仕の女を呼びて、是より淸瀧まで、道の程僅に一里餘あれば、いかに女の步みなり共、叶はぬ事はよもあらじ。誰々も乘物を止めて、步行より御供し給へといひだし、長手拭を以て裳をかけ、内室の乘輿に付けゝれば、家中の妻女之を見習ひ、皆乘物より出て、旅出立になり、内室の輿を引包み、其外軍士等打圍み、程なく淸瀧に至り、川船に乘移り、其夜田邊の城に入る。幽齋、澤田が女房の賢しきを聞き給ひて、大方ならず悅喜せらる。彼が夫次郎助は、濃州岐阜の七園口にて、津田藤三郎と組打して、晴なる討死を遂げしかば、夫婦の信義著るきとて、人皆感歎せしとかや。

或說に、玄蕃頭家老志賀兵衞・澤田出羽・正源寺大炊等、峯山の留守仕りけるが、志賀兵衞、此時敵に内通せしを、後に玄蕃頭聞き付けて、志賀を誅戮せしといへり。

正說なるにや、覺束なし。

去る程に、小野木縫殿助等の諸將、七月廿日に丹後國境に陣を居ゑ、翌廿一日、田邊より一里此方なる福井の山に陣を取る。小野木は圓立寺を本陣となす。是より先

に、宮津・峯山・久美の城を捨て、軍士田邊へ馳集りしと聞えしかば、陣將小野木公郷指圖して、播州館〔龍カ〕野の城主石河紀伊守に、峯山の城を守らしむ。斯りければ、三刀谷監物は、幽齋の下知を受け、大目附役に出でけるが、忠興の家人山本三四郎、主人の命に背きて、其頃浪人なるが、此時三刀谷が馬の口に縋り、貴殿の手に付きて、相應の心操をも現したしといひければ、監物許容して、三四郎を途中より物見に遣す。此時、海上を見れば、船二艘にて、福井の方へ赴く者あり。是玄蕃の家人麻野吉左衞門なるが、朱の鹿角の立物にて、船首に控えたり。谷出羽守・藤掛三河守、海邊に下り、繁く鐵炮を打掛るに依つて、麻野、引色になる。此時三刀谷與三に手の者少しく相添へて、山陰に隱し、先陣佐方與左衞門・二陣佐方正左衞門、三陣孝和・四陣油語彥兵衞、此の如く列伍を調へて、靜々と兵を進む。谷出羽守・藤掛三河守、三刀谷が近付くを見て、福井の濱より横合に馳懸る。孝和態と一町計り引退きけるに、敵勝に乘じて、驀地に懸り來り、伏兵の前を過ぐる時、三刀谷與三、鐵炮を放つて突掛る。監物も返し合せて、寄手を追立て、首三十餘級討取りて、馬上を返す。孝和、兼ね

て油語彥右衞門に下知して、森蔭に旗を立てさせければ、敵大勢なりとや思ひけん、跡より附け參らざるに依つて、彌〻事故なく引拂ひけるとなり。或夜、寄手の陣中、何となく騷ぎ立ちければ、三刀谷孝和、急に城を出でけるに、幽齋、信志佐左衞門を使者として、引取るべしとありけれ共、三刀谷一向承引せず。剩へ、御邊も爰にて鑓をせよといふに依つて、佐左衞門も力なく、三刀谷の備に止りけるを、幽齋、又、子息妙庵を遣して、敵の附入、覺束なし、平に引取るべしとあるに依つて、監物終に引返す。又或夜、孝和、手の者を率して、伊佐津の松原に至り、佐方與左衞門に伏兵を添へて、松原に殘し、其身は從兵、又は玄蕃の扶持せられし伊賀・甲賀の者を召連れ、谷出羽守が陣營に至り、忍の者に火を放させ、透間なく切入りければ、羽州敗軍に及びけるを、孝和下知して、首を取らせず、輕く引きて城中に入る。玄蕃は、孝和が此夜討を感じて、酒肴を送り、其上、子息妙庵を以て、其苦勞を謝せらる。七月廿五日、寄手城近く攻寄する。小野木縫殿助・谷出羽守・藤掛三河守・石川備後守・齋村左兵衞佐・生駒左近大夫等は、大手へ向ひ、小出大和守・前田主膳正・川勝右兵衞尉・毛利民部大夫は、搦手へ

掛り、高田河内守・別所豐後守・山崎左馬允・杉原伯耆守は、海邊より進む。三刀谷監物、敵の形勢を見るべき爲に、大橋の邊へ出て、采女の曲舞を高聲に謠ひけるが、文句勇みなきと思ひければ、風は吹け共山は動ぜずとも、と三藏の一節を諷ひて控えけるに、谷出羽守、先夜夜討に逢ひたるを口惜しく思ひ、手の者を下知して、城戸を攻破らんとするを、三刀谷自身鐵炮を取りて、手の者を勵し、繁く寄手を防ぐ。三刀谷與三、城戸の外へ出でんとするを、監物草摺を取りて引留めけるに、敵の鑓、與三が腕に當つて倒れけるが、倒れながら城戸の外へ馳出でて、寄手と相戰ふ。幽齋の家人村山久右衛門は、太刀打して敵を防ぎ、其傍輩上羽佐右衛門は、射藝に名ある者なりしが、弓を持ちて射拂ひ、其外三刀谷が手の者、命を捨てゝ防ぎければ、寄手爰を退きけれ共、脇より込入りて、孝和が跡を取切りけるに、三刀谷、屬兵を下知して引返し、敵兵を追拂ひて、城内へ引退きし。小野木縫殿助、車の紋付きたる旗を進め、手の者を下知して、大橋の前へ[illegible]る。孝和、兼ねて大橋の板を一間計り引放して、竪に渡し置きたりしが、其板を渡りて、門外へ出でんとするを、佐方吉右衛門、三刀谷が

三刀谷孝和勇戰

鐺の袖に縋り、敵多兵なれば、必定御討死ありて、幽齋父子の危難も近かるべし。今少し敵の形勢を討り給へと諫めければ、孝和、一向、承引せず。其身力量ある者なれ共、吉右衞門が上帶を取りて提げ、其方鐺させよといひて、彼橋を渡り、門外へ出づる。吉右衞門が曰く、譜第の主君は貴公なり、當時の主君は幽齋なり。此時に當つて、討死せん事本望なりといひて、敵を待つ。佐方吉右衞門は、久しく幽齋の側に仕へて、歌道を學び、耳底禮にも其名顯れたる者なるが、此籠城に、度々心操の働あり。彼監物が門外へ出づる時、久代太郎助、先達つて駈出づる。彼太郎助は、若州高須の城主逸見駿河守が一族なり。近年田邊の城下にありけるが、此時籠城したりしとかや。孝和、諸兵に力を付くべしとや思ひけん、寄手の手並は能く知りたり。某が鑓一筋を以て、敵兵を追靡けん事は、大團扇にて蠅を拂ふ如くならんといひて、後を見れば、紺屋町の裏にありて、麻野吉右衞門・篠山五右衞門控えたり。孝和、兩人の方へ軍使を馳せ、爰に來りて敵を防ぐべしといひ送りければ、麻野吉左衞門馳來り、此所を引取るべしといへども、孝和更に同心せず。然る所に、敵兵むら〳〵に進み來る

により、孝和鐵炮を取りて、先に進みたる敵を打たんとするに、立消えせしかば、鑓を取りて彼敵に立向ふに、此時、佐方正左衞門、横合より鐵炮を以て、彼敵を打倒す。然れ共敵兵續いて馳來る所を、孝和刀を拔きて、敵三人手の下に切倒す。彼孝和が差したる刀は、高麗蔚山に於て、孝和戰功ありし時、宰相秀元より給はりたる左文字の名刀なり。城兵孝和に勵まされて、身命を惜まず防ぎければ、敵此所を引取りて、町屋の屋根へ上り、嚴しく鐵炮を打つにより、孝和以下の城兵、土手下に伏して鐵炮をよける所に、佐方次郎助鐵炮を以て、土手へ上り、敵一人打落し、玄蕃の家人穴山半助に向ひて、あれ見よといへば、半助又鐵炮を取りて、敵を打落し、佐方見たるかといふ時、又、次郎助敵一人打落す。半助又鐵炮を取りて、立上らんとせしが、敵の鐵炮に中つて命を落す。良あつて、又、寄來るべき物色あるにより、孝和、玄蕃の家人杉勘之允に向つて、我等が鑓の柄長し、御邊が鑓と取替し得させよといひけるに、勘之允同心せず。我にも手馴たる鑓なれば、御免あるべしと返答せしに、孝和が云く、御邊其鑓に血を付けずば、後日に男を立させまじきといふ所に、勘之允鐵炮に當

つて、當座に死す。孝和、摘之允が鑓を取りて、其死骸を下人に渡す。斯りければ、藤掛三河守家人小石川新兵衛先登して、孝和と鑓を合せ、數刻戰ひて、小石川引色になる。然れ共、大勢相續いで寄來るに依つて、孝和主從、玄蕃の軍士等、命を捨てゝ防ぎしが、大敵なれば、終に此口を攻め破られて引退く。孝和、此時三度まで返し合せて、敵を防ぐ。折節大潮湛へて、繩手の上へ上りければ、敵兵是に躊ふ時、油語彦右衞門、味方を下知して、敵を追返す。孝和、此時盔傾きければ、脫ぎ捨てんと思ひけれども、後難を思ひ、鑓を取添へて引返しけるが、幽齋櫓より之を見て、孝和、退口に高名して退くと見えたり、助けよとあるにより、貫井内藏、馬蘭の大指物にて馳來りしが、敵之を見て、彌、攻口を引退く。孝和は薄手餘多負ひけれども、戰死を免かれて、城内へ入りけるに、誰いふともなく、孝和深手負ひて、果てたりと聞えけるに、幽齋今は是迄なり、自害すべしとある所に、孝和、城に來られければ、幽齋手を打つて、思の外なりと悅喜せらる。此時内室も出て、孝和に逢ひ、三刀谷殿の働、幽齋と倶に櫓より見申したり。天晴越中守に見せ申したき御事なり。誰かある、御盃を持ち

來れとありければ、幽齋、三刀谷殿は下戸なりといひければ、內室、然らば湯漬飯を參らせよとあるにより、女房膳を持ち出て、湯漬を進むる內に、三刀谷が下知にて、討取る首三十餘級搔出しければ、內室は目をひそめて內へ入り給ひぬ。其後寄手、城を打圍みけれ共、幽齋・妙庵・孝和以下、更に懼るゝ氣色なく、手勢千五百人持口を定め、身命を捨て籠城せらる。彼藤孝入道幽齋は、未だ弱年の昔より、武を講ずるの遑あれば、敷島の道に心を寄せ、樣々年の長ずるに及びて、其うつは物に當るにや、源氏物語は九條稙通公（御法名東光屋）の御直傳を蒙り、古今和歌集は、西三條公條公（御法名三光院）より相傳せらる。彼古今一部の祕訣は、散位基俊卿より、俊成卿に授けられ、長く三〔二カ〕條家の傳授となる。但し幽齋所持せらるゝ古今集二十卷の祕本は、定家の子息爲家の筆記なるに依つて、其書の始めに、祖父釋阿基俊に會ひて、此集傳受せしとは書かれしとぞ。斯かる類なき祕書なるを、今度幽齋防戰利あらずして、火を掛け自害せば、祕本悉く燒失すべし、惜みても猶ほ餘りありとて、知仁親王（御法名桂光院）の御使者大石勘、助田邊へ下り、彼古今集・源氏物語を禁中へ參らせ上すべしとあるにより、幽齋、貴命背き

難しと、古今と源氏二部の箱に、二十一代集を取添へて、八條殿の御使者に渡し、其外秘藏せられし歌は、對の箱に納め、國有公宗の方へ送り給ひしとかや。其頃玄蕃へ疎む方なき人々、是彼書中ある中に、幽齋一通返書あり。其言葉に云、

去廿七日の御折紙、今日相届令拜見候。世上の事、餘不慮とも不存候。今更申も事ふり候得ども、信長公御代・太閤樣御時代、似合の致忠節、運近年、御懸の御事、奉對秀頼樣、何以疎略候哉。此度越中守、關東出陣、內府世間爲後見候條、是又奉公與存候處、案之外不及是非候。一兩日以前、八條殿御使者德善院、案內者相添下候刻、古今相傳之箱、證明狀歌一首、

いにしへも今もかはらぬ世の中に心の種を殘す言の葉

此短冊竝源氏錦箱一、二十一代集、禁中樣へ進上候。此外知音衆へ茂草子一二冊進候。存生思殘事無之滿足に候。只今の手前之儀候間、兎角の事難申候。速々被懸御目候に、御殘多候。御奉行衆へも、此通被仰候而可給候。此外不申候。恐々謹言。

幽齋
玄旨在判

八月二日

東條紀伊守殿

上田勘右衞門殿

三好助兵衞殿

御返報

斯りければ、寄手の諸將、軍勢を進め、先登を爭ひて、又攻め近付く。幽齋・妙庵父子共に持口を廻り、敵兵間近く寄來るとも、彼附入りにする遠慮あり。必ず突いて出づべからず。弓・鐵炮を放して、頻に射竦めよ。小勢を配り置きたれば、塀裏手薄き樣なれ共、更に危き事なきぞと、父子入交り下知せらる。寄手程なく外部に竹牌を附寄せ、本城へ乘らんとする所に、兼ねて稻留伊賀が傳を受けたる鐵炮の功者、數軍箭頃に控へしが、矢のり能きぞといふ程こそあれ、透間をあらせず打出しければ、寄手の死傷數を知らず。附寄せたる竹牌をば、火箭を放つて燒立つるにより、敵兵城邊へ悚へ兼ね、嚴しく引退く。此故に城兵彌〻勇をなす。殊更寄手の諸將の中に、織田上野介・川勝右兵衞尉・山名主殿頭・毛利伊勢守・杉原伯耆守・小出大和守・山崎左馬

允・生駒左近等は、家康公の御答を憚り、又幽齋の一筋なる覺悟を感じて、玉なき鐵炮を打たせて日を送りしに、八月下旬、越中守忠興、父幽齋へ飛脚を馳せて、岐阜の城を攻落したりと註進せらる。幽齋、此祝儀として、三刀谷以下の輩を饗應して、其席に於て、幽齋申されけるは、此度三刀谷殿籠城して、功を立てられし事比類なし。越中守、内府へ對し戰功あれば、内府定めて、丹後國を越中守に與へらるべし。然らば彼國に於て、上杉・梅若・上林・山家四箇所凡そ一萬六千石、置物に與へ申さんとありければ、孝和は、此度の軍功を内府へ申し、彼御家人になし申さんとあるべきを、左なくして、斯く申さるゝは、本意なき事と思ひて、さのみ祝著せず。幽齋、面色を見て、之は我等が隱居の寸志なり、越中守計ひあらんと挨拶せらる。幽齋の側にありける幽夢といふ者云く、三刀谷殿、今度の籠城は、鈴木が高館に籠りたると同じかるべきにやと申しければ、幽齋の云く、さないはゞ、義經はさばかりの武將なり。鈴木が主君なり。其上、弟の龜井、其外名ある輩、數人居たり。此城は無勢といひ、殊に我等は、義經に似ざるのみならず、三刀谷の主人にはあらず。然れば、鈴木と同じきの論

後陽成院和睦の御扱あらせらる

には及び難し。但し、大橋を渡りて、敵に向かはれしは、筒井の淨妙に、聊か似たる樣なりと、雜談せられしとかや。去る程に、小野木縫殿助、諸將を招き、此城俄に攻取り難し。然れ共、四方の通路を斷切つて、味方堅固に陣を張らば、程なく糧盡き力究りて、終に寄手の功あるべし。構へて粗忽なき樣に、下知せらるべしと告げ戒しむ。爰に前田德善院は、去年より在京せられけるを、頃日禁中へ召出だされ、細川玄旨は、秀賴に對し、疎意なき趣分明なり。其子越中守・玄蕃頭、若し秀賴に叛く共、是豈父が素意ならんや。然るを天下の爲と號して、此程兵革を動かす輩、罪無き玄旨を征伐せば、誰か暴逆の甚しきを憎まざらん。幽齋も又、强ひて一城に楯籠らば、自ら秀賴を蔑にするの罪あるべし。次には、古今和歌集の傳授は、當時幽齋一人なり。彼れ若し、計らざるに命を殞さば、數十世の傳來永く絕えて、偏に歌道の衰となるべし。是に依つて、宸襟を惱まし給ふ。彼古今集を召上げられ、此間叡覽ありつれ共、口訣なくしては、明ならぬ所ありて、此書あれ共なきが如し。然れば、雙方親睦して、幽齋に度々都に登り、此集の傳を世に殘さば、叡感いかで淺かるべき。幸、玄以は、日

頃内府に親み深く、又秀頼を餘所に見るべき者にもあらず。互に玄以が言葉を信じて、和睦せん事疑なし。急ぎ此事の思慮を廻らすべしと仰出さる。德善院勅命を承りて、朝廷を退き、急に丹後へ飛脚を下し、勅命違背し難き事あり。城中・寄手相共に、矢止めせらるべしといひ遣し、其身は直に大坂へ下り、安藝中納言と增田右衛門尉に逢ひて、勅命を述べ、願くば丹後へ軍使を立てられ、寄手の諸將圍を解き、幽齋恙なき樣に御下知あれかしといはれければ、輝元・長盛兩人、共に勅命に背き難し、去りながら、備前中納言、其外石田・長束方へ、此趣をいひ遣し、重ねて貴方迄、內談すべしとあるにより、德善院歸京せしに、五六日過ぎて、輝元・長盛兩人より、德善院方へ使者を上せ、先申聞けらるゝ趣、何れも我等同意なり。但し和談の古法なれば、幽齋丹後の國中を退き、四箇所の城をば、小野木縫殿助指圖して、固く城番を置くべき旨、此方より申付くべしとなり。玄以返答ありけるは、宮津・峯山・久美の城は、籠城の初より捨置きたれば、幽齋違背すべき樣なし、田邊の城を小野木に渡し、剩へ領地を退かん事は、幾度仰聞けらるゝ共、幽齋同心なかるべし。然れば田邊の城番は、某が

手の者に申付けては如何候べき。重ねて御下知を受くべしと、返答あるに依つて、使者大坂へ歸りて、此旨を申しければ、兎も角も宜しき樣に沙汰せらるべしとあるに依つて、敕命の趣を、玄以自筆の書面にあらはし、次に自分の了見を、使者の口状に言含め、幽齋へ意見せられけれ共、暫く同心なかりけるに、富小路・中院兩人を敕使として、急ぎ城を明けて渡すべき由、密に仰下されければ、幽齋、敕命背き難きに依つて、德善院嫡子前田主膳、彼城の在番を勤め、寄手の諸將は、九月十二日、田邊の城下を引拂ふ。幽齋は田邊を出て、丹後の國に至り、前田玄以が龜山の城に滯留して、其後京へ上り、吉田隨神庵に暫く住居せられければ、貴賤親疎の堺なく、音訪るゝ人多かりしとかや。其頃、公卿僉議ありて、一同に奏聞しけるは、應仁の頃、東下野守平常緣、古今集を宗祇より、[二カ]三條家・逍遙院・三光院・圓智院まで、四世の間を經て、今彼祕訣幽齋に傳はる。去れば、此集武家に出て、重ねて公家に傳りし例、東野州が例あれば、幽齋も又、古今集を、公家へ相傳申す樣に、敕を爲し給ふべきやとありければ、則ち禁中へ召連れ、玄旨は歌道にも名高く、其上古今和歌集の傳授は、此頃公家にも

幽齋、知仁親王に古今を傳授しまゐらす

絕えたりしを、玄旨幸に其傳を繼ぐ。然れば、彼知仁に傳授せよかしと綸言ありければ、幽齋敕答あり。申して云く、下官未だ若かりし頃より、和歌に心を寄すると雖も、生れ付本より愚にして、明に辨へ知る所なし。中にも古今集の傳授は、其身に應せぬ業なりしを、先師圓智院、憐を垂れて、傳へ置き候ひぬ。去れば未練の業といひ、殊更和歌の家にもあらで、公家へ相傳へ申さん事、彌、恐ありと雖も、敕命更に默し難し。しかのみならず、水より出でて水より寒く、藍より出でて藍より靑しといふ事あれば、假令拙者教をなすとも、彼人道を悟り、智の同人助ともならざらんや。又一師本時ふして、萬弟道に迷ふとも、一鳥一本の名は世に殘るべしとて、終に八條殿へ傳授せらる。又三條實條は、圓智院公國卿子息なるにより、此卿にも傳授して、二度御家へ返し侍ると、奧書せらる。又烏丸光廣卿、其任にたへ當りしとて、之も其頃傳授かへ、時の人は、八條殿を、敕命の傳授といひ、光廣卿を、器量の傳授といひならはしたり。

一書に、圓智院公國卿卒去の時、子息實條卿、法名香雲院、未だ七歲なる故に、古今集を幽

齋に傳へらる。玄旨、彼實條を領地田邊へ招き養育して、歌學神道を悉く傳へらるれども、實條弱冠なるに依つて、古今集の傳授を殘されしが、實條歸來の後、天子の寵遇他に異りければ、輔佐の大臣ともなし給はんと、幽齋頼母しく思はれ、古今集をも傳授せばやといはれし頃、高麗陣の御觸あるにより、出陣の用意に取紛れて、古今を傳授すべき暇なき故に、古今の箱を、幽齋の孫婿烏丸光廣卿に遣し、高麗陣の間は、貴方に預け參らするなり。高麗に於て打死せば、此箱を實條卿へ渡し給はり候へとて、

　人の國ひくや八島も治りて再びかへす和歌のうらなみ

　藻鹽草かき集めたる跡とめて昔にかへせ和歌のうら波

光廣卿返し、

　萬代と誓ひし龜の鑑知れいかでかあけんうら島がはこ

幽齋歸京ありければ、光廣彼箱を幽齋へ返すとて、

　あけて見ぬかひもありけり玉手箱二度かへす浦島が波

幽齋返し、

浦島や光を添へて玉手箱あけてだに見ずかへす浪かな

と、互に詠じ給ひしと記す。一說に、幽齋、田邊籠城の前後に此歌を送り、答ありしといへり。何れか正說なるにや、覺束なし。一本に、幽齋は、尊氏將軍十二代の後胤萬松院義晴公の四男、母は還翠軒義賢の息女にて、飯川妙佐の妹なり。義晴、東山鹿谷に移住の時、義賢の息女懷妊となり、男子を產み給へり。是兵部大輔藤孝なり。義晴の嫡男義輝・二男北山鹿苑院周山高・三男南都一乘院門跡覺慶、皆藤孝の先なり。藤孝の母、後に三淵伊賀守が妻となれり。伊賀守が長子大和守と幽齋は、同腹兄弟なるが、其頃泉州岸和田城主細川右馬頭元常子なく、幸に三淵と緣あるに依つて、兵部大輔を養ひて、家を繼せたり。此故に、氏を細川と改めらる。其後、藤孝、西岡勝龍寺の合戰に軍功あるに依り、長岡の庄を、信長より給りし故に、玄旨の長子越中守忠興は、氏を長岡と改められしと記す。是皆正說なるにや、覺束なし。又或記に、玄旨は諸藝の達人なり。寄手の諸將宥免して、圍を解くべしと

敕諚あるに依り、諸將丹後を引拂ひ、幽齋も城を退去せらる。敕使は烏丸殿・西三條殿なりと記す。今按ずるに、若此、敕命の趣ならば、假令寄手は圍を解くとも、幽齋、城を渡して、上洛なし難かるべし。然らば前に顯す如く、前田玄以を召連れ、具に勅諚ありて、其後敕使を立てられたるが、實事なるべし。又烏丸殿・三條殿、敕使として、田邊へ下向ありし事は、今禁中より、此沙汰無事なりと人の語りぬ。又、幽齋は、歌學博きのみならず、經書にも亦、深く心を用ひられしといへり。尙古、潛に幽齋の儒書に心を用ひられしといふを、怪しみていふ、幽齋、一年、源氏物語を讀まれしに、紫式部が、女のひか〱しき心に任せて、戀の山にはくしも倒れと書きたる所に至りて、子南子見て、子路悅ひずとあり。經語を引き用ひて、草子の言葉を實にせられしと聞く。假令式部が、心の據に叶ひて、昔より此語を引き來る共、斟酌あるべき事なるを、左もあり顏に取合せて、言葉にも現し、更に求めて、益なき敎をなせるや、聊か心ある人は、幽齋の爰の一說を、承引すべき事はあらねども、少年の迷ともならん。それ他にあるを、幽齋は經書にも心を用ひられしと、憚

りなくいふ、受けられぬ一說なり。然れ共、彼幽齋は、高振る氣象なき人にて、紹巴法橋が他に優らんとするやまひを見て、人は心より形・言葉に至るまで、都て謙る物ぞ、能く其心に立歸るべしと、戀に教訓せらる。又或時、蒲生氏鄉卿、幽齋に逢ひて、貴方は藝能の譽ある故か、武功を稱する人少し。されば多藝に長ずる共、入らざる事かと申されければ、玄旨打笑ひて、某藝を翫べども、皆口號び手すさびにて、然も他仁に勝る事なし。況んや武家の勤に於ては、誰人か我等に劣るべきと、挨拶せられしを、側に居て聞きたる人の物語なり。漸く晚年に及びたる頃は、萬事閑におはせしと聞く、若し其心に守ありて、驗を得られしにや、さもあらば、昔の過を揚げて責むるも、筋なき事なるべし。又、慶長の頃、幽齋は田邊の城に隱居せられ、宮津の城に長子越中守、久美の城に二男玄蕃頭、峯山の城に忠興の長子與市郎を置かれしと記す。頃日細川の家よりも、此說の如しといひ置かれたり。尙古按ずるに、慶長五年の春、忠興、豐州木付を拜領せられ、其頃久美に置かれし細川家臣松井佐渡を豐後へ下して、木付の城代として、久美には與

市郎を置かれたりと、丹後の國人、常に語る。又、慶長の頃、峯山の城主は細川玄蕃頭なりと、皆くいひ傳へたる由。今の峯山の領分京極高明の家臣三上氏が物語なれば、若し細川の家中にて、彼城の入替を聞違へたる人ありしにや。又、田邊へ向ひたる諸將の中に、中川修理大夫・竹中伊豆守・早川主馬首を載せたる書あり。されども中川修理大夫は、其頃豐州佐賀〔關カ〕の里にて、太田飛驒守と戰を挑み、竹中伊豆守は、黒田如水の手に付き、早川主馬首は、其頃病氣にて、程なく死したりしが、實事なれば、此説も亦用ひ難し。但、此輩馳登らば、丹後の寄手に差加ふべしと、大坂に於て相定められ、其姓名を記し置かれしに依つて、此本にも又書付けしにや。一本に、彼生駒左近は、生駒雅樂頭陣代なり。雅樂頭長子讃岐守、關東へ下り、後大坂より催促ありけれ共、雅樂頭所勞ありとて、讃岐守が嫡子左近に、加用大膳・大塚釆女兩人を召添へて、田邊へ差向けられしと記す。今按ずるに、生駒雅樂頭は、内府へ心を寄する人なり。此故に、所勞と號して、出陣なかりしにや。又、小出和泉守は、小出播磨守嫡子なり。二男遠江守は、關東へ下りしが、大坂より催促の頃、

播磨守も煩ふ事ある故に、陣代として、嫡子大和守を、同所へ差向けられしなるべし。又一本に、松倉豐後守重正も、田邊へ發向すべしと、奉行より下知せられしに、豐州亡父の遠忌に當り、法事の爲に出家を招き、酒を呑せけるが、其身も酒に醉ひ過ぎて、出陣の時節遲滯あり。松倉豐後・小野木縫殿・安宅三郎左衞門此三人は、石田三成家老島左近が聟なるに依り、松倉豐後守、舅の左近が方へ人を遣し、後馳せに、田邊へ赴くべきかと伺ひけれ共、左近兎角の返答せざる故に、豐後怒を含み、家老田中藤兵衞と相談して、潛に關東へ下り、內府公の御身方となるに依つて、後の禍なかりしと記す。今按ずるに、松倉豐州は、大和の住人なれば、田邊の寄手とすべき樣なし。若、伏見・大津の攻手に定められしを、出陣延引して、其後關東へ馳下りしにや、覺束なし。一書に、上羽作右衞門は、丹後の先の地頭波多野右金吾が家人なり。波多野氏亡びて後、浪人となりて居たりしを、幽齋の招きに逢ひ、上羽丹後・其子作右衞門主從八十人計りにて、城に籠りたりと記す。正說なるにや、覺束なし。又、一本に、丹州宮津の城は、一色式部、石田に語らひ入れられて、內府公に

背きしを、幽齋父子相談して、式部を田邊へ招き申し、忽ち殺害せられたりと記す。今按ずるに、一色が滅亡は、時節相違にて、信用するに足らず。又一本に、幽齋の家人井戸利跡は、大和浪人と記す。按ずるに、井戸若狹守を、信長公、宇治の槇島の城主とせらる。其子左馬助は、明智光秀が姪聟なるに依つて、天正の中頃、明智叛逆を企てし時、其身方して、槇島の城を守りしに、山崎合戰敗れて後、秀吉公の兵、槇島を攻圍む。左馬助いしく防ぎ戰ひしが、筒井順慶は、左馬助と一族なるに依り、左馬助に意見を加へ、城を渡させけるに、其後、細川越中守、左馬助を領地へ招き、爰に客の樣にして置かれしが、此籠城に武功を顯し、彼が嫡子新右衞門も、越中守に隨ひて關東へ下り、岐阜にて心操あるにより、內府公感じ思召すのみならず、兼ねて御存知の者なる故か、井戸が長子新右衞門・二男忠兵衞・三男安右衞門、關東の御家人に召出されたりと聞く。彼左馬助、慶長の頃は、剃髮して利跡といひたりしにや。又一說に、忠興、豐前國拜領の後、三刀谷監物に、一萬石の采地を與へられしに、監物、病氣と號して、使を返し、龜井武藏守に、常に懇意を受けたるに依り、

蟄居したりと記す。尙古按ずるに、三刀谷監物、兼ねて內府公の御家人となるべき事を願ひしが、其志の遂げざるを本意なく思ひて、忠興の家中を退きしにや。又一本に、明智左馬介光遠が子に、三宅藤兵衛と號する者あり。藤兵衛父左馬助、江州坂本にて自害したりしに、藤兵衛二歲になりけるを、其乳母隱し置きて、漸く成長したりければ、越中守養ひ置かれしが、此時忠興に隨ひ、岐阜關ヶ原の戰を勤めけれども、させる心操もなきに依つて、左馬助が子程もなしと、人々いひ合へりしに、其後寺澤志摩守家人となりて、寬永の頃、耶蘇宗門の一揆發りし時、天草にて討死したり。其子三宅藤右衛門、又細川の家人となる。彼明智左馬助が、光秀に仕へたる故を聞くに、日向守丹後國を給りて、初入の時、同國龜山の市店を通りしに、十四五の男の童、足投出だし、行粧を見物して居たりしに、光秀乘物を留め、何者の子なるぞと問せけるに、父は鍛冶なるが、無禮を咎むるかと思ひ、足覺にて斯の如し、御免あるべしと答へしに、光秀が云く、彼者の眼ざし唯者にあらず。我等に得させよ。足の養生を加へ、平癒するに於ては、召仕はんとあるに依り、父思ひの外

なる事に思ひ、頓て其子を光秀に與へたり。光秀、彼童を有馬へ湯治させたりしに、忽に足立ちければ、三宅彌兵衛と名付けて、召仕ひしに、勇才人に超えしかば、二十一歲の時、聟となして家老になし、明智左馬助光遠と名乘らせたり。光秀謀叛の時、左馬助强ひて諫めけれ共、終に承引せず。左馬助力及ばず、江州安土へ赴き、山崎合戰敗れたりと聞きて、左馬助兵を率ゐて馳上りしが、大津にて、堀秀政と渡合ひ、暫く相戰ひ、夫より坂本の城へ駈入りて、光秀が稚子を刺殺し、身も自害して失せたりと記す。今按ずるに、明智左馬助、勇才人に超えたりとも、忠臣とはすべからず。如何となれば、光秀己が母を、波多野秀治に渡して、磔に掛けさせ、又、信長公を弑し奉る。是は亂臣賊子にも越えたる惡行なるを、左馬助、此時一命を賭けて諫めたりし說もなし。又、安土の城郭を燒拂ひたるも、暴逆に與するに似たり。彼是共に義理を知らざりしといふべきにや。異說に、忠興、家康公の御前に參り、知召さるゝ如く、父幽齋は、文武の嗜ある者なりしが、某の妻の心操にも劣りて、田邊の城を敵に渡し、すごすごと京へ上りしは、老耄の所爲なるべし

と申されければ、家康公、越中守が無興も理なりと宣ふに依つて、幽齋其身の罪を恥ぢ悔い、世間の儀を憚りて蟄居せらる。又、妙庵を初め籠城の諸士、皆面目なき事に思ひ、只二三日城を守らば、關ヶ原の一戰、關東の御勝利となりて、玄旨、家康公への御忠節、雙方あるまじきを顧られ、內府の御意に背きける。是一重に、幽齋、いらざる歌學を好み、古今集の傳授を、永く後世に殘さん抔と、和かなる方に思ひとりて、寄手と和談せられし故なり。凡そ詠歌は、公家の翫にて、武家の嗜む業にあらず。然るを幽齋に限らず、歌を詠ずる人、月花にのみ心を移らせて、家業に怠るのみならず、剩へ己の鋭氣を鈍らす。去れば猛き武士の心をも和らぎたるは、歌なりといはまほし。昔源三位賴政、宇治の戰に利を失ひ、旣に自害に及びつる時、歌を詠じたるは、譏しけれ共、身の成果を哀れがりしは、例の歌人の心なり。能能心を盡すべしといへり。尙古、此說々を怪しみて云く、忠興、家康公の御前に於て、父幽齋の行を、老耄の所爲にやといはれしは、誠しからぬ一說なり。又幽齋、罪を恥ぢ悔いて、蟄居せられ、妙庵を初め、家中の諸士、面目なく思ひしといふも、

覺束なし。幽齋、元來隱居の身なり。此後とても、廣く世上を勤めらるべき事ならねば、自ら蟄居せられしならん。黒田如水は、家康公の御味方として、武威を振はれけれ共、是も其頃隱居なるべし。故に其後、世上を止められたるに、準へ知るべし。又、妙庵、其外家中の諸士、七月末より九月始め迄、堅固に城を守りたれば、何の面目なき事かあらん。又、幽齋、今二三日籠城せらるゝに於ては、關東方の勝利となりて、玄旨、家康公への御忠節、又雙ぶ方あるまじきものをと、後悔する說も信じ難し。家康公、其外天下の御後見なるに依つて、幽齋も、其下知に隨ひ奉る心にて、田邊に在城せられしを、大坂より下知として、諸將丹後へ寄來るにより、力なく籠城せられしが、德善院詳に敕命を傳へ、又此事の發りを告げて、強ひて籠城せらるゝに於ては、秀賴公に對し給ひ、不忠の樣になるべきと、色々意見あるに依つて、岐阜落城の註進を聞きながら、寄手と和平ありし上は、今二三日籠城して、家康公へ一廉御忠節すべきものをと、幽齋、あながちに後悔せられまじきか。又幽齋、家康公の御意に背きしといふも、用ひ難し。江州大津の城主京極宰相高次は、

家康公の御味方となりて、城を守り、後に寄手と和睦して、高野山に籠り居られしを、家康公、參議を召出されけるに、高次、何の面目ありて、二度謁し奉るべきと申されければ、宰相、辭退は理なれども、數萬の敵兵、九月十四日迄、高次の大津の城を攻圍み、關原へ遲參するに依つて、十五日の一戰に、敵陣脆く破れしかば、高次の粉骨空しからずとて、遂に若狹の國を與へられ、幽齋も又、數輩の敵に攻圍まれ、九月十二日まで籠城せられし上は、家康公斯く御氣色惡しかるべき。又幽齋に限らず、歌詠人、月花にのみ心を移して、家業に怠り、銳氣を鈍らすの論も謂なし。凡そ詩歌は、志の行ひ處、物に感じて詞に顯るゝぞ習なるを、爭か猥りに破り捨つべき。其上名高き將士の歌も多く、世の人の口にあれば、必ず武備に怠りし人のなせる業ともいひ難し。一年家光公、文武の聞えある輩を、普く陪臣中より選び給ひ、其人數十七人（と脱カ）限りしかば、永井氏の家臣佐川田喜六、年來和歌に心をよせて、

よしの山花さくころの朝な／＼心にかゝる事のしら雲

と詠じたる折節、台聽に入りければ、是も又文武の一事なり。彼が健かなる文の神

は、内々聞召されしとて、佐川田を御選の内に加へらる。然れば、文の一端となる和歌を惡むも不束なり。去れども、好ける心に引かれて、和歌こそ猶ほをかしきものなれといひて、時務に立てる物を蔑びて、害ある人は、誰か假にも吉とすべき。又賴政の辭世の歌をいひ甲斐なしとする說は、若し平家物語の評判によるか。是一人の私言にして、世の人のとゝかぬ所なれば、議するにも足らぬ事なるべし。

關原軍記大成卷之十一終

關原軍記大成　卷之十二

加州大聖寺城攻附山口昌廣父子死亡

加州中納言利長卿は、去年の秋、內府公と不和の事ありしが、和睦の爲に、老母芳春院を人質に出されしかば、殘る奉行の面々、利長に隔心をなして、此企の內談なかりし中に、其頃、加州へ聞えければ、利長、舍弟利政を、能登國より金澤へ招き、去年、內府公と我等、既に鉾楯に及ばんとする時、當家の方人すべき老中・奉行等、身構して、此方兄弟を餌に飼ひたる遺恨あるに、今度大事を企てながら、一往吾に內談なきも心得難し。此上は、一向に內府の味方となり、是非の勝負を極むべし。其方の心中覺束なしとありければ、能登守返答申されけるは、今度天下二つに分れ、私に勝負を爭ふ。若し御幼君の御爲を計りて、此事起したらば、內府に隨ふべしとも申し難し。

北國の諸將、家康に與す

然れば、大坂へ使者を登せられ、老中・奉行の了見を聞屆け給ひ、其後、評議を御定めあるべきにやと、申されければ、利長卿重ねて曰く、近年、大坂・伏見にありて、人々の心を察するに、實に秀頼公の御爲を思ふ者一人もなし。縱ひ天下の御爲に此企をなすと言觸るも、必定私の謀なるべし。然るに、小松の加賀守を始め、近國の諸將、敵に與する聞えあり共、皆此事の濫觴を辨へ知らぬ輩なれば、一旦敵に迷ふ共、終に内府に歸服すべし。所詮今度の一儀に於ては、吾等に任せ置くべしとあるに依つて、利政、色々議論の上に、利長の心に隨ひければ、中納言甚だ悅喜ありて、然らば近日軍勢を出し、小松・大聖寺を手に入れて、夫より越前へ働くべしとあるにより、能登守頓て歸國せらる。其後、内府公、北國の諸將へ御書を給はり、今度御身方に參る輩は、本領を相違なく與へ、敵と相戰ひ、功を立てたる面々には、御恩賞重かるべしとあるに依つて、黄門侍從兄弟を始め、羽柴秀治・村上義明・溝口宣勝等の諸將、御味方申すべき旨御請けせらる。同じ頃、備前中納言秀家卿、利長・利政へ書を送りて、上方と一味せらるべしとありけれ共、利長承引なかりしとかや。斯くて能登侍從は、

家人前田播磨を、七尾の城に殘し、七月廿二日に能州を出で、同廿四日、金澤へ著陣せらる。利長は、家臣高畠石見を居城に止め、同廿六日の早天に、黄門侍從出馬あり。兄弟の軍勢一萬八千餘人とぞ聞えし。其日は松住〔任カ〕に到り、翌廿七日に小松の城近き三堂山に陣を居ゑられたり。彼中納言利長・小松宰相長重兩人の奧方は、信長公の御息女にて、黄門參議は、間近き緣者なれ共、黄門は內府公の御味方となり、參議は秀家・輝元の方人となるにより、利長卿、三堂の陣所より、不破齋宮を小松へ遣し、頃日私の謀を企て、天下を亂す輩に、何とて同心あるや。甚だ志を飜し、內府の味方せらるゝに於ては、我等祝著たるべしとなり。長重答へられけるは、內府天下の執權なれば、內々其下知を承るべき覺悟ありといふ共、今度天下の御爲とありて、大事を企てらるゝ告あれば、是は違背に及び難し。貴殿如何なる御思慮あれば、內府に屬ひ、輕々しく人數を出さるゝや。願くは今度の御催促に隨つて、近國の諸將を相語ひ、美濃・尾張へ出張せらるべし。然らば、某も手勢を召連れ、一方を承るべし。縱ひ誰人の仰せにもせよ、故太閤の御恩を徒になし、御幼君の秀賴公を見放し申さん事

は、思ひも寄らずとあるにより、利長、さては長重も、敵に與する事分明なり。然る上は、小松の城を攻むべしとて、舍弟能登守、其外老臣を召して評議せられしに、各一同に申しけるは、小松は城郭堅固にして、殊更人數多ければ、卽時に其功なかるべし。大聖寺は山城なれ、要害惡しく、兵少どもし。然れば是より道理を經て、不意に大聖寺を攻め給はゞ、速に利あるのみにあらず、小松も程なく御手に入るべし。同くは、此謀を用ひ給へかしと諫めければ、利長則ち許容ありて、大聖寺を攻落すべきに定められける。

一本に、小松宰相長重も、初めは利長と同意なるにより、兩家の家老も參會して、出陣の相談すべきに相定めて、長重の家老山崎長門・太田但馬・横山大膳、目代に市川長左衛門此四人、金澤より四里隔てたる松住〔任カ〕へ出でけるに、長重の家老坂井與左衛門・江口三郎右衛門兩人、是も小松より、行程四里隔りたる松住へ出でて相談せしに、金澤の家老共、坂井・江口に長重の人質を乞ひければ、兩人心外なる事に思ひながら、長重に申したりしに、長重も承引なく、終に手切になりたりと記す。今按

ずるに、此時利長と同意なるに於ては、互に人質取替はすべき事勿論なり。然るに長重、人質の事に付きて、手切れになりたりとある一說は、覺束なし。

斯くて利長は、三堂と千代に陣城を築き、三堂には岡島備中・不破大學・猪股能登・湯原八之允、千代には寺西若狹・不破丹波・藤田八郎兵衞・淺井淸十郎・矢島權兵衞等を止めらる。是は小松の城に相對すべしとなり。其頃羽柴長重の家老坂井與右衞門が四男坂井八衞門は、利長に仕へけるが、此時、利長に訴へて曰く、知召す如く、小松の城主加賀守は、景刀古主といひ、殊更父與左衞門、彼城に向つて、矢の一つも放し申すに於ては、君父に敵する恐れあり。哀れ御暇を給ひて、小松の城に至り、父と共に死亡仕りたしと申しければ、利長彼が志を憐み、小松へ立歸るべしとあるにより、八右衞門悅びて、小松に至りければ、長重も八右衞門が忠孝を感じて、釆地千石に長義の刀を添へて與へらる。斯くて八月朔日の曙に、利長・利政、三堂を打立ち、能美・吉竹・荒木・佐々木・蓮臺寺・三谷の村里を經て、先手木葉村に至る。小松の城主長重は、金澤勢、湯山越に大聖寺の方へ押行くと聞きて、甲兵二組と鐵炮百七十挺を、獵船二

十餘艘に乘組ませ、湖水に出でて敵を待つ。利長の先陣、小松より敵の出でたるを知らで、木葉潟を右に見て、戒してもなく過ぐる處を、小松勢、橫合より鐵炮を釣打掛けしかば、見る內に死傷する者五六十人に及べり。利長卿、湖水に伏船ありと聞きて、神尾圖書・上坂又兵衞・堀才之助・大橋九郎兵衞等を物頭とし、湖邊に差向けらる。是に依つて水陸の敵味方、半時計り鐵炮迫合あり。然る處に、小松より南部無右衞門・寺澤勘左衞門、斥候として出でけるが、始めに出でたる味方の武見、御幸塚の邊へ歸るを見て、敵兵湖水を挽廻し、先手の跡を取切ると思ひ、急ぎ馳歸りて、長重に此旨を告げければ、加賀守先手へ軍使を遣し、身方の兵士引取る。一手は龍ヶ馬場口を固め、一手は今江より陸に上り、橋を前にあてゝ、敵を待つべしとあるにより、小松の軍士等、湖水より引退く。南部・寺澤の物見の誤なかりせば、金澤勢に、健かしほを付くべきものをと、各後悔せしとかや。

一本に、長重の家人櫻木源太、船にて湖水へ出でけるが、敵兵御幸塚へ寄來るに於ては、跡を取切らして危かるべしと思ひ、家來を御幸塚へ遣しけるに、長重の物見

南部無右衞門・寺澤勘左衞門が來るを見て、敵なりと思ひ、馳歸りて其旨を告ぐるにより、湖水の伏船引取りたりと記す。今按ずるに、利長大聖寺へ發向の時、辻遠なる御幸塚へ兵士を差向けらるべき道理なし。然るに湖水へ出でたる輩、敵兵跡を取切るかと疑ひたる説、覺束なし。又、同本に、湖水を〔のカ〕伏船、鐵炮を打掛けしに、富田下總地形を見て、小荷駄を一所に備へ、其口の小荷駄奉行上坂又兵衞・大橋九郎兵衞、伏船と鐵炮迫合したりしに、利長後陣の騷動を聞きて、石野讃岐を武見に歸されたりと記す。此説の正説なるにや、覺束なし。

利長、今は行軍の妨なきに依つて、燕馬場を過ぎて、其日、松山に至つて陣を居ゑらる。翌二日の朝、大聖寺の城主山口玄蕃頭正廣方へ、九里九郎兵衞を差遣し、其方何とて、今度の徒黨に與するや。急ぎ先非を改めて、父子とも松山の陣所に來り、當家の先手せらるべし。若し遲參あらば、其城を攻取るべしとありければ、城主正弘、彼使者に逢ひて、某元來內府に心を寄すると雖も、御存じの如く、嫡子右京亮、未だ弱年なるにより、兩輪を持する心あつて、暫く評議一定せず。彌、彼者に心服させ、父子

共に松山の御陣所に到り、御下知を承るべしと返答あり。又、利長卿三堂に在陣の頃、越前北庄の城主靑木紀伊守一矩が方へ、藤掛豐前を遣して、貴殿、今度敵に與する聞えありて、實否未だ知り難し。若し風聞の如くなりとも、其先約を造變して、大野宰相・靑木伊賀守・江原小五郎・反町左門等の國人を語らひ、吾等其表へ出馬の時、來謁せらるべしとありければ、紀伊守返答ありけるは、某、更に內府に對して別心なし。貴殿當國へ御出馬あるに於ては、此邊の小身なる輩を語らひ、父子共に參向して、御馳走申すべしとあるに依つて、藤掛豐前、松山の陣所に歸り、件の趣を述べければ、靑木が心中未だ計り難し。然れ共、內府美濃出張の時、手を合すべき爲なれば、金澤に於て相談する如く、彌、越前に働くべし。松平久兵衞を以て、諸隊長に軍法を告戒せらる。其趣に曰、

條々

一、行列の次第、定法に違ふべからず。諸士、各組頭の前に乘るべし。若し私用と稱し、前後に交り、混雜の輩、其罪重かるべき事。

一、諸卒組頭の陣營を放る間鋪事。

一、組頭毎日相替り、前後に乘るべき事。

一、勤番の輩、其外用事申付くる面々、或は病と稱し、或は事を左右によせ、難澁の族有レ之に於ては、早速達聽すべし。其罪重かるべき事。

一、大小事共に不レ達二組頭一猥に一手を離れ、又は他の組頭に隨ふ輩、可レ爲二曲事一事。

右の條々、堅く相守るべし。若、違背の輩は、縱ひ隊長たりといふとも、其罪重かるべし。猶捧二誓詞一、贔屓偏頗なき樣に覺悟すべき者也。

慶長五年八月二日

松平久兵衛どの

利長、大聖寺城を攻む

斯くて利長は、松山にありて、正弘父子を待たれけれ共、兎角一左右なかりしかば、此上は急に軍勢を差向け、大聖寺の城を攻落すべしとて、能登守利政を先手となし、同三日の卯の刻計りに、利長、松山を出陣せらる。此時、一萬五千を三手に分け、一手は大聖寺の東より正面に向ひ、一手は小鹽より福田に向ひ、一手は立花の邊を西

へ廻り、萩生口へ押寄する。城主の嫡子右京亮備弘（異本に修弘とあり）は、家臣成田勝右衛門・同喜太郎・山口源右衛門、其外彼是五百人を召具し、南々に出張して、利政の先手へ、頻に鐵炮を放ちければ、手負死人二三十人に及べり。能登守之を事ともせず、彌手勢を進められしかば、右京亮人數を引纒ひ、大聖寺へ引退く。利政の兵士、敵の跡を慕ふ事甚だ急なり。右京亮、鯰橋に至りて、引返しけるに、利政の軍兵等馬より下立ち、面も振らず突寄する。中にも丹羽織部・大道寺玄蕃、傍輩に先立ちて鑓を突く。是を鯰橋の鑓といふ。城兵突立てられて退きしに、右京亮、御殿屋敷の下まで備を立直し、長柄五十本計りにて、寄手を追返し、城内に入りて門を固む。利長は吹坂を越えて、石堂山に陣を移し、舍弟利政に對面ありて、今日の戰功を稱美せらる。右京亮は、兼ねて鳥銃に熟して、動もすれば翔鳥をも擊つ程の手利なるが、今日の戰に、差せる功なきを口惜しく思ひ、明日は肥前守か能登守を打ちて、城兵に勇を付くべしとて、密に鋪地山に出て、時を窺ふ。明くれば四日の曉更より、利長・利政の軍勢押出す。利長、鯰尾の盔を被り、牀机に尻掛けて居られしを、右京亮、天の與と

金が丸の鑓

悅び、茂みの中より、七八十間計り狙ひ寄り、横合に二放まで打ちけるが、一つは利長の頰桁にかすり、一つは側に控へたる小姓岡崎何某に中りて、卽時に死す。右京亮、本意なき事に思ひながら、峯續きを城中へ退く。斯くて其日は、利長の軍勢先手となり、城近く攻寄する城兵凡そ千五百人、身命を捨てゝ防ぎけれ共、金澤勢終に塀下に附く。中にも九里六藏、一番に金が丸へ乘込みて討死す。淺井右馬・大音主馬・形江兵助・山田出羽・山崎次郎兵衛・佐賀關太夫・葛卷喜八郎・岡島市正・淺井勘左衛門・葛野藤太夫・大石木工・田邊助太夫、續いて込入り、塀裏の敵を突立つる。是を金が丸の鑓といふ。奧村主殿（後號ニ内膳一）も、同時に塀を乘りけるが、兩足を薙がれ、創を被りて、塀より落つる。江守半兵衛・菊地大學も、鑓にて塀より突落され、是も創を被る。富田藏人は、鐵炮に中りて倒れけるが、起き直り、手の者を下知して働かせ、其場に於て、終に死す。斯りしかば利長・利政の軍士、一手になりて亂れ入る。兩家の隊長山崎長門・同勝兵衛・長九郎左衛門・同安藝・横山山城・太田但馬・奧村河内・村井出雲守、高山南坊・富田下總守、兵士を勵ますべき爲に押續く。利長・利政も旗本を詰寄せ、透間をあ

らせず、攻取るべしと下知せらる。城の隊長才田傳右衛門、手の者を下知して、防ぎ戰ひしに、喜田村孫之允と號する浪人、利長の手に付きて、一番に城内へ乘入りしが、才田傳右衛門と鑓を合せ、暫く勝負つかざるに、傳右衛門鑓を捨てゝ、刀を拔き、孫之允が冑を、二刀切りたりしに、孫之允も、其日さしたる藤島の刀、二尺三寸あるを拔拂ひ、傳右衛門を切倒す。時に才田が側に控えたる素肌の武者、孫之允が膝口を切る。淺手なれども倒れけるに、近藤與市、彼素肌の武者を切伏せ、孫之允に言葉をかけ、御邊其首を取れ、是迄に、其方に先を越されたり。是より吾等先陣に進むぞ、後日の證人になれといひて、猶ほ先に進む。孫之允這寄りて、才田が首を取持ち、孫之允が家來西村九左衛門、彼素肌武者の首を取る。九左衛門は、力量ある者なるが、孫之允を肩にかけ、二の首を提げて、城外へ出でけるに、利長、金塚の冑を著たる歩行武者五十人計り先きに立ち、城中へ乘込まれしが、孫之允が働を稱美して、手所保養の爲、醫師を附けられけるとかや。斯りければ、利長の軍士等、我れ劣らじと働く中に、山崎小右衛門・四柳名左衛門・横田久右衛門・石黒次郎助・浦野孫右衛門・堀田兵

左衞門・中田喜兵衞・池田甚助・關左內・藤田六左衞門、利政の家人小原文內、幷利長の隊長臣山崎長門が家來木村三郎右衞門・屋部忠右衞門・石原七左衞門・中西忠兵衞等、其外又內の面々數輩首を取る。　岡島市正・九里六藏・奧平六左衞門・池田備左衞門・奧村掃部・牟井長五郎・大香主馬・佐布利喜太郎・永井彥兵衞、幷利政の家老長九郎左衞門が鐵炮頭岡部式部・村井監物等討死す。　同家人加田紋兵衞・小原十郎左衞門、目に立つ働して創を被る。　時に莚の背旗(さしもの)を差し、傍輩に先立つ者あり。　利長是を見て、堀田與惣兵衞を遣し、彼が名を尋ねられしに、長九郎左衞門が家人富田帶刀なりと答へければ、利長、彼が武者振を褒美せらる。　藤掛豐前は、弓に長ずる者なりしが、金が丸の家に上り、棟に跨りて、頻に矢を放つ。　生田四郎兵衞・西村左馬之助兩人は、鐵炮を打つて、倶に功ある人斬伏せければ、身方の輩其首を取り、山崎も所々に手負ひしが、家の中へ一番に切入り、城主玄蕃頭弟山口勘右衞門と斬り合ひしを、城兵四五人、勘右衞門を引包み奧へ入る。　次郎兵衞又創を被りて臥しけるに、葛野藤太夫、次郎兵衞を肩に掛けて引退く。　大石木工も、突伏せられしが、起上りて、彼家の闘

山口昌廣父子討死

際まで駈付けたり。又城兵、長屋に楯籠りしに、淺井左馬・葛卷隼人一番に斬入りて能く働く。城兵山口右京亮が乳母、寄手を防ぎ、能く働きければ、人皆目を驚かしけるとかや。山崎長門長德が二男山崎勝兵衞は、金が丸の守將藤田次郎兵衞と、馬上の太刀打して、終に藤田斬つて落し、其首を取りけるが、勝兵衞も創を被りて、既に死すべかりしを、山崎家來西村次郎右衞門・堀角左衞門兩人駈付けて、勝兵衞を馬に抱き乘せ、兩人も其場に於て首を取り、藤田既に討死の上、金が丸終に敗れしかば、山口父子、本城に楯籠り、嚴しく矢石を放し掛けて、二時計り防ぎけれども、黃門侍從の兵士、終に本城へ溢れ入り、中にも山崎長門の家人木崎長左衞門は、城主の嫡子右京亮に立向ひしが、自分山口右京亮なりと名謁りて、太刀の柄に手をも掛けずして、首を斬らしむ。右京亮が弟左馬允弘定も、元和元年秀賴滅亡の時、河內國若江に於て、井伊直孝の軍士八田金十郎に討たれしが、是も山口左馬允なりと名乘りて、金十郎に首を授く。兄弟心操一致なるを、人皆感歎せしとかや。城主玄蕃頭、其家臣成田勝左衞門・同喜太郎・織田孫左衞門・速見五兵衞・山口源右衞門・高屋半太夫・大

野作太夫等は、館に火を懸け切腹す。竹島物之助は、玄蕃が介錯して、其身も忽ち腹切りたり。此外兩日の防戰に、討死を致す輩には、

齋田傳右衛門　飯田又六郎　松井宗助　渡部勘解由　渡邊市郎
青木彌吉　青木小左衛門　林五郎左衛門　林彌十郎　蒔田治郎兵衛
吉井吉兵衛　市部清兵衛　河村三郎　同善九郎　石川理左衛門
青木三郎右衛門　中村岩策　桐山久太郎　中井源三　馬場五郎兵衛
梅垣小五郎　今村喜右衛門　今村十作　福森藤藏　河合八右衛門
高屋平兵衛　作村傳右衛門　竹村宗內　藤井兵助　脇加右衛門
西村作助　內藤右近　山脇三右衛門　藤崎又左衛門　長井勝次郎
梅原吉藏　中村六藏　中村宗左衛門　中村彥七　瓜生孫四郎
林藤七　林新五郎　福井彥右衛門　井岡才五郎　八木七右衛門
柳田兵右衛門　南太郎八　八代市助　林紋助　物集女六左衛門
物集女又九郎　吉田源太郎　藤堂三十郎　岡利助　加藤傳吉

加藤源助　瀨村與兵衛　瀨村與吉　塚田喜助　北尾新左衛門
竹岡萬助　竹岡千助　富田半右衛門　山田宗鑑　森　平右衛門

等凡そ八十餘人なり。足輕・小人・又者等の討たるゝ者、總て八百餘人に及べり。又兩口の城攻に、寄手の死傷、九百餘人とぞ聞えし。

一說に、玄蕃頭籠城に及びし頃、俄に取込みたる領內の民は、荻生口へ出でて死を脫る。其頃山中の湯本に、年寄と號する者十人あり。皆籠城したりしが、角屋六郎右衛門といふ者あり。彼を此時狩出されて、主從三人城に籠り、旣に落城に及びし時、六郎右衛門が下人權助とかやいふ者、主人に向つて、今は籠城叶ひ難し、討死の御覺悟あるやと問ふによつて、六郎右衛門が曰く、さればとよ、思昵もなき此殿の爲に、御家中の面々と、今枕を竝べ死せんも、無益の樣なれども、敵城內へ乘入りたれば、脫れ出づべき便なし。此上は思ふ敵に逢ひて、討死するより外はあるべからずといへば、權助が云く、あれ御覽候へ、首を取りたる寄手の兵士、皆城外へ出づると見えたり。然らば某が首切り給ひ、高名したる寄手に紛れ、城中

を御出あるべしといふを、六右衛門更に同心せず、假令いみじき謀にもせよ、罪もなき下人の首を斬りて、死亡を遁るゝ道やあるべき。よしなき事をいはんよりも、汝等が身を全うする才覺せよといふ內に、權助小刀を拔きて、咽を掻切り、忽ち死しければ、六郎右衛門、今は力なし、さらば權助が遺言に隨ひ、城中を出でて見るべしとて、權助が首を斬つて、髻を下げ、一人の下部を引具して、追うて金が丸へ出でけれども、見咎むる者一人もなうして、山下へ下り、夫より權助が首を下人に持たせて、其夜山中へ歸り、首をば懇に葬りたりといへり。尙古、一年湯治の爲に、山中へ赴き、角屋六郎右衛門が家に宿せしに、一人の老翁入り來り、大聖寺落城の物語する序に、權助が事を言出し、今の六郎右衛門は、幼少にて父に後れ、祖父六郎右衛門が語り侍るをも、しかと覺え申すまじ。某は六郎右衛門に、正しく此事を聞きたりといひて、語りしかば、山中にて相知れる我が輩に、權助が事を語り出でけるに、何某とかやいひし人の云く、彼者は、主の六郎右衛門に、狹間せてくれといはずして、勸めて倶に討死せば、自分節義に當るべし。下﨟の及

ばぬ事ながら、殘念といひけるを、尙古が云く、宣ふ所さる事なり。玄蕃頭、實心より民を愛し、恩澤下に普かりせば、六郞右衞門如きの國民といふとも、死を俱にするの義あるべし。然れども山口氏、大聖寺を領して間もなければ、假令仁政を施したりとも、末々には、未だ及び難からんか。殊に正弘吝嗇にして、下を剝ぎたる一說あれば、爭でか其民心服すべき。是によりて、今按ずるに、彼六郞右衞門、大聖寺より生きて歸りしを、あながちに不義とはいひ難かるべし。况や下部權助が、主の討死するを悲しみ、忽ち身に替りたるは、珍しき義士なりと答へければ、其人も、終に同意せり。一說に、正弘、籠城に及べる羽柴長重の方へ、使者を立て、此城の造作牢なれば、籠城叶ひ難かるべし。願くは夫へ馳せ赴き、貴殿と俱に城を守らんとありければ、長重の云く、利長、小松を跡になして、若し其城を攻むるとも、暫く籠城せらるべし。其中に我等後詰して、金澤勢を斬崩すべしと、返答せられしが、長重兼て約束を違へず、㔟橋(いつりはし)の邊まで、出馬ありけれども、大聖寺の城に火かゝりしかば、長重力なく、馬を返されしといへり。按ずるに此說、聊か疑あり。

如何にとなれば、山口父子は强將なりと、何れの書にも記し置きたり。然るに正弘、數日籠城の用意をなし、後又城郭全からずとて、誰の下知もなきに、大聖寺を捨て小松へ赴き、長重と倶に城を守らんと、いふべきやう更になし。然れば後人誤りて、若し此說をなせるにや。又長重、大聖寺の急を聞きて、働橋まで出馬せられしは、身方を救はん爲なるべし。初め正弘、小松へ來るべしとあるを、長重差止められし時の約束にて、斯く出馬ありともいひ難し。但し正弘、金澤勢の寄せ來るを聞きて、小松へ人を遣し、援兵を乞ひたりといふ說あり。此說はさもあるべし。又一本に、山口氏、籠城すべきに相定め、其旨を語るべき爲に、小松へ來り、荒木田屋といふ町人の處に宿を借り、長重に對面ありければ、長重、盃の上に刀を與へらる。山口、此廻禮を輕に思ひ、長重の甥丹羽五助に、脇差を與へたりといへり。此說は、實事なるべきにや。又異本に、寄手の軍士、金が丸を攻破りて、勢甚だ盛なるを、正弘、本城より覗き見て、籠城叶ひ難しと思ひ、頻に降參を乞ひけれども、寄手の兵士許さずして、終に本丸を攻取りたりといへり。今按ずるに、若し、

玄蕃頭二心あらば、鯰橋の一儀、勝負區々なるを面目にして、其口扱に及ぶべきを、更に其沙汰なきのみにあらず、其夜利長、石堂山に陣を居ゑて、夥しく篝を燒明し、大軍の威猛を示されけれども、正弘父子、恐るゝ氣色なかりしと聞く。又正弘、籠城すべき爲に、秀家・輝元へ註進をなし、豐國大明神も照覽ましませ、此城を枕にせんと書きたる古き文の、正しく見たるといふ人あれば、金が丸を破られて、降を乞ひけるといふ說は、信じ難し。初め正弘、利長の使者に逢ひて、嫡子右京亮に教訓をなし、御陣所へ參向すべしとありたるにより、降參の萌、顯れたりと思ひて、後人、猥に附會の說をなすにや、覺束なし。一說に、正弘、其前太閤の命を請けて、金吾中納言の後見となり、筑前國幷秀秋の叔父、久留米侍従秀包の領地筑後國を檢地して、兩國の民を苦しめ、總て虐政を行ひたる天罰にて、今斯く滅亡せしといへり。尚古按ずるに、正弘降を乞ひけれども、寄手の軍士許さずして、攻殺したるに紛れなくば、正弘思はぬ滅亡なれば、所謂積惡の餘殃なるべし。然れども慶長に、玄蕃頭嫡子右京亮、元和に次男左馬允討死したるを思ふに、主君の恩を報ずるに

似たり。若し其志に他念なくば、天誅の亡びともいひ難かるべし。但正弘吝にて、年頃、民を苦しめたるは、人の許さぬ罪なれども、大聖寺の落城に及びて、足輕・小人に至るまで、固めたる持口を去らず、數百人の討死したりとあれば、強將の下に弱兵なき理ながら、家人の感激する所あらん樣にて心にくし。一說に、右京亮、父の吝なりけるを筋なく思ひ、年頃强ひて諫めけれども、正弘承引なかりしが、籠城の評議する席にて、右京亮、父正弘に向ひ、日頃御祕藏ありし金箱を、悉く出し給ひ、狹間配を仰付けらるべきやとありければ、正弘、兎角の返答なかりしといへり。今按ずるに、右京亮、父を諫めたるは道に叶へり。既に敵兵急の時に至りて、父の先非を咎めたるは、不孝といひ、益もなき事なるべし。但し右京亮は、年にも似ぬ、勝れたる人品なりといひ傳へたるは、此說も又附會なるべし。又一說に、寄手、金が丸へ攻入りければ、右京亮薙刀を取りて、敵に渡り合ひ、數人薙懸け、楯の影にて、度々息をつき力戰したるを、利長の家人中村安右衛門・大石木工兩人にて、右京亮を突伏せたりといへり。今按ずるに、本文の如く、右京亮、刀の柄に手をもか

けず、我が姓名を名謁りて、木崎長左衛門に首を授けたるが、正說なるべきか。然れども、中村・大石兩人にて、右京亮を討ちたるも、必ず虛說とは定め難し。又一說に、建藏主といふ禪僧、鋼刃の上手なるが、此時城に籠り、例の十文字にて、能く働き、其後城を出でたりといへり。一說に、富田藏人は、勢州安濃津の城主富田信州の舍弟にて、初め秀次公に仕へけるが、秀次滅亡の時、切腹すべしと思ひ立ち、諸人見物の爲に高札を建てゝ、當日に至り、千本の松原に出て、幕を打廻し、酒宴して時を移す。見物の京童、四方に群り居たりしに、俄に追腹禁止の御下知あるに依り、すご〳〵と居宅へ歸りしに、人皆誹り笑ひしに、利長彼を召出し、七千石與へられしが、此時晴なる討死したりといへり。一說に、城の追手にて、喜多村孫之允と、一所にて働きたるが、近藤與一は、隱れなき者なりといへり。今按ずるに、賤ヶ嶽にて、中村〔川カ〕淸秀を討ちたるは、近藤與市なりと傳記にあり。若し彼の與市、利長の家人となりたるか、但し此時浪人にて、利長の手に付きたるにや、覺束なし。又彼喜多村孫之允は、長政の家人喜多村六兵衛が末子なり。孫之允十六歲にて、

高麗陣に立ち、兩度の働あるにより、長政歸朝の後、領地千石與へられしに、故ありて、黑田の家を立退き、此時利長の手に付きて、勝れたる働ありければ、長政彼を召返し、二千石與へられしが、又故ありて浪人したり。長政、他家の奉公止められしに、安藤帶刀、長政へ斷を述べて後に、紀州の御家人となせり。武功ある者なるに依りて、本知二千石給はりて、其子孫、今も紀州の御家にありといへり。又一說に、山崎次郞兵衞は、例の小太刀にて、數人切倒し、城主右京亮と斬合ひ、又支番頭弟山口勘右衞門と、太刀打の働あり。其後浪人して、病死せしが、其子山崎次郞兵衞、江戶の傍本鄕に居たりしに、今の綱紀卿、彼が宿札を見給ひ、父次郞兵衞が、大聖寺の働を聞傳へられし故に、加州へ呼出して、五百石與へられしといへり。又一本に、利長此時の陣所松山を、後に高岡と號して、利長の隱居所とせらる。

大聖寺城陷る

㊀利長、初め越中の高岡城に在城せられし故に、今又松山と改名ありしといへり。去程に利長、大聖寺の城を攻落し、家人野村五郞兵衞を使者として、關東へ註進ありければ、內府公、斜ならず御喜悅ありて、利長の老母芳春院へ御文を遣さる。其趣に

曰く。

今度肥前殿加賀の國の內、大聖寺御働、御手柄の樣子申來、忠節と存候。滿足申計なく候。此上は北國の緣斬取次第、進ㇾ之候間、此由芳春院殿へ能々心得御申候て可ㇾ給候。其方も永々御苦勞と存候。頓て上方切なびけ、芳春院殿迎に參らせ候べく候。かしく。

八月廿六日　內　府

尙々吾等久々文を書き申さず候へ共、滿足申事に候間、自筆にて申入候以上。

大聖寺の城旣に陷りければ、利長舍弟能登守、其外家老諸隊長を召集め、今度戰功ありたる輩を選び、當座の褒美として、城中の金銀を分ち與へらる。又利長、松山に陣を居ゑられし頃、大聖寺の町人・百姓等、害を恐れて北散りて、落城の後、人を遣し、更に汝等を憎むにあらず、急ぎ立歸るべしとあるにより、頓て己が家々に歸り、神主・出家・山伏等、土產を捧げて祝儀を述ゆる。斯くて利長は、兼て定め置かれし如く、越前へ發向あるべしとて、大聖寺の本城に篠原出羽、二の部に加藤圖書を殘し置かる。

一本に、利長、細呂木より馬を返し、金澤へ歸城の時、彼兩人を、其儘大聖寺に殘し置かれたりと記す。今按ずるに、利長、金澤へ馬を入れられし時は、最前三堂・千代に置かれし輩をさへ、皆金澤へ召連れて、歸城せられしと聞く。殊に大聖寺は、越前より小松への通路なれば、篠原・加藤兩人を、大聖寺に殘し置かるべき樣、更になし。然れば此說用ひ難きにや。

大谷吉隆計策

同六日、黃門侍從、大聖寺を出馬ありて、加賀・越前の境、細呂木に至る頃、備前中納言の使者、一封の書を持ち來る。其書に曰く、

去年以來、內府被㆑背㆓誓詞㆒、御國政數多邪曲有㆑之上、年寄石田治部少輔を押㆓込佐和山㆒、今度又會津中納言爲㆓退治㆒關東へ參向、尤暴逆の至候。累年如㆑此候はゞ、何とて幼君を可㆑被㆑致㆓輔佐㆒候哉。依㆑之我々企㆓大義㆒、押㆓込內府㆒、天下全靜謐可㆑致大忠覺悟に候。貴殿も內々此御所存候條、彌其意得、近日美濃・尾張迄可㆑有㆓御出馬㆒候。

爲ㇾ其以㆓連署㆒如ㇾ此候。恐惶謹言。

七月廿七日　　　　　　　　安藝中納言

　　　　　　　　　　　　　備前中納言

加賀中納言殿

利長此書を披見ありて、我今度一筋に、內府の旗下に屬し、既に大聖寺の城を攻落し、越前へ發向する時節に至り、彼私の謀を企つる輩、書狀を送りたればとて、爭でか返報にも及ぶべき。急ぎ金澤まで軍勢を進むべしと、下知せらるゝにより、彼使者、手を空うして馳せ歸る。然る所に、引續きて中川宗伴、書狀を利長に送りて曰く、今度上方一圓に蜂起して、內府の味方する輩を打果すべき爲に、國々へ手遣ひあり。殊更丹波・丹後・若狹の軍勢數千人、御領內宮腰へ兵船を進め、大谷刑部少輔、諸將を帥ゐて、此口より加州へ發向の用意夥し、其御心得あるべしと、書付けたり。其後故ありて故大納言壻になして、越中の國に置かれし中川武藏といひし者なり。彼宗伴は、髪を剃(おろ)去し、宗伴と名を改め、此頃上方に居たりしが、金澤の安否を覺束なく思ひ、越

前の今庄まで下向せしを、同國敦賀の城主大谷刑部少輔、宗伴を押留め、其方何の用事ありて、加州へ下るやと尋ぬるに依りて、宗伴が云く、今度利長、内府の味方せらるる聞えあり。某抔の辨へ難き事ながら、御幼君を見放し申さるゝ樣にて、いかがなれば、其志を飜し、上方の催促に從ひ給ふべしと、強ひて諫むべき爲に、罷下るなりと答へければ。大谷吉隆、宗伴が出語を聞きて、打頷き、いかにも御邊がいふ如く、利長卿、若し父の遺言に背き給ひ、御幼君の秀頼公を見捨て候はば、行末爭でか目出度かるべき。願くは先非を改められ、秀家・輝元に相異らず、天下の御爲を計り給ふ樣にありたき事なり。若し御老母を江戸に置き給ひ、一筋に御忠節なり難くばせめて金澤に籠居ありて、天下の治るを待ち給ふとも、前田の御家には恙なかるべし。然るに利長卿、軍勢を率して、小松・大聖寺の城を攻落し、夫より當國へ亂れ入らせらるべき聞えあり。若し風聞の如くならば、偏に滅亡を招き給ふといふものならん。假令其方行向ひ、言葉を具へて諫言するとも、大方は其甲斐なかるべし。所詮爰にて諫書を認め、利長卿の陣所へ送れば、金澤へ馬を入れ給はん事疑なし。其上に

て加州へ人を遣し、其方の誤なき趣、又は御亡父の志を繼ぎ給ひ、御幼君を守立て給ふべしと、理を盡して申送らば、爭でか承引なかるべき。斯く分明の理あるを、御邊若し此書を辭退せば、最前の一言、吾等を欺きたると思ふべし。さなきに於ては、筆を取るべしとて、硯料紙を出しければ、宗伴辭するに所なうして、大谷が好みの如く書認めて、利長に送る。宗伴は本來能書にて、手跡紛れる所なく、特に利長を謀るべき者にもあらねば、黄門、謀書に心付なく、舍弟能登守、其外老臣を招き、宗伴が書狀を見せて、評議せられし。吉田保馬一人は、所存を述べけれども、殘る輩一同に、金澤へ御歸陣ありて、然るべからんと諫めければ、利長此旨を承引ありて、其日、大聖寺へ軍勢を旋されたり。

一本に、大谷吉隆、宗伴を此時押留めしも、加州へ書狀を送るべしとあるにより、文言如何書認め申すべきと問ひければ、御邊此間聞きたる如く、上方一圖に蜂起して、伏見・田邊の兩城を攻落す事、伊勢・美濃へ多勢を差向けらるゝ事、景勝、内府と合戰最中の事、當手の軍勢北國へ向ふ事、丹波・丹後・若狹等の諸將は、船にて加

州宮腰へ廻る事、是等の條々を書載すべしとあるによりて、宗作が云く、是れ皆豫て某が承りたる事共なり。但、丹波・丹後・若狹の兵、海上より、加州宮腰へ參ることは承り及ばず。一說なれども、仰聞けらるゝ如くいひ、此邊の風聞も、其如くなれば、仰に任せ、利長方へ申送るべしとて、書狀を書きたりと記す。今按ずるに、此說の虛實、知り難し。然れども實しき一說なるにや。又大谷が、宗作に書かせたる中に、內府會津を捨て、上方へ發向せられしが、美濃・尾張の間にて、合戰に打負け、ほうほう吉田の城へ引入り給ひぬと、書きたりといふ異說あり。按ずるに宗作も、流石の著なりと聞く。假令大谷が下知なりとも、斯樣の虛說をば、書くまじきにや。

是より先、利長、大聖寺の城を攻むべき爲に、三堂より、松山へ陣を移されたる由、越州北庄へ聞えければ、城主青木紀伊守・嫡子左衛門佐、其外家臣を召集め、一昨日肥前守方より、使者を登せ、近日當地へ働くべし。其時吾等も味方せよかしと、いひ送りたれども、羽柴加賀守、小松にありて、海道筋を差塞ぐ上は、利長輒く當家へ發向

なり難からん。然らば兼てより、敵の色を立つるも危しと思ひ、味方すべしと返答せしが、思ひの外、利長湯山越に懸り、大聖寺邊まで、出張するの註進あり。彼若し大聖寺の城を攻破り、壓の人數を殘し、利長・利政兩旗にて、當國へ攻上らば、中々防ぎ難かるべし。內々北國の手當として、上方より軍勢を差向けらるゝとの事なれども、未だ一將も下著なければ、慥なる事はいひ難し。此上は敦賀へ人を遣して、大谷吉隆の救を賴むべしとありければ、各同意するに依りて、件の趣、大谷方へ註進あり。吉隆が曰く、肥前守、大聖寺表へ出張する由、誠に願ふ所なり。仰越さるゝ迄もなく、時刻を移さず馳せ赴き、各相談して、彼をかけ留め、上方の軍勢を待つて、擒にすべし。其心得せらるべしとなり。斯くて吉隆は、手勢二千餘人を從へ、敦賀を立ちて、鯖並〔波カ〕に至る。然る所に、又青木紀伊守方より、飛脚來り、利長兄弟、大聖寺の城を取圍み、嚴しく攻むる聞えあり。彌ゝ急に御出馬あつて給はるべしとなり。此時大谷が軍士等、評判しけるは、青木紀州は、二十萬石の分限なれば、地戰には、人數一萬に及ぶべし。然るに利長・利政の人數、一萬五千の人數に鬪怯して、三分が一にも足

らぬ當家を力にせば、淺間しき事と、いひしとかや。吉隆は、青木が註進を聞きて、備急に打立たんとするを、家臣下河原惣左衞門諫めけるは、堀尾帶刀が家人堀尾宮内、堀尾勘解由等、府中の城にありければ、彼城下を通り給はんも、麁忽なるべし。假令府中の城を押へて、北庄へ赴き給ふとも、前後に敵ありて、便宜惡しかるべし。願くは府中の城を攻落し、其後北庄へ御越しあれかしといひけれども、吉隆更に許容せず。山口玄蕃頭小身なれば、今度の籠城覺束なし。其上利長、若し彼城を攻落し、急に當國に亂入せば、國中騷動するのみならず、北庄の青木紀伊守、丸岡の青木修理亮、其外當國を分ち、領地する小身の輩、我等が著陣を待ち兼ねて、定めて評議區々ならん。又堀尾が家來、府中の城に籠ると雖も、本より城中微勢なれば、專ら守るを心として、道路を遮る事なかるべし。然らば急に北庄へ赴き、利長を加州へ追跡さば、府中の城は、攻めずして必ず降るべし。是戰はずして勝つといふ巧術なりとて、終に鯖並を立つて、北庄の城に入る所に、利長、大聖寺の城を攻落し、當國へ攻上る由、櫛の齒を引くが如く告げ來る。大谷恐るゝ氣色なく、城主紀伊守に向つて、敵足永に亂

入するとも、戰はずして時を移し、上方の軍勢を待付けて、思の儘に取拉かんと、彼若し苛つて進み來らば、其虚に乘じて駈破り、島香川へ斬渡すべし。總て今度の防戰は、我等に任せよといふ内に、待物見の足輕走り來り、利長如何なる故にやありけん、細呂木より引返したりと告げたりければ、大谷、重ねて靑木にいひけるは、肥前守、縱ひ本道を避けて、最前大聖寺へ働きたる山下を退くとも、羽柴加賀守、人數を出して喰止る事あるべし。是より小松へ程近くんば、貴殿と我等と馳せ著けて、加賀守と一手になり、山口父子の弔合戰すべきものを。十四五里の長途を隔りたれば、人馬の力及ぶまじとて、深く憤りけるとなり。斯くて刑部少輔は、北庄に數日逗留して、北國の仕置する内に、上方の軍勢は、如く著陣するに依りて、木下宮内少輔と、蜂須賀阿波守陣代高木法齋は、大聖寺の城を守り、寺西備中守・奥山雅樂助・上田主水等は、小松へ赴き、羽柴加賀守に力を協せ、利長重ねて打つて登らば、嚴しく防ぐべしといひ含め、刑部少輔は、美濃國へ赴くべき爲に、北庄を打立ちけるが、吉隆が豫ての推量に違はず、府中の城に籠りたる堀尾吉晴の家人、吉隆に降を乞ひけれ

ば、人質を請取りて、敦賀へ遣し、其身は今庄より、直に濃州へ馳せ赴く。大谷始終の謀、諸將の及ばぬ所なりとて、其頃の人々、深く感稱せしとかや。

一本に、大谷吉隆が家老大館右馬、主人を諫めて、今度の企、味方勝利なかるべし。利長卿と御同意ありて、御家の長久を計り給へといひけれども、大谷承引せざりしと記す。正説なるにや、覺束なし。又一本に、大谷吉隆、北庄を出でて、船橋に至り、四天王又兵衞に逢ひて、夫より大聖寺へ赴き、落城の破却を繕ひて、城番を定め、又小松に至ると記す。按ずるに、大谷も石田・長束と相倶に、關原の戰を勤むべき兼約あれば、させる事もなきに、加州へ下り、時日を移すまじきにや。然れども利長を大敵と思ひ、其防戰の下知をなすべき爲に、小松・大聖寺へ赴きたるも知り難し。又四天王又兵衞を、陪臣の樣に記す。此故に、青木紀伊守が家人かと思ひしが、太閤の御時仕へたる者なりと、傳記にあり。此時越前の内に、領地ありたるにや。又一本に、中川宗伴、上方より金澤に至り、利長の出陣に、先達つて上りけるを、大谷刑部、敦賀に出て宗伴を捕へ、謀書を書かせて、利長を欺きたりと

いへり。今按ずるに、宗佯、其頃落髮せしと雖も、武士を止めたるにはあらずと聞く。然れば、此時金澤へ下り、利長の出陣に先達つて、登りたりといふ說は、覺束なし。彼れ金澤へ下らんとするを、大谷氏、越州今庄にて、謀書を書せたりといふが、實事ならんか。若し此說の如くならば、吉隆へ赴きし時の事なるべし。又一說に、內府公と勝負を爭ひたる北東關原の合戰、肝要なれば、近國の軍勢、悉く彼地へ召集むべき事なるに、此彼の城塞を攻め、野合の合戰を勤む。此故に、軍勢凡七八萬計り、關原の戰に逢はざりしと聞く。是本末を知らざるに似たり。然れども、此大事を企つる輩にも、是程の謀に、心の付くまじき樣はなけれども、家康公粗忽に上方へ、御發向あるまじくと、思ひたる意より來たる謀ならんといへり。尙古按ずるに、此說、實に覺束なるに於ては、羽柴長重、利長と戰を挑み、又大谷、越前に數日逗留するのみならず、小松・大聖寺に軍勢を殘し置かれたるも、誤とせしか。然れども羽柴長重、北國の押として、小松に在城なれば、利長の、間近く往來せらるゝを知らず貌しては、差置き難かるべし。又大谷吉隆、數日逗留して、小松・大聖

寺に軍勢を殘し置きたるも、利長重ねて出馬して、越前へ亂入せらるゝに於ては、上方迄の騷動ならんと思ひたるにや。然れば先に所謂此處彼處の城を攻め、野合戰をなして、軍勢を費したるといふには、品替るべし。大聖寺山口玄蕃允、先年秀吉公、山口家永を、筑前中納言殿輔佐として、御附なされ、西國に下向し、筑州を檢地せしに、秀秋卿の領三十萬石なりしを、三十七萬八千五百餘石と致しゝかば、夫より民困勞し、山口を惡む事甚しと、云々。

大聖寺入口温井山城近所に、石堂山といふ山あり。南郷是城外なり。〔鎗〕鎗橋・鐘之丸井本丸、小松丹羽・加賀守長重抑、此城何れの世に、何人の築きけるといふ事を知らず。御幸塚の岡より、一段高き地形にて、安宅川の岸迄は、七八町もあるべき、游地の少し中高なるを、平城に積みたるにや、西と北との兩邊は、安宅川注ぎて、大船出入す、然れども切岸高くして、究竟の切所なりしを、追手の木戸に構えたり。掛橋口といふ是なり。東より辰巳の角までは、淺井といへる所にて、殊の外の深田なり。畷一筋ありと雖も、農夫の通道にして、無下に不通の切所なり。搦手一方

計りは、平地に續きたるも、長重、本丸の地形を、九尺築上げ、水難の備とせられし時、猶土を取り、本より本丸の地形の爲に、掘取りたりし土の跡、數十町の堀となり、宛ら湖水に異らず。名城なり。

關原軍記大成卷之十二終

關原軍記大成 卷之十三

利長・長重鬪戰

去程に、羽柴利長卿は、金澤へ歸陣あるべき爲に、細呂木より、大聖寺へ引返されたりと聞えければ、羽柴長重、家臣江口三郎右衛門・坂井與右衛門・大屋與兵衛を呼びていはれけるは、先日當家の輕卒を出し、利長が先手を顆すと雖も、させる功なくして殘念なり。今度は、山口父子の弔合戰といひ、また先日の後悔あれば、手痛く勝負を極むべし。されども、敵の軍を引請け、一手切りに相戰はゞ、勝敗測り難からん。然れば、敵を遣過し、地形と武者色を相測り、彼れが備へ突懸りなば、一手二手を駈破らんこと疑なし。されども我等出馬して、金澤勢の尾に喰ひ付かんも、大人氣なく、又は當家に人なき樣にて如何なれば、今度は、江口三郎右衛門馳向つて、宜

しく計らふべしと下知せられ、又利長は、大聖寺に於て家臣を集めて申されけるは、明日三堂に引取るに於ては、長重人數を繰り出し、道を遮らん事必定なり。退口とい ひ、然れば六人の隊長山崎長門・高山南坊・太田但馬・奥村伊與・富田下總・長九郎左衛門、五人の銃頭上坂亦兵衛・水越縫殿・堀才之助・松平久兵衛・安藤隼人、彼是五千人は、本道より御幸塚に懸りて小松を押へ、我等と能登守、三堂へ著陣の後、動橋方へ引返し、燕八幡・吉竹邊を三堂へ引取るべしと相定めらる。斯りしかば、六人の隊長・五人の銃頭、八月八日寅の刻計りに、大聖寺を立ちて、小松より一里計り此方なる御幸塚に至り、利長・利政は、同日の卯の刻に、大聖寺を打立つて、未の刻に三堂へ馬を入れらる。御幸塚に殘りたる面々會評せられけるは、明日動橋の方へ引返して、山際を退くに於ては、敵を恐れる樣にて口惜からん、然れば直に今江・一屋邊を過ぎて、淺井筋を三堂へ赴くべしと相計りけるに、久兵衛進み出で、各の評議左もあるべし。去りながら、地形を覺悟せざる味方の軍勢、大呂・一屋邊を引入らば、偏に長重の悦なるべし。願くは御下知に從ひて、山下を退き給へかしといひければ、山崎長德、嘲笑

ひて、久兵衛の申さるゝ所心得難し、假令地形を知らねばとて、出て戰ふまじや、何も敵に怖ることやあるべき、彼若し強ひて慕ひ來らば、多兵の中に引包み、一人も殘さず打取るべし。氣遣せらるまじといふ。久兵衛重ねていひけるは、某末座の推參ながら、且は主君の御爲と思ひ、且は傍輩を敵に討たするが無念さに、一往所存を申すと雖も、御同心なければ叶はじ、返すぐも山崎殿の御計略、此事に於ては覺束なし。先日大聖寺の城を攻落し、今又小松を踏つけて、今江より淺井筋を引取らんに、婦人・小兒は知らず。武將となりてゐながら、空しく聞くべき、必ず地形をらくすげに取つて道を進り、尾を擊んとも、全體貴殿軍士を勵まし、構へて列伍を調へ給へかし。某一身の爲に敵兵を恐れぬ證據は、明日急度御目に懸くべしといひければも、山崎等敢て承引せざりしとなり。又隊長等評議を爲し、敵兵出る程ならば、定て後殿を組み止むべし。明日の後殿互に望なれば、所詮鬮を取て前後を定むべしといひけるに、山崎長州がいふは、某今度の先陣なれば、軍を旋す時は、又後殿すべしといひけるを、長九郎左衛門等ひて曰く、金澤の先鋒はいかんともあれ、總軍の魁首は

利政ならずや、我等亦利政の先鋒なれば、退く時は、必ず後殿を勤むべしといふに依つて、各長九郎左衞門が理に服して、殘る五人の鬮を取りて次第を別つ、一番山崎長門・二番高山南坊・三番奥村伊豫・四番富田下總・五番太田但馬、其次長野九郎左衞門父子後殿を勤むべしと相定む。漸う〳〵薄暮に及びしかば、物頭の面々足輕を出し、其身も共に張番を勤む。山崎、營外を見廻りけるが、松平久兵衞に向ひて、御邊張番を勤むると號して、いかで小屋近く控えたるやと咎めしかば、久兵衞答へけるは、貴殿斯くまで勇氣に誇り、敵を侮り給ふに依つて、構の外へ出て害ある事を知らず。凡そ利害にそうなき人、隊長の職に當れりとせんや。克々彼我の得失を辨へ給へといひければ、山崎殊の外無興して、汝勇士の志なくして、猥に人の長短を論ず。甚だ過言なりといふに依つて、久兵衞も亦憤怒して、既に爭鬪に及ばんとするを、各雙方を宥めしとなり。彼山崎長門は、元來山城西ノ岡山崎の油賣なりしが、利家卿、越前府中に於て五萬石を領し給へる頃、僅の祿にて召出し給ふ。既に隊長に任じ置かれしが、折節短氣の過失ありて、此口論もありしとかや。去程に、金澤

丹羽長重の配備

勢、御幸塚に屯したりと聞えしかば、小松の城主長重、家老其外召集め、先日利長、大聖寺へ働く時、當家の軍士彼が行軍を妨げたるによりて、御幸塚に押を殘して、最前の山下を退くと見えたり。御幸塚の軍勢、明日退かん爲に、今夜は必ず止宿すべし。江口三郎右衞門馳向ひ、夜懸をなして追拂ふべしとなり。然る所に、夜に入りければ、俄に大雨降り來り、風も烈しく吹きしかば、長重夜討を止められしに、江口三郎右衞門申しけるは、夜戰の好む所なれば、風雨に乘じて敵を襲ひ、東西へ追散すべし、願くは御免あれかしといふ。坂井・大屋も江口が謀に隨ひ、相倶に夜討を勸めけれど、長重遂に同心なく、少々の小止(をやみ)もなき大雨なれば、御幸塚のあたり、道すがら人馬の駈引叶ひ難し、豫て地形を諳したる甲斐更になかるべし。明日敵兵引取る時に、彼より馳懸り、思の儘に討取るべし。老功の意見に背くのみならず、今夜の戰を止むるは、壯年の某に似合ざるやうなれども、爰は我等に任せ置かるべしと申されしなり。其夜の巳の刻計りに、江口三郎右衞門、長重の下知を請け、小松を出で、粲原に至りて伏兵を設く。金澤勢は、寅の刻より一手〳〵御幸塚を押出

す。江口三郎右衞門敵兵の多勢なるを見て、小松へ加勢を請ひければ、甲士二十人急に桑原へ差向けらる。長九郎左衞門連龍其日の後殿として、今江川を渡り、大呂の野間へ繰出す。此時小松勢、頻に鐵炮放ち掛けて、長連龍が備色めくを見て、江口三郎右衞門麾を振て、かゝれ〳〵といふより早く、松村孫三郎一番に馳せて、敵の備の中を乘切る。續て荒田五兵衞馬を入る。松村は五箇所創を被りて、落馬せられしが、彼處へ投捨たる鑓を取つて立上りけるを、小池新兵衞、松村を馬に乘せて其場を歸らしむ。斯りしかば、小松勢馬より下立ちて突懸る。其勢甚急なり。長連龍・好連伏兵に逢ひて更に驚かず、馬を敵方へ引向へ、面々一命を捨つべき時節唯今なり。馬を乘捨て相戰ふべしと下知をなす。連龍が手の者相懸りて、力戰數刻に及ぶ。中にも、沖角兵衞が曰く、我主將の爲に一命を捨べしといひて、一番に駈入りける。小松方佐々太左衞門、角兵衞を突伏せて首を取る。梶原景時が後胤、堀田帶刀一秀をば、小松の軍士深町久兵衞・澤次郎右衞門相討にして其首を取る。此外小松方に高名する輩には、團七兵衞は、小松平左衞門が首を取る。古田加兵衞は、長中務が首を

利長の殿軍苦戰す

取る。森次右衛門は、鈴木權兵衛が首を取る。坂井與右衛門が三男、坂井彌五左衛門は、鹿島路六左衛門が首を取る。西脇左門は、八田三助が首を取る。此外長伊左衛門・高柳門太夫・杉野權平・堀又兵衛等、弓・鐵炮に中つて命を殞す。小松方には、雑賀兵部・寺岡權左衛門等討死す。凡そ半時計りの迫合に、長連龍が兵士、或は討れ、或は創を被りて、備疎らになりしかば、小松の軍士長が旗下へ突懸る。連龍が嫡子好連は、生年十八歳なるが、手の者數多討死させ、口惜く思ひ、自ら敵に討れんとして馬を進む。父連龍も續いて敵中へ駈入らんとするを、横田久右衛門、連龍が馬の口に取付、宮崎三之丞は、好連が轡に縋る。父子共に怒りて、馬の口を放せ放せといひけれども、横田・宮崎聞入れず、遂に馬を引返す。長重の軍士等勝に乘じて、透間なく追懸けしに、連龍・好連僅に二十人計りの兵士を勵まし、三度迄返し合せ、相のきに引退く。長重は其日の早天より町屋の棟に上り、大呂の戰を遠見せられけるが、正しく身方打勝ちたり。坂井與右衛門は先を取切、敵の隊長を討取るべしとあるにより、急に小松を出で、北淺井に赴き、夫より南淺井に至り、長父子の退くを

見て、横合に馬を進む。其間、相距る事僅に五六十間になりければ、九郎左衞門父子、今は一命を免れ難し、尋常に討死せんと、坂井に相懸り進みけるが、兩陣の間に深き溝ありて、相戰ふ事なり難く、又後を見れば、江口が兵士間近く慕ひ來るに依つて、今少し引退き、加勢を待つて敵兵を追返すべしとて、又父子倶に、身方の陣へ馬を進む。太田但馬は、大呂に戰ありと聞て、長父子を救ん爲に、淺井筋へ旗を返す、坂井が手に屬する小松の兵士、太田が旗先を見て、左の方へ進む。太田が手に付たる銃頭水越縫殿、山代橋に於て馬より下立ち、鑓を取つて敵に向ふ。小松方安孫子淸左衞門（後號二左馬一）・成田勘九郎（後號二半右衞門一）馬に乘つて馳懸り、拜海澤太夫・不破杢兵衞・宮田小兵衞等駈續く、時に松平久兵衞足輕を下知して、太田が備に控えたるが、細道の迫合なる故、鐵炮打せ難く思ひけるにや、黑具足に銀磨きの盔を被り、諸鐙を當てゝ馳來り、馬を彼處に乘捨て、敵と鑓を挑み、水越縫殿の前に馳出で、一番鑓と名謁。太田が家人岩田傳左衞門・井上勘左衞門、松平に相續く、敵味方互に歩行立になつて迫合を始む。松平久兵衞は、不破杢兵衞と鑓を合せ、水越縫殿は、安孫子淸左衞門と鑓を合

す。井上勘左衞門は、戚田助九郎と鑓を合す。岩田傳左衞門は、拜海治太夫と鑓を合す。此の時太田但馬は、上坂主馬・大野甚之丞兩人に下知して、鐵炮を打たしむ小松方拜海治太夫・不破李兵衞、上坂・大野が鐵炮に中りて即時に死す。雙方暫く突合ひけるが、互に精力盡きて相引に引退く、小松の兵士櫻木源太は、赤母衣を懸け、馬に乘つて味方の後に間近く控え、傍輩を勵まされけることなり。斯て長九郎左衞門父子は、太田但馬に行逢けるに、但馬が云く、某大呂の戰を聞くと等しく、速に馬を返すと雖も、道細く泥深きに依つて、漸く唯今此邊に來れりといふ。連龍が曰く、敵兵大勢なるに依つて、思の外に首を取られ、無念言葉に陳べ難し。父子共に戰地を退かず、討死せんとしたりしに、家人等馬の口を取り、切に諫言するに依つて、實にも一手の將たる者、輕々しく死なんも粗忽なりと思ひ、是迄退き來りしなり。累代の家人を捨殺にして、見苦敷敗北したるにはあらず。又嫡子好連、負軍にも氣を呑まれず、馳廻り下知したる武者振の見事さ、父ながら感ずる所なり。好連始め一戰に及ぶ時、鞍の前輪を打過る、然れども、其彈革摺に止りて死を脫る。是を見給へ

といひて、好連が鎧草摺を取つて太田に見せしむ。太田も長父子の粉骨を感じけるとかや。利長卿は三堂に於て、此一戰を開給ひ、栗鼠といふ秘藏の馬に乘りて、本郷の方へ馳付けらる。山崎長門・高山南坊等も鎌谷よりして引返す。長重のつぎ武見(ものみ)、利長の出馬を告げたれば、長重も急に小松を出で、南淺井に陣を居ゑられ。江口三郎兵衛は、大呂の戰に打勝つと雖も、長父子を討漏して無念に思ひ、山代橋の迫合を左に見て、猶兵士を進め、太田但馬が備を前に充て、蓮臺寺の山の尾崎に陣列を守る、長重、江口が方へ軍士を遣し、引取るべしとありければ、江口返答に、味方の軍士疲れたる上は、强ひて戰はんと存ずるにはあらず。但、目前に敵を置き、速に此表を引取らば、敵に芝居をふませたるやうにや候べき、然らば金澤勢引拂ひ、其後御人數引入れ申すべしとなり。長重彼が子を使者に立て、江口がいふ所一理なきには非ず。然れども、今朝大呂に於て勝をとり、其邊迄敵を追懸けたる上は、假令速に引取るとも、更に後難なかるべし、其上豫て下知する如く、戰ふべき時節にあらず、兎角退くべしとあるに依つて、此上は仰に從はんといつて引返す。太田但馬・長九郎

利長、將士を賞す

左衞門父子も、同時に人數を引拂ひ、利長其外諸勢、三堂へ引入りければ、長重も小松へ歸陣ありて、大呂の一戰、又淺井繩手にて鑓を合せたる輩に恩賞を與へらる。利長も長父子の辛勞を犒はる。好連は未だ若輩といひ、殊更不慮の戰なるに、前後をとなしく下知する事、先祖信連以來の事こりたる戰功は知らず。正しく父祖に勝りたれば、近代纔々たる九郎左衞門といふ名を引易へ、十左衞門と改むべしと下知せらる。又松平久兵衞・水越縫殿・并太田が家人岩田傳左衞門・井上勘左衞門が、鑓を合せたる骨折を稱して、金澤に於て感狀を與へらる。其趣に曰く、

今度於二小松表淺井之在所一、一番に合レ鑓之働無二比類一之條、爲二褒美一刀・熨斗付之脇差・並黄金三枚遣レ之候訖、彌可レ勵二忠節一事尤肝要候、謹言、

八月十二日　利　長

松平久兵衞尉殿

今度於二小松表淺井之在所一合レ鑓之働無二比類一之條、爲二褒美一熨斗付之脇差・並黄金三枚遣レ之訖、彌可レ勵二忠節一事尤肝要候、謹言、

八月十二日　利　長

水野縫殿助殿

今度於小松表淺井之在所、合鑓之働無比類之條、爲褒美熨斗付之脇指・竝黃金三枚遣之訖、彌可勵忠節候事可爲肝要者也、

八月十二日　利　長

岩田傳左衛門殿

右同文言、

八月十二日　利　長

井上勘左衛門殿

彼の松平久兵衛は、秀吉公筑紫陣の時、豐州岩石の城に於て比類なき働あり。是に依つて、本祿三百石に一倍の加增を與へ、都合六百石になして、足輕二十人預け置かれしが、御幸塚にて、山崎長門・其外隊長に對して議論したる趣、其圖に當るのみならず、淺井繩手にて鑓を突きければ、利長卿、久兵衛は智勇ある者なりとて、終に隊長に任

淺井繩手合戰に關する諸說

じ、食祿二萬石を授けらる。後に松平伯耆といひたるは、此久兵衞が事なり。利長、淺井にて鑓を合せし輩に、感狀を與へしと聞えければ、小松の軍士安孫子淸右衞門・成田助九郞、傍輩に逢つて、淺井繩手の迫合は、慥に勝負牛角なり。利長、感狀を與へらるゝに於ては、大守も御感書を給はるべき事になど囁きけるを、長重、傳へ聞きて、批判せられけるは、淺井繩手は道狹く、殊に足場も惡かりしに依りて、互の働なり難く、勝負分明に相傳へざるは理なれども、一足も敵を突立てつるが自ら鑓の譽なるべし。然るに橋の彼方にて迫合を始め、此方の橋詰に於て、終にものはなれせし上は、退きたる歩み數は僅なるにもせよ、牛角の勝負とはいひ難からん。是れ偏に引れる敵を慕ひながら、鑓場を立ち挫けたる過あれば、安孫子・成田が骨折は人に超えたりとも、感狀を得さすには及ぶまじきとあるに依つて、兩人屈服せしとなり。

一說に、山崎と松平が、御幸塚にて口論を批判して云く、山崎が如きの短慮人を隊長に選み擧げられしは、畢竟利家の誤なるべしといへり。今按ずるに、山崎

が武功多かる中に、或時、利家の戰利を失ひ、旗下近く崩れ來りしに、利家自若として驚かず、近習の輩に向つて曰く、山崎庄兵衞は、形勢を計つて、後殿の一本鑓を突きし者なり。彼若し懸り口に討死せずば、今見よ先手立直すべし、とある言葉の下に、總先手の武者の口直り、剩、敵を追返す時に、先鋒の軍使馳來り、山崎庄兵衞、盛返しの鑓を突きたりと申しければ、利家推量の違はざる事を自慢せらる。但、利家は山崎が人品を十分には思はざるにや、人數千計りの頭は苦しかるまじきと書置の書面に見えたり。又彼れ常に潔白を好み、聊も僞飾りなく、其始め、山崎の油賣なりし事を更に隱さず。我等は斯様に御恩顧を受けたり。筋目ある人は勿論の事、我斯様に素性賤しき輩まで扶持し給ふ。賴母しく思ひ給へといひて、屬兵を勵まし、家の紋に油筒二本縱に併べて、幕には油綾の桛を付けたりしより、今の庄兵衞まで其紋を易へず。凡そ是等の類を以て、利家の山崎を用ひられたる思慮を思見るべし。一本に、長重、小松を出馬せらるゝに於ては、酒井與右衞門が嫡子若狹は、城を守るべし、と下知せられしに、若狹一向に承引せず。

父と諸共、出馬致し、某も御免を蒙り、御城中を罷出でたしといひければ、長重種々にいひ宥めて、城に留められしと記す。此說、大樣實事なるべし。又一本に、江口三郎右衛門小松、を出でける時、古田五兵衛・櫻木助右衛門、町口の總門を固め、江口を通すまじきといひけるに、三郎右衛門が曰く、拔驅は、やせもののする事にて、我等程の仕業にあらず、御邊達も來りて鑓をせよといふにより、兩人も江口が言に從ひ、大呂に赴きたりと記す。尙古按ずるに、長重の下知を受けて、江口氏斯く計ひたるは知らず、自分の心得にて、總門を固めたる兩人を、大呂へ誘ひたりとするは、覺束なし。一本に、坂井與右衛門、長重の下知を受けて、長九郎左衛門父子を討果すべしとせしに、與右衛門が馬を進むる道筋に、大なる溝ありて、越すべき樣もなく、縱令此溝を越えて働くとも、味方危かるべしと思ひければ、與右衛門馬より飛下り、旗棹を持て水を叩立て、溝ある事を諸兵共に知らせたりと記す。彼の與右衛門直政は、元來美濃の者なり。公方義輝公、六條本國寺に御安坐の時、三好山城守康長入道笑巖・齋藤龍興等、一萬餘人にて本國寺を攻るに依り、細川左

馬頭・三淵伊賀守等は總門を固め、野村越中は門前の辻に控へ、曾我兵庫頭・織田左近・同左馬允等は、皆四門辻に出て防ぎ戰ふ。 余が舊友下村市太夫・同勘助兄弟の曾祖父下村市之丞、三好が先手となり、一番に鑓を突いて、義輝公の兵を本國寺へ追入れたるは、此時なり。 夜に入りて、本國寺の門を敲く者あるにより、何者ぞと問へば、攝州高槻の加勢、前座七郎右衞門・舍弟助六・森彌五八・奥村平六左衞門・渡邊庄左衞門・坂井與右衞門といふ者なりと答へしかば、門を開きて寺內へ入れたり。 翌日の戰に、坂井與右衞門、六度迄鑓を合せ、首四つ打取りたる勇士なり。 長重、去々年、松任より小松へ入部の時、太閤の仰として、十二萬石の內、二萬石を一萬石つゝ坂井與右衞門・江口三郎右衞門に與へらる。 與右衞門が嫡子若狹に二千石、外に代官領三千石の支配したり。 長重浪人せられし時、越前黃門、與右衞門に黃金百兩給はり、御招ありけれども、 長重を見屆けたしとて、 其子若狹を秀康卿へ參らせければ、若狹に三千石與へられ、足輕領七百石の朱印を給はり、次男平八郎は、古太閤の御旗下に出で、千石與へられしが、後に藤堂和泉守に仕へて、二千石

を領す。四男八右衛門は、利長五百石給はりしが、小松へ歸參の後千石與へらる。彼の八右衛門、君父に向つて矢を放ち難き意趣を陳べ、次に某が父兄小松の城にあるに依り、內通の御疑なくてあるべき、彼是に付て御暇申すなりといひけるに、汝に於て內通すべき疑なし。但、君父に向ひ矢を放し難き趣なれば、願の如く暇得さするなり。此一亂治りて後、必ず歸參せよといはれしが、長重、浪人の時金澤へ呼返し、本地五百石に二百石の加增を與へ、足輕三十人の頭となし、後には咄の衆と名付、懇意を加へられたり。又江口三郎右衛門は、始め傳次郎といひたり。黄門秀康卿へ出て、後本地壹萬石を領して、石見と號す。其子石見、越前を退きて、長重の家に歸り、其子孫今も二本松に居れりといへり。或書に、長重は敵の形勢を圖るべき爲に、猿ヶ馬場まで馬を出し、其後大呂へ發向して、戰の下知せられたりと記す。按ずるに、長重、町屋の棟に上り、敵味方の懸引を遠見して居られしが、利長、三堂より淺井筋へ馬を返されたりと聞きて、長重も出馬せられたる時、御幸塚の敵を打果さん爲に、自身出馬せられたりとあるは、實說なるべきに

や。一本に、松平久兵衛は、先へ引取り、跡に戰ある事を知らざりしが、家來井口大學、後へ敵の出でたるを知りて、主人に向ひ、昨夜の御荒言は如何にといへば、久兵衛、實もとて取つて返し、橋の邊を見れば、水越縫殿敵を待ち居りぬ。久兵衛馬を乘放し、鑓を取つて進む。太田但馬是を見て、家人三人に鑓をせよといひければ、岩田傳左衛門・井上勘左衛門・大野甚之丞、水越・松平と立雙ぶ、小松方にも拜海治太夫・不破杢兵衛・成田助九郎・安孫子淸左衛門・宮田小兵衛等馳來りしに、松平久兵衛一番と名乘つて、拜海治太夫と暫く突合しが、舊友なるに依つて、互に鑓を止めて行違ひ、松平は、拜海が跡より進みたる不破杢兵衛と鑓を合せ、拜海は、松平が後に控えたる井上勘左衛門と鑓を合せけるが、不破も拜海も、金澤方の横鑓に擊つ鐵炮に中りて、卽時に死す。此時羽生八幡の神主堯全馳來り、倒れ伏したる治太夫を二刀斬り、首を取らんとせしが、せわしき場にて、首は終に取らず。彼の治太夫は、元來柴田勝家の家人拜海五左衛門が子なり。五左衛門は、賤嶽合戰に討死す。松平久兵衛始め浪人の時、五左衛門が取持にて、勝家に仕へし

が、其始め五左衞門が長屋に居たりし故に、治太夫と親み深きに依り、此時勝負せざりしといへり。一本に、水越縫殿一人、山城橋〔代〕の陣に踏留まりしに、松平久兵衞馳付け、縫殿が前に進みて鑓を合せけれども、縫殿遺恨なかりしば、前夜御幸塚にて、山崎長門と松平久兵衞口論して後、同役の水越縫殿等に、明日我等に爭はずして、鑓を突かせて給はれよといひし故なり。又久兵衞・縫殿が控へける傍に、大溝あり。其内へ膝だけつかりて、十人計り弓を放つものあり。是は先年、關白秀次公御生害の後、利家、秀次公旗下の内、弓の上手を選み、二百人抱えられ、二百卅石宛給はり、其内四十人、奥村河内に預けられしに、此與力門澄四郎右衞門・荒木隼人・野尻釆女・小川彌五左衞門・岩田七左衞門・加藤長助・佐伯六左衞門・前崎與五右衞門・坂井式部、彼是九人此場を勤めたりと。又一說に、金澤勢御幸塚に屯せしとき、松平久兵衞、木葉澤に泛べる獵舟を見て、今の折から、此邊にて漁獵すべきやうなし。定めて小松の物見ならんと思ひ、明日必ず敵兵出づべしといひけれども、山崎等同意せざるに依りて、翌日の未明に、久兵衞御幸塚を出で淺井に至り、繩手の

橋下に隱れ居て、鐵を突きたりといへり。今按ずるに、繩手の細道にて鐵の合たるは、兼て圖らざる事なるべし。然るを久兵衞、大呂・一屋邊の、敵出づべき所を過ぎて、淺井繩手に至りて敵を待べき道理なし。其上久兵衞は物頭なれば、假令前日の一言ありとも、始より組下の足輕を捨て、獨り働を心懸くべき事にもあらず。彼是共に、此説はおほやう虛説なるべきにや。一説に、久兵衞は、富田下總が手に從て退きしが、淺井筋へ敵の出でたるを聞きて、引返しけるに、鐵持續かざりければ、太田但馬に鐵をかりて、淺井繩手へ馳付け、寄合次第に鐵を合せたりといへり。按ずるに、利長、此頃松平久兵衞を以て、下知せられたる禁令の中に、他の手へ相交るまじきよしを書載せらる、然れば又兵衞、富田が備を脫け離れ、太田手には就くまじきか。但、久兵衞は物頭なるに依つて、太田が行列の先に立ちけるが、淺井へ敵の出たるを聞きて引返しけるに、鐵持續かざるに依りて、太田に鐵をかりたるにや。又一説に、三堂の砦を守りし岡島備中、淺井筋へ敵の出たるを聞きて、金の把のしを指物差したる甲士五六十騎先達て、淺井繩手へ著きけれども、道細

かりしかば、人數を進むべき樣なき內に、敵・味方鑓場を引拂ひしかば、岡島も三堂へ馬を向けたりといへり。按ずるに、山崎長門・高山南坊・奥村伊與・富田下總守の四頭、三堂へ馬を入れたる頃、淺井へ敵兵出でたりと聞きて、岡島備中、彼の四頭に先立て人數を出したるにや。さなくば此說覺束なし。一說に、小松の兵士纔の橋一つを退きたりとて、感狀を與へ給はざるは、長重の深き思慮なりといへり。今按ずるに、古人何れの勝負といひ、又は大鑓・脇鑓と名付けたるも、大方危き働なれば、退きたるは勿論の事、假令其場を取り留めたりとも、其感狀の沙汰には及ぶまじきか。然るに松平久兵衞・水越縫殿・岩田傳左衞門・井上勘左衞門を、淺井の四本鑓と號して、彼の小豆坂の七本鑓にも、さのみ劣るまじきやうに譽めなし、小松方の安孫子淸左衞門・成田助九郞も、堀尾吉晴、出雲國へ入部の後、彼の兩人を召して、三千石宛の領知を與へられしと聞く。凡そ事を記す者、重く稱して其實に過ぐる事ある中に、淺井繩手の迫合に於ては、見來る記錄に載するよりは、武功高きにや、覺束なし。又尙古、一年淺井繩手の古戰場を見るに、繩手の中程に二間計り

の板橋あり。案內の云く、横山山城、此所迄軍勢を出し、小松の兵士と戰し故に、橋の名を山城橋と名付たりと語る。されども、淺井筋へ引返したるは、太田但馬に紛れなく、文字も山代橋と書傳へたれば、所にいひならはすは、誤の說なるべし。又一本に、金澤方鷹巢刑部・太田但馬・上坂主馬、鑓の後に馳來り、小松方岡田縫殿も鑓の後に駈付け、口惜しく思ひしにや、鑓を投突にしけれども、敵に中らず。又小松方不破與右衞門は、味方引色になる時、折敷て味方を勵し、彼の兩人も長重褒美せられしといへり。又一本に、小松方團七兵衞・松村孫三郎が首を奪はれたりと申すに依り、松村を糺明せられしに、家來の仕業なりと陳謝したれども、昔、和田義盛、國衡を射殺しけるに、畠山の重忠、其首を賴朝に捧げて、郎等の取たる首なりと申すに依つて後難なし。松村家來の授けたる首を、自分に取りたりといへり。誤に依つて、加州を浪人したりと記す。今按ずるに、團七兵衞は小松平左衞門が首を取るとあり。若し首二つ取つて、一つは松村孫三郎が家來に奪はれたるか。長重は松村孫三郎が功者を賞して、黃金一枚給はり、其家來には白銀一枚與へられ

しと聞く。然るに、孫三郎、此功名は後難ありて、加州を浪人したるは、覺束なし。一本に、利長、此時細呂木より馬を返し、其後淺井の一戰に身方を下知して、小松の城を附入にせざるも、思ひ續くれば、夜の目もあはずとて、後悔せられたりと記す。尙古、按ずるに、利長、細呂木より馬を返されざる後悔はさもあるべし。小松の城は、淺井より道も隔り、强將長重の籠城せられたるを、附入にせず、無念なりといはれまじきにや。別記に、未だ淺井繩手の合戰なき比、長重の家老坂井與右衞門が郞徒西太左衞門、寺井の里へ忍び入りて、金澤方の者二人突伏せ、其二ッの首を持ちて、小松へ歸りたりと記す。同本に、長重淺井繩手へ出馬の處、彼家に居たりし軍學者、永原實報院と水岡越後と、今少し御待あるべしとて、馬の口を控へたりといへり。是皆正說なるにや、覺束なし。又一本に、上田主水正重安は、武田小笠原庶流にて、信州上田に住ひぬ。此故に上田といひたる祖父彌右衞門重氏・父甚左衞門重光は、後に尾州星崎に來り、岡田長門守に任へ、長州滅亡の後、主水は丹羽長秀の小姓となりて、其時は左太郞といひたり。天正九年十二月十八日、伊

丹の城攻に、左太郎一番乘して武勇を顯はす。時に十五歳の初陣なり。翌年の夏、大坂に於て長江縫殿助、織田信澄を射たりしに、左太郎門內へ馳入り、其家來水谷又兵衞續いて乘込み、內より門の扉を鎖して味方を入れず。此時信澄の臣、主君の首を斬つて持來り、左太郎に授けたり、上田主從の働拔群なり。其後秀吉公へ召出され、越前に於て一萬石給はり、任官して主水正になり、又豐臣の姓を給はり、秀吉九州陣の時、豐前國岩石の城にて武功あり。又小田原陣の時、渡邊勘兵衞と同時に城へ乘入り、鑓下に首を取る。慶長五年の秋、丹羽長重、加州小松に籠城の註進を聞きて、主君の筋目を思ひ、小松へ馳赴けれども、落城するに依つて、力なく引返したりと記す。今按ずるに、上田主水正小松へ馳來りしが、落城するに依り、引返したりとあるは、異說なるべし。同本に、主水正此時浪人となり、兵庫に蟄居せしが、蜂須賀至鎭の招を請けて、阿波國に赴き、三年の後、淺野長晟に招かれて紀州に赴く。慶長二十年の夏、但馬守に從ひて泉州に赴き、樫井の町口南の土橋の上に馬を立てけるに、敵兵一人馬を乘寄せ、名乘もせず突懸りしを、主水馬よ

り飛下り、忽ち突伏せけるを、主水が郎等金右衛門其首を取る。續いて墻閘右衛門直之馳來り、主水に向て、御邊は誰人ぞと問ふに依り、上田主水なりと答へければ、我等は今日の先陣墻閘右衛門といふ者なり。勝負せんといひて突合ひしが、閘右衛門手を負ひしに、其家來山縣三郎右衛門入替つて鑓を合す。此の時主水鑓を突折り、剩、岩の間に足を踏込み倒れけるを、三郎右衛門、主水を押へ、首を掻んとせしに、主水が家來横關新三郎、敵の兩足を抓んで撥倒せば、主水起立て、三郎右衛門が首を取る。敵是を見て、八騎嚨と駈寄り、主水を討んとせしに、水谷又兵衛蒲保進み來る敵を、二騎突きければ、敵深手を負ひて引退く、二番は高尾小平太（後號三助左衛門）進出で鑓を合す。三番に横井平左衛門、四番に横關新三郎、彼是四人にて突拂ひ、主水危難を免れ、比類なき働なりと世間にいひあへり。是常に主從相和し、武勇を嗜みたる故なりと。其後主水嫡子彌右衛門、江戸へ召出されて、五千石與へらる。主水老年の後、薙髮して宗固と號す。茶禮風流を好みし故に、宗固が切入れたる花入は、人皆翫啡したり。敢て利心なく、金銀錢を一生手に觸

れざりしといへり。今按ずるは、上田主水が行狀、おほやう正說なるべし。但、塙團右衞門は、其時加藤左馬助に仕へて、武勇隱なき者なるが、此時主水に鑓付けられて、深手を負ひたる故に、淺野左衞門が家來、八木新左衞門に討たれしにや。一說に、此大呂の迫合に討たれたる輩の墓、大呂の野にありといへり。尙古、此古戰場を見たりしに、舊說の如く所々に古墓あり。土人出向ひて、每年七月十五日には、金澤の人來りて、此墓の塵を拂ひ、燈籠を點しぬと語りし。彼の戰死の子孫、金澤に居て、追遠の志を表はせるにや。

利政虛病

斯くて利政・利長、八月十日の早朝に、三堂を打立ち、其夜金澤へ軍勢を入れられ、利政は能州へ歸陣せられける。然る所に、土方勘兵衞は、去月下旬に野州小山を立、上野・信濃・越後・越中を經て金澤に來り、家康公・秀忠公の仰を利長に申述べ、又内府公の御家人小林文左衞門も、内府公の御書を持ちて來り、是は利長一筋に御身方せら

利長、利政を招く

るゝ事、家康公・秀忠公御喜悅ありて、兩君近日上方へ御出馬を向けらるゝに於ては、利長・利政も手合をして、美濃・尾張まで參附あるべしとの仰なり。利長、先日細呂木にて、中川宗伴が書狀を披見の時、太田但馬一人は越前へ亂入あるべしといひけれども、利長、太田が諫を防ぎ、歸陣せられしを後悔あつて、重て出馬あるべき爲に、舍弟利政の方へ使者を立、近日金澤迄又出陣あるべしと申されけれども、利政一向同心なく、先日其地へ召寄給ひ、程なく仰聞けられしに依つて、一旦仰に隨ふと雖も、加州細呂木に於て、秀家・輝元の書を見るに、正しく天下の御爲に此企ある趣なれば、此上幾度仰聞けらるゝとも、御下知に從ひ難しとあるに依つて、利長卿、土方勘兵衛と相談して、土方を能登の國へ遣し、色々異見せられけれども、利政同意なきに依り、土方重ねていひけるは、石田・增田が邪謀に與して、御舍兄の仰に背き給ひ、御老母芳春院殿を捨てられては、不孝・不弟の罪なるべし、返すがへすも御志を改め給ひ、利長卿の御差圖に隨ひ給へかしといひければ、利政の曰く、故太閤薨去し給ふ時、父利家を御座所へ召して、天下の事を計り置かれ、此旨嫡子肥前守・二男孫四郎にも聞かせよ

利政、利長の招に應せず

と宣ひし事、亡父利家の物語なり。然るに母を劬はると號し、兄の指圖に從ふと稱して、君父の遺言を徒らになし、御幼君に對して二心あらば、不忠・不孝の行ならん。つら〳〵古を按ずるに、父子兄弟敵の方にあるとも、志を失はず、遂に其功を立つる輩、和漢其例餘多あり。其父母を捨てたるにはあらず。明に見る所あればなるべし。是に依りて我思ふ事あり。今度兄弟同意して、秀家・輝元に與するとも、內府公も智計ある人なれば、兄弟の怒を憚りて、人質を殺害せらるゝ事なかるべし。然らば兄弟思慮を籌らし、終に老母を取返して、不孝の罪にも沈むべからず。去年利長母を人質に出さんとせらる時、色々と諫め爭ふと雖も、曾て承引なきに依つて、此上は力なし。若し御幼君の御爲に、內府と手切れする事あらば、村井豐後時節を測り、母に自害を勸むる樣に下知せらるべしといひたるは、利長其外家來の面々も、我等堅固の志を告げ知らすべき爲なり。一人ある母を情なく殺害せよといひたるにはあらず。此理を了簡して、利長の無興を宥め、願はくは秀家・輝元の方へ使者を上せらるゝ樣に相談ありて給はるべし。若し君內府の下知として、軍勢を催促せら

るゝに於ては、愛宕・白山も照覽あれ。鎧を肩にかけまじとあらけなく申さるゝに依つて、土方力及ばず金澤へ歸る。其後も利長卿、能登守へ異見せられけれども、病氣と號し、返答なかりしにや。

一說に、利長、細呂木より金澤へ歸陣の後、利政の方へ使者を遣はし、復出陣あるべしと下知せられけれども、某大坂に人質を置きたれば、內府の身方として出馬なり難しとあるにより、利長重て異見を加へ、御邊は妻子を知つて、母ある事を知らず、凡そ五刑の類三千にして、罪不孝より大なるはなし。急ぎ出馬あるべしと申されけれども、利政病氣と號して承引なく、內室を盜取るべしと、四井主馬を大坂へ上せられしといふ。按ずるに、此說、若し實事ならば、利政最前金澤へ來り、舍兄利長と論談せられし時の事なるべし。此時に至りて、事新しく大坂に人質を置かれたれば、出陣なり難しとは申されまじきか。又四井主馬が大坂へ上りたるも、是より前の事なるべし。又一說に、利政は始終出馬なし。其家來を出されたりと記す。今按ずるに、利政始は兄利長に從ひ、出馬せられたりと聞く。今大聖寺

に住みける老人、我に語りけるは、能登守殿常に三味線を好まれしが、大聖寺へ出陣の時、右三味線を纒にせられたりといへり。彼是考見るに、利政、始は出陣せられたる正説なるべきにや。

利長・長重和平附利長再出陣

丹羽長重家康に應ず

去程に、羽柴長重は、寺西備中守・奥山雅樂助・上田主水正等を利長の押として、小松の城に籠りしが、内府公へ歸服の人々、長重の方へ書狀を送り、石田・増田が謀叛に與して、いかで籠城せらるゝや、急ぎ内府の旗下に屬かれ、子孫を保ち給へと異見せらる。長重の家老、各主人の前に出で、故太閤御取立の面々さへ、内府に屬し給ふ上は、上方の輩に邪ある事分明なり。暫く内府に從ひ、末々の形勢を御覽あれかしと諫めければ、長重終に承引して、家來棚橋宗兵衛を使者として、内府公へ書狀を捧げ、上方の下知に從ひ、頃日羽柴肥前守と戰を挑むと雖も、忽ち志を翻し、向後御下知に從ふべしとなり。又長重、此時寺西備中・奥山雅樂・上田主水に申されける

利長・長重和平

は、我等聊所存あつて、內府公に從ふべしといひ遣すなり。各は上方一味の事なれば、當城を退去せらるべしとあるによりて、面々長重に暇乞して小松を退く。大聖寺の城に籠りし木下宮內少輔・蜂須賀阿波守陣代高木法齋は、元より關東へ內通ある故、是も大聖寺の城を明けて領地へ歸る。家康公、長重の書狀を御披見あつて、其志を悅ばせ給ひ、濃州岐阜へ御著の時、土方勘兵衛方へ、長重反忠の事を仰聞けらる。御書に曰く、

急度申候、仍自小松宰相方書狀差越候間、爲披見中納言殿へ進之候、此前有御入魂而、先々果〔報カ〕放行候樣尤候、靑木紀伊守內々申越候間、如何樣にも中納言殿相談可有由申遣候間、其方被致才覺御入魂候而、早々越前表へ御手合之事肝要候、今十三日至岐阜著陣候、近日凶徒等可討果之條可心易候、恐々謹言、

九月十三日　家康

土方勘兵衛殿

是より先に。利長と長重和睦調ひ、人質を取替すべしとて、利長の舍弟猿千代を、

利長・長重會見

此時小松へ遣して質とせらる。 長重は、舍弟左近に、家老江口三郎右衞門・坂井與右衞門が子供を相添へて、人質に出されしなり。 彼の利長の舍弟猿千代は、誕生の日より前田對馬に預け置かれけるが、幼稚の頃より啞なるに依つて、人知らず成長せらしれを、其乳母、舌の腮に著きたる所を切放してより、忽ち言語分明なり。 是より利長連枝の名乘して、此時小松へ上せ給へり。 長重、猿千代に對面あつて、其粧ひ更に直人にあらず。 行末めでたからんと申されしが、果して舍兄利長の家を繼ぎ、加賀・能登・越中の主となれり、中納言利常卿是なり。 斯くて利政を誘引ありけれども、終に承引もなきに依つて、此上は力なしとて、利長卿、土方勘兵衞を誘ひ、九月十二日、金澤を出て、寺井に至り、此時より參議長重の方へ使者を立て、迚も內府の御身方せらるゝ上は、此度出陣あるべしとなり。 長重返答申されて曰く、內府の御下知なき內に、人數を召連れて馳上らば、且は無禮の樣に思ひ給ひ、且は御隔意の事もあるべきや。 然らば內府の御下知を受けて、時日を移さず參向すべし。 但、城下を通り給ふに、對面申さぬも如何なれば、明日御目に懸るべしとて、翌十三日小松の掛橋に

於て、利長・長重對面あり。夫より利長は大聖寺に至り、又家人藤掛豐前を青木紀伊守方へ遣はし、先日我等其表へ出張せば、貴殿も來會せらるべしと、慥なる返答ありながら、大谷刑部が下知を受けて、我等を防ぐべき用意ありと聞く。此上は聊僞なく申聞けらるべしとなり。紀伊守返答ありけるは、貴殿當國へ御出馬あらば、御先手仕るべきと存する志少も僞なき故に、頃日内府へ書狀を捧げ、此旨申送りたり。然れども我等所勞重く、今度の出陣なり難く、せめて御疑なき爲に、人質を參らすべしとなり。又頃日羽柴〔本氏長谷川〕長吉家來、加勢の爲に、同國東郷より來つて北庄にありけるが、紀伊守が家來萩野河內、又長吉家臣津田刑部、大聖寺へ來り、紀伊守別心なき趣色々陳謝しけれども、利長許容なかりしとなり。其後利長は軍勢を率して越前に至り、島香川の上の瀨を渡りて、北庄へ人數を進めらる。然る處に、關ヶ原の合戰內府公御勝利となり、上方の諸將或は討たれ、或は生擒（いけどり）となりたりと聞えしかば、紀伊守大に氣を失ひ、利長の陣所へ使者を出し、某は迚も病中なれば、上方へ御供なり難し、嫡子右衞門佐を召連れ給ひ、內府公御機嫌よろしく御披露あつて給はるべ

しと、樣々理を申さるゝに依つて、利長卿返答せられけるは、先日よりの御會釋に於ては、一向心得難しと雖も、此節に至りて非を責むる心なき樣にて、如何なれば御子息を此方へ給はるべし。我等上方へ同道して、內府公の御憤なき樣に委しく申入るべしとありければ、紀伊守甚悅喜あつて、嫡子右衞門佐、利長の陣所へ參向あり、引續きて紀伊守使者を出し、種々の音物を送らる、利長其音物を返し、御身恙なきに於ては、互に隣國の好あれば、親しく申承るべし、今の折から御音物を留め置きては、人の思はくも如何なれば、御斷申すなりとて、利長は夫より江州へ出で、內府公の大津の御陣へ參向せられしとかや。

一本に、內府公の御家人西尾藤兵衞加賀へ下り、利長・長重の和睦を調へたり。利長の人質猿千代は、此時八歲、長重の人質左近長船は十六歲なりと記す。正說なるにや、覺束なし。又一本に、奧山雅樂助は、利長の御理にて一命を御助あるに依つて、落髮して茶やと名を改め、後迄都に居たり。上田主水は剃髮して宗固といひしが、淺野紀伊守召出して、其子主水家老となり、其子孫右衞門證人として、江

戸へ下りしを、後に召出され五千石給はり、今の彌右衞門は宗固四代なり。後薙主水宗固は、始め信長に仕へて左太郎といひたり。又青山修理・寺西備中守、其外越前にて御敵となりたる儕、皆領知を沒收せらる。木下宮内は利長の取持、又は筑前中納言秀秋の連枝なるに依り、御免を蒙り、其家相續す　今木下淡路守は、宮内少輔孫なりといへり。又別記に、青木紀州の家をも立てさせ給ひ、其子孫今にあり。按ずるに、此件の大抵正説なるべし。但、上田主水、此時剃髮して、淺野紀州に呼出され、家老となりしとあるは時、節相違なるにや。

關原軍記大成　卷之十三　終

關原軍記大成 卷之十四

美濃・尾張・伊勢所々守城

石田三成織田秀信を誘ふ

石田治部少輔は、秀家・輝元の下知を請けて、領地佐和山へ歸り、岐阜中納言秀信卿を味方に引入るべき爲に、甥の川瀨左馬を岐阜へ遣し、今度天下の御爲に、大老・奉行一同して、內府公を滅すべき企あり。貴殿も味方と御同意ありて、御幼君の御手を引かせ給へと、某申入べき由、備前中納言殿・安藝中納言殿、大坂に於て下知せらる。但、輝元と增田長盛は、秀賴公守護の爲に攝府に殘り、秀家卿又は輝元の名代參議秀元、其外長束大藏・大谷刑部・某等は、西北の軍勢數萬人を帥て、近日美濃・尾張に至り、東軍を遮るべきに相定む。猶此後の謀は、重ねて申入べしとなり。彼の秀信卿も、會津へ出陣せらるべしと、內府公仰置かれしに依て、七月上旬に出馬すべしと議せら

れけれども、其家風常に華奢風流を好み、武備に怠あるに依り、出陣の用意調ひ兼ねて、彼是時刻移る中に、三成家人川瀨左馬、岐阜の城に來りて件の意趣を述べければ、秀信卿、川瀨を暫く滯留させて、百々越前守・木造左衞門佐等を召して評議せられしに、木造承り、先づ此度は作法の御返事とは如何なる事ぞとあるに依て、木造重ねて申しけるは、縱令此度治部申越せる趣、餘儀なき事に思召すとも、御同心なり難き御事なり。其上、君は信長公の御嫡孫なれば、天下をも知らせ給はんを、秀吉公、常々無道の行跡ありて、今は外樣大名にならせ給へば、秀頼公に對し給ひ、報謝せらるべき恩惠なし。內府は御祖父信長公と、御緣者の因ありしを忘れ給はず、一年、御叔父信雄の御味方に參り給ひ、秀吉公と合戰に及ばれたるも、偏に當家興立の爲なるべし。爰を以て按ずるに、內府公を敵になし給ふべき道理なければ、是より御返答あるべしと、作法の御會釋ありて、治部少が使者を返し給ひ、其後彌〻群議を凝し給へと申しければ、秀信公、木造が異見に從ふべしとあるに依つて、黃門の前を退き、川瀨を馳走すべしと、役人に申付けて私

秀信、三成に應ず

宅に歸る。然る處に、秀信卿、近臣入江右近・伊達平左衛門・高橋一徳齋を密に呼寄せて、内府の味方に屬すべきか、又は上方に一味すべきやと相談せられしに、三人の輩諫めて曰く、數年太閤の御懇志を請け給ひ、今又秀頼公へ御疎略あらば、世間の人口に懸らせ給はん事必定なり。其上秀吉公、武威を以て四海を治め給ひ、御沒後の今に至るまで、御威光殊に盛なれば、近國の諸大名はいふに及ばず、四國・中國・九州の輩迄、時日を移さず馳集りて、東軍を拉かん事疑なし。縱令又今度の勝負に於て、御心に落ぬ所ありとも、唯義理の當然と思召し給へかしといひければ、秀信卿、此旨を深く信じ給ひ、上方へ一味たるべき由、自筆の返書を調へて、三成が使者に渡されければ、川瀬、夜をこめて佐和山へ歸る。翌朝秀信卿、家老の輩を召給ひ、昨日面々申さるゝ處、一應承引すると雖も、太閤死去の今に至りて、幼君に疎略なり難く思ひ、上方一味の約諾をなしたる上は、一言の諫も無用なり。唯謀の得失を評論すべしと下知せらる、此卿未だ幼少の比、前田徳善院後見たりし故、其後も萬づ玄以の差圖を受けられけるが、此時家老の面々申して曰く、然らば前田徳善院の御思慮を承り、彌々

評議を定むべし。木造左衛門佐・百々越前守、早馬にて京へ上り、德善院の館に至りければ、玄以、兩人を數寄屋へ招き、四邊(あたり)の人を拂ひて、對面せられしに、百々・木造、秀信の心中を語りければ、德善院大に驚き、理非の沙汰論ずる迄もなし。中納言殿急ぎ關東へ一味御出陣ある樣にとて、兩人を岐阜へ返されしに、秀信卿は、三成と會議すべき爲に、百々・木造、京へ上りし後に、佐和山へ赴かれしを、兩人是を夢にも知らず、又早馬にて下向せしが、佐和山より鳥井本の町へ人を出し、中納言殿當城へ御來駕あり、各〻立寄給へといひ遣す。百々・木造、案の外に思ひ、夫とも黃門佐和山におはします上は、岐阜へ歸るも如何なりとて、三成が招くに從ひければ、石田兩人に對面して、上作の大刀・黃金を引出物にせらる。斯て百々・木造は、秀信の供して岐阜へ歸り、德善院の了見を詳に述べけるに、其席に於て飯沼十左衛門申しけるは、今度佐和山へ御越ありし上は、今更關東へ御出陣もなり難からん。石田を此表へ謀り寄せ、即時に討取りて關東へ御註進あらば、一旦佐和山へ赴かせ給ひしも、却て方術となり、內府の御不審もあるべからず。三成を討取る事は、某に仰付けらるべし、息を

も揚させ申すまじと押返し、再三諫言申しけれども、秀信終に承引なし。是偏に入江右近・伊達平左衛門・高橋一徳齋等が、勸に依つてなり。家老の面々、此上は力及ばずとて、終に籠城に相定む。此時栖籠る輩には、秀信の舍弟織田信次・後左衛門佐と號す木造左衛門佐・後號大膳百々越前守・飯沼十左衛門・同小勘平・津田藤右衛門・後號筑後同藤三郎・後號將監齊藤正印・同齊助・足立中務少輔・入江右近・伊達平左衛門・同平三・高橋一徳齋・山田又右衛門・瀧川治兵衛・竹田三九郎・山井釆女・森左内・百々三郎四郎・津田源次郎・佐田次郎兵衛・荒川木工左衛門・瀧川勘兵衛・三田八右衛門・尾城源七・眞野市十郎・柳田與次右衛門・同三八・越知太郎右衛門・横見又七・諏訪孫市・後藤左太夫・伴吉右衛門・柳田新六・土方五郎・今川左馬・同小四郎・吉田半七・志水三喜・岡田三四郎・中島傳左衛門・齋藤市左衛門・布川次郎兵衛・本間五郎八・吉田伊右衛門・佐藤久助・片山五兵衛・杉山藤兵衛・同孫四郎・速見太郎・河井宗左衛門・糟屋五右衛門・關太郎兵衛・野々口九太夫・清水七兵衛・南部紀伊・丹羽源右衛門・長谷川助六・大久保八右衛門・柴山嘉兵衛・後藤權右衛門・小笠原半右衛門・山口加兵衛・多賀兵助・鹽川孫助・山田勘十郎・山野太郎七等、凡そ城兵

七千餘人、持口を定めて城を守る。彼の岐阜の〔本ノマヽ〕槿花山(きんくわざん)といふは、南は稻葉山・荒神山・〔龍カ〕瑞立寺山迄續きて、山重り谷深く、東南の間、或は深田、或は谷岸相交り、又東より〔本ノマヽ〕たちほく山の方へ山の腰を折きり、北は長柄川を帶て、數千丈の巖壁なり。城の大手は、南へ出で西に向ふ、是を七曲と名付く。是より十四五町隔てゝ、搦手二筋の道あり。是を水の手百曲口といふ。大手七曲の山下に御殿を構え、其左右に侍町、御殿を打圍み、七曲より本城の通に武藤砦とて、城の跡あり。總て城郭の四面、凡そ一國の要害なれば、關東勢、縱令嚴しく攻るとも、此城容易く落つべき樣なし。然れども、三成は秀信卿を覺束なく思ひ、家人樫原彦右衞門・其弟彌助兄弟を、加勢として岐阜へ差遣す。樫原兄弟、手勢千餘人にて岐阜に至りければ、秀信卿對面ありて、饗應の上に御盃給はり。其後家老の面々と相談ありて、瑞立寺山に塞を構へて、樫原兄弟を籠置かれしとかや。

一本に、樫原父子・松田十太夫・其外兵士廿餘人、彼是千餘人、又川瀨左馬・大西善右衞門是も千餘人、都合二千餘人、加勢として岐阜の城へ遣したりと記す。侚古按ず

るに、樫原彦右衛門が嫡子平助、其頃未だ幼少にて、父と共に出陣せざる由聞く、然らば、樫原父子岐阜へ赴きたる説は用ひ難し。彌助を子と思ひたるは誤ならんか。又、彦右衛門は食祿七千石、彌介は五千石の分限にて、與力同心を預けたれば、兄弟の人數凡そ千人に及ぶべきを、松田十太夫其外兵士を相添へて千餘人とあるも疑ひあり。其上、予が一族森吉寛、彼の樫原兄弟の宿したる岐阜の町人加納久右衛門・森島藤入といふ者に逢ひて、此時の始終を聞きたるに、川瀨左馬・松田十太夫・大西善右衛門が岐阜へ來りし事は、彼の森島・加納兩人ながら語らざりしといふを以て推量するに、川瀨・松田・大西は、樫原より後に岐阜へ赴き、町屋に一宿もせず、籠城したる故に、其頃岐阜に居たりし者も知らざるにや。

濃尾諸城の動靜

去程に、秀信卿、上方と同意の聞ありければ、美濃・尾張に在國の輩、皆關東の御敵となり、城々に楯籠る。中にも尾州犬山・濃州竹ヶ鼻は、關東勢の先鋒なり。敵若し寄來らば、堅固に禦ぐべしとて、犬山の城主石川備前守數正に、稻葉右京亮・同彦六・田丸中務少輔・加藤左衛門佐・關長門守・竹中丹後守・伊東對馬守、其外大坂より下り

し弓・鐵炮の者頭兩人差加へらる。又竹が鼻の城主杉浦五郎左衞門に、花村半左衞門・毛利掃部・梶川三十郎等を、秀信卿より加勢せらる。又尾州淸洲侍從正則の家人津田備中は、秀吉公黄母羅（きほろ）を許し給ひたる津田與左衞門といひし者なり。正則の先の內室は、與左衞門が娘なるにより、秀吉公正則に、播州龍野を與へられし時、與左衞門を召して宣ひけるは、汝が知る如く、福島は我身近き者なる故に、若輩なれども、龍野の城主となして、五萬石を授く。幸汝が婿なれば、其方、向後福島が家老となり、領內を治めよかしとありければ、與左衞門仰に從ひ奉るべしといひて、正則の臣となり、此頃、津田備中と名を改め、會津の留守したりしに、三成、使者を遣して曰く、內府御法度に背き給ひ、御國政私あるに依つて、大老・奉行同意して、關東征伐の企をなし、近日備前中納言殿、大名を相具し、美濃・尾張迄發向せらるべき內談あり。正則、元來秀賴公に對し給ひ疎略あるべき人にもあらず、又、其方も故太閤の御恩を蒙りたる者なれば、速に其城を開け渡し、御忠節申すべしとありければ、備中答ていひけるは、事の道理は如何ともあれ、主人の下知もなき內に、此城を渡し申さん事、覺悟にも

及ばぬ事なり。唯御人數を差向けられ、某が首を刎給ひて、其後、兎も角も御沙汰あるべしといふに依つて、淸洲の城を攻落すべしとありけるが。三成如何なる了見やありけん、彼の城を攻落さずして、濃州大垣の城主伊藤彥兵衞方へ使者を遣し、城を開け渡さるべしとありけれども、彥兵衞同心なかりけるを。福原右馬助・平塚因幡守、大垣に至り、三成自分の所存にあらず、秀賴公の御爲なれば、速に城を開き渡し、貴殿も要害の地を選び、塞を築きて移り給へといひければ、彥兵衞終に承引して、領內今村に塞を構へて移りけ。りされば、大垣を上方の根城とすべき爲に、石田方より人數を遣し、此彼繕ひけるとなり。其頃尾州岩塚に、吉田九郞左衞門といふ者あり。彼が祖父吉田內記守氏入道長英は、數代武衞氏に仕へて、岩塚の城主なりしが、武衞衰微の後、長英入道は蟄居して、長子內記・其弟石橋彥四郞（後號吉田修理）信長公へ仕へけるが、內記、永祿十一年九月十三日勢州大河內の城の大手に於て、織田下總と一所に討死す。其子九郞左衞門・次男長藏・叔父石橋彥四郞、信雄の家人となり、其後、秀次公、尾張・伊勢を知行せらるゝ時、吉田九郞左衞門兄弟には、舊領岩塚を與へ、石橋彥四郞を近習

氏家行廣關軍の招に應ぜず

になし給へり。秀次滅亡の後、彼の吉田修理は、結城秀康公の御家人となり、其子吉田九郎左衛門・其弟長藏は、岩塚に籠り居たり　此時、兄弟相計らひ、地頭羽柴正則は、定めて上方と一味して、領地淸洲へ馳上るべし。然らば途中に於て正則を打果さんとて、水野泉州方へ内通して、六七百人を相語らひけるに、和泉守は池鯉鮒にて加賀江彌八郎に討れ、正則も思の外、關東の御味方として、淸洲へ歸城ありければ、彼の吉田兄弟・其從弟秋田左内、淸洲に來り、御味方に參るべしといひけるに、正則、彼等が最前の隱謀を聞出して、終に誅戮せられしとかや。又三成、勢州桑名の城主氏家内膳正行廣が方へ、家人武家左兵衛を差遣し、此企の意趣を述べて、急ぎ出陣あるべしと下知せらる。内膳正、彼の使者に會ひて返答ありけるは、太閤薨去ありて、内府御國政に私曲ありとも、秀頼公御幼稚なれば、暫く遠慮あるべきを、恣に關東征伐と號して兵爭を動し給ふ事、私の謀ある樣にて心得難し。此故に、内府を敵になし、今度會津へ發向したる上方の諸將に、果し合ひて挑み戰はん事を覺悟せず。然れども天下の御爲とあるを聞きも入れず、密に關東へ内通し、内府へ馬をつなぐ樣のあさまし

き行は、愛宕八幡も御知見あれ。某に於ては存も寄らず、所詮今度の軍役を辭退して居城に籠り、秀頼公の御爲に忠義を盡すべき秋至らば、相應に志を顯すべし。此旨大老・奉行へ宜しく御沙汰ありて給はるべしとなり。家康公、氏家が返答を聞召し傳へられ、いかにもして彼を味方に引入れよと、本多中務方へ御下知あるに依つて、本多忠勝、桑名へ使者を遣し、内府の味方に參り給へといはれけれども、氏家一向同心せず、我等は太閤の御恩を蒙りたるものなれば、假初にも御幼君に背き、後ろにはなし難し。もし重ねて内府の味方せよと申越さるゝに於ては、必ず其使者の頭を切るべしとあるにより、本多、詮方なき事に思ひしとかや。

或説には、秀家の下知に依て、氏家も終に上方と一味をなし、其弟氏家志摩守、又は寺西下野守相倶に、桑名の城を守りたりといへり。正説なるにや覺束なし。

去程に、備前中納言は、伏見の城を攻落し、夫より濃州へ出陣せらるべき沙汰あるに依て、小身の面々、八月六日の晩、佐和山へ著陣ありければ、石田三成、美濃國へ發向すべしとて、舍弟石田木工頭・同右近・宇多下野守・同河内守・同宗次郎等を佐和山に

石田三成出陣

殘し、同八日、軍勢を押出す。一番に島左近・蒲生備中・小川平左衞門・新藤縫殿・後藤又介・百々宮內・早崎平藏・分田伊織・淺井新六、其兵二千五百人、二番に舞兵庫・中島宗左衞門・大場土佐・太田伯耆・香樂間藏人・三田村織部・町野介之丞・馬渡外記・川崎五郎左衞門、其兵二千五百人、先鋒凡五千人、濃州垂井・赤坂に陣を取る。翌九日、三成打立つべしとある所に、八日の夜に入り、河尻肥前守・丸茂三郎兵衞、佐和山に來り、明日は惡日なり。願くは御出陣を延べらるべしといひければ、三成が曰く、秀賴公へ十萬石宛の御加恩を與へ給はんに、惡日なりとて御受せらるまじきや。今度逆臣を退治して、天下を御幼君の御手に入るゝ事なれば、更に延々にはなり難しとて、終に九日の早天に出馬あり。先手旗本の兵士、都て八千餘人とぞ聞えし。其日は垂井に至り、此所に一日逗留して、十一日の晩大垣の城に入る、城主の家臣伊藤賴母・伊藤伊與を召出し、長州以來二代の老臣なれば、此城の守に於ては、定めて覺悟すべしといひて、兩人の存寄を聞届け、池尻口に柵をふり、三所に揚貴戸を構へしなり。程なく秀家卿・大谷吉隆も、大垣へ著陣ありければ、各々大垣にあつて諸方の下知をなす。頃

三成、大垣城に入る

西軍の諸將

日、濃州へ馳集る輩には、備前中納言秀家・安藝宰相秀元・吉川侍從廣家・石田治部少輔・長束大藏大輔・同伊賀守・大谷刑部少輔・同大學・木下山城守・筑前中納言秀秋・織田左衞門佐・同長兵衞・羽柴兵庫入道惟新・同又八郎・島津中務大輔・小西攝津守・鍋島信濃守・長曾我部宮内少輔・安國寺惠瓊長老・福原右馬助・垣見和泉守・熊谷内藏丞・木村宗左衞門・同傳藏・相良左兵衞尉・秋月長門守・高橋右京大夫・有馬修理大夫・毛利壹岐守・脇坂中務少輔・同淡路守・小川土佐守・同左馬助・戸田武藏守・同内記・朽木三河守・池田伊豫守・平塚因幡守・同庄兵衞・布施屋飛驒守・玉置小平治・松浦安太夫・赤澤山城守・糟屋内膳正・赤屋久兵衞等なり。其外、大坂より馳下る小身の輩は、指を折るに遑なし。斯りければ、備前中納言は、一手の兵士を率して、太田の渡へ向ひ、島津又八郎・同中務大輔は、萩原の渡口に陣を居ゑ、石田が屬兵三千人、伊勢口の押として、河津駒野に陣を取る。羽柴正則・羽柴輝政・本多中務大輔等の關東勢は、同月中旬に尾州淸洲の城に入る、大垣と淸洲の間七里を隔てゝ互に籠城なり。美濃・伊勢を領する輩は、關東より直に領地へ赴きて城を守る。所謂濃州松本は德永法印、同國今尾に市

美濃尾張伊勢所々守城

橋下總守昌之籠城して、手の者六百餘人、金屋河原に張出し、日々に敵兵と鐵炮迫合あり。勢州長島には福島掃部頭籠城す。但、掃部頭小身なるに依て、山岡道阿彌、加勢たり。同國阿濃津は富岡信濃守、同國松坂は石田兵部大輔、同國岩手は稻葉藏人、同國上野は分部左京亮、同國畔垂(あたり)は九鬼長門守、但、分部左京亮は小身なるにより、上野を出て阿濃津の城に籠る。又伊賀の國上野の城主羽柴伊賀守定次も、同時に關東より上りしが、長束政家〔正カ〕上野の城を明けさせ、新庄越前守直定を城番に入置きたりと聞えければ、伊賀守居城へ歸るべき樣なく、尾州淸洲へ來り、關東勢と一手となる。又上方一味の輩には、濃州高巣の城主高木八郎兵衞、其兵八百餘にて兩藝に陣を取る。是は今尾の市橋が押なり。同國太田山に原圖書、是は長島の福島山岡が押なり。同國福原に丸毛三郎兵衞、桑名に氏家內膳正行廣・同志摩守・寺西備中守、其兵千七百人、同國神戶に羽柴下總守勝雅、其兵八百人、同國龜山に岡本下野守宗憲、其兵六百卅人にて楯籠る。是皆敵の押をなし、又は兵糧の通路を開くべき爲なり。

一本に、市橋下總守、金屋河原に於て數々迫合、其外心操あるにより、本領二萬石

に一倍の御加增あり。男子なきにより、寵愛の小姓を聟養子となして、市橋三四郎と名乘らせ、家督を繼せ申たしと願置きて死亡ありしが、家人等承引せず。下總守猶子を家督に御立ある樣にと申したりしに、御許容ありて、本領二萬石、竕下總守昌成に給はり、三四郎には、別に三千石を與へらる。昌成の子下總守昌信、其子久五郎、又下總守となりて、其子孫相續したりといへり。

美濃國福原〔束カ〕・高巢〔須カ〕落去

岐阜中納言、其外美濃一國の輩、皆會津へ出陣の御催促に隨ひ、出陣すべしと用意する折節、石田治部少輔・川瀨左馬を濃州福束へ遣し、城主丸毛三郎兵衞に告げて曰く、今度我等主君の御爲に旗を揚げ、四國・中國・九州の諸將を隨へ、備前中納言殿と相共に、美濃・尾張に到り、所々に向ひ城を築き、根を深うし葉を堅くして、東西往來の道路を差塞ぎ、終に關東を治むべし。貴殿會津の出陣を止て、忠節せらるゝに於ては、御恩賞重かるべしとありければ、三郎兵衞は一往の辭退もせず、御下知に任すべし

丸毛三郎兵衞、三成に應ず

と答へたり。爰に尾州赤目の住人横井伊織は、內府公の御味方なるにより、丸毛が家老丸茂六兵衞を招き、御邊が主人、凶徒に與せらるゝ聞あれども、眞實にてはあるべからず。急ぎ內府の味方に參り、郎從數百人の命を助け、父祖の跡をも失はぬ覺悟せらるゝ樣に、貴殿諫言すべしといひければ、六兵衞同意して、福束に歸り、横井が論ずる趣を、三郎兵衞に語りければ、心得ぬ事を申すもの哉、凡そ武士の一度申合ひたる事を違變すべきや、汝も其覺悟せよといふによりて、六兵衞繰返して諫ければ、唯瞋をなし、故太閤の御恩は蒼海よりも深く、大山よりも高し、然るに今度備前中納言殿・石田治部少輔、主君の御代官として旗を揚ぐるに、我等不肖たりと雖も、報恩の爲に身命を抛つべき志あり。縱令兼約を違變して、安閑に暮すとも、何時迄の代をか保つべきや、かたへの人に指をさゝれ、武運忽ち盡果て、惡名を取るべきなり。人間葢作り直すべき樣なし、意見も評定も事に依るぞと、六兵衞が面を打たぬ計りに怒りければ、六兵衞力及ばず、横井が方へ其旨をいひ送り、三郎兵衞は豫ての約束にて、狼煙を揚げたりしに、大垣の城主伊藤彥兵衞、長松の城主武光式部、其外石

市橋、横井等福束城を攻む

田が隊長舞兵庫・高野越中・武藤左京・雜賀兵部、彼是三千餘人、福束へ馳赴く、斯かりければ、德永法印・同左馬助・市橋下總守・横井伊織・同孫左衛門・同作右衛門、八月十六日の早朝に福束へ發向せしに、三郎兵衛此旨を聞きて、敵を領内へ立てゝは、防戰の便り惡かるべしとて、伊藤・武光、又は石田が加勢を從へ、大藪村と大傳村との間に陣を居ゑ、大河を隔てゝ控へたり。寄手の諸手の諸將は、加知村に備へて鐵炮迫合を始めけれども、三町計の大川を隔てたれば、敵味方何のする業もなくて、夕陽に及びたり。時に市橋下總守が、郎等金森平左衛門、竹内四郎左衛門を呼んで、汝等は此邊の案内者なり。川上を泳越し、敵の後なる大藪村・白蓮坊村に火を懸け、敵の陣取り騷動する時、川を馳渡り切崩すべしといひければ、兩人肯うて總州が前を退き、主從二十人にて夜中に河を泳ぎ渡り、彼の村に入りて見るに、門戸をさしたる計りにて、農人逃失せて一人も居ざりければ、此彼に火を放ち、閧を揚げたり。案の如く敵陣騷ぎ出たるを見て、德永・市橋・横井等、加知村の渡を篦矯なりに渡り、一同に斬懸りければ、敵兵立足もなく敗北して、伊藤・武光・石田が兵、川の堤を北へ崩れけるに、

稻束城陷落

德永父子透間なく追懸け、兜首十六討取つたり。三郎兵衞は、田中の道を編〔東カ〕原へ引入しに、市橋總州・横井等手繁く追詰め、是も兜首三十六を獲たり。丸毛はほう〳〵城内へ入りけるに、市橋が手の者、附入にせんと懸りたりしに、丸毛が家人西脇幸左衞門父子後詰して、傍輩澁谷多左衞門にいひけるは、こは口惜しき事哉、敵に逢て太刀を拔ず。矢の一つをも射ずして引退き、城を附入りにせられては、武士の面目あるべからず。返合せ討死して、主君を城内へ入れ申さんと勇みければ、澁谷同意して彼の三人引返し、溢れ來る敵に渡り合ふて、鑓の柄も突折、太刀の柄も碎くるまでと相鬪ひ、枕を駢べて討死する内に、丸毛は城内へ入つて門を打たせて見ければ、究竟の者共五十六人・雜兵二百餘人討たれて、城を守るべき樣なかりければ、丸毛は裏門より出で、何處ともなく落行きたり。市橋は終に城を乘取りて、手の者に堅く守らせ、諸將勝軍を納めて馬を旋す。丸毛は後に剃髮して道和といひしが、加賀中納言彼を勞はり、二千石を與へて、浪人分にて置かれしとかや。

一本に、信長公、江州箕作の城を攻められし時、美濃國の人竹中半兵衞・丸毛兵庫・

牧村巳之助三人を召出して、秀吉公の與力とせらる。彼の丸毛兵庫が嫡子三郎兵衞、父の家督二萬石を領して、此時福束の城に居たり。彼の福束は、伊勢より川船にて大垣へ兵糧を入るゝに便あるにより、三郎兵衞を城に置きたり。三郎兵衞が弟五郎兵衞は、後に關東の御家人となり、三郎兵衞が子孫は今に加州にありといへり。

福島正則高巣城を攻めしむ

其後、羽柴左衞門大夫は、西美濃へ打廻り、寬撓〔嬌イ〕に手の者二百人計を相具し、尾州清洲を出で、市橋下總守が領知今尾町に馬を立てられしに、徳永法印・同左馬助も此處へ來り、左衞門大夫に對面す。正則、徳永にいはれけるは、各、福束表の働感じ入りたり。猶も高木八郎左衞門が守る所の、高巣〔須カ〕の城を少〔本ノマヽ〕學せられよとあるに付きて、徳永家人布家市郎左衞門と、加納村の一向宗寶樹坊と兩使を立て、城を渡し降參あるべしといひ送りけれども、原圓齋、太田の中島にあつて、高巣の城へ程近きにより、八郎兵衞、圓齋が前を憚りて、背はざりしを、法印手を替へて勸め遣しければ、八郎兵衞同心して、然らば大手馬目口より攻寄る粧をなし、雙方、玉なしの鐵炮を打合ひ、颯と引

取り、其後、正則加勢にて、又詰めらるゝ時、西の城戸口へ空しく退き申すべしとの書約にて、八月十九日、德永父子、正則の加勢、其外横井作右衛門等、城近く押寄る、德永法印豫ての內談を違へし、成田村より兵を進め、西口へ取掛しに、横井作右衛門眞先に塀下へ著く、德永家人河村忠右衛門も、横井に劣らず馳付けしに、高木が家老川瀨平左衛門、緋絲縅の鎧に天衝の盔、旗捺提げて立合ひ、河村と突合ひしが、忠右衛門終に平左衛門を突伏せて、其首を取る。德永左衛門は、大荒目の鎧に三本菖蒲の盔旗彈の馬に乘り、九尺柄の穗長の鑓取つて馳付け、城兵寺澤孫左衛門に渡り合て鬪ひしが、孫左衛門深手を負て引退く。德永法印手の者を勵し、唯攻入れと下知せられければ、德永掃部・稻葉外記・河村新右衛門・吉田善兵衛等、切岸の下迄攻め近付き、透間あらば外廓を攻破らんとするを、八郎兵衛見て殊の外怒り、德永に出し拔れて無念なり。旗下迄一揉に捲り付け、此遺恨を晴らすべしとて、大手の城戸を拔き、百人計り突いて出づる。德永が先手捲り立てられ、一町餘り崩れ掛るを、法印聲を揭げて怒りければ、屬兵思ひ〳〵に取つて返す、此時德永掃部は、高木權六と鑓を

高巣城陷落

合せ、河村新右衛門は、城主八郎兵衛と鑓を合す。稻葉外記は、臆るゝ味方の先へ廻り、立塞がりて鑓を横たへ、城内へ押返す。寄手次第に嵩みければ、八郎兵衛たまりかね、城内へ引きけるを、德永勝に乘つて追かけ、正則の加勢の兵も、續いて攻入らんとするを、塀裏より弓・鐵炮を雨の如く打掛る。一番に進みける河村新右衛門盔の鉢を打拔かれ、俯しに伏す。高木が兵士馳寄つて首を取る、稻葉外記も鐵炮創を被る。正則の軍士も、數輩討死して、先手荒々になりけれども、德永事ともせず。乘越え〳〵攻入りければ、城主高木城を出で、川西の福岡繩手に掛り、渡船に掉さして、山手の方へ落行きければ、德永父子、終に高巣〔須カ〕の城を攻落す。羽柴正則、法印に逢ひ、凡そ城を攻るには、内外の氣を計りてこそ、手荒き下知をもするものなるに、辨もなく乘込ませ、能者を討たする事、德永には似合はぬ計ひなりと、無興せられけれども、心中には手強き働と思はれしにや、内府公の御前にて、宜しく披露せられし故、德永に、高巣を與へ給ひしとかや。高木八郎兵衛は、關ヶ原合戰の後、雲州へ下り、堀尾吉晴に養はれて、今の松江にて病死したりしとかや。

一本に、徳永法印、高木が方へ使者を立て、密々の約束にて、兵士を進めけれども、手の者には、その密約を下知せざる内に、進みたる若者ども、無二無三に攻懸りければ、法印方なから城を攻めたりと記す。尙古、按ずるに、徳永石州入道は、多賀修理亮が婿にて、予が母族なる故に、此時の物語を聞傳へ、其上徳永が家來河村新右衞門が嫡子新右衞門・其子伊兵衞、予が古傍輩なりしが、徳永法印兼約異變して、高巣の城を攻落したりと常に語る。然れば徳永父子、心ならず高巣の城を攻めたりとあるは、異說なるべし。

妻木雅樂介、岩村城を攻む

美濃國岩村・苗木落城

爰に東美濃岩村の城主、田丸中務大輔俱忠は、先日野州小山より馳上り、其身は直に大坂へ赴き、岩村には家老田丸主水を置きて、城を守らせけるに、近邊の領主內府に屬して、岩村を攻むべき風聞あるにより、田丸主水二ヶ所に砦を構へて、人數を分ち置きたり。同國妻木の地頭妻木雅樂介は、無二の關東方なるに依て、小身なれども

人數を出し、田丸が領地に火を放ちけるに、田丸主水はいかゞ思ひけん、一向取合ず、依て妻木も人數を引揚げたり。又丹羽勘介氏信は、三州伊保に於て、內府の御味方なるが、妻木が兵を出したりと聞きて、家人伊澤佐左衞門・松原助左衞門に、鐵炮の者二組・中間百人相添えて、加勢に遣しける。是より先に、妻木雅樂介は、又岩村へ人數を出し、地の利を取りて備へけるに、八月十二日、田丸が家人寺本吉右衞門・林與次右衞門兩人、三百人計りにて、池田・多治見へ出たり。是は其邊の人質を取り、時宜に依て、妻木が領地を燒拂はん用意なり。雅樂介兼々岩村の城下に、忍の者を入置きたりしが、寺本吉右衞門・林與次右衞門、城より出たりと告ぐるにより、雅樂介、幸の事に思ひ、唐澤といふ所に待懸けたり。雅樂介が老父妻木傳兵衞貞德は、隱居入道して傳入といひたりしが、人數少々召具して、土岐の近邊なる林の內に兵を隱し、多治見堺へは、足輕を遣し、嚴しく鐵炮を打たせければ、敵、妻木領を燒く事は思ひも寄らず、村々の人質を取つて、土岐の方へ退きしに、傳入伏兵を起し、後より突懸りければ、敵取つて返し戰ひ斬捨てたり。斯りければ、妻木雅樂介も、伊保の加勢彼是を召具し

て、唐澤より兵を進めて、眞黑に斬つて掛り、散々に追散らす。寺本吉右衞門をば、傳入家來加藤太郎右衞門、弓にて射伏せ首を取り、林與次右衞門も討たれければ、殘黨亂れ立ちて岩村へ引退く。妻木が兵、勝に乘りて追懸け、兵士廿人計り斬取つて、馬を返しけるに、岩村の砦に居たる木原淸左衞門、味方を救はん爲に兵を出し、押澤へ馬を進む。是は雅樂介が後より、斬懸るべき謀なり。雅樂助が父傳入は、立石といふ山に打上て備へしが、田丸が兵、押澤へ進むを見て、家人中垣介左衞門に向ひ、敵の來る峯に登り、防留めよと下知するに依つて、助左衞門人數を隨へ、峯通りを横筋違に、木原が陣へ突懸り、身命を捨て相戰ひしが、敵の物頭木原淸左衞門をば、中垣勘左衞門手の下に突伏せ、其外各務宗左衞門等、力戰して追立てければ、敵兵列伍を崩して引退く。雅樂介も馳付しが、勝を全うすべしとて、輕く人數を打入れしが、敵も多兵を討せずして、固めたる砦へ引歸る。此より妻木雅樂介は、家人土本角左衞門・山吉久左衞門兩人に、人數を少々相添へて、敵の領內垣野へ差向けしが、是も追崩して妻木に歸る。同廿日の朝、中垣助左衞門を垣野へ遣し、菊田をさ

せて敵の形勢を窺ひしに、敵も足輕を掛けて、鐵炮迫合あり。爰に妻木が郎等、那須作藏と號する者あり。彼が父忠左衛門、作藏に向ひ、十二日の迫合に、味方の兵士多くは手に逢ひたり。其方何の働もなきは不審なり。今日は如何にもして能き敵を討取つて、主恩を報せよかしといひければ、作藏承り候とて、先手に進みしが、敵の物頭と覺しくて、采配を振舞し、士卒を下知する者あり。作藏彼を目懸けて馬を馳付け、無手と組みて墮ちたりしに、彼敵多力なる者にて、作藏を取つて押へ、首を搔んとする時、作藏が下人牛太郎、其頃十八歳なれども、常に童部の如く物怖して、鬩き所へも、獨は行かざる程の臆病者なり。然れども、人に勝れたりしか、此時透間なく駈付け、上なる敵を引伏せて、作藏に首を取らせたり。是より敵兵崩れければ、中垣も敵を追捨て、軍を入れたり。彼作藏が、此時の働勝れたる故に、後に蜂須賀長州召出して、家人とせらる。此時より雅樂介が弟妻木吉左衛門、內府公の御書を持ちて馳上り、御忠節すべしと御下知あるに依り、愈〻二心なく忠節仕る證據に、人質を奉るべしとて、雅樂介が子主水（後號二德兵衛一）に、塚本金太夫・中垣四郎兵衛兩人を相

添へて、關東へ下しけるに、駿州沼津にて、內府公に參り逢ひければ、妻木が志を感じ給ひ、江戶へ罷り下るべしと仰出さる。斯くて妻木父子、敵城を攻落し、御忠節すべしとて、九月朔日、再び軍を出して、一手は雅樂介が弟吉左衞門を將として、淺間の林より兵を進めさせ、一手は傳入・雅樂介、唐澤より岩村の砦へ押寄せけるが、唐澤の町に火をかけ、悉く燒拂ひければ、堪へ難しとや思ひけん、敵兵砦を捨て、本城へ引退く。斯りければ、妻木父子、寺川戶に陣城を構へて、岩村の本城へ押寄せたり。然る所に、關ヶ原にて內府公御勝利あるにより、田丸中務降參申しければ、妻木父子の方へ御使者を立てられ、岩村の城を受取るべしと仰せらる。又同國明智の城主遠山勘左衞門、小里の領主和田助左衞門兩人も加勢として、頃日妻木へ來りければ、各相談して、內府の仰を城內へいひ遣しけるに、田丸主水此旨を承り、主人中務が下知といひ、內府の仰背き難し、去り乍ら妻木殿は當敵なり。願はくは遠山殿に城を渡し申したしといふにより、妻木以下此理を承引して、遠山勘左衞門、岩村の城を受取りけるとなり。妻木は度々の迫合に打勝ちて、御忠節したりと思ひければども、二ヶ所の

苗木城陷落

砦をも攻取らず、岩村の本城も遠山氏請取りて、妻木父子さまでの戰功なきが如し。此故に本知八千石を安堵したる計りにて、させる御加恩なかりしとぞ。又同國苗木の城主川尻肥前守直次は、輝元・長盛が下知を受けて、大坂に居たりしに、遠山久兵衞友政、苗木の舊主なるにより、案內者といひ、急ぎ馳上り、苗木を攻取り申たしと、江戶にて請ひければ、內府公、其意に任すべしと仰せらるゝにより、夜を日に繼いで馳上りければ、古、敗軍の家來、其邊の鄕人を語らひしに、舊主なるに依つて、遠山が手に數百人附隨ひける。軈て苗木へ押寄せしかば、川尻が城代關治兵衞防ぎけれども、遠山氏終に城を攻落す。內府公御感ありて、苗木を久兵衞に與へらる。彼遠山氏は、大織冠の末流にて、代々東美濃遠山の庄岩村の城に、賴朝公の時代より遠山左衞門佐とて居住す。其子孫代々彼國に傳はり、天正の頃の遠山左衞門佐・同左近・同久兵衞・同內膳・同次郎三郎・同勘右衞門・同三郎右衞門等の七遠山といひて、所々に分れ居たり。彼の久兵衞は、信長公の叔母聟なる故、後太閤に背き、森武藏守と一戰して打負け、關東へ下り、館林榊原式部大輔を賴み、浪人にて居けるが、內府公へ御願甲

上ければ、菅沼小大膳が相組に仰付けられしが、此度舊領一萬石給はりて、今に相續せしとかや。

一本に、田丸中務大輔加勢として、尾州犬山に籠城とあり。今按ずるに、田丸は大坂へ赴きたりといひ、又澤山の城に籠りたりともいひ、犬山籠城ともいひ、關ヶ原合戰勤めたりとも、區々に記す。何れか正說なるにや。

關原軍記大成卷之十四　終

關原軍記大成 卷之十五

九鬼嘉隆父子一戰附嘉隆自殺

九鬼嘉隆西軍に應ず

爰に、志摩國鳥羽の城主九鬼大隅守嘉隆は、內々上方一味なるが、家老の面々を集め、大坂よりの御下知に依つて、近日軍勢を出す事あるべし。其用意せよと下知せらる。各畏たりと申す中に、豐田五郎右衞門諫めて曰く、先日も申上ぐる如く、秀賴公未だ御幼稚なれば、今度の御下知あるべき樣なし。大老・奉行中、諸國へ召文を差遣し、俄に軍勢を集めらるゝ事、下として上を犯すといふものならん。內府は本より、秀賴公の御後見なれば、天下の御爲に景勝退治として、諸將を相具し、先日奧州へ赴き給ひ、君の御嫡子長門守殿をも、同じく御下向ありし上は、縱令大坂へ人質を出し置きたりとも、關東へ御味方に參り給はん事勿論なり。願くは此旨に御承引あつて、

頃日の御約談を御異變あれがしといひければ、大隅守重ねて曰く、豊田が再三諫むる所、曾て理のなきにはあらず、然れども、公義の御沙汰知らざる故に、論ずる所一端なり。我等も先君の御時より、御國政に與る者ならねば、詳しき事は知らずと雖も、近年大坂・伏見に居て、彼是を思ひ合はするに、此度俄の樣にもなし。推量するに、景勝は當春參府なかりしも、備前中納言殿・安藝中納言殿、其外奉行の面々と、兼て內談の上ならんか。是に依つて、先日內府關東へ發向の時、嫡子長門守病氣と號し、先陣せざる樣に計らふべきかと思ひしかども、是も私としてはなり難き故に、今斯く親子東西に相別れたり。去り乍ら、長門守に限らず、內府に從つて關東へ下りたる諸將餘多あれば、定めて各相談して、宜しき樣に覺悟すべし。若し彼輩內府に屬し、其外在國の面々まで、關東へ志を通ずるとも、我等は一向上方に屬し、秀頼公の御爲をのみ圖るべしとて、終に座敷を立たれしかば、各席を退出す。斯くて秀家・輝元より、大隅守に下知せられけるは、嫡子長門守關東へ下り、手前定めて無勢なるべし。然れば堀內安房守を鳥羽の居城に殘し、菅平右衞門・山口十兵衞・久留島兄弟を誘ひ、

海上より敵地へ働くべし。彼輩にも此旨を下知せらるゝとの趣なり。斯りければ、紀州新宮の城主堀内安房守は、秀家・輝元の下知を受けて、志州鳥羽に來り、濃州岩屋の城主菅平右衞門等、兵船二十艘計りにて、八月上旬、伊勢の海に來る。隅州も大小の兵船三十餘艘にて、尾張・三河の方へ船を進む。然るに、勢州阿濃津の城主富田信濃守・同國松坂の城主吉田兵部少輔・同國岩手の城主稻葉藏人・同國上野の城主分部左兵衞亮等、羽柴正則に隨ひ馳上る由聞えければ、富田が家臣疋田助右衞門、主人信州を迎ひの爲に、兵船十四五艘にて乘出し、乙部浦を過る所に、九鬼大隅守是を見て、横合に船を乘付け、狐手・棒・薙鎌・すまるかきなどを打掛けて、敵船を引付け、鬪を始めけるに、九鬼が家臣九鬼兵部、疋田助右衞門と組みて海底に沈む、其外富田が家臣二十餘人、大隅守が手へ討取る。此間に信濃守・吉田兵部少輔・稻葉藏人・分部左京亮は勢州へ渡海して、各直に領地へ歸る。大隅守は鳥羽に歸る。稻葉藏人が岩手の城を攻破るべしとて、人數を出して大手の町口を押破る。斯る所に、九鬼長門守守隆は、羽柴輝政に從て馳來りしが、是も三州吉田より出船して、勢州へ渡り、

畔埀の古城を繕ひて楯籠る。此旨岩手へ聞えければ、大隅守は居城鳥羽に置きたる堀内を覺束なく思ひ、岩手の城を卷ほぐして、又鳥羽に歸る。其後、長門守鳥羽の城へ御使者を立て、貴公今度上方と御一味ありし事、既に關東へ洩聞え、某急ぎ領地へ赴き、父と一手になるべき由、內府御許ありけれども、本より石田以下の逆臣に隨ひ、天下を亂すべき所存なければ、內府の味方すべきに相定め、先日關東へ下りし諸將と共に、誓紙を捧げ、人質を出し、上方退治として馳上り候ひぬ。此表へ直ぐに馳向ふ事は、更に父を討奉るべき覺悟にはあらず。返すぐ先非を改め給ひ、關東へ御歸服ある樣に勸め申さんと存ずる故なり。若し御同心あるに於ては、某の悅び限なかるべし、とありければ、大隅守申されけるは、其方既に內府に從ひ、人質を出し、誓約をなして、上方退治の爲に馳上りし上は、兎角の理非をいふべき樣なし。但、秀賴公御幼少にて、內府天下の御後見なれば、其下知に背き難うして、斯くは一味するとあれば、君に弓を引き奉り、父に矢を放つ罪の本心に於ては、聊か理ありとすべし。此上は汝が素意に任せながら、內府の味方して、秀賴公の御成長の行末を圖り奉る、

此故に、正しく敵といひ、剰、領内へ踏込みたれども、忽ち討果すべき覺悟なし。是私の愛にひかれて、戰ふべき時節を失するにはあらず。然るを汝、人數を出し、猥りに此城を攻むるに於ては、堀内房州と兩旗にて、手痛く戰ひて追拂ふべし。然れば後日の恩賞を貪り、手の者餘多討死させ、其身を危難に陷れんよりは、暫く其表へ陣をかけて、時節を見よかしと返答あり。守隆今は詮方なうして、數日畔垂に在陣せらる。然る所に、菅平右衞門は、先日隅州の下知を受けて、尾州・三州の敵地を燒拂ひ、伊勢浦へ船を返す。長門守是を聞きて、急に兵船を出して戰に及ぶ。兩家の軍士等、海戰に長じたれば、鳥の如く相別れ、蜂の如く集りて、身命を惜まず戰ひしが、平右衞門終に打負けて、小船四艘取られ、沖の方へ退引く。長門守は士卒を下知して畔垂へ引取る。此船戰始終を、家康公へ註進申すべき爲に、家來佐々木半之允（後號豐後）に、片山又太夫を相副へて、關東へ差遣す。其頃内府は江戸を御出馬ありて、遠州中泉へ御著の時、兩人の使者參合ひ、件の旨趣を申上げければ、佐々木半之允を御前に召され、國侯の御腰の物を與へられ、片山又太夫には、御紋の御羽織を賜はりし

嘉隆父子鬪戰

なり。佐々木・片山は、中泉より馳歸り、內府公御出馬の由を告げければ、長門守、何のする事なく、此表に數日在陣せば、家康公御疑もやあるべきとて、九月十一日の早天に、手勢千五百人を率ゐて、鳥羽の城へ詰寄る。大隅守是を聞きて、彼を城下へ引附けては、防戰の便惡かるべしとて、堀內安房守に、隅州の二男五郎七・三男五郎八を相添へて居城に殘し、嘉隆は堀內が手の者と、自分の軍勢千三百人を相具して、加茂の御坊が岡へ出張しける。父子相分れたる戰なれば、軍士等も又父子・兄弟・一族・朋友立揃ひて、殊に晴れがましき一戰なり。大隅守は敵の旗先を見ると等しく、馬より下立ち、牀机に腰掛けて居られしが、先手に居たる豐田五郎右衞門、甲賀左馬方へ軍使を立て、敵陣假令敗績すとも、長追すべからず。又敵の本陣へ越す矢なき樣に鐵炮を打たせよと下知せらる。是は嫡子長門守を討つべきかと、覺束なく思はれし故なり。兩陣既に馳合せけるが、寄手の軍士二町計り突立てられ、村田七太夫・工藤祐助・森右近等、是數輩命を殞す。隅州の手の者高名して、本陣へ馳歸り、何某、誰某を打取りたりと聲々に名乘りて、實檢に備へけるが、大隅守如何思は

れけん、更に首の方を顧ず、能く稼ぎたりと計りいはれしに依つて、其後は敢て首を持參る者もなかりしとかや。　斯りければ、長州が先手に居たる越賀隼人・青木豊前・野津甚右衞門・山崎權右衞門・川西九郎右衞門・天岡半左衞門・段角兵衞、傍輩を諫めて備を立直し、初度の芝居を取返す。　爰に堀内が家臣永田諸政所といふ者、士卒を下知して一段高き所にありけるを、越賀隼人馳付けて、それに控えたるは、諸政所にてはなきか、汝は熊野比丘尼にて、何程の事かあるべきぞといひもあへず、鎗組みて終に永田を突倒す。　時に川崎庄兵衞、越賀が後より馳來り、諸政所が首を取る。越賀、川崎に向つて、何故に其首を取るぞといひければ、御邊達が如く、度々手に逢ひたる人に取替りてこそ、此方などは手をも塞ぐべけれといふによりて、庄兵衞夫は比怯なり。　其首返せといひけれども、聞きも入れずして走り去る。　翌日高名僉議の時、越賀、主人の前に出で、川崎がはひ首したる事を訴へければ、長州申されて曰く、川崎が罪科遁れがたし、然れども、其方達が如く手に逢ひたる人に取かはれてこそ、手をも汚すべきといひたる上は、强ちにはい首ともいひ難し。　彼首おと

なしく彼に得させよかしとあるに依つて、隼人、主命に隨ひしとぞ。去る程に、雙方軍を返しけるが、守隆は畔垂の城へ歸陣ありて、翌十三日、越賀・青山・野津・川面・天岡・段等の七人に感狀を得させ、夫々に恩賞ありしなり。又此軍の註進として、濃州岡山の御陣へ使者を差上げられけるが、家康公何と思召しけん、さのみ御悅喜なかりしとかや、斯くて上方一味の諸將、關ヶ原の合戰敗北せしと聞えければ、大隅守差圖して、堀內房州其外の輩を本國へ歸し、五郞七・五郞八兄弟に、甲賀左馬を相添へて、鳥羽の城を落し、其身は豐田五郞右衞門を召具して、潛に城を退出して、勢州答志島に籠居せらる。家康公は關ヶ原合戰の後、上方へ赴き給ひ、程なく大坂西の丸へ入らせ給ふ。長門守も、勢州より大坂に至り、父大隅守御赦免の事を願はれけれども、內府暫く御許容なき內に、羽柴輝政の家人石丸雲哲、隅州の家老豐田五郞右衞門が方へ書狀を遣し、今度長門守殿一筋に關東へ從ひ給ふと雖も、御父大隅守殿御敵をなし給へる故、公義の御沙汰宜しからず。此上は大隅守殿の御在所を露はし給ひ、兎角も內府の御計ひに隨ひ給へかしといひ送る。豐田、主人の前に出で、長門

鳥羽城陷落

守殿一筋に内府の味方となり給ひ、戰功を顯し給ふと雖も、御父御別心あるのみならず、其在所さへ知れざる故に、長門守殿内府の御不審を蒙り給ひ、御身上既に大事なり。此上ながら大隅守殿御思案に依つては、九鬼の御家永く相續すべき由、石丸雲哲より申越したりと、書面にもなき事まで取添えて、隅州を諫めければ、大隅守申されて云く、我上方の方人するも、長門守、内府の味方なれば、隱居して子供の後見となり、命を待んと思ひしに、内府、我等に怨深く、惡志あるべき長州にさへ機嫌よからねば、若しやの賴みもなし。老後の末を思ひたる細(こまか)き心ばせも徒になり、むだむだと死なんは口惜しけれども、是皆時節到來なり。我自害せば、時刻を移さず首を大坂へ遣し、内府の疑を晴すべしといひ置きて、十月十二日の夜自害せらる。行年五十九歳とぞ聞えし。又長門守と、眞田伊豆守は、假令面々が身上を果し給ふとも、父の一命を御助ありて給はるべしと、切に願はれしに、家康公未だ御許はなかりけれども、兩人の願、理なりと仰せらるゝに依つて、長門守、此旨を父に知らせんが爲に、家來野本甚右衞門を勢州答志島へ差遣す。甚右衞門晝夜の別なく馳下

豐田五郎右衞門、嘉隆に自殺を勸む

嘉隆自殺

りしが、勢州明星が茶屋に至り、人馬の食物を用意する内に、物陰によりてまどろみけるに、甚右衛門が若黨兩人・鑓持一人、主人の腰に附けたる金子を奪ひ取らんとて、立掛りて礑と斬る。甚右衛門が左のそは顔・左の肩先・右の內股を健たかに切りけれども、事ともせず、むくと起上り、脇差を拔合せ、若黨一人と、鑓持一人を手の下に切倒す。今一人の若黨も、深手を負ひて後日に死す。甚右衛門さばかりの痛手なれば、二三日逗留する內に、隅州の首を明星が茶屋まで持來りければ、甚右衛門殊の外に本意なく思ひ、いはん方なく悲み合へり。又彼の豐田五郎右衛門、隅州の自害を勸めし事、長門守甚だ腹立ありて、亡父の墓の前にて、終に斬戮せしとかや。一本に、大隅守は其頃隱居なれども、大坂よりの下知にて、出陣せられたりと記す。今按ずるに、大隅守、此時隱居たりし一說の虛實辨へ難し。但し、長門守、關東へ發向あるに依つて、又大隅守は隱居なりと思ひ、後人此說を存せるにや。一本に、鳥羽の城代豐田五郎右衛門、大隅守に城を渡したりと記す。今按ずるに、豐田は隅州の家老にて、答志島に蟄居の時も、隅州に附居たり。彼の豐田、長州の留守して、

鳥羽の城に居たる説、覺束なし。一説に、氏家内膳正、勢州桑名より兵船を出し、九鬼長門守と、同國畔垂の沖にて戰ひけるが、守隆の手へ、小船三艘乘取りたりといへり。尙古、按ずるに、秀家の下知に依つて、内膳正、若し兵船を出されたるにや。此一説の虛實も知り難し。一説に、勢州表ヶ岡にて、九鬼父子の戰ありといへり。今按ずるに、加茂の御坊ヶ岡にて父子戰はれたりと、九鬼の家に居たる平賀彌三右衞門が物語なり。然れば、おんてが岡は誤なるにや。或説、越賀隼人、永田諸政所に向つて、汝は熊野比丘尼なりといひたるに付きて、其頃九鬼の家人等批判しけるは、堀内房州は、主人守隆の一族にて、諸政所は其家老なるを、穢なく惡口せしは何事ぞや。若し又實に諸政所を、比丘尼の樣に思ひよらば、仕掛けて勝負すべきにもあらず。其首を論ずべき樣もなく、其上今度の一戰に於ては、恣を含むべき敵にもあらず。旁、隼人が此一言、一生の誤ならんといひあへり。隼人も此誹を聞傳へて、返答に迷惑せしとかや。又彼川崎庄兵衞、越賀に首を無理所望せしに付きて、尙古思へらく、我一年、家康公、長澤に於て、今川氏實〔眞カ〕と一戰に及び

給へる時、本多平八郎忠勝十五歳にて初陣なりしが、忠勝が叔父本多肥後、敵兵を突伏せて、平八郎此首取れといひけるに、忠勝が云く、某は人の力を頼み高名する事覺悟せずといひて驅通り、終に能き敵を討ちたりと聞く。是をこそ勇士の義とも名付くべけれ。川崎が彼行跡に於ては、論ずるに足らぬ事なるべし。然れば彼庄兵衞、其後志州鳥羽にて斬籠者ありけるに、越賀隼人一番に驅付け、長刀の柄にて戸を押明けて、組下の者共を内へ入れんとする所に、川崎庄兵衞は動もすれば、某に對して妨をなす人なりといひければ、川崎が云く、武功をする者は、期せずして一所に集るものと見えたり。何として貴殿に妨をなすべきやと、答へたりと聞きて、庄兵衞、此働と挨拶の旨を察するに、勇なき者とはいひ難し。彼れ加茂にての働は、畢竟武勇を勵みたる分の過失なるべきにや。別本に、九鬼大隅守・菅平右衞門等、尾張國へ兵船を進め、津々浦々を燒拂ひ、兵糧を取つて、大垣の城へ送りけるに、同國毛呂崎の名主・百姓等、敵船へ日々に肴を遣しければ、大隅守等毛呂崎を攻めず。然る所に、千賀孫兵衞、駿河國より船にて來りけれ

ば、毛呂崎の百姓等甚だ悅び、御人數來らず不足なる内は、敵船に肴を送り、此浦へ寄らざる樣に計るべしといひけるに、孫兵衞承引せず。旗・馬印を立て並べて、多勢の備へたる樣に見せければ、大隅守等是を見て、扨は此程計られたりといひあへり。程なく小笠原新九郎安元・同安藝守信元等、關東より馳來り、又同國大野・床滑には、初より船手として、戶田三郎右衞門・淸水權之介居たりけるが、毛呂崎の味方無勢なりと聞きて、僅に九里の道なれば、戶田・淸水兩人も、毛呂崎へ馳付て、千賀孫兵衞多勢となり、あはれ敵船寄來れかしと勇みたりと記す。尙古、按ずるに、九鬼隅州・菅平右衞門等、尾張國へ船を著けて、津々浦々を燒拂ひ、兵糧を奪ひたる一說は、舊記にあれば正說なるべし。千賀孫兵衞、其外內府公御家人、毛呂崎へ馳來りしとある一說、覺束なし。千賀孫兵衞、駿河より來りたりとあるを見るに、小牧陣の時、千賀孫兵衞・力田二郎右衞門等、九鬼守隆と船陣したる事あり。若其船戰を此時の事と思ひて、後人爰に錄するにや。又別記に、富田信州、勢州へ渡海の時、主從四五人にて、九鬼嘉隆が船へ乘移り、上方に方人すべしと僞りて、居

城に歸り、栖籠りたりと記す。今按ずるに、九鬼隅州、富田に輙く圖られて、人質をも取らず、居城へ歸すべき樣なし。此説用ひ難きにや。異本に、九鬼嘉隆、家康公へ御敵をなし、斯く滅亡せられし濫觴を尋ぬるに、稻葉藏人と隅州の領地相雙びしかば、岩手の里民材木薪の筏を組みて、鳥羽の川を流すに依り、年々此川の運上を出しけるが、太閤薨去ありて後、此運上を曾て出さず。是に依つて鳥羽の民人、公事を取結び、慶長四年の夏、奉行所へ訴へけるに、前々より出し來りたる運上に於ては、向後異變あるまじきかと、奉行の面々評議して、內府公へ此旨を申しければ、太閤、民を劬はり給ひ、宇治・淀の運上御赦免ありけれども、他國へは未だ御下知なかりしにや。然れば此運上、出すべしとも、又無用なりとも仰出され難しとあるにより、大隅守、此裁許を深く憤り、翌年の秋、上方の面々と一味をなす。稻葉には猶ほ遺恨あるにより、隅州、伊勢の浦々へ兵船を出し、稻葉が船を持ちけるに、折節富田信濃、三州吉田より纜を解き、勢州へ渡るを見て、大隅守、船を乘寄せ、富田が旗下の船を引包む。富田詮方なさに、隅州と舊友の因を述べ

ければ、稻葉が船と見參らせ、斯く計ひたりといひて別れ去る。夫より隅州岩手に至り、稻葉が居城を攻圍む。是、宿讐を報ぜん爲なりと記す。今按ずるに、九鬼嘉隆は秀賴の爲なりと思ひ、嫡子長門守を關東へ置きながら、一筋に上方の方人とせられしといふ本說なれば、公事の御捌を恨み奉りて、御敵を爲したりといふ說は信じ難し。又隅州、富田が船を取卷きながら、舊友の好を思ひ、稻葉が船かと見誤たりとて、別れ去りたるも覺束なし。如何にとなれば、嘉隆嫡子守隆をさへ、主君の仇とせし人なれば、假令信州、昔の因を告げたりとも、私として宥めあるまじきか。但、隅州、誰の下知ともなきに、岩手へ取掛り、稻葉を嚴しく攻めたるは、聊不審の樣なれども、隅州に限らず、此一亂に主將の下知を受けずして、攻戰ひたる類、數多あり。殊に隅州は、豫てより、其邊の敵地へ働くべしと、秀家・輝元の下知なれば、強ちに宿讐を報ずべき爲とは、いひ難きにや。一本に、長門守は此時の御忠節に依つて、三萬五千石となりて、多年、鳥羽に居給ひしが、長州死去の時、嫡子式部・二男大和兩人あり。長州、遺言して、大和守を家督に御立て給はる樣に

と訴訟せらる。是は父大隅守、內府公の御敵せられし時、上方の軍勝利とならば、長門守は不孝の者なり。彼を斥けて、孫の式部に家督を繼がせんといはれしより、長門守、嫡子式部に隔心なし、二男大和に家を相續させんと遺言ありしが、式部人品宜しきにより、一類中家老の輩、式部に家督を繼がせ申したしと訴へけるに、長門守遺言なれば、二男の大和守に本知三萬五千石、式部少輔に御加增地二萬石給はり、兄弟一所にありては、末々如何あるべしとて、大和守に攝州三田、式部少輔に丹州綾部を與へられしと錄す。今按ずるに、此一亂、上方の勝利となるに於ては、長門守、隅州の家督繼ぎ難かるべし。然らば其子式部に家を繼せんと、隅州計らはれたるは、故ありとすべし。然るに長州、嫡子の式部を憎み、又大隅守、長州を一向に不孝の子といはれたる說も、覺束なし。但、式部に家督を相續させんと、隅州のいはれたるを、父長門守に相談もなく、祖父の計ひ用ひられたるに依つて、長州、式部に隔心あるにや。又或文に、大隅守、蟄居せられたる所は、勢州答志和久とあり。按ずるに、東鑑に書きたる答志島なるにや。異本に、富田信濃守歸城して、其

節御註進の爲に、疋田助右衞門を江戸へ差向けられしが、海上にて、九鬼隅州が手へ討れたりと記す。正說なるにや、覺束なし。又別說に、內府公、長門守を誅すべしと仰出されけるに、各御諫申すにより、御赦免ありしと記す。倘古、按ずるに、長門守、內府公の御疑を憚り、此方より兵を出して、父と戰はれしに、如何思召しけん、さまで御悅喜なかりけれども、御加增を與へられしと聞く。凡そ此兵軍に、父を敵にせられたる人々あり。長門守に限りて、誅戮すべしと仰出さるべき樣更になし。後人の異說なるにや。異本に、隅州の二男五郞七・三男五郞八、鳥羽の城を出でて後、其行方を知らずと記す。倘古、按ずるに、予が先考宮川秀政、最上の家を出て後、故ありて九鬼和州の扶助を受け、賓客の樣にて、二三年が程、彼の家に居たり。其後、酒井忠勝の微臣となりしに、九鬼の家臣、九鬼圖書と號する者、秀政を慕ひて、若州へ送りたる書狀の中に、其家中、木戶十乘坊、嫡子木戶九郞兵衞妻は、我等が弃娘なり。心を添えて給はるべしと書きたり。彼の木戶十乘坊は、秀吉公に仕へて名ある者なるに、其子九郞兵衞が妻を弃娘といひ、其外の〔本ノマヽ〕文義字

ふりたるは、如何なる故ぞと、父に問ひ侍りしに、圖書は九鬼の家にて歴々といはれ、殊更和州の叔父なりとかやいひし。若、彼の五郎七か五郎八が、後に圖書となりて、九鬼の家中に居たりしにや。又野本甚右衛門は、從者の罪科によりて、深手を負ひたりと、亡父の物語なるに、彼九鬼の家より出でたる平賀彌三左衛門は、加茂の迫合ひに手を負ひたりと常に談りき。亡父も平賀も、人の談り傳へなる故に、何れが正説なるにや、覺束なし。

勢州阿濃津城攻 附 和談

毛利宰相秀元・吉川侍從廣家・長束大藏少輔政家〔正カ〕、諸將を相具して勢州へ赴き、彼國の諸城を攻落し、夫より美濃國へ參陣あるべしと、内々評定せられしが、秀元、近日大坂を出馬あるべしと聞えければ、長束政家〔正カ〕、秀元に先達て、水口を出て、八月十九日、勢州阿濃津に至り、城中へ使者を立て、二三日中に、毛利宰相殿、數萬の軍勢を率ゐて、當國へ下り給ひ、楯籠る城々攻落さるべき御構あり、秀元御下著なき内に、信州急ぎ

人質を出し、御忠節せらるべしとありけるに、富田は元來、家康公へ心を寄する人なれば、長束が陣へ夜懸をなし、追立てんものをと思ひながら、態と仰に隨ひ申すべしと返答あり。此時長束は、千二三百人の小勢なれども、秀元の大軍を後備として、更に恐るゝ氣色もなく、阿濃津の城邊、尙世山に陣を取る。其夜の丑の刻計りに、信州二千五百人の軍勢を繰出し、二手になつて斫つて入る。長束も手勢を激勵して、身命を惜まず鬪ひけれども、富田が二千五百人に駈立てられ、海道筋へ崩れけるを、信州、勝に乘つて鷹尾・葛原邊まで追討にするのみならず、尙世山に捨置きたる旗・幕を取て、城に歸り、彌、籠城の用意あり。同國上野の地頭、分部左京亮政壽は、僅に一萬石の米祿といひ、領地の要害惡きに依つて、大敵防ぎ難からんと思ひ、阿濃津に來つて城を守る。松坂の城主古田兵部少輔重勝も、籠城の覺悟ありけるが、阿濃津は敵の手先なり。彼城の守肝要なりとて、家人小瀨四郎右衞門・建部淸兵衞・林惣衞門・兒玉仁兵衞・人見伊右衞門等の物頭・使番を津の城へ加勢せられければ、信州家老武田見齋、主人の下知に隨ひて、持口を定む。分部左京亮は乙部口を守り、松坂の加勢は岩

西軍、阿濃津城を攻む

田口を固む。信州の手勢二千五百人は京口、其外城內の屏裏を守る、去る程に、津の城を攻むべしとて、毛利宰相秀元・吉川侍從廣家・長束大藏大輔・同伊賀守・瀧川豐前守・蒔田權佐・福原式部少輔・宍戶備前守・安國寺惠瓊長老、其外々樣の面々には、長曾我部宮內少輔・鍋島信濃守・池田伊豫守・山崎右京亮・建部內匠頭・松浦安太夫・中江式部大輔・川口久助等、三萬餘人、八月廿二日、攻口を定めて押寄る。是より先に、參議秀元は、城の形勢を見計るべしとて、宍戶十郎兵衞に、垣田勘左衞門・橫山傳兵衞を相添へて、諸將より先に阿濃津へ差向けられしが、城兵出て、秀元の先陣を惱ますに依つて、垣田・橫田鐵炮打たせ、繰引にして沓掛村まで引退く。又城主信高、持口を乘廻し、城外に出て、敵を防がしむ。城の乾に當りて、西來寺といふ伽藍あり。之を敵に取られては、城內を見透されて、防守の便惡かりなん。燒拂ふべしとあるに依つて、彼寺に火を放つ。折節北風烈しく吹きて、餘炎城下の町屋に移る。寄手此火におつすかふて〔本ノマヽ〕、城近く攻寄せたり。

城兵拒戰

分部左京亮は、管鑓に長ずる人なるが、手の者と俱に力戰して、敵兵數輩突倒す。中にも毛利家の魁首宍戶備前が左の小脈

を鎚す。分部も股に創を被りければ、郎等に引き懸けられて觀音寺まで引退く。寄手嚴しく慕ひければ、京兆討死すべき爲に、牀机を居ゑて腰を懸くる。堀強の軍士等十八人、牀机の前に犇々と折敷きけるに、城主信高の家臣本多志摩・分部が側に馳來り、此處にて御討死あらんよりは、城の持口を固め給はれ、叶はずば御腹召さるべし。某、御同道申さんといひて、京兆の手を引立てければ、然らば御邊が意見に任すべしとて、拂ひ退きにして城に入る。又岩田の濱を固めし松坂勢も、弓・鐵炮を放ち掛けて、暫く敵を防ぎけれども、大敵防ぎ難きに依つて、是も持口へ引込ます。時に黑具足著たる武者一騎、鐵炮備を乘切つて、小瀨四郎右衞門に馳近付く。四郎右衞門是を見て、あれ打てといふ內に、彼の敵、小瀨に近付きて、拔討に二太刀切りけれども、鎧の上なれば、手も負はず。其時小瀨が持筒を持たせたる水野次郎八、鐵炮を取直し、件の敵を討落す。四郎右衞門、其首取れと下知する內に、敵、透間なく駈合せければ、討捨てにして引退く。彼の武者は、毛利家の旗奉行、有地九左衞門成元と號する者なるが、此時故ありて、目に立つ討死すべき爲め、態と駈入りけるとかや。

小瀬四郎右衛門は、彼の敵に二刀まで斬られ乍ら、打物の柄に手をも掛けず、家來を下知して、乘廻したる始終の武者振、寄手も目を覺しけるとなり。又信州の手の者も、京口にありて戰ひけるが、大敵防ぎ難うして引退く。敵、利に乘つて推詰ければ、城兵、矢石を放ち掛けて寄手を防ぐ。中にも小河六左衛門は、射藝に名ある者なりしが、京口の櫓に上り、挾間の矢を放ち、弓に中る者皆羽を飲む。寄手、倘世山より火矢・大筒を打掛けて、櫓を打破り、殊更放火一面になりて、烟を城中へ吹掛けしかば、城兵防ぐに術盡きたり。此時秀元の軍士、一番に三の丸へ乘込みし山脇作右衛門、鑓創を被りて後日に死す。斯くて城兵、三の丸を捨て、二の丸へ引退く。秀元の軍士等二の丸へ攻入るべしと競ひ掛る。中にも伊秩采女・西孫兵衛、先登を爭ひて進みけるが、深手を負ひて引返す。此時城兵列伍を立直し、身命を捨てゝ防ぎければ、秀元の兵士追手の橋まで崩れけるを、秀元怒つて馳向ひ、憎き奴原哉、逐一斬捨にせよと、下知せられければ、諸兵是より鋒を返し、終に敵を二の丸へ追入れければ、城主信高は、敵、三の丸を乘破り、既に二の丸へ亂入すると聞きて、本丸の門を明けさせ、自身鑓を

取つて手の者を勵し、追ひつ返しつ七八度まで相戰ひ、敵兵餘多討取ると雖も、味方にも佐々木孫六・安塚平八を始、健なる勇士九人討死して、信高の備疎になる。此時華やかに出立たる武者一人、信州の側にあり。是信州の內室なり。彼の內室は、宇喜多安心が娘なるが、信高旣に二の丸に於て討死せられしと告ぐる者ありしに、我も一所に死すべしとて、武具を鎧ひ、二の丸へ出で、信州と一所に居られしとかや、斯りければ、本多志摩、城主の前に馳來り、御覽ずる如く、敵兵城中に充滿たり。急ぎ此所を御退去あつて、本城を御守り候へかし、某是に止まつて、型の如く防ぎ申さんと諫めければ、然らば汝が諫に任せ、本丸に入りて切腹すべしとて、內室を先立て、詰の城に入る。斯くて本多志摩と、分部京兆の家老分部右馬は、溢れ來る敵に渡合ひて、面も振らず戰ひしが、兩人共に討死す。城兵の討たるゝ者三十餘人に及ぶ。寄手二三の丸を攻取ると雖も、今朝よりの戰に、死傷する者少からず。其餘の軍勢皆勞れしかば、本丸をば明日乘取るべしとて、城內に柵をふり、竹束をつけて陣を張る。城兵本丸へ引入る時、秀元の家人內藤九郎左衞門・何某六右衞門・中川淸左衞門・茶道

興山上人信高に和平を勸む

善齋彼是五人、城兵と一つになつて本丸へ入る。中川淸左衛門は、城主信濃守を討つべしと思ひけるにや、殿は何方にましますぞやといひけるを、松坂の弓長人見伊右衛門、突臥せて其首を取る。彼の中川、紫の母羅掛けたりし故に、人見伊右衛門見咎めて忽ち討取りけるとかや。井上淸右衛門は、輕業又は水練にも長ずる者なりしが、其夜本丸の塀を越え、濠を泅ぎて、吉川廣家が陣へ來りけるを、廣家人を添へて本城へ送る、殘る輩は終に見出されて、各討たれけるとかや。斯る所に、高野山の木食興山、長束政家が陣に來り、我等は富田信濃守と因あれば、敵味方和平ある樣に解見申さんといふに依つて、長束は安國寺又は大坂よりの檢使瀧川豐前守・蒔田權佐と相談して、兎角も計ふべしとありければ、興山頓て本城に入り、城主信高に對面して、いよ〳〵強ひて當城を守り給ひ、貴殿を始め分部殿、其外家中の面々忽ち亡び給はん。分別あるべき御事なり。拙僧に任せ給へ、取解き候はんといひけるを、信州更に承引なく、豫てより此城を枕にすべき覺悟あれば、今更解ひになさん事思ひも寄らずとありけれども、興山才智ある僧にて、色々旨趣を說きければ、信高終に同心あ

つて、敵身方既に和平になる。松坂の城主古田兵部少輔重勝は、富田信州、寄手と和睦せられしを知らず。家老組頭を召集め、敵、津の城を攻取るか、左なくとも人數を引分けて、此表へ押寄する事疑なし。然れば敵の旗先雲津川の邊に見ゆる頃、相圖の鐘を撞くべし。此一の鐘を聞きて、城下の町屋を燒拂ひ、二の鐘を撞く時、網郡を捨て本城へ來れ。三の鐘に我等自害すべし。面々更に二心なく、堅固に城を守るべしとて、七百餘人持口を定め、寄來る敵を待たれしとかや。是より先に、石田治部、秀賴の御家人小崎任齋を松坂へ遣し、彼の城代石丸彌三に、城を渡すべしとありけれども、石丸更に承引せず。然る所に兵部少輔關東より馳歸り、松坂の城に楯籠りければ、秀元・政家相談にて、鍋島信濃守を松坂の攻手に定め、津の城落去するに於ては、松坂へ取懸くべしと下知せしが、然れども津の城解になるのみならず、濃州大垣より飛脚來り、關東勢岐阜を攻むべき聞あり。秀元・政家軍勢を相具し、急ぎ發向あるべしとの趣に依つて、松坂の城攻を留めらる。斯くて八月廿二日、富田信濃守居城を出て、阿濃津の近所一身田專修寺に於て、檢使瀧川豐前守・蒔田權佐と相談して、對

面あり。彼是物語の序に、兩人の云く、岩田の濱に於て、赤白段々の差物指したる武者、殊に勝れたる武者振り、名字をば何と申す人にやと問ひければ、信州、彼は松坂の鐵炮頭、小瀬四郎右衛門と申す者なりと挨拶せらる。又兩人の曰く、黒白段々の差物指たる人、三の丸の退口に目に立つ稼ぎあり。是は如何なる人にやとあるに依つて、彼も松坂の援兵、林惣右衛門と申す物頭なり。彼の兩人を是へ召出すべし。各も對面ありて給はるべきやと申されければ、然らば召出し給へとあるに依つて、信濃守、彼の兩人を呼出し、面々が此度の骨折、御檢使も唯今褒美あり。我等殊更祝著なりとて、小瀬四郎右衛門に長谷場國信の刀、林惣右衛門に備前長光の刀を與へらる。各松坂へ歸りければ、兵部少輔、彼等が紛骨を悦喜せられ、小瀬四郎右衛門・林惣右衛門兩人に、二百石づつ加增あり。小瀬は本祿千石、林は九百石なり。又人見伊右衛門、二の丸に於て高名せしを稱美して、三百五十石の上に、百五十石加增あり。其餘の輩には、皆百石づつ加增せられしなり。斯りしかば、瀧川豐前守・蒔田權佐兩人に、山崎右京亮・中江式部大輔・河口久助を相添へて、阿濃津の城番となし、毛利秀

元・吉川侍從廣家・長束政家は、殘る軍勢を召具して、濃州大垣南宮山・栗原山に陣を居ゑられたりとかや。

一本に、富田信濃守知信の父は、和富田平右衞門といひ、後に左近將監と改む。秀吉公、江州長濱を領知せられし時より仕へて、勇才あるにより、時の執權たりし增田・石田等に權を取られて、五奉行の數にも入らず、常に憤を含みて、程なく病死せり。其子信濃守は、父の家督を繼ぎ、五萬石にて勢州津の城に居たりと記す。今按ずるに、信濃守、諱は信高と諸說にあり。知信は、父左近將監が名乘なるにや、覺束なし。又別本に、松坂加勢は、古田助右衞門・千田主水・林惣右衞門・小瀨四郎右衞門・人見伊右衞門・加藤五平治・兒玉仁兵衞・津田佐兵衞・生駒左內・建部淸兵衞・片岡平兵衞・森次郎兵衞・飯沼太郎・齋藤孫右衞門・佐夫利九之允・同伊之助・馬場・犬飼等、都て十八人なりと記す。尙古、按ずるに、余が母族森五郎左衞門と號する者は、彼の森次郎兵衞が孫にて、八兵衞が子なり。次郎兵衞は組頭、八兵衞は鐵炮頭となりて、古田の家に居たりし故に、五郎左衞門聞傳へて語りけるは、古田助右衞門

が、其頭石丸彌三といひて、松坂の城代なり。加勢にて津の城に籠るべき者にはあらず。其上兵部少輔、此時三萬五千石の分限なるに、彼の家にて一の大身といはるゝ石丸を始め、其外名ある者共十八人、加勢とせらるべき様なし。祖父次郎兵衛が津の城に籠りたると語傳もなし。彼是此說覺束なしといへり。又或本に、八月廿二日の未の刻、松坂の加勢城へ入るべしとせしに、吉川侍從兵を出し遮りけるを、城の隊長本多志摩・鈴木左馬、城戶を開いて馳掛り、力戰して松坂の加勢を、城中へ入れたりと記す。今按ずるに、松坂の加勢は、敵の城近く寄來らざる先に、城內へ入りたりと聞く。然れば本多志摩・鈴木左馬が吉川と戰ひて、援兵を城中へ入れたりとあるは、覺束なし。一書に、攝州尼ヶ崎の城主建部內匠頭光重、其外池田伊豫守秀氏・松浦安太夫清長・長束大藏少輔政家等、手の者を下知して嚴しく攻めけるが、建部內匠頭家人田中甚九郎、主の馬印を二の丸の塀へ投込み、其身も登りて、建部內匠頭一番乘と名乘る。此時松浦安太夫は、鐵炮に中つて命を殞したりと記す。按ずるに、建部氏津の城にて武功ありと、老兵の物語な

れば、此說實事なるべきにや。一本に、宍戸氏は、源氏・藤原二家より出たり。藤原大織冠鎌足公五代の孫、八田權頭宗綱の第一子は、宇都宮朝綱、後白川の御宇に土佐國へ配流せらる。第二の息女を八田の局と號す。下野守義朝の妾となり、男子一人を生めり。是れ八田四郎知家なり。外祖八田權頭の家を繼ぎ、平治の亂に、源姓悉皆誅戮・流刑に逢ひけれども、藤原氏なる故危難を免れ、治承四年右兵衞佐賴朝義兵を擧げられし時、權守知家軍功を顯し、武者所宍戸四郎左衞門と改む。賴朝の連枝なれば、賴家・實朝薨去の後、彼の知家源家を相續すべかりしに、北條時政權威を振はん爲、終に一國の守護にも任せず。知家七代の後、正四位左近衞中將常陸介治久、足利高氏の副將軍となり、此時始めて源姓を興復して、平北條を誅す。八代の後、宍戸安藝守元家・同國高田郡甲立村五龍の城に住す。次男深瀨彈正隆兼、其子下總守家俊、圖らざるに天狗に化す。司箭の祉是なり。元家が嫡男雅樂頭元深、甲立の城にあり。西方原田村猪掛の城には高橋權頭あり。南方郡山城には毛利陸奧守あつて、各所領を爭ひしに、或時陸奧守元就・甲立の城に

入り、元深に對面して、我先祖大江因幡守廣元は、右大將賴朝に仕へ、御邊は先祖は賴朝の御連枝なり。然るに數年相戰ひしは無禮なり。況や老を敬ふ禮節は、人として皆然り。今既に降參なりといはれければ、元深大に感心して、御邊は我より大身なれば、降參とあるは憚あり。殊更軍術御精熟の人なれば、必ず大國を治めらるべしと、互に禮儀をかいつくろひ、唯元深旗下に屬すべし、嫡子安藝守隆家を壻となし、取立て給はれとて、神文を取換し、種々饗應あり。其後元就三千餘人を率ゐ、安藝守を誘ひて、原田村猪掛の城を攻落して、高橋權頭を討果して、分領數箇村を宍戸隆家に與へ、頓て壻禮あり。是より宍戸氏繁榮す。隆定一男三女を產む。嫡子左衞門佐元秀、二女は伊豫の太守河野通信に嫁し、三女は吉川治部少輔元長が妻なり。四女は毛利權中納言輝元の奥方にせらる。元秀に六男二女あり。長子備前守元繼、備中國鬼身の城主、八萬石を領す。朝鮮陣の時武功を顯し、此兵軍に、伊勢國阿濃津の一番乘して又功勞あり。二男內藤修理大夫元盛・三男粟屋五郞左衞門孝春・四男宍戸民部少輔元眞・五男河野但馬守景好・六男左衞門尉

元可、七女は雲州三澤兵部少輔に嫁し、八女は筑前中納言秀秋の奥方なりと記す
今按ずるに、宍戸備前守、阿濃津の城下に於て、分部京兆に小腹を突かせたりと舊記にあり。但、淺手にて城內へ攻入りたるにや、覺束なし。一本に、寄手二・三丸を攻取りければ、城主信濃守、本丸の門を開き、突出て相戰ひしに、寄手多兵なる故に、突立てられて、本丸へ引入りしを、敵兵付入りに本丸へ乘込み、玄關の前にて、敵味方火花を散して戰ひしに、城兵必死になりて寄手を追出し、本丸の門を打ちたり。此時城兵、五百八十人討死したりと記す。倘古、按ずるに、寄手本城へ攻入りたる說を聞かず。然れども、必ず虛說なりともいひ難きにや。又一本に、上田吉之丞、毛利家の兵士中川淸左衞門が首を取りたりと記す。按ずるに、古田兵部少輔、家來人見が中川を討ちたる高名を聽屆けて、加增を與へられし上は、おほやう此說實事なるべし。又一本には、上田吉之丞、二の丸の城戸口に於て、太刀討の働ありと許り記し、中川を討たりとはなし。但、此吉之丞が働き勝れたるに依つて、中川が首を取りたりと、附會の說をなせるにや。一本に、內府公、富田信州

か此防戰を賞し給ひ、其頃高野山に籠居あるを召出して、本祿五萬石に二萬石の御加增あり。八年過ぎて、伊豫の國宇和島にて十萬石給はりしに、訴論の事ありて、信州の領地を沒收せらる。其故を聞くに、石州津和野城主坂崎出羽守は、浮田直家の弟安心が子にて、信濃守の內室の兄なるにより、常々因み深かりしが、坂崎が家臣に、浮田左門と號する者あり。彼は坂崎が甥なれども、重科ありて津和野を立退き、宇和島に來りて、信州を賴みければ、信州捨置き難く隱し置きたり。坂崎甚だ憤りて、度々問答に及びければ、信州又緣者の高橋右近を賴みけるに、右近、彼の左門を深く隱置きにけり。坂崎彌〻怒つて、訴狀を捧げしかば、御糺明の上、富田・高橋が非になりて、兩人共に知行を召放されたりと記す。尙古、按ずるに、此說大底實事なるべし、予が昔の朋友に、富田孫左衞門と號する者あり。其身は更にいはずと雖も、正しく信州の孫なりと聞えし。子孫衰へ陪臣に下りしにや。又一本に、小出播磨守・片桐市正等相談して、中江式部大輔・河口久助兩人を大坂の城中へ招き、秀賴公御幼少なれば、今度の一亂思召よらぬ事ながら、內府の

御心中更に測り難し。兩人急ぎ關東へ下り、秀賴公御下知なき由を慥に申さるべしとあるにより、兩人大坂を立つて關東へ馳下りけるに、增田長盛・長束政家奉行より、中江・河口兩人の方へ書を送り、關東へ下向無用なり。安藝宰相秀元の手に付きて、勢州津の城を攻むべしとなり。兩人心得難く思ひけれども、城を攻むべしとあるを、承引せず。關東へ下るに於ては、武家の後議あるべしと思ひ返し、道より引返す。內府公は中江・河口が馳下る由聞せ給ひ、斜ならず御悅喜ありしに、津の城の攻手になりたると聞えければ、甚だ御氣色あるにより、兩人高野山へ籠居せしを、內府公より伊達政宗に預け給ひしが、心ならず、津の城を攻めたりと、後日に聞えければ、兩人の罪を宥めらる。其奉書に曰、

一書令啓上候、仍先年被成御預候御牢人衆之義、中江式部大輔殿・河口久助殿、何方へ成共、御兩人御覺悟次第御越候樣に可被成候、爲御心得如此候、恐惶謹言。

慶長八年八月廿五日　　西尾隱岐守吉次

津田小平治正秀
片桐市正且元
本多佐渡守正信
伊達越前守樣

其後中江・河口を、家康公召出さるべしとありけるに、河口は關東の御家人となり、中江景繼は、如何なる了見やありけん、俄に上方へ上り、寛永の頃、京都にて病死せしといへり。今按ずるに、此事、眞僞知り難きに依り、中江式部が孫子山田扇計に逢ひて、其時の始終を問ひけるに、舊記の如くなりとて、彼の奉書を見せたる上は、必定實說なるべきにや。一本に、松坂の加勢小瀨四郎右衛門・林惣右衛門・人見伊右衛門三人、津の城にて比類なき働あるにより、古田兵部少輔、三人共に一倍の加增せられしが、小瀨は本知二百石、林は本知五百石、人見は本知四百石なるに、小瀨四郎右衛門訴へけるは、竝に一倍の御加增なれば、道理ある樣なれども、某が本祿二百石の上に一倍の御加增にては、兩人の知行に劣りたり、武功は同じ事な

るに、御下知心得難しとて、松坂を立退き、田中兵部大輔が家人となり、千石を領す。其後暇を乞ひ、寺澤兵庫頭に仕へ、千五百石になり、寛永の頃、宗門一揆起りし時、肥後國天草にて戰功を顯し、兵庫頭身上果てゝ後、四千石にて松平安藝守家中へ出て、又加增ありて五千石になり、彼の小瀨が松坂にて主君兵部少輔に訴へたる意趣、理ありと記す。尙古、按ずるに、小瀨四郎右衞門は、松坂にて本祿千石なりしが、其後田中・寺澤兩家に仕へ、今藝州廣島に其子孫ありて、年々立身したるは、正說なりと聞く。然るに、松坂にての本祿二百石とあるも、又古田重勝に訴へたる趣も、心得難き異說なり。彼三人の輩の、高下なく一倍の加增とあるを、小身の某一倍の加增を受けては、兩人の知行に劣りたりといひしは、邪なる訴なるべきにや。又別記に、池田伊豫守秀良は、龜山の城攻むべしとて來りしが、長束政家に誘はれ、母衣の者十人召連れて、阿濃津の攻手となる。其緄〔幌カ〕武者杉山吉左衞門・北村師右衞門・深尾左太夫等城内に攻入り、高名したりと記す。正說なるにや、覺束なし。又異本に、富田信濃が妻、六具を堅め、薙刀を脇にはさみ、二の丸へ出て、寄手

と相戰ひ、數人薙伏せたりと記す。今按ずるに、富田信州の內室、敵と相戰ひたる說を聞かず、事を好む後人、文を飾りて書きたるにや。又別本に、宰相秀元の旗奉行有地九左衞門、岩田の濱にて小瀨四郎右衞門を二太刀切付け、其後鐵炮にて馬より打落され、創八箇所被りけれども、死亡を脫れて京都へ上り、三條に止宿して、創を保養せしが、深手故終に死す。遺骸をば本能寺に葬たり、彼の九左衞門が先祖は、備後國住人宮下野守兼信といひたり。兼信剃髮して道山と號す。道山が四代の孫を下野守といふ。其三代の孫有地美作守正信が二男、有地九左衞門氏元まで相續して、其子孫今も筑前にありといへり。尙古、按ずるに、彼の有地九左衞門を鐵炮にて打落したる、小瀨四郎右衞門が家來水野次郎八、後に勘兵衞と名を改む、主人小瀨四郎右衞門が働を賞し、知行百石得させて、家のおとなとなす。予が母族森吉寬は、小瀨四郎右衞門が緣者にて、因みある故、彼の勘兵衞に此時の始終を聞きたりとて物語せしは、型の如くせはしき時節なれども、間近き敵なる故に、勘兵衞忽ち打落して退きたりと語り傳へて、敵の姓名をいはず。其上卽時に打殺したる

吉川家の死傷者

樣にのみ常々語りき。近き頃、有地が家傳を聞くに、九左衛門此場にて死遁れたるに疑なし。然れば小瀬主從も敵の姓名を知らず、剩へ、打殺したる樣に覺へしにや。但、勘兵衛、鐵炮一放しにて、九左衛門打落したる創八箇所とあるは、小瀬が足輕共の打ちたる鐵炮所々に中りけれども、無二無三に馳入りたるにや、覺束なし。又吉川の家傳に、侍從廣家、阿濃津の城を攻めて後、郎徒の死傷する者を、輝元へ註進せられたりとて、其姓名を記す。所謂手負には、

今田隼人　香川又左衛門　二宮兵助　松浦三介
森脇志摩　杉田市右衛門　林五郎兵衛　山田三左衛門
米原與一兵衛　筏源助　同助之允　栗原九郎衛門
森脇彥左衛門　安達治兵衛　坑孫六　尾越太郎左衛門
同孫兵衛　黒政五右衛門　井上藤右衛門　長又兵衛
小屋孫右衛門　森脇左衛門　宮庄藤五郎　吉川勘兵衛
今田安右衛門　二宮六衛門　山縣清右衛門　境忠六

小馬打五郎　桂六郎衛門　丹羽長兵衛　岡田五郎右衛門
筏源四郎　同善六　香川勘七　安村彥助
堀越新衛門　境次郎右衛門　山縣源右衛門　綿貫新五郎
小野藤兵衛　村田仁左衛門　笠井佐之丞　境助兵衛
小河內與三　河野源衛門　森脇忠左衛門　森脇次郎兵衛
松井忠左衛門　石川與兵衛　中井平三　田中喜右衛門
青砥九兵衛　河野理兵衛　近藤作兵衛　石田甚左衛門
御調九兵衛　朝枝右衛門　足達長太夫　村上孫三
東彌衛門　石川德衛門　長屋吉右衛門　若宮久助
森口作內　畑兵右衛門　大守何助　安田與五郎
佐々間理介　竹內右兵衛　別所小作　西村與右衛門
福原源兵衛　中村五右衛門　池尻新右衛門　石原少左衛門
和田彌介　谷守善三　前原木工之允　木梨兵右衛門

綿貫新九郎　井上市助　多賀與兵衛　谷口藤兵衛
東孫市　森脇兵右衛門　山田與作　森脇彌四郎
下善左衛門　同五郎衛門　湯淺彌三郎　高橋竹衛門
岩田與三　福原理助　末永文治　靜間源五郎
相見忠左衛門　水落四郎次郎　三島新五郎　中村與三
黑政角助　河邊半衛門　原田仁衛門　中原市太夫
山崎與兵衛　有田又兵衛　東源兵衛　目加〔賀カ〕田段衛門
目賀田五右衛門　靜間又三　栗〔粟カ〕屋孫兵衛　土井六右衛門
三浦理衛門　松田半内　佐武左衛門　森脇彌衛門
鹽治新之丞　近藤理兵衛　後藤太兵衛　鳥飼七右衛門
長和宗左衛門　內田太郎左衛門　森脇彌十郎　葛尾一郎兵衛
同與市　中村又兵衛　大塚與治衛門　青砥自然
花安神介　江口孫七郎　大草藤右衛門　村田小右衛門

境七郎右衞門　三須　三馬　桑原　仁介　森脇四郎六郎
生田宗三郎　山縣　與治　內藤三郎右衞門　內田源四郎
赤田　彌六　河上　仁介　湯淺四兵衞　森島　七介
高橋治右衞門

都て百四十五人、中間は、
庄　衞門　源　兵衞　與　惣兵衞　小　十　郎
平左衞門　次郎右衞門　五郎右衞門　又右衞門
四郎兵衞　惣　次　郎　太郎左衞門　與次兵衞
九郎兵衞　助　兵　衞　久左衞門　六左衞門

戰死する輩には、
吉川　釆女　下江新之丞　前原孫兵衞　野上市兵衞
熊野　兵庫　安部太郎右衞門　中原作兵衞　綿貫作左衞門
富島次郎左衞門　廣瀨九右衞門　福富又右衞門　河上仁右衞門

福原七郎兵衛　秋里次郎兵衛　下　仁介　井上新兵衛
井上又七　朝枝又六　桂四兵衛　利松與次
佐伯孫三　河村主馬　淺原藤兵衛　田坂仁衛門
山縣彌次郎　栗栖四兵衛　松原五衛門　井上三右衛門
二山源五郎　森田宗十郎　服部治兵衛　牛尾助衛門
三浦作右衛門　山縣七左衛門　中田助治郎　上村理衛門
田中彌三　原田九兵衛　井上宗衛門　服部小三郎
石川新三　早川助兵衛　畑野彌兵衛　恩田彌太郎
小寺清七　雜賀與右衛門　永森孫次郎　内藤治兵衛
井上三左衛門　加藤小右衛門　白石九郎衛門
中間　彌次郎　次郎四郎

都て五拾四〔三カ〕人なり。

右手負死人書付申上候通一人茂僞無御座候、若於僞者、愛宕・嚴島大明神・大社

大明神・摩利支天・八幡大菩薩・天滿大自在天神・日本諸神可レ蒙二其御罰一者也、

八月廿六日　　　吉川 廣家判

堅兵 御中

今田が家來、手負侍八人・中間六人、同人家來、討死侍五人・中間三人、吉川勘右衛門家來、手負侍六人・中間一人、同人家來、討死侍二人・中間一人、桂左近家來、手負侍三人・中間五人、同人家來、討死中間二人、香川又左衛門家來、討死侍二人・中間一人、山縣九左衛門家來、手負侍一人、吉田惣左衛門家來、手負侍二人・中間一人、同人家來討死侍一人・中間一人、今田安右衛門家來、手負侍一人、朝田彥七家來、手負侍一人、境忠六家來、手負侍一人、高橋孫作家來、手負一人、岡田五郎衛門家來、討死侍一人、森脇志摩家來、手負侍一人、石川源左衛門家來、討死中間一人、素庵家來、討死中間一人、二宮兵助家來、手負中間一人、討死同人家來、中間一人、石川與兵衛家來、手負中間二人、森脇久助家來、手負中間三人、山縣淸右衛門家來、手負侍二人、二宮六右衛門家來、手負中間一人、野上市兵衛家來、手負侍一人、森口作内家來、手負中間一

人、桂五郎兵衛家來、手負中間一人、以上手負六十七人・討死二十一人、都て手負二百二十七人・討死七十五人なり。

右書付申上候通、一人も僞無御座候、若於僞者、愛宕・嚴島大明神・大社大明神・摩利支天・八幡大菩薩・天滿大自在天神・日本諸神可蒙御罰者也、

八月二十六日　　吉藏 廣家判

堅　兵 御中

今按ずるに、吉川廣家、本國出雲より大坂へ上り、安國寺に逢ひて、此企、更に心得難しとて、問答數通に及び、其後、家來服部治兵衛・藤田市藏を密に關東へ下し、內府公へ內通せられしが、輝元卿又は增田・石田以下、廣家の別心に疑あるべきを測り、此註進に誓書を加へられしにや。又關東へ下りし服部治兵衛が姓名、戰死の內にあり。此時江戶より馳歸り、阿濃津にて討死せしにや。又別記に、廣家が家臣宮庄・今田・香川以下、自身城內へ攻入り、手の者共に功名させたり、中にも香川又左衞門春繼、一方の隅櫓に向ひ、嫡子助六家景此時十八歲なるが、先登して

武功を顯し。與力横道源介・安田喜左衛門、香川が手の者を下知して能く働き、横道源助一番首を取りたりといへり。又別記に、宰相秀元の兵士、西孫兵衛・尾島江之助・世良孫助、其外宍戸備前守が臣、筒井藤藏・深瀬次郎兵衛・檜善右衛門拔群の働あり。中にも筒井藤三・猶﹝檜カ﹞崎吉右衛門・深瀬次郎兵衛、此三人先登せしに、城兵伴三左衛門、管鑓にて筒井・猶崎兩人を突伏せけるに、深瀬次郎兵衛、其鑓を挑取たりといへり。

秀秋虛病

秀秋、歎な東軍に通ず［illegible］

筑前中納言秀秋は、伏見の城を攻落し、其後備前中納言秀家に從ひて、伏見を出陣せられしが、秀家卿途中より、秀秋の方へ使者を遣し、兼て定め置きたる如く、貴方も秀元・政家と相俱に、伊勢地へ掛り、夫より美濃へ參陣せらるべしとありけれども、金吾は秀家の下知に隨はず。某日頃病氣なれば、差當る軍役勤め難しとて、江州高宮に數日逗留あり。秀秋の家臣平岡石見・稻葉佐渡が勸に依つて、秀秋關東へ內通

せられし故なり。秀家も、金吾の別心ある事を推量して、大垣の城に至りて、石田三成と群議をなし、戸田武藏守・平塚因幡守を招き、各秀秋の陣所に到り、秀家・三成軍用を申承るべき爲、兩人を差上せたりと申さるゝに於ては、秀秋縱令勢を申立つるとも、大形は其方達に對面すべし。然らば彼を人質に取りて、此表へ誘ひ參られよ、若し遁れ難き事あらば、いふに及ばぬ事ながら、秀秋を刺殺して、面々も共に一命を果し給ひ、雙なき忠義を致さるべし。人多き中に、其方兩人此選に逢ひ申さるゝは、御手柄なりとありければ、武州・因州承り、誠にさるべき御謀なり。兩人、金吾の陣所に赴き、御下知の如く申入るゝに於ては、よも面談叶ひ難しとはあるべからず。去程ならば、密談に事寄せて、相近付き、手込にして引立て參らん事、いと易き程の事なり。彼の秦王をとらへながら、本意を失ひたる昔語は、未練の事なりと荒言して、頓て兩人高宮に至り、件の意を述べければ、秀秋、人を出していはれけるは、各を是へ給はる事は、定めて餘儀なき御事ならん。然れども我等氣色重く、勢州への出勢さへならざる程の事なれば、暫くの對面もなり難し。內々是より京へ上

大谷吉隆秀秋の野心を責む

り、保養の願ありけれども、天下急々の時節といひ、殊更兩人を是へ給はる上は、近日夫へ參向して、御下知を承るべしとあるにより、戶田・平塚强ひていふべき理なければ、秀秋の近日大垣へ下向すべしとあるを、面目にして、憤りながら濃州へ歸る。四五日過ぎて、金吾中納言、大垣に參陣ありしが、城中へ使者を立て、某頃日煩ふに依つて、各御不審ありと聞く、更に別心なき故、是まで參著申したり。但、未だ所存あれば、城外に暫く陣を掛けて、關東勢と合戰の後、各へ御目に掛るべしとなり。秀家此旨を聞き、然らば城の西方、松尾山麓に御陣取あるべしと、下知せらる。仰承候とて、手勢八千餘人を相具して、松尾山に登り、山頭に陣を居ゑられしなり。大谷刑部少輔吉隆は、豫て金吾の懇志を受る人なりしが、諸將、大垣より關ヶ原へ出る頃、吉隆、松尾山に登り、御直談申すべき事ありて、吉隆參じたりとありければ、秀秋もだし難くや思はれけん、聽て吉隆に對面せらる。大谷此時秀秋を責めて曰く、貴殿此程御病氣と稱し、關東を憚り給ふ聞えあり。事新しき申事なれども、御兄弟餘多ましますー中に、殊に太閤御いたはり深く、小早川隆景卿の官祿重く備へ置き、既に秀頼公の御

後見ともなり給はん人の、むだ〳〵と敵へ御降參あらば、御比怯至極なる行なるべし。秀家卿・石田・長束等も、貴殿の逆意を推量して、打果すべしと議せらるれども、又疑を黐し、其筋目といひ、御恩德といひ、中納言殿御幼君に對し給ひ、謀叛せらるべき道理、更になし。然るを粗忽に打果さば、故太閤の靈魂も怒り給はん事、必定なり。然れば秀秋卿別心に於ては、疑なしといふ者ありとも、事の現れざる内は、何日までも捨置き申さんとの相談なり。是偏に秀賴卿の御行末をも計り給ふべき御人品なりと、深く賴をかけ申さるゝ故なり。返す〳〵御思案ありて、天下の御爲を思召し給へ、とありければ、平岡石見・稻葉佐渡、金吾の傍に控へけるが、仰の如く中納言幼少より、先君の御恩を蒙り、今斯く人となり申されし上は、御幼少の君秀賴公に對し、更に叛心なかるべし。秀秋病氣なるに依つて、色々雜說ありと見えたり。聊か覺束なく思召し給ふなといひければ、大谷重ねて曰く、中納言殿縱令御才覺人に勝れ給ふとも、未だ御年若ければ、思召し迷ふ事もやと、朝夕氣遣ひ申したるに、今各の出語を聞きて、眞に安堵の思をなせり。いよ〳〵両人相談して、宜しき様に沙汰せ

らるべし、といひて山下へ下る。 彼松尾山は其昔、不破河内守が城地にて、地勢便あるにより、秀秋の內通露はれて、敵寄るとも防戰はん爲に、彼山頭に登りて、陣を居ゑられしとかや。

一本に、秀秋、津の城を攻むべしとて、關地藏まで發向ありけるが、病氣と號して引返し、江州高宮・柏原にて數日逗留あり。 秀家・三成・吉隆等相談して、大谷刑部、佐和山に居たり。 秀秋を彼の城へ招き、搦め取るべしと謀りけれども、秀秋、招きに從はず、是に依りて大谷思慮を廻らし、戶田武藏守・平塚因幡守を佐和山の城へ呼びて、秀秋を召捕るか、又は刺殺すべしといひ含めて、秀秋の陣所へ遣しけれども、秀秋病氣重くして、兩人に對面なかりしかば、力なく歸參せしと記す。 今按ずるに、此說虛實測り難し。 然れども、戶田武藏守・平塚因幡守、大垣の城を出て、秀秋の陣所へ赴きたりといふ舊說あれば、大谷吉隆が佐和山より、彼の兩人を遣したりといふ說は、誤にや。 又一本に、秀秋は黑田如水の意見といひ、又は石田が無禮なるを怒り、內府公へ內應せられたりと記す。 今按ずるに、石田治少、秀家・

輝元の前をも憚らず、一人にて計らひたる事、數多ありと聞く。秀秋彼が無禮を憎まれたりとあるも、正説なるにや。

關原軍記大成卷之十五終

關原軍記大成　卷之十六

村越茂助
尾州參向

村越茂助直言附加藤嘉明發明

去程に、內府公、未だ江戶に御座ありて、御出馬の御沙汰なかりけるが、八月十二日の昔、村越茂助直言を召給ひて、先日、上方へ急ぎ馳向ひたる、諸將の方へ、御使者として、明日、其方を上せらるべしと宣ひて、數通の御書と、御口上を仰渡されければ、翌十三日、茂助、江戶を立ちて、尾州へ赴きける。此事、淸洲へ聞えければ、井伊兵部少輔・本多中務大輔相談して、柳生又右衛門後號二但馬守一宗頼を招き、兩人、密にいひけるは、御家人を始め、諸大名、御出馬を待兼ねらるゝ折節なるに、何の御用とは知らず、村越茂助、江戶より上ると聞えあり。御邊は、茂助が劍術の師匠にて、常に交も深しと聞く、急ぎ中途へ出て、茂助に逢ひ、此方、兩人の差圖によりて、態々是迄出向ひたり、

何の御用を承りて、上りたるやと申さるゝに於ては、彼着趣旨を語るべし。若し御出陣延々の樣に、物語するとも、唯今の折柄なれば、村越、當地へ參著の時、人々に逢ひて挨拶するとも、必ず遠慮ある樣に、心を付けて給はれといふに依りて。八月十九日の晩、又右衞門、清洲を出て、翌日二十日の朝、三州池鯉鮒にて、茂助に行逢ひ、兵部殿・中務殿の下知を請けて、此所まで出向ひたり。如何なる御用を承りて、上られたるにや、といひければ、村越、柳生にいふ樣は、數ならぬ我等が上りたるにて、御用の程をも、推量り給へ。御先手の諸將へ、御書を持參したるのみといふにより、柳生、御口上なかりつるや、御口狀は如何なる事ぞ、と問ひけるに、茂助が去く、井伊・本多相談ありて、貴殿を是まで給はるといひ、殊更さしてもなき御口上なれば、匿くすべき樣はなけれども、軍中は常に替りたるに、誰々に申せとありたる御口上を、脇へは鹿忽に洩し難し。其上貴殿と同道して、清洲に至り、兵部殿・中務殿兩人へ、悉く申す事なれば、暫く用捨あつて給はるべし、といふにより、又右衞門、力なく茂助と同道して、清洲へ歸る。斯くて井伊・本多、村越を奥の座敷へ招待して、兩人、内府公の御下

知を聞くに、速に御出馬あるべしと、內々は御用意ありけれども、此程少し御風氣にて、急に御出馬成難し。其表萬づ、越度なき樣に計らふべしとの仰なり。諸大名への御口上も、大方斯くの如しと、語るにより、井伊・本多仰天して、是は在陣の諸大名、一筋に御身方せらるべしと、兼てより堅き約諾なれども、斯くうか〳〵と日を送らば、脚下より火の出る如くなる大事あらんも測り難し。然らば御直に、仰含められたる御口上にもせよ、有の儘に出らるゝに於ては、主君の御爲惡しかるべし。此上は諸將の出座の時、御口上と申して申さるべきは、我等重く風氣を煩ひ、出陣遲々に及べり。然れども近日出馬して、敵を一時に退治すべし。此斷を申さん爲に、村越茂助を差上すなりと申さるべし。若し此御口上相違なりとて、御鼻をつかるゝ事あらば、弓矢八幡も照覽あれ。此方身命にかへて、申譯すべしといひければ、茂助が云く、主君の御爲とある上は、御誓言も無用の御事なり。如何にも御差圖に從ふべしといふにより、兵部少輔・中務大輔、頓て本丸に至り、村越茂助使者として、唯今江戸より參りたり。諸將、御參會ありて、內府の御口上を、御聞あれかしと、羽柴正則・羽柴

輝政まで、いひ入れければ、左衞門大夫、諸將へ此旨、案内ありて、各本丸へ參會せらる。井伊・本多兩人は、村越茂助を誘ひて、列座の前へ出でければ、村越、御書を取出し、各へ授く。其趣に曰、

其許の模樣、承度仕而、以二村越茂助一申候。御談合候而、可レ被二仰越一候。出馬之儀者、油斷無レ之候。可二御心易一委細口上申候。恐々謹言。

八月十三日　家康

數通の御文言、皆此の如し。十萬石以上、又は筋目ある輩は一人づつ、其外は三人・五人と御宛所なり。諸大名御書を拜見の後、茂助御口上を申して云く、各、數日の御在陣、誠に苦勞の御事なり。我等、其表へ出陣の事、聊か油斷なしと雖も、此程少し風氣故、暫く出馬成難し。井伊兵部少輔・本多中務と御談合の上、宜しき樣に、御下知あつて給はるべしと、有の儘にいひければ、井伊・本多、此御口上を聞きて、手に汗を握り、諸將も御出馬あるまじくと聞きて、興を醒し、座中ひそ〳〵として、ものいふ人なし。然る所に、加藤左馬助、進み出て曰く、是は餘儀なき御口上なり。各・我等、此合點

なく、內府の御出馬を、待兼ねたるは誤哉といはれければ、淸洲侍從、此時、嘉明に向ひ、貴方の了見、聞かまほしとありければ、嘉明の云く、石田治部等、私の謀を企てながら、秀賴公の御爲と、號する聞えあれば、故太閤の御恩を蒙りたる各・我等に、內府御隔心あるは、御道理なり。今度、御味方に參りたる證據を、表し給ふに於ては、早速御出馬あらん事、疑なしとありければ、其時、正則、手を拍つて、典厩の推量違ふべからず。諸將、此地に寄在ながら、此疑を辨へず、唯御出馬あるべしと、度々御催促申したるは、近頃、愚癡の計らひなりといはれければ、一座の輩、夢の覺めたる樣にて、各暫く擧動み合へり。

福島正則の實情

其後、正則、村越に向ひ、內府の御出馬を待ちたる故に、手後れになりて口惜しけれども、せめて當國犬山の城か、濃州岐阜の城かを攻落して、則ち御邊に見せ申さん。二三日逗留あつて給はるべし、といはれければ、村越返答申して云く、唯今の御批判を承るに、此御返事に於ては、一口も早く、內府に見せ申度き御事なり。然るを主人の下知もなきに、人がましく檢使を勤め、城攻を見屆け申さんは、憚りなり。願くは早く御返事を給はり、東武へ歸參申したしといひければ、各此儀

尤なり。然れば先日小山にて、各誓紙を上げたれども、猶ほ御疑なき爲なりとて、返事に連判の誓紙を添へて、茂助に與へられしなり。井伊・本多は、茂助を次の間へ呼立て、兩人の差圖を承引せず、有の儘に御口上を申されたるが、今は卻て幸なりと、申されければ、茂助が云く、最前仰聞かされたる時は、いかにも御差圖に任すべしと思ひしが、各御書を見給ふ内に、つく/\と思慮を廻しけるは、智惠才覺の御用ならば、別人に仰付けらるべし。然るに御兩人の御差圖とは申しながら、御口狀を申直すに於ては、才覺だてと申すものならん。所詮手前の人柄に應じて、御口寫(うつし)に申したるに、後難あるまじと思返して、卒爾を申したりしといひしとかや。斯くて村越は、晝夜を分かず、江戸へ歸り、件の旨趣を申しければ、內府公、限なく御悅喜ましく/\て、又各へ御返事あり。其御文言に曰く、

村越茂助に一々之段承、祝著之至候。何茂令レ得二其意一候。爰許之儀、米津淸右衛門具申入候之間、令二省略一候。恐々謹言。

八月廿三日　家康

頃日、黒田如水の歩士中山市内といふ者、主人如水の使者として、甲斐守長政の方へ、書狀を持來る。長政、父の書面を拜見せられけるに、石田治部、佐和山を出て、大坂へ上り、逆意を企つゝ聞えあるにより、軍勢を相揃へ、石田に與する敵地へ攻入り、軍功を顯はすべき覺悟あり。其方も志を同うして、内府の御下知に任せらるべしとの趣なり。長政、彼山中市内を呼びて、申されけるは、先日より度々、如水公の御書來ると雖も、此度汝が持來る如く、委細の御文言ついになし。然れば此御書を、關東へ差下し、内府の御披見に入るべきなり。汝苦勞ながら、此御書を、江戸へ持參せよとありければ、山中、違背申して云く、筑紫より遙々參りたるを、又關東へ差下さるべしと、仰出さるゝは、近頃、御情なき御事なり。別人に仰付けらるべしといひければ、長政、以の外氣色を變へ、如水も我等も、己が爲には主人なり。彌、違背するに於ては、座を立たすまじとありければ、山中又申して云く、筑紫より遙々參りたる事を申すは更に苦勞を厭ひ申すにはあらず。如水公、既に御出陣の御沙汰あるを、主命なれば力なく、此表へ馳來り候ひぬ。然るに近日、此邊に於て、御合戰あるべき風聞あ

中山市内直言

るを、關東へ下れと仰せらるゝは、御情なしと申すものなり。但し如水公、筑紫に於て、早や御合戰も勤め給ひ、某如きも戰場を見て參り候歟、某、年頃人に名を知られて、內府公の御前へも、罷出づべき者ならば、關東へ下し給はんとあるも、御理なるべし。然れども、筑紫の戰を見たるにもあらず、又數ならぬ某が、關東へ下りたりとて、何の御爲にもなるべき。是に依りて、愚意を廻らすに、御身近く召仕はるゝ輩には、御贔屓あつて、如水公へ御奉公申す某などは、御不愍も薄き故に、此御意を承るにやと、申したりければ、長政、忽ち機嫌を直し、汝を關東へ下すべしといひたるは、誠に我等が過なりとて、山中が訴訟を叶へ、其後如水よりの、書狀二通を、濃州赤坂に於て、井伊兵部少輔が陣所へ、遣し給ひけるに、直政、返書を送る。其趣に云く、

從二如水老一此中貴公樣に參候御狀共、數通被レ下、拜見仕候間、內府披見に入可レ申候。今度於二御國元一別而御精入、殊御人數多御抱被レ成、內府次第、何方にも成共、御行候半由候。此節御座候間、何分にも被レ入二御精一御手に入可レ申候。何程も御手に被レ入候得と、可レ被二仰遣一候。何事も面上可二申上一候。恐惶謹言。

八月廿五日　　井伊兵部少輔　直政

黑田甲州殿人々御中

此山中市内、長政の前を過ぎ、黑田三左衛門後號二美作一法名勝鷗一成に逢ひて、某に鎧一領御借あつて、給はるべしといひければ、三左衛門、返答して曰く、我等も著替の具足ならでは別になし。家來の鎧を脫がせて、御邊に貸し申す事も如何なり、所詮金子を附與すべし。是にて用意せられよ。といひて、金子一兩與へければ、山中悅びて、清洲の町を馳廻りて、古具足一領求出し、合渡の合戰に、彼具足を著て、先を爭ひけるが、石田三成家人松井又右衛門、山中を突伏せて、其首を取りけるに、笠章（かさじるし）の緒に、文字の書付けたるあり。之を取添へて、主人の實檢に備ふ。其言葉に曰く、

今日關に、可レ極二高名一、若不レ然者、討死して義を守るべき者也。

黑田如水内　山中市内

月　日

うたるゝもうつもよしある武士の道よりほかにゆく方ぞなき

石田三成、山中が首を見て、渠は志の者ならんとて、松井又右衛門に恩賞を與へ、其

後、家臣島左近に向ひて、松井が取りたる首の袖章を見るに、黒田如水が下人とあり若し筑紫より馳上り、内府の身方するにや、覺束なしとありければ、左近、答へて曰く、海陸の敵國を凌ぎて、如水馳上るべきにあらず。推量するに、兼て如水より、甲斐守に付置きたる者か、又は此度、筑紫より上せたる使者なるべしといふに依りて、三成以下、さもあるべしといひあへり。長政は、合渡の合戰終りて後、手負・擊死(うちじに)を記されけるに、山中市内も擊たれたりと申しければ、長政、手を拍つて、惜しき者を、討たせたりと、申さるゝに付きて、其頃、黒田の家人囁きけるは、淸洲にて、山中が述べたる直言を、長政精しく聽届けて、用にも立つべき者なりと、頼もしく思はれけるにや。山中、此日、討死するに依りて、斯く憐惜せられしにやとて、人皆惜しみけるとかや。

又此頃、黒田如水の歩士林喜兵太と號する者、如水の書狀を持ち、關東へ下り、内府へ捧げ申しければ、則ち御返書を、使者に與へられたる御返書を持參申たしと請ひければ、内府公、此旨を聞召され、實にも彼者の申す處、然(さ)る事なりとて、御書取替へて、喜兵太に與へられければ、御次の人々、功者なる使なりといへり。

諸說に、村越茂助、清洲へ來り、內府の御口上を述べて云く、各數日、御在陣苦勞の御事なり。願くは敵味方の證據を、急度見せ給ふべし。若、仕損ぜらるゝに於ては、跡の合戰は氣遣あるべからず。我等早速出馬して、打果すべしとありければ、加藤左馬助進み出て、誠に餘儀なき仰なり。面々此合點なかりつるは、誤なりといはれければ、座中同心せられしといへり。村越が長子長州入道道祥、近き頃まで永らへ、此說をとくなりといはれたり。尙古按ずるに、左馬助、此時の挨拶を、關原御陣の名言なりとて、嘉明の家人關安右衞門嫡子五郎兵衞、予に語る。其上村越茂助、主君の口上を有の儘に述べたるは、善き使なる哉と、世間に唱へ、又諸說の如く、敵味方の證據を、急度見せ給へとあり。御口上を、加藤左馬助御尤なりと、いはれたる計りにては、名言とはいふべからず。彼是關五郎兵衞が物語、正說なるべきにや。

濃州米野合戰附池田長能功名

羽柴正則・羽柴輝政以下の御先手の諸將、内府公の御出馬なき御心中を推量り、近日、尾州犬山の城か濃州岐阜の城を攻落して、急に註進申さんと、村越茂助に御返答申されけるが、正則、重ねて議せられけるは、犬山竹ヶ鼻を破るとも、岐阜の本城沒落すべきにあらず。速に軍勢を進め、岐阜の根城を屠るに於ては、其外の枝城は、皆降るべし。然らば表向は、犬山を攻むると號し、直に岐阜へ發向すべきかとありければ、各此議に同意して、岐阜の城を攻落すべきに相定め、軍を二つに分けて、川上へ清洲侍從、川下へ吉田侍從、發向せらるべしとありけるに、吉田侍從申さるゝは、我等と左衞門大夫、今度の先鋒なるに、岐阜より程近き川上の追手へ、正則を差向け、我等は道遠き川下を渡り、搦手へ向はん事思ひ寄らずといはれたり。本多忠勝、申して云く、戰の勝利に御心付きなく、御自身の武功を貪り給はんは、内府の御緣者に、似合はざる仰なり。兵部少輔・某も道遠き方へ、向ひ申すべし。唯々御承引あれといひけるに、井伊兵部申しけるは、輝政の仰、謂れなきにあらず。如何にとなれば、淸洲侍從の御領地川邊に近く、舟筏等の御用意も易かるべし。然る上は、川上へ吉田の侍從御向ひ、

川下を淸洲侍從御渡り、然るべき由いひけるに、淸洲侍從の云く、我等と輝政、今度の先陣なれども、我等は淸洲を領地する故に、第一の先鋒なり。然るに萩原尾越の領境大河を渡り、遙に軍を進むるに於ては、定めて時刻遲滯すべし。然れば縦ひ、城兵、川上へ出でたりとも、我等笠町へ亂入して、火の手を揚ぐるまで、暫く合戰あるべからずといはれしに、輝政、承引あるに依りて、川下を追手となし、羽柴左衛門大夫・子息刑部大輔・羽柴越中守・子息與市郎・同與五郎・舍弟玄蕃頭・羽柴修理亮・加藤左馬助・井伊兵部少輔・本多中務大輔等は、萩原尾越の川を渡りて、岐阜の追手へ向ひ、黑田甲斐守・田中兵部大輔・子息民部大輔・藤堂佐渡守・生駒讃岐守・蜂須賀長門守・寺澤志摩守・戸川肥後守・桑山伊賀守・松下忠兵衛等は、萩原尾越の川上を、渡るべしと相定む。其兵總て、一萬六千七百三十人なり。川上河田の渡りへは、羽柴三左衛門・子息武藏守・舍弟備中守・一柳監物・堀尾信濃守・淺野左京大夫等、岐阜の搦手へ向ひ、山内對馬守・有馬法印・子息玄蕃頭・中村彦左衛門等は、敵の壓たるべしと相定む。其兵一萬八千二百五十人、追手・搦手都合三萬四千九百八十人とぞ聞えし。斯くて岐阜の本城を攻

落すべき評議あり。諸軍、坂下より一日に攻上りては、味方の働悪しかるべし。然れば淸洲侍從・丹後侍從・加藤左馬助三隊は、大手七曲口へ攻上り、吉田侍從・伊奈侍從二隊は、搦手を攻めらるべし。又淺野左京大夫・一柳監物は、瑞立寺山の塞を攻破るべし。黒田甲斐守・田中兵部少輔・藤堂佐渡守等は、大垣よりの後詰を防ぎ、山内對馬守・有馬法印・子息玄蕃頭・中村彦左衞門等は、犬山の城を抑へ、内府の御檢使井伊兵部少輔・本多中務大輔は、地形に隨ひて、陣を居ゑ、攻戰の勝敗を見計るべきに相定む。斯りければ、岐阜中納言秀信卿、關東勢を防ぐべき爲に、家老を集めて、評議せられしに、木造左衞門佐が云く、敵大軍の聞えあれば、粗忽に出て防ぎ難し。願くは御籠城然るべからんと諫めけれども、秀信、更に承引なく、縱令目に餘る程の大軍なりとも、一戰もせで、城に籠らば敵を恐るゝ樣にて、口惜しからん。其上大河を前に當てゝ、手痛く防ぎ戰ふに於ては、敵兵忽ち敗北せん。何れともあれ、川面を捨置くまじとあるにより、木造力なき事に思ひけるにや、仰に隨ふべしと申しけり。此時、百々越前守、議論して云く、昔より山河の要害を頼み、利を失ひたる類數多あり。殊更關東勢、

馬を入れ來る事あるべし。然れば川岸を三町計り置きて、横一面に、虎落を結ひ、千挺の鐵炮を六百挺出して、川岸に備へ、敵の鋭氣を打拉ぎて、繰引に引かせ、殘る四百挺の鐵炮を、虎落の內より、つるべ懸けて、彷徨ふ所を、左右の手先より、横合に討懸り、川へ追込むべし、と約束して、八月廿一日の牛〔午カ〕の下刻に、百々・木造三千五百人は、岐阜を立ちて、中屋米野邊に至る。東國勢、同日戌の刻に、淸洲を出て、同木曾川の東南の岸に陣を取る。羽柴輝政、川上の先陣なれば、其夜、丑の刻計りに、先手を押出すべしとある所に、一柳監物 其頃、尾州黑田を領し、此方面の手先なれば、他人を先へは出すまじと、甚だ無興していはれけるを、諸將色々取扱ひ、輝政の先手伊木淸兵衛、川を渡らば、其次に、一柳監物直盛、川を渡し、軍勢を進めらるべし、とあるに依りて、直盛力なく同心せらる。明くれば廿二日の曉、一柳監物、手勢を下知して、川下二股の所を箟撓形に渡す。堀尾信濃守も續いて渡す。吉田侍從・淺野左京大夫、其外內府の御家來等、一面に打出て渡り上る。堀尾忠氏の家人澤四郎左衛門・堤五郎兵衛・澤五助、抜駈して夜中に川を渡りしに、澤五助は少し遲かりしが、川岸へ乘上る際、川

下の方に、三十間計り隔てゝ、鑓の音聞えければ、五助正しく傍輩ならんと思ひ、歩行立になりて、横合に馳付ける。案の如く、澤四郎左衛門・堤五郎兵衛、敵と鑓組みけるが、味方に續く者なかりしかば、兩人共に討死す。堤五郎兵衛を岐阜方前田半左衛門突伏せ、澤四郎左衛門を、岐阜方藤田權左衛門鑓つけて、兩人共に、其首を取る。澤五助、其場へ馳付けんとする中に、忠氏の先手、川岸へ駈上りければ、此勢に、五助高名して、忠氏の旗本へ駈付けしかども、山田多門兵衛、信州の先手に於て、敵を討ち、剩へ、首級に早く付きたる故、山田多門兵衛一番首、其外澤五助・細野作左衛門・山田角右衛門等、段々に首帳に付く。彼山田多門兵衛は、其頃十五才にて、初陣なりとかや。去る程に、一柳直盛は、軍勢川岸へ駈上り、中に大塚權太夫は、直盛小身なれども、八百石の采地を與へ、勇力も人に知らるゝ者なるが、味方の備を一町餘り駈抜け、米野堤にて、馬より下立ち、岐阜方武市善兵衛を突伏せ、首を取らんとする所に、武市忠左衛門、言葉を懸けて馳近付く。大塚、拔設けたる刀にて、忠左衛門が胴輪より、首の骨へ懸けて拂ひければ、𠊳に臥す。大塚頓て、善兵衛が首を取つて、堤の上へ駈上る

池田長能ノ高名

時に、飯沼小勘平、赤絲の鎧に赤母衣懸け、網〔馬カ〕高に乘つて馳來り、正しき傍輩の首を、爭で敵方へ渡すべきといひも敢へず、馬より下り、權太夫に突いて懸り、堤の上下にあつて突合ひしが、大塚、高股を突かれて倒れければ、飯沼、頓て其首を取り、郎等坪井七兵衞に持せて、秀信の本陣に遣し、其身は馬引寄せて乘らんとするに、彼馬屬強くして、乘せざりければ、飯沼、是より馬に放れて、池田長能の認旗を見て馳近付き、夫に控へ給へるは、何樣一手の將と見えたり。某も雜兵にはあらず、飯沼小勘平と申す者なり。一鑓參らんといひて歩み寄る。羽柴輝政の軍士伊藤與兵衞、長能の自身の働を、心元なく思ひければ、馳塞がり、飯沼に立向ひければ、備州大いに怒りて云く、彼は志の者なり。我手づから勝負すべし。そこを引けとあるにより、伊藤力なく開きければ、長能、小勘平に向ひて、我等は池田備中守なり。其方が相手に不足あるまじといひて、鑓を合せ、長能、終に飯沼を突伏せて、高名せらる。小勘平が差したる刀をば、伊藤與兵衞に給はりしが、三池の傳太光世が作の名刀なりとかや。斯かりしかば多軍の兵士入亂れ、卯の刻より辰の刻の終まで相戰ひしが、大敵に突立

てられ、岐阜勢、終に引退く。羽柴輝政・舍弟長能・一柳直盛・堀尾忠氏・淺野幸長の軍士等、首を取る事數多なり。關東の御家人武道掃部・津田新十郎・安孫子善十郎・平井彌次右衛門・同兵右衛門・小坂勘六・堀田三十郎・安井將監・吉田平内・八島吉十郎・武田清兵衛・稻垣市左衛門・澤井左衛門・生駒隼人・森勘解由・林藤十郎等高名あり。中にも一柳直盛の手に付けられたる内府の御目代兼松又四郎、黃母衣を懸け、岐阜方津田藤三郎は、赤母衣を懸けて、爰に馬上にて鑓を合せけるが、雙方より馬を乘付け、旣に手に手を取組みしに、相知れる中なれば、打笑つて東西に分れたり。岐阜勢、旣に戰地を退きければ、津田藤左衛門元綱・其子藤三郎元房は、家來堀端孫右衛門一人召連れ、後殿して退きけるに、堀尾忠氏の兵士二十人計り、津田父子が先を取切りければ、藤右衛門父子相談して、先に藤右衛門、其次に堀端孫右衛門、其次に藤三郎乘連れて、敵の中を馳拔けしに、藤右衛門は、股に鑓傷を蒙り、堀端は忠氏の家人、野々口彥助（後號二丹波一）突落して、其首を取る。敵兵、藤三郎が馬の平首に抱付きたるを、刀を拔きて切拂ひ、是も難なく、其場を通りけるに、津田が家來若原九右衛門・小河彌助・津田傳

右衞門・前田忠左衞門・堀端五郎助・同半右衞門等、脇道より來りしかば、津田父子は、主從十人計りにて、岐阜へ引入りけるとなり。中納言秀信卿は、先手を下知すべき爲め、河手村迄馬を出されけるに、軍使佐々彌三郎、先手より馳歸り、味方既に利を失ひたり。急ぎ岐阜の城へ、御馬を入れらるべしと、諫めければ、秀信卿、此所より退去せらる。關東勢は、敵の跡を慕ひけるに、木造左衞門・百々越前守・飯沼十左衞門等、乘返し〳〵、近付く、敵を追拂ひ、徐々と引退く。上加納の前にて、中島傳左衞門・瀧川平市・引返し、鐵炮を打懸けて、瀧川平市此所に於て、首を取る。漸う〳〵夕日に及びければ、寄手の諸將荒田村の橋際より、軍を返し、其夜は佐野犬山の脇の茅島邊に、陣を取る。此日、關東方へ討取る首數、總て七百餘級、生捕五十四人なりとかや。

一本に、關東勢、岐阜の城を攻落すべきに相定め、數刻攻戰の利害を、評議せられたりと記す。尙古按ずるに、予が昔の朋友團五郎兵衞が父安右衞門は、加藤左馬助に仕へて、此陣を勤めたるものなり。彼安右衞門が物語なりとて、五郎兵衞語りけるは、岐阜の城を攻むべき相談の時、加藤典厩、諸將に向ひ、岐阜の城兵、必ず

川表を抱へ、又岐阜の宿城を守るべし。此時の方便を、定めらるべし、といはれしに、井伊兵部、城兵出すべからずといひて、同心せず。爰に爭論に及びしが、典厩の推量に違はず。又是より先き、村越茂助、江戸より來りたる時、嘉明、內府の御心中、推察せられたると、此時、直政と問答の旨趣二度の名言といひ傳へたり。內府、岡山へ御著陣の日、嘉明の手を取らせ給ひ、御一禮を仰せられたりと、常に語る。正說なるべきにや。又一本に、東兵、岐阜の根城を攻むべしと相計り、表向は、犬山へ發向せんと觸れけるに、敵、此謀を知らず、實に犬山を攻むると思ひ、城主石川備前守方より、岐阜中納言に、加勢を乞ひけるに依りて、稻葉左京亮父子・加藤左衞門佐・關長門守・竹中丹後守等、其外多勢を、犬山へ差向けられしにより、岐阜の兵數、減少したりと記す。今按ずるに、犬山は關東の手先なるにより、稻葉・加藤・竹中以下を、兼てより籠置かれたりと聞く。此時に當つて、彼等、俄に犬山へ馳赴くべきにあらず。但、關東勢、犬山を攻むべしと聞きて、秀信卿手の者を、加勢にせられたりとあるは、正說なるべきにや。 一說に、堀尾忠氏・木曾川の手前に備を立てら

れし時、家人山田多門兵衞、其外先手の軍士等、馬に乘つて、川岸に迫まる。之を見て、川へ乘入れざる中に、御人數を勸めらるゝに於ては、御越度ならんといふによりて、忠氏、手の者を、暫く下馬せよと、下知せらる。先手の軍士、各馬より下立ちければ、多門兵衞も、馬より下立たんとするを、若黨主人を留め、苦しからぬ御事なり。其儘、馬に召し給へといふを、旗本よりの御下知なれば、背き難しといひけれども、若黨、更に用意せず。某に任せ給ひ、鞍の前輪に取付きて、俯におはしませといふにより、多門兵衞は、馬より下りず。然る處に忠氏の本陣に、寶螺の音すると等しく、先手、川へ乘込みけるに、多門兵衞、一番に川を渡り、殊更一番首を取り、其後、山田、彼若黨を懇に接待ひけるとかや。此合戰の首帳を、忠氏、濱松へ送られければ、父帶刀、之を人に讀ませて、聽聞せられしが、首一つ、山田多門兵衞とあるを聞きて、吉晴の云く、近き頃まで、竹馬に乘りたる童なるが、早や男役をしたるよな。父も死に、今存命せば、悅ばんものをと、落涙せらる。扨首帳未だ片面も讀まざるに、內に吉晴、弟權八が働、聞えざるは、討死したるにやと、不審し給ふに、

其奥に、首一つ梯權八と讀むを聞きて、討死せんは知らず。權八に於ては、鎗を突くにも、高名するにも、二三人の中を外づるゝ者にはあらず。佐久の書面覺束なしとある所に、果して後より、飛脚來りて、梯權八、一番首に、押續きたると告げければ、吉晴さもあるべし、といはれしとなり。又一說に、堀尾忠氏は、川越の前夜、方々より捧げたる扇子箱を取寄せ、近習の輩に、扇子一本づゝ與へられしに、彼輩、忠氏の前を退き、輕き物と雖も、武前に賜を得て、明日、手に合はずば、面目あるべからず、と囁きしが、彼扇子を給はりたる輩、一人も殘らず、首を取りたりといへり。又別記に、堀尾忠氏は、此時、廿三歲なれども、隱なき美男にて、十七八に見えしが、華花に鎧ひて、兜をば著ず、猩々緋の羽織に、大紋を付け、葦白馬に打乘り、紫の手綱をかいぐり、敵中へ馳入り、自身は手を下さず、馬の前後、左右にて手の者に功名させ、にこ〳〵と笑ひて馬を乘廻したる粧、平生の如し。父帶刀は、大勇の聞えある人にて、秀吉公も、堀尾は死する事を、少しも辭せざる者なりと、常に仰せられしが、子息雲州も、共に血脈を繼れしにや。命なるかな。老父に先立ちて、蚤世せ

られし故、皆雲州の死去を惜みたりと記す。今按ずるに、堀尾雲州は、前田德善院の婿なり。彼内室、世に稀なる美婦なるが、子息山城守も、又父母に似て、雙なき美男なり。剩へ、大坂御陣に弱年なれども、進退の下知、老功あるが如く、此父子三人、武將の器量備はりしにや。又堀尾忠氏合渡にて、戰功ありしと、老父のいへり。古傍友木戶又兵衞は、堀尾の家より出たる者なり。其二男並河彥六も、忠氏合渡にて、武功ありしと、常に語りき。米野合戰間違へたる說なるか、但し、堀尾雲州も、黑田・田中已下の諸將に續きて、合渡へ發向せられしも知り難し。同別記に、一柳直盛は、伊豆守直末の弟なり。小田原陣に直末、流矢に中り、戰死せられしを、秀吉公、惜み給ひ、北條が領地八州にも替へ難き者を、討せたりと宣ひ、舍弟監物に其家を繼がせて、懇意を加へられしが、此米野合戰に、武功あるにより、內府公、勢州神戶の城主となして、御加恩あり。一年、將軍家御上洛の時、直盛の設けられし伊勢路の旅館に、御止宿ありしが、其夜、監物を召給ひ、米野合戰に、武勇を振ひたる趣、具に聽かせらるべしと、仰出されけるに、直盛、其時の始終を、お

一柳直盛が事

らく物語せられしに、傍への人、何とて詳に、御物語なかりしやと、問はれしに、某が手に付けられたる御目代兼松又四郎、逐一に申上げたるを、又某が上意とはいひながら、申上ぐべき道理なし。其上、年經たる故、覺束なき所あれば、知り難き故に、大抵を申したりと答へられしかば、人皆、其遠慮を感稱せられしといへり。或說に、木造・百々・飯沼以下、岐阜を發向する時、君は川手村の閻魔堂迄、御出馬あるべし。若し、先手利あらずば、我々諸兵を引纏ひて、川手村へ軍を返し、御旗を推立てさせ、彼所より敵を追返さんと、議定せしが、秀信卿、速に馬を入れられし故、彼輩、無念なる事に思ひたりと記す。今按ずるに、秀信も、先約を思はれたるにや。岐阜へ引取るべからずと、頻にいはれけれども、軍使の申す所は、御祖父信長公も、御承引ありたりと、各、諫言するにより、本意なき退出せられたりと聞く。强ちに秀信の不覺とは、いひ難きにや。一書に百々越前・木造左衞門・津田藤右衞門父子・飯沼十左衞門等、米野に於て、手勢を勵まし、追ひつ返しつ、七八度戰ひしが、衆寡敵せざる故に、遂に戰地を退きたりと記す。今按ずるに、彼輩、秀信の家に

て、武功ありと、人にいはれたる者共なれば、一書に出でたるは、正説なるべきにや。一本に、池田輝政、川岸の上へ馳上り無り、螺を吹かせよと、下知せられけれども、螺の者間近き敵に、氣を呑まれ、螺吹き兼ねしに、兵士二人、其螺を取り、嚴しく吹きて、諸兵を諫めたりと記す。尙古按ずるに、予が古傍輩伊藤彌五左衞門・同加左衞門兄弟は、池田の家より、出でたる者なり。加左衞門は、予が亡父と知音なりしが、濃州米野合戰に、兄彌五左衞門、晴なる螺を、吹きたりと語るを、幼少の時、父の側にて、聞きたる樣に覺えし。彼一本に、姓名を記さず、兵士と計り書たるは、伊藤彌五左衞門が事なるべし。別本に、兼松又四郎・津田藤三郎、組討せん爲、馬を乘寄せたれども、相知れる中なる故、爰に打笑ひて、馬を返したる武者振り、優なかしと記す。今按ずるに、關東にて、馬を乘るといふに、二説あり。一説には、兼松又四郎が如く、馬を馳寄せて、勝負せざるをいひ、一説は、我馬死たるか、手を負ひし時、他陣の馬を盜み、戰を勤むるをいふ。按ずるに、私の親を思ひて、公務を忘れ、敵と勝負せざるも稀し。又他陣の馬を竊みて、人に事を缺するも、心得難し。

但し、國風といはゞ、さもあるべきにや。又一本に、岐阜方津田藤右衛門、川手村の西岩田橋にて、敵を追返し、自身首を取る。又木造左衛門・百々・飯沼は、度々敵に當り、川手村に來りけるに、秀信卿、岐阜へ馬を入れられたりと聞いて、彼輩力なく、敗兵を引纏ひ、靜に岐阜へ退きたり。又上加納にて、瀧川平市郎・中島傳左衛門・生駒平三郎・布川次郎兵衛・齋藤新五郎等、足輕を下知し、追來る敵を、鐵炮にて打立て強く、中にも瀧川平市郎高名あり。又樫原彥右衛門・川瀨左馬は、二千餘にて、伏屋といふ所に、邀へければ、關東勢、今日の戰、是までなりとて、軍を返し、川手村の東西、芋島・圓城寺邊に、野陣を居ゑ、遠見張番を出し、明日、岐阜の城を攻取るべしと、勇みたりと記す。是皆、實說なるにや、覺束なし。又或說に、津田藤三郎、川中にて、乘松又四郎と鑓を合せけれども、水駛く勝負なり難きに依りて、藤三郎、馬を返したりといへり。正說なるにや、覺束なし。又或說に、堀尾忠氏の家人、鑓三本にて津田藤三郎を鎗く。一筋は、太刀の柄に中り、一筋は、馬の三頭を突きかすり、一筋は津田が草摺を下へ突込みけれども、創淺き故、必死を免れしといへり。尙古按ず

るに、彼藤三郎が家來堀端孫右衞門を討ちたる野々口彦助が嫡子野々口丹波は、其始め、堀田上州に仕へけるを、予が古主酒井忠直、渠を呼出し、千五百石を與へ、組頭にせられしを、彼丹波が働と、津田父子が後殿を聞き傳へて、予に語りたるは、大體、本文に記するが如し。又の本に、石田三成、家人川瀬左馬に、下知する事ありて、磯野平三郎を岐阜へ差遣す。此時、川瀬左馬も、岐阜より米野へ發向すべき爲に、磯野平三郎、其外屬兵を隨へて、川手村まで出けるが、身方打負たりと聞えければ、川瀬が屬兵等、引取り給へと、諫めけれども、川瀬承引せざりしを、色々爭ひて、引返しけるに、堀尾忠氏の兵士、頻に追懸けしかば、磯野平三郎引返し、能く働きて、首を取る。同時に川瀬が與力山內久助も、敵を突臥せて、其首を取る。斯くて川瀬左馬は、岐阜へ引返しけるに、磯野平三郎・臼井孫太夫・赤尾四郎兵衞、川瀬を諫めて云く、先手利を失ひたれば、秀信の心中も測り難し。是より洲俣川(股)へ懸り、大垣へ引入給へといひけれども、川瀬、一向同心せず。使者なればとて、磯野を大垣へ返し、川瀬は屬兵を引具し、岐阜へ馳歸たりと記す。正說なるにや、

覺束なし。又別記に、木造左衞門は、川上へ備へしが、淺野左京大夫に突立てられて引退く。又佐藤才次郎も、戰地を引取りしが、如何なる駿馬にや乘りけん。其日の中に、上有知〔愛〕の己が居城へは入りたりと記す。但し木造が狼狽したる説は、覺束なし。又細川興元の兵士澤田次郎介、米野にて討れたりと書きたる、異本あり。更に用ひ難し。又堀尾忠氏の軍士澤四郎左衞門が米野合戰最中に、討たれたりと記す。今按ずるに、澤五助が嫡子澤彥兵衞も、弟佐藤安左衞門も、予が古傍輩なるが、澤四郎左衞門戰死は、川岸なりと、常に語る。是正説なるべきにや。又或説に、羽柴輝政の家老伊木淸兵衞、木曾川の案內知らざるに依りて、一番に川へ乘込みけれども、軍士等、餘多溺れ死して、はふ〱岸へ上りたりといへり。又別本には、輝政の武者奉行須賀左京、川の瀨踏して、諸兵を勵したりと記す。正説なるにや。又一柳直盛の家人大塚權太夫は、始め武市善兵衞・同忠左衞門を討つて、其後、飯沼小勘平に討たれたる事を人知らず。今一柳の家にても、大塚は飯沼に、討たれたりと計りいひ傳へたり。今按ずるに、岐阜方の説なりとて、誠しく書きたる

別本あれば、おうやう本說實事ならんか。然れば大塚が、敵に逢ひたる時は、未だ暗くして、しかも拔駈せしにより、傍輩も其働を知らざりしにや。但し、何れか見たりし此時の記錄に、武市善兵衞は、廿二日の朝、宗野塘にて、討死したりとも書載せ、又一柳直盛の手へ、生捕りたりとも、又廿三日の朝、岐阜の大手にて、比類なき働ありとも、記し置きたり。此說の中に、實說あるにや、覺束なし。又米野表の合戰を聞くに、木曾川の前に、虎落を結ひ、鐵炮を二重に立てゝ、關東勢の鋭氣を挫き、敵猶懸り來らば、左右より駈破らんと議論したる百々越前が謀、施し損ひたりとは、諸書に見えず。若し、速に川を越したるに依りて、黛ての評議したるにや。

八月廿二日　岐阜寄手、木曾川萩原尾越川

追　手

羽柴左衞門大夫正則　子息刑部大輔　羽柴越中守忠興　子息與市郎

同與五郎　越中守舍弟玄蕃頭　羽柴修理亮高知　加藤左馬助嘉明

井井伊兵部少輔直政　本多中務大輔忠勝

搦手　川上河田の渡り

羽柴三左衛門輝政　子息武藏守　舎弟備中守長能　一柳監物直感　堀尾信濃守忠氏　淺野左京大夫幸長　黒田甲斐守長政　田中兵部大輔吉政　子息民部大輔　藤堂佐渡守高虎　蜂須賀長門守　生駒讃岐守　戸川肥後守達安　寺澤志摩守　松下右兵衛尉　桑山伊賀守

壓

山内對馬守　有馬法印　子息玄蕃頭豊氏　中村彦左衛門一榮

御家人

同　忠右衛門　平井兵右衛門

武市　善兵衛　津田新十郎

布川　忠郎兵衛　安孫子善十郎

平井彌次右衛門

武藤掃部
小坂助六
堀田三十郎
安井將監
寺內平內
八島吉十郎
武田清兵衛
稻垣市左衛門
澤井左衛門
生駒隼人
森　勘解由
林　藤十郎

臼井孫太夫
磯野平三郎
川瀨左馬
樫原彥右衞門
石田治部少輔加勢
岐阜中納言秀信卿

關原軍記大成 卷之十六 終

關原軍記大成 卷之十七

竹ヶ鼻合戰

濃州竹鼻落城

去る程に、大手へ向はれたる清洲侍從・丹後侍從・伊奈侍從・加藤左馬助等は、尾越の渡を越えんとて、川岸へ人數を寄せられけるに、竹ヶ鼻を堅められたる毛利掃部・花村半右衞門・梶川三十郎、川の向に柵を付け、大筒・小筒を仕懸け、相待つと聞えければ、寄手の諸將、其の夜、潛かに川下へ下り、加々井村より舟筏にて渡り、竹ヶ鼻より出でたる敵の後を、取切るべき爲め、軍勢を進む、毛利・花村・梶川等、川岸を捨て、竹ヶ鼻へ引退きしに、寄手透間なく、人數を進めて、竹ヶ鼻の大手へ攻め近付く、中にも、正則の嫡子福島刑部大輔、手勢を下知して、町口を攻破る。三の丸を守りし毛利掃部・花村半右衞門・梶川三十郎は、岐阜より來りし加勢なるが、忽ち降

人となりて、城を出けるに、城主杉浦五郎左衛門は、勇氣の嗜ある者なり。毛利・花村・梶川等降參して、寄手を城中へ引入れけれども、本丸に楯籠り、辰の刻より申の下刻まで、敵を防ぎしが、寄手四方より、乘込みければ、五郎左衛門を初め、郎從三十七八、城に火を懸け切腹す。川上へ向ひたる吉田侍從、其外淺野・堀尾・一柳等、今朝河田の渡を越えて、岐阜勢と相戰ひ、荒田村まで押詰めたるを、清洲の侍從は、夢にも知らず、相圖の爲め、近邊に火を放ち、明日、岐阜へ取懸くべしとて、多羅尾の堤に、陣を居ゑらる。爰に於て、井伊兵部少輔・本多中務大輔、關東へ飛脚を下し、此表の註進申しければ、追々御書を上らる。其趣に云、

急度申入候。仍去る廿二日、木曾川尾越を被越之由に候。殊翌岐阜へ、可相働之由、井伊兵部少輔・本多中務大輔申越候。尤に存候。其許、何樣にも各御相談無越度樣、肝要候。出馬之儀、聊無油斷候之間、可御心易候。猶近々、御吉左右待入候。恐々謹言。

八月廿五日　家　康

去る廿二日之註進狀、今廿六日午之刻、參著候。其元川表相抱候處、被ㇾ及二一戰一數千人被二討取一、岐阜に被二追付一之由、誠心地能儀共候。彌各相談御斷之吉左右待入候。恐々謹言。

八月廿六日　家康

或る說に、秀信卿の加勢毛利掃部・花村半右衞門・梶川三十郞は、降參したるにはあらず。町口を攻破られ、搦手より退去して、岐阜へ引取りたりといへり。正說なるにや。又別本に、城主杉浦五郞左衞門、本城を守り、淸洲の侍從の兵と、嚴しく相戰ひしが、侍從の軍士間島美作、城主五郞左衞門を突伏せけるに、間島も手を負ひて危かりしかば、傍輩可兒伊織、間島を救ひ、首を取らせたりと記す。今按ずるに、間島美作が、杉浦を擊ちたる說を聞かず。正則、廣島在城の頃、源治といひたる由、其傍輩の物語なり。美作といひたるも、其後の事にや覺束なし。又一本に、黑田長政も、竹ヶ鼻へ向はれしが、旗奉行毛屋主水、旗を立て固めしに、淸洲の侍從、之を見て、功者なる旗の立樣なりと、いはれたりと記す。正記にや、覺束なし。

樫原兄弟戰死附岐阜落城

中納言秀信卿、岐阜へ馬を入れられて後、百々越前守・木造左衛門佐、兩人精を盡すと雖も、此方小勢なるに依りて、利を失ひ、飯沼小勘平を初め、身方を餘多討たする事、骨髓に通りて無念なり。誠やらん竹ヶ鼻の城も、攻落されたる聞えあれば、敵明日は、東西より此表へ攻來るべし。面々謀を一致し、拒ぎ戰ふべしと、下知せられしに、木造左衛門佐承り、今朝味方大勢討たせ、彌〻御人數微少なれば、戰ふ事然るべからず。然れば治少の加勢をも、御城中へ取込み給ひ、一向に御籠城あれかしと、又諫めけれども、秀信、更に承引なく、岐阜の總構を、防ぎ守るべしと議定せらる。彼木造左衛門佐は、勢州木戸の城主にて、强將蒲生氏鄕を敵になし、數月籠城したる者なれば、防戰の得失をも、兼て辨へ知りたる者なるに、秀信卿・其外の輩、木造が意見を用ひざるは、此城、忽ち沒落すべき基なりとて、眉を顰めたるもありしとかや。去る程に、羽柴正則等の諸將は、多羅尾堤に陣を懸け、翌廿三日の早天に、岐阜へ發向

羽柴正則等多羅尾堤に陣す

すべしとある所に、搦手へ向ひたる羽柴輝政・淺野幸長・堀尾忠氏・一柳直盛等、米野表の戰に打勝ち、岐阜近邊へ、陣を居ゑられたる由、廿二日の昏刻に及びて、多羅尾の陣所に聞えければ、大手の諸將、先手却つて後になりたるを憤り、其夜の戌刻より、岐阜表へ出勢あり。明くれば廿三日の早天に、大手・搦手の諸將、一時に岐阜へ著陣せらる。羽柴左衛門大夫、此時、吉田侍從の方まで、使者を立て、此方の相圖をも待たず、川を越え、合戰を始めらるゝのみならず。今更急に、此表へ出馬ありたるも、心得難し、如何、貴殿、岐阜の大手を、攻めらるゝに於ては、弓矢八幡も照覽あれ。城攻を止めて、御邊に勝負を決すべしとありければ。輝政、少しも騷がず、内內相圖の煙を見て、川を渡すべしと、定めけれども、敵、川面に出て、頻に鐵炮を放つに依り、是非に及ばず、川を渡り、戰を初め候ひぬ。豫て定むる如く、貴殿は、岐阜の大手を攻め給へ。我等は搦手を、請取るべしと、返答せられければ、正則、機嫌を直し、然らば攻口を定めよとて、羽柴左衛門大夫・羽柴越中守・加藤左馬助は、岐阜の總構に向ひ、淺野左京大夫・一柳監物は、瑞龍寺の塞へ攻懸り、羽柴三左衛門・京極修理

亮は、搦手を攻むべしとて、輝政は中川原口の小山に、陣を居ゑらる。

一本に、此時、淸洲侍從、手廻計りにて、吉田侍從の陣所に馳付けて、三左といはれしに、輝政の軍士立向ひて、三左衞門は、後陣に控へ、此處には、嫡子武藏守ありと答へしに、正則頓て、武州に會ひ、親父三左、豫ての約束を違へ、昨日、合戰に及ばれたるは、近頃比怯至極なりと、以の外に氣色を變へられたれども、武州、其頃、十五歳なるに依りて、兎角の返答もなし。側に叔父備中守居られしが、正則に向ひ、昨日川向にて、相圖の狼煙を待ちけるに、城兵仕懸け申すに依りて、力なく合戰を始めたり。然るに比怯と仰せらるゝは、心得難しと、答へられしに、正則聞きて、御邊と論ずる事にはあらず。此旨、三左に申されよといひて、馬を返されたりと記す。今按ずるに、予が昔の傍輩上月四郎右衞門と號する者は、正則の家人上月豐後が末子文右衞門が弟にて、正則の配所信州川中島まで、從ひたる者なり。常に正則の物語せしが、岐阜にて、池田輝政方へ、嚴しき使を立てられしと語りて、輝政の陣所へ、馳付けられし事をいはず。但し四郞右衞門、其時の戰を勤めざる

故にや、此事を知らざりし、覺束なし。又一說に、正則下知して、岐阜の城下靭屋町の東足輕町に火を懸けさせ、池田輝政の先手、岐阜の大手へ向はざる樣にせられたりと記す。正說なるにや、覺束なし。

斯かりければ、淺野幸長、五千餘人を三手に作り、淺野左衞門・淺野右近が三千人を、二に分けて、兩先手となし、旗本二千餘人にて、西南より攻上る。先手、既に菅戶口へ近付きければ、樫原兄弟、矢石を手繁く放ち懸け、色めく所を、樫原彌介、城戶を開き、左の先手淺野右近が、備に突懸る。右淺野左衞門、橫合に馳破らんとするを見て、樫原彥右衞門、又左衞門が手へ馳懸る。寄手の先鋒三千人、樫原兄弟六百餘人に突立てられ、一町餘り崩れけるを、淺野幸長、金の鍬形打ちたる星盔に、黑絲の鎧著て、甲斐の黑駒七寸計りあるに乘上り、旗本二千餘人を相具し、麓より鬨を作りて攻上る。先手、是に力を得て、忽ち備を立直す。城兵、木戶へ引入る時、幸長の軍士箕浦新左衞門、城際の鑓を突く。原傳三郎は、弓を持つて、箕浦が鑓脇をぞつめける。敵二三人、卽時に射倒す。寄手を突拂つて、菅戶を下す。寄手の軍士伊藤八左衞門・同又兵

衞・淺野喜十郎等、此場に於て討死す。龜田大隅、一番に塀を越えければ、龜田が屬兵、我も／＼と攻入りたり。此時、林水右衞門は簀戸を切落すのみならず、黑絲の鎧著たる武者と組討して、其首を取る。友松彌五右衞門も、同時に組討して、敵を押へ、首を取らんとせしを、城兵共、馳り付けて、友松が鞆を疊上げて、はたと切りけるに、盔に當りて、手負はざりければ、彼組伏せたる敵の首を取る。城主樫原彥右衞門は、寄手城中へ攻入りたるを見て、鑓を取つて、自身數刻鬪ひしが、幸長の軍士佐々忠左衞門が家來杉浦源之允、樫原に渡り合ひ、終に突伏せて、首を取る。人皆、源之允が武功を羨みけるとなり。斯くて寄手の軍士、城內にて嚴しく攻鬪ひければ、彥右衞門が弟彌助も、終に討死して、瑞龍寺の塞陷りければ、石田が隊長川瀨左馬は、我が固めたる稻葉山の砦を捨て、瑞龍寺の山の峰續きを、本城へ引取りけるに、赤尾四郎兵衞、川瀨を諫めて引返すべしといへども、川瀨承引せざるに依りて、赤尾四郎兵衞・臼井孫太夫・佐藤主殿三人は、殘留り、佐藤・臼井は、其場に於て、死を致す。赤尾四郎兵衞、妻手の草摺を突かせ乍ら、敵の高股を突かせて刎倒す。時に

敵の若黨、赤尾が足を切る故、聊か弱る所を、彼若黨、赤尾が首を取るべき爲に、近付きしに、赤尾、刀を拔きて、敵の足を薙ぐ。然れども、敵數輩落合ひて、赤尾、既に討死すべかりしを。赤尾が下人作藏と號する者、主人四郎兵衛と引組みて、谷底へ轉びしを、敵は作藏を、味方なりと思ひ馳通る。是に依りて赤尾主從は、山下へ下りけるに、放れ馬ありけるを、彼作藏來りて、主人赤尾を、馬に乘せ、夫より江州赤尾へ歸りしが、四郎兵衛は、深手なるに依りて、程なく果てけるとかや。

或說に、淺野幸長、瑞龍寺の砦を攻落して、江戶へ註進の時、樫原兄弟が首を、鹽に浸して、關東へ下し給ひしが、內府公、大坂の城へ入らせ給ひて後、彼兄弟の首を、粟田口に梟けられしといへり。又一本に、幸長の家人淺野善十郎、一番に塀につく。傍輩伊藤八左衛門・同又兵衛・喜十郎に續いて、塀へ上りしに、三人共に突落されて、討死したりと記す。正說なるにや、覺束なし。又一說に、佐々忠左衛門が家來杉浦源之允、城主樫原が首を取りて、旗本へ馳付け、城主の首なりと申しければ、幸長、之を見て、忠左衛門が高名かと、問はれし時、いや某が高名なりと答へけれ

ば、幸長、如何思はれけん、死首取つて、來りしならんと、大に叱られしより、源之允高名埋れたりと記す。今按ずるに、家來の者、首を取つて、主人の高名といはずとも、さまで不義とはすべからず。然るに幸長、此時、源之允が功名を、褒美なかりしは、如何なる故とも知り難し。又一番に、友松彌五左衞門、敵を組伏せ、首を掻く時、敵の傍輩、彌五左衞門が頸の骨を、健かに切りて退くに、彌五左衞門、深手を負ひ乍ら、組伏せたる敵の首を取り、忍の緒を解きて、己が首を、差物竿に結付け、城外へ出でたりと記す。實説なるにや、知り難し。又一本に、稻葉山の砦には、石田三成家人松田十太夫籠りたり。井伊直政に攻落されたりと記す。今按ずるに、松田十太夫が、井伊直政に攻落されし説を聞かず。然れば稻葉山には、川瀨左馬が籠りたるを、實説とすべきにや。一説に、川瀨左馬は、三成人質の爲に、猶子川瀨を、岐阜へ遣したりといへり。さるに於ては、川瀨左馬を本城より、出すべきにあらず。何れか正説なるにや、覺束なし。別本に、彼淺野幸長の郞等箕浦新左衞門、城際の鑓を突くのみならず。其外武功ある者にて、其後、名を大藏と

改む。彼が常の行、世人に變りたりと記す。 脩古按ずるに、予が古傍輩土田瀬兵衞長子安左衞門は、淺野但馬守長晟の家より、出たる者なり。 箕浦新左衞門が事を、數〻語りたる中に、一年、但州其家老福田善右衞門が家に、駕を枉げらるべしとあるにより、多日、其用意をなす。 殊更當日に至りては、家中の善右衞門が家に集りて、手々に塵を拂ひ、砂を撒き、水を撒きたる庭上に、人の足跡を見て、怪しみ思ひ、新しく構へたる厠の中を見るに、人の糞あり。 亭主善右衞門、甚だ驚き、何者か御厠を穢したるや、まさなき事なり。 急ぎ攻めよと犇き合しに、新左衞門、自若として驚かず。 殿の糞も、我等が糞も、穢き事は同じ事なりと噺きければ、人皆、大藏が仕業なる事を知りて、興を醒しける。 又或時、但馬守、鷹野に出て、幾度鷹をあはせられけれども、鳥一つも捕えざる故に、但馬守、機嫌惡しく歸城せられたり。 大藏、主君の前へ出て某、生きたる鳫を持ちたり、參らせ上ぐべきかと申しければ、長晟、機嫌を直し、其鳫を、我等に得させよ。 今宵料理に申付くべしとて、大藏が歸宅せし後より、使を立てられしに、大藏、其使者に逢ひて、安藝備後

を知し召す殿にさへ、鷹を持ち給はぬを、我等持つべきや。家鴨を幾つも、飼ひ置きたり。之を持參せられよといふに依りて、其使者立歸りて、其旨を申しければ、大藏奴に、又騙されたりとて、笑はれけるとかや。大藏、常に傍への人に逢ひて、我等萬づに、愼みあるに於ては、五千石は領地すべし。然るに今、僅か千石の領地なり。四千石に替へて、いひたき事をいひ散じ、安樂に世を渡るなりと、恣に戲れしが、元來、實心ある者にや。箕浦が言行を咎むる者なし。臨終に及びて、人を近付け、前の國君に仕へし可兒才藏が戰に、我等少しも劣るべき覺なし。彼を葬りたる山に相竝べて、我等が墓を、つくべしといふにより、遺言に任せ、其山に墓を築きたり。今も其塚あるべしといへり。

又本城の大手へ向ひたる諸將、岐阜の總構まで攻懸る。津田藤三郎は、京町口を固めけるに、津田が一族片山五兵衞、藤三郎に向ひて、味方持口を引退きたり。貴殿も御引取あれかしといひければ、藤三郎が云く、然らば他の持口を見せよとて、人を遣しけるに、皆引拂ひたりと聞えければ、藤三郎は、町口に火を放ち引退く。斯くて城

兵、猶ほ坂下なる御殿の前に、備を立て、寄手を防がんとせしが、瑞龍寺の落人に押立てられ、城兵少し色めくを見て、羽柴忠興、麾を振り驅懸るべしと、下知せられしに、忠興の舍弟細川玄蕃頭興元、手の者を勵まし、突いて懸る。此時、忠興の軍士等、競ひ進む中に、沼田小兵衛(後號二長岡勘解由一也)、一番に鑓を合せ、荒木左助(後號二山城一)、鑓下の高名あり。其外、牧左馬允・香久山勝右衛門(後號二隼人一)・西郡大炊・岡村半右衛門・中島左近・中瀨兵衛等、首を取る。城兵坂下の戰に、利を失ひ、追手七曲口へ引退きしに、今日も津田藤三郎元房は、馬を乘廻して、士卒を下知する所に、細川興元の軍士澤田次郎助、馬を驅寄せ、藤三郎と組んで、馬より落つる。藤三郎、澤田を取つて押へけるに、澤田も勇氣ある者なれば、組敷かれ乍ら、一刀刺しけれども、藤三郎、終に次郎助が首を取つて、郎等若原九右衛門に其首を持たせ、其身も馬に乘りて、七曲へ引退く。次郎助が傍輩柳田半助は、津田を討止めんと驅寄りけるに、生駒平三郎、津田を押隔て、半助と組みしが、生駒、終に討たれたり。羽柴正則の軍士梶田新介は、子持筋の付きたる胴丸に、穗長の鑓を持ちて、七曲の坂下にて、敵五人と突合ひしが、一人突伏せて、首を

傍島太兵衛奮戰

取る。福島伯耆も、一所に於て高名あり。大橋茂右衛門、坂中に於て、木造左衛門と鑓を合せけるに、郎等馳塞がりしを、一人突臥せて、首を取りけるが、深手數多負ひて引返す。星野又八も、同所に於て高名せしが、其首を取落して、坂下へ轉びけるが、彼首の方を顧みて、又敵中へ懸入りて、首を取る。二度目の高名は、易きものなりと、放言を吐く。傍島太兵衛は、薙刀にて敵の鑓をはりのけ、馳入りて組みけるが、坂下へ二十間計り、上になり下になり轉び墮つる時、傍輩渡部彌兵衛、續いて懸下り、渡部彌兵衛、是にあるぞと言葉を懸けしに、傍島、終に敵を討ちて、首を取る。可兒才藏も勝れし働して、首を取る。一の城戸口にて、羽柴忠興の軍士柳田五郎助・野九隱岐・由井助八首を取る。有吉與太郎、(後號二長岡内膳)十八才にて初陣なるが、一の簀戸を推込み、組打の高名あり。城兵津田藤三郎が郎從小島平三郎、米杵を以て、一の木戸を押へしに、藤三郎如何思ひけん。此時、手の者を下知して、引取らせけるに依りて、寄手一の木戸を、攻破りけるとなり。加藤嘉明の軍士土方忠藏・同長藏等、追手七曲口を攻上り、高名する者少からず。爰に秀信の軍士本間五郎八といふ者あり。力

量人に勝れたるが、薙刀を取りて、寄手の兵士に渡り合ひ、七八人手の下に懸倒す。加藤嘉明の小姓平岡半三郎十六歳にて、初陣なりしが、彼五郎八とむずと組み、二刀突きて、其首を取る。秀信の家老木造左衛門佐一忠、兵士を勵し、寄手を防ぐ。大岡角助・同角内・伊藤長八・和田孫太夫・太野善八・木田彌左衛門・瀧川孫作等、比類なき働して、敵を追返す。木造が郎等津田勘八、弓を持て、敵を射拂ふ。羽柴忠興の軍士米田助右衛門・水島源介・石田半八・岩村新藏、此場に於て討死す。羽柴正則・細川忠興・加藤嘉明の兵士數十人、或は討たれ、或は創を蒙る。然れども、彼三家の軍士等、遂に大手の門へ攻上るにより、城兵外郭を捨て、城中へ引退く。羽柴忠興の兵士澤村才八は、昨日、川越の奉行して、岐阜表へ遲參せしが、城兵中島傳左衛門・齋藤市左衛門・伴吉右衛門が、控えたる追手の門前へ馳付けて、我等は羽柴越中守が家來澤村才八といふ者なり。勝負を決すべしといひければ、彼三人、心得たりといひて懸合ひ、暫く突合ひしが、齋藤市左衛門は、肪先より耳の根まで、突かれて引退く。然れども中島傳左衛門・伴吉左衛門兩人、澤村と暫く突合ふ中に、才八七箇所まで、創を被り、既

澤村才八が事

に討死すべかりしを、才八無類の勇者にて、中島が鑓を拂ひ退け、むずと組んで、七八間計り轉落つる。伴吉右衛門續いて懸下りけれども、兩人ともに組ながら、切岸の下へ墮つるに依りて、吉右衛門、鑓を投付けゝるが、鑓過つて、中島傳左衛門が腋腹を、健たかに突く故、澤村頓て、中島が首を取る。　天正の中頃、秀吉公、濃州加々井の城を攻められし時、忠興も一方の攻手なるが、澤村才八、夜中に大手の門前へ著き、城兵と一番鑓を合せ、其敵と組みけるに、才八が日笠の差物、虎落に懸りて、彼敵に組伏せられしが、敵の傍輩助け來り、上になりたる味方を、二鑓突きて引取りければ、起上り其首を取りて、秀吉公の實檢に入れけるに、是則ち、平井駿河守といひて、名ある者なり。骨を折りたりと、御直に仰せらる。總て才八が戰功多き中に、敵の助けたるが幸となり、此度ともに兩度なり。斯くて才八、中島が首を取りて、坂下へ下りけるが、所々創を被りて、歩行なり難き所に、矢野六左衛門が下人龜之介、才八を肩に懸けて、忠興の旗本に至る。羽柴正則・加藤左馬介も、一所にあつて、彼首を實檢あつて、二將、才八が働を褒美ありければ、越中守、彼が武功は、今に始めざる事と挨

搦せらる。斯くて城兵津田藤三郎は、後殿して大手の門前へ乘寄せけるに、門を固めたる兵士等、門を差して入れざる故、藤三郎、門を開けよといひけれども、敵の附入覺束なし。其上城門の鑰なければ、塀を越えて、城内へ入り給へかしといひけるに、藤三郎嘲笑ひ、寄手の見るも口惜しければ、左樣の行跡なり難し。尋常に討死して、見すべしといひて、馬を返す時に、城兵小島木工之助、鑰を持來りて、扉を開く。藤三郎、靜々と城中へ馬を乘込む。其武者振類なかりしとかや。去る程に、寄手の兵士我劣らじと攻懸る。羽柴忠興の嫡子與市忠隆、追手の右脇へ早く付て、手の者を下知せらる。米田與七郎、（後號二長岡監物一）十五歲にて初陣なるが、早く追手の石垣に著く。其外篠山與四郎・金森半介・久條三太夫・森忠三郎等、傍輩に先達ち塀下に著く。松井佐渡守が嫡子松井式部、（後號二長岡佐渡一）大手の門にて、創を蒙る。羽柴正則の鐵炮頭松田下總は、自身鐵炮を取りて狙ひ寄り、木造左衞門が肪先を打かする。又丸を籠みかへて、朱具足著たる武者を、城中へ打落す。軍使吉村又左衞門は、楊格子門より、城に乘入り、門脇の七間櫓へ馳上りて、遠山長右衞門・杉原自閑も、吉村に續く。又右衞

門、樓より白しなひの差物を出し、寄手の方へ向ひて、一番乘と名乘る。長尾隼人が塀の手へ乘上る時、其家來内野平左衞門、手を出し、隼人を引上げんとするを、其手を叩き落して、己を賴みて、城を乘るべきかといひて、城へ飛入り、三の丸の門を内より明けゝる。黑田藏人、頰楯の外れを、鐵炮にて擊たれ、頰楯下りけるを、黑田が屬兵樋田市右衞門手拭にて、黑田が頰を包み、主從共に塀を乘る。軍士櫛田勘十郎は、塀の手へ上りけるが、しなへの差物、上に閊へ上り難きにより、差物を下人に持たせて、城へ乘入りしに、櫛田が差物持たせたる下人、鐵炮に打立てられ、坂下へ逃下る故、櫛田は是より、差物なしに働きけるとかや。斯かりければ羽柴正則・羽柴忠興・加藤嘉明の軍士等、三の丸を攻破る。川瀨左馬が持口へは、内府の御家來本多中務向ひしが、忠勝手の者を下知して、嚴しく攻めさせけるに、本多家來櫻井庄之介・荒川甚太郎、一番に塀を越えたり。此節、淸洲侍從の家老福島丹波・小關石見、其外可兒才藏・渡邊彌兵衞以下、川瀨が備へ、横合に突き懸りしかば、爰にて城兵數十人討死す。中にも渡邊彌兵衞、晴なる高名したりとかや。羽柴修理亮高知、搦手百曲より

兵を進め、荒神洞の柴田勝家が古屋敷より、横合に攻懸りしに、西尾忠三郎一番に塀を越えたり。高知の隊長益田藏人が屬兵分部太郎八・天野平三郎・福澤清八等、此時に於て、首を取る。吉田侍從は、水の手口より、兵を進められしに、城兵織田兵部・武藤助十郎・齊藤齋宮・伊達平左衞門・十野左兵衞・大岡左馬等防ぎけれども、輝政の兵士、我劣らじと攻戰ひ、敵を長柄川へ追込み、數十人打取ければ、織田・武藤防ぎ兼ねて、北の岸へ上り、山傳へを退きしを、輝政の兵士、透間なく攻上り、本城まで詰寄せたり。清洲侍從・丹後侍從・伊奈侍從・加藤左馬助・本多中務等、遂に二の丸を攻取りて、本城を攻圍みたり。本丸には、木造・百々、其外彼是三十六人籠りしが、城兵笠を出して、降を乞ひければ、寄手の諸將、内々秀信卿痛はしく思はれければ、手の者を下知して、矢留めせられしかば、秀信卿、本丸を退去あり。其日の手を碎きたる輩に、感狀を與へらる。其趣に云、

就₂今度籠城₁碎₂手無₁比類₁働、見屆候段、尤感入候也。

慶長五八月廿三日　秀　信

鹽川孫作どのへ

此外の感狀をば略して、爰に記さず。此卿、未だ弱年といひ、殊更落去の折節なるに、感狀を與へられたる志を、皆感歎せしとかや。木造左衞門佐も、手の者に感狀を授く。其文に云、

今度岐阜城中にて、無㆓加年㆒つき申事、滿足に候。殊武藤つふらにてかへし、弓にて手をくたき、手負など多候儀、具存候。其後、本丸にて我理門に上り申候。一所にて無㆓比類㆒働共候。其上羽柴與市郎殿より、使者參り、一段手柄にて候、爲㆑其感狀遣候。恐々謹言。

八月廿六日　　木造左衞門佐一忠

津田勘八殿

斯くて秀信卿は、廿三日の未の刻、主從僅か十餘人、羽柴輝政の軍士に打圍まれ、上加納へ赴き給ひ、夫より尾州〔知多イ〕千呂部へ移り、此所に十月廿八日まで逗留して、其後、高野山に逼塞ありしが、翌年、高野山にて病死せらる。行年廿二歲とかや。木造左

衛門佐は、岐阜近き民家に居けるを、羽柴正則使者を遣し、今日の手創、覺束なし。醫師を申付くべきやとありければ、木造、正則の使者に逢ひ、御懇志更に忘れ難し。御邊見らるゝ如く、淺手なれば、御氣遣なき樣に申されて給はるべし、といひしなり。其後金澤中納言利長卿、木造が方へ使者を遣し、加州へ下向するに於ては、疎意なかるべしとの趣なり。木造返答申しけるは、岐阜落城の時、淸洲の侍從より、使者を給はる。御心中計り難し。重ねて兎角の御沙汰なくば、加州へ罷下るべし。暫は仰に任せ難しといひければ、左衛門大夫正則、安藝・備後兩國を領地ありて後、木造左衛門を廣島へ招き、正則直に申されけるは、當家の兩家老福島丹後・小關石見に、二萬石づゝ與へたれば、其方も近頃小身なれども、二萬石領地して給はるべし、とあるに依り、木造、仰に隨ふべしといひて、君臣の約をなし、正則と同名なる故に、大膳と名を改む。又津田藤三郎父子が、兩日の武功を感じ、羽柴輝政召出し、八千石の領地を與へらる。其外心操ある輩は、皆此彼へ招かれて、秀信卿、寄手と和睦なき内に、狹間を潛りたる面々は、長く埋れけるとかや。去程に寄手の諸將、岐阜の本城に於て、參

會ありしに、羽柴正則と羽柴輝政と、一番乘の爭起りけるを、井伊兵部・本多中務執
解き、正則・輝政兩家より、旗二本づゝに軍士を添えて、岐阜の城を守護せらるべし
と相定む。爰に於て、關東へ註進ありければ、羽柴正則・羽柴輝政・羽柴忠興・羽柴高知・
淺野幸長・加藤嘉明へ、內府公より御書を與へらる。其趣に曰、

岐阜之儀、早々被二仰付一處候。御手柄何共書中難二申盡一候。中納言先中山道可二押
上一候由申付候。我等者從二此口一押可レ申候。無二聊爾一樣御勤專一に候。父子御待尤
候。恐々謹言。

八月廿七日

羽柴輝政の舍弟池田備中守長能、自身高名せられしを御稱美ありて、御書を給はる。
其趣に曰、

於二今度其表一被レ成二御先手一、別而被レ入レ精、自身御高名、早速岐阜乘崩儀、難二書中に申
盡一候。中納言先中山道可二押上一之由申付候。我等は從二此口一出馬可レ申候。彌無二
聊爾一樣御勤御尤候。恐々謹言。

八月廿七日　家　康

堀尾信濃守忠氏・一柳監物直盛、米野表に於て戰功あるにより、御書を給はる。其趣に曰、

於二今度濃州表一合戰之刻、其方御家中ゟ被レ討二取首一、註文具披見、誠心地能儀共に候。御手柄可レ申樣無レ之候。明日朔日令二出馬一候。萬事期二其節一候。恐々謹言。

八月廿九日

淺野彈正少弼長政は、去年の秋、内府の御不審を蒙り、武藏の府中に籠城せられしが、先日大野修理・土方勘兵衞を御赦免ありて後、長政にも御隔意なき趣、其嫡子左京大夫に仰聞けられしに依り、長政、江戸へ書狀を捧げ、岐阜落城の事を賀し申されければ、則ち御返書を與へらる。其文書に曰、

書狀令二披見一、仍濃州表去る廿二日越川及二一戰一討二取數千人一、翌廿三日乘二破岐阜一、不レ洩二一人一討取之由註進之條、來朔日令二出馬一候。中納言中山道可二相勤一之條、御同道にて御異見賴入候。今度左京大夫殿、瑞〔龍カ〕立寺砦を卽時に被二乘崩一無二比類一御手

柄に候。可レ爲二御滿足一、致二推量一候。猶期二後音之時一候。恐々謹言。

八月廿八日　家康

此時秀忠公より、淸洲侍從・吉田侍從・丹後侍從・伊奈侍從・加藤左馬介・淺野左京大夫等へ給はる。御書に曰、

今度於二濃州表一被レ及二御一戰一、敵兵被二討取一、岐阜城即時に被二攻落一候旨、誠御手柄之段、無レ比事共候。將又我等事、眞田表爲二仕置一令二出陣一候。此表隙明次第、可レ令二上洛一候。恐々謹言。

九月九日　江戶中納言　秀忠

一本に、岐阜表の首帳を書載す。首四百三十羽柴左衞門大夫、同四百九十池田三左衞門尉、同三百八淺野左京大夫、同二百五十山內對馬守、同二百四十堀尾信濃守。都て千七百十八。此內百二十級桶に入れ、江戶へ差下されけるを、麻布の原に首塚を御築かせ、增上寺の源譽上人・玉藏院忠義法印、此〔二ヵ〕三僧に、燒香仰付けられたりと記す。今按ずるに、山內對馬守岐阜表の戰功、傳記になし。彼家の首帳、

可兒才藏の武勇

正說なるにや、覺束なし。又一本に、秀信卿、新加納の道場にて、家人和田孫太夫を近付け、我等降人となる上は、大坂の人質心元なし。汝、密に大坂へ上り、妻子を竊み出すべしとあるにより、孫太夫・其弟大藏、大坂へ上りて、秀信の内室と、二歲になる幼息を盜出しけるに、忽ち顯れ、追手掛りければ、孫太夫は、內室を刺殺し切腹す。大藏は、彼幼息を抱き逃れて、養育せしが、是も翌年逝世ある。是に於て、信長四代の嫡流斷絕したりと記す。正說なるにや、覺束なし。又別本に、羽柴正則の屬兵可兒才藏、二十八度鑓を合せ、首二十討取りしが、其日差したる差物、生竹なるが、其葉を取つて、己が打取る敵の口中へ挿込み捨てたり。傍輩拾ひ來り、自分の高名にいひなしけれども、口中より篠の葉あるは、才藏が取りたるに極りたり。是より才藏が氏を、改め稱へて、笹の才藏といひたり。此時正則、才藏に與へらるゝ感狀に曰、

其方今度濃州岐阜合戰之砌、進ニ先陣ー合レ鑓事廿八度、捕レ首數二十騎、言語道斷、古今無レ例の至、偏摩利支天之再誕、勤ニ肝膽ー訖。仍爲ニ感賞ー五百石宛行候。彌可レ勵

戰功ノ者也。仍感狀如レ件。

九月二十日　福島正則判

可兒才藏殿

彼才藏は、藤原氏なり。越中の產なり。佐々內藏介に仕へて、末森の引口に、首數十八打取り、其後首塚築きて、印に松を植ゑたり。松の字を、十八公と書く故なり。又其後、所々にて首二十討取り、又塚を築きて、菊を植ゑて、二十人の法事をなす。其後佐々成政に仕を返し、關白秀次公に仕へ、秀次公滅亡の後、正則の臣となり、安藝國廣島にて死す。遺言して同國府賀屋といふ所に、山の上に墓を築く。今往來する士、彼墓の前にて、下馬するといへり。倚古按ずるに、才藏が、笹の葉を首の中へ入れたるは、高麗陣の時なりと聞く。何れか正說なるにや、覺束なし。又別記に、石田が家人湯原源五郎囂爲せしを、可兒才藏馳付けて、湯原を擊つて、其首を取りしを、正則怒つて、才藏に逼塞させて置かれしが、城攻の時馳出て、數多首を取り、其首の口へ、笹の葉を入れ置きしに、才藏が高名となりて、彼

が罪を赦免せらる。是より笹の才藏と、異名を付けたりと記す。尙古按ずるに、廿二日の夜中に、岐阜へ攻掛け、廿三日の早朝より、防戰ありと聞く。石田が兵士責馬すべき時節なし。大樣異說なるべし。又一本に、輝政の兵士、岐阜の本城へ乘入りたる時、池田の旗を城內へ入れて、一番乘と名乘りたる上は、紛なかるべしといはれたるに、正則の手者、城に火を懸けて、樓を燒落したり。正則是を言立て、旗を城內へ入れたる計りにては、美濃國中にて、勿論の事、速に他國まで、落城を知るべき樣なし。我等手の者、火を懸けし故、遠境まで、岐阜落城したる事を知るべし。然る上は、武功は我等なりと爭ひしに、直政・忠勝解きて、兩家の兵士に、城番をさせたりといへり。正說なるにや。又一說に、正則家人吉村又左衞門に續いて、七間樓へ攻入りたる遠山長右衞門、又は本多忠勝の兵士櫻井庄之助此兩人、後に內府の御家人となり、長右衞門は、後に大道寺內藏介と名を改めたりといへり。又彼岐阜の七間樓へ乘入りたる吉村又右衞門は、隱なき者なり。福島正則、信州川中島へ謫せられし時、又右衞門は、正則の內室に付きて、牧野駿河守領

地越後國長岡へ赴き、川中島へ立寄りしに、正則彼を呼出し、我等領地を召放され、家中の者共浪人して不便。去りながら、其方又は大橋茂右衞門などは、程なくありつくべしといはれしに、又右衞門承り、大橋茂右衞門と某が働、牛角の樣に、人の申すさへ心得難し。況や唯今の仰、御情なしと答へければ、正則彼が申す所承引して、實にも汝が申す如く、岐阜の城攻に、其方と大橋が働は、慥に甲乙ありといはれしを、側に居て聞きたりし上月四郎右衞門が物語なり。尙古按ずるに、正則此時、岐阜の武功をあげて、吉村に答へられしを推量するに、其前に、吉村と同所にて働きたる大橋が戰功、さまで甲乙なかりしにや。一本に、川瀨左馬が屬兵赤尾四郎兵衞・臼井孫太夫・佐藤主殿、川瀨を諫めて、引返し給へといひけるに、川瀨承引せざるにより、彼三人踏止り、臼井・佐藤は死を致し、赤尾四郎兵衞は、危かりけるを、家人作藏が主人と組みて、谷底へ轉び落ち、江州赤尾へ歸りたり。是れ城內の事なりと記す、今按ずるに、岐阜は山城なりと雖も、城內にて、谷底へ轉び落ちたるも不審なり。前に記す如く、瑞立寺山の引口の事ならんか。但、川瀨も、

始めより本城に籠りたるに於ては、正說なるべきにや。又一本に、細川忠興の家人富田八太夫、津田藤三郎と鎗を合せけるに、富田が傍輩馳寄せ、藤三郎を生捕りたりとの語傳を聞かず。異說なるにや、覺束なし。又一本に、寄手三の丸へ乘入りし時、鹿の角の前立物に、黑具足著たる武者、塀裏を乘廻し、鐵炮を打たせけるに、福島正則之を見て、鹿の角の前立物を目當に、打落せと下知せらる。松田下總、彼武者を打倒す。されども薄手にて、死せず。是れ木造左衞門なりと記す。按ずるに、予が先君の家老松田傳左衞門は、下總が孫なり。祖父下總、岐阜の大手にて、木造に鐵炮創を負はせたりと、常に語る。然れば、二の丸の塀裏に、松田が鐵炮に中りたる說は、用ひ難きにや。一本に、福島正則の軍使椚田勘十郎、下人に差物を持せけるに、其下人、坂下へ逃下りたるに付て、椚田が同役の使番十九人、一同に語りけるは、椚田勘十郎、御預けの差物を、下人に持せたるに依りて、坂下へ逃下りたる第一は、御差物に疵を付け、次には使番十九人の名を汚し候ひぬ。明日にも某等、御機嫌に背き、御家を立去り、他家の奉公を願ひ申さんに、彼岐阜

の城攻に、逃げたる者にやといはれては、申譯なり難かるべし。然れば切腹を、御申付け給はるべしといひけるを、正則暫く承引なく、色々扱はれけれども、各心服せざるに依りて、力なく勘十郎に、切腹させられたりと記す。今按ずるに、差物に疵の付くと付かざるとは、正則の了見にあるべし。下として訟へたるも、心得難し。又彼輩、他家の奉公を願ひ申さんに、岐阜にて逃げたる者といはれては、言譯なり難しといひたるも、主君に對して無禮なり。然るに勘十郎に、正則の切腹させられたるは、如何なる思慮にや、覺束なし。又勘十郎が替りとして、何某とかやいひける若き者、使番を申し付けられし時、暫く御前を退き、後日に御請申さんといひて、席を立ち、同役十九人の宅に至り、某、今日各御同役に仰付けられたり。若輩といひ、武功とてもなき我等なれば、御請に迷惑仕候ひぬ。但、臆病の御氣遣なく、各御取かへあるに於ては、御同役相勤め申したしといひければ、十九人の輩聽屆け、御請せらるべしと返答するに、勘十郎に腹切らせたる程の輩なれば、さまで武功もなき者が、使番となるに於ては、又例の訟も起るべきかと遠慮して、意

趣を斷りけるにや。又一本に、岐阜の落人、清水といふ所に籠りしを、井伊直政の先手千人を、二つに分けて差向ひ、川を隔てゝ迫合ありしに、長田權左衛門、我が組の足輕は、勿論の事、他の組まで能く下知して、鐵炮を打たせ、屋敷構に攻入り、奥の間まで追込みたり。此時權左衛門が下人葦立富之介、垣越に創を被りて引退く。繼いで渡邊源十郎・水野藤藏・三浦權左衛門等、能く働きて、悉く打果す。彼長田權左衛門は、御旗本に仕へし井上太左衛門が弟、筑後守が兄なりと記す。正說なるにや、知り難し。或說に、津田藤三郎は、岐阜の大手へ引返しけるが、城兵、櫓より、藤三郎を呼掛け、大門の鑰なきに依りて、扉を開き難し。塀を越すか、さなくば此方へ廻りて、小門より城內へ入るべしといひけれども、藤三郎更に承引せず。左樣の見苦しき行して、城內へ入るべき樣なし。此上は討死せんとて、又馬を引返しけるに、本丸より鑰持ち來りて、扉を開きければ、藤三郎、靜々と城に入りたる行跡、敵味方目を驚かしたりといへり。倘古按ずるに、藤三郎が塀を越えざるは、遠慮ありとすべし。小門より城に入りて、防戰の覺悟なきは、外見

を憚り、主君の爲を計らざるが如し。但、出入の差別に拘はりて、古人の、別路より城外へ出でざるに似たりと雖も、其志は遙に變るべし。又藤三郎、備前の國君に呼出されて後、武功に誇り、岐阜にて懸けたる茜の母衣を、常に張りて、床に居ゑ置きたりと聞く。予が古傍輩梶原太郎左衞門は、塙團右衞門が屬兵にて、大坂小妻口の夜襲に、粉骨を盡したる者なり。明曆の頃にや、島田十郎左衞門・田坂與左衞門と號する者、肥前の島原にての働を言立て、十郎左衞門は千石、與左衞門は七百石にて、古主の家へ出たりしに、彼太郎左衞門、島田・田坂兩人に逢ひて、老人の卒爾は、一御用捨あれ。各御兩人は、百姓共を相手にして、武勇を顯し、過分の知行を請け給ひぬ。我等は天下分目の合戰に、歷々の武士と渡合ひ、鑓を突きたれども、終に三百石の分限なり。人の幸不幸は、生れ付く者にやと、苦々しくいひたり。是れ皆武功に誇りたる過失なるべし。凡そ功に誇らざるを、聖人も賞し給へり。然るに、並々の輩を責むるは、却つて心なきに似たり。但、予が妻の父伊藤武兵衞・其家族戶田傳右衞門兩人は、有馬豐氏・忠賴父子の君に仕へ、肥

前國島原に一揆起りし時、有馬の城を攻めて、彼兩人勇功を顯し、戶田は歸陣の後、其功に依りて、加增を給はり、伊藤は二男なれども、新知を與へ、其兄伊藤勘左衞門と同じく、旗奉行にせられたり。彼武兵衞、元日の城攻に、一手の輩に越えて、一番に塀に著き、矢切の敵と一時計りた〻きあひ、〔鬪ひカ〕城を卷ほぐす時、父伊藤木工左衞門が、手を負ひて捨置きたる鑓を、己が鑓に取添えて打擔げ、城より放つ弓鐵炮を事ともせず、味方の後殿して、城邊を退き、二月廿七日にも、早く城中へ乘入り、城兵と突合ひたる働を、敵も目に掛けしにや、頰楯の外れより左の肩へ、鐵炮を打拔きけれども、僻しに倒れしを、伊藤が從者、肩に掛けて小屋へ歸りしに、翌日廿八日の早朝に、本城の鯨波を聞き、むくと起き返り、縱ひ手を負ひたればとて、城の落つるを聞き乍ら、小屋に寢て居る武者やあるべきと、いひ敢ず飛出て、二の丸の坂へ驅上りけれども、前日の深手故、又息絕えて倒れしを、下人小屋へ連歸り、辛うじて命存らへたり。武兵衞、此始終を、誰が前ともいはず、卑下もなく物語するに至りては、傍に人なきが如し。然れども他人に限らず、子に

も噌にも、我働を少しも飾らず、唯有の儘に語りて聞かせ、適、聞違へて過分に稱する人あれば、左樣にはなかりしと、强ひて爭ひ、彼打拔かれたる頰楯を、人に見せず。總て彼が勇猛、多力にて、人の許したる者なり。斯くあらけなき氣象なるに、經書を少し窺ひて、聖賢を敬ひ、常に內行を愼み、一生僞をいはず、諛はず。孝心もありたるにや、島原へ出陣の時、筑後川の瀨の下より船に乘りしが、今宵は出船なしと聞きて、宿へ歸りしに、武兵衞が母立向ひ、武士の心操を立てずば、生きて還らじといひ乍ら、假初にも宿へは還りたるぞ。其上、敦盛も笛を取りに歸り、船に乘り後れ給ひし例もあり。急ぎ立返るべしといふに依りて、武兵衞力なく、又船に乘りしに、其夜俄に、住吉まで彼船下りけれども、母の敎訓に依りて、恥辱を取らざりしといひて、さめ〴〵と泣きたり。又彼戶田傳右衞門は、本丸の一番乘して、勇を振ひ、敵數輩突倒したる働、莫大なるに、其の働を平生(かねて)いはず。一年傳右衞門、江戶へ赴きし時、村上久兵衞といひし名高き浪人、戶田が傍輩上月與三郎に逢ひて、戶田傳右衞門、有馬にての働を聞傳へたり。主君の御機嫌宜し

く、暇を乞ひて、浪人せらるゝに於ては、三倍五倍の立身は、我等背ひて取持つべしといふに依り、其旨を、戸田に語りけるに、戸田笑ひて、兎角をいはず、數日を經て、又與三郎、件の旨趣を述べければ、傳右衞門答へけるは、凡そ武士の戰場に出て、身命を抛つは、忠義の當然にて、更に米祿の爲にはせず。然るに思召も惡からぬ殿に、暇を乞ひて、立身の才覺すべき樣に、更になし。村上氏に對面あらば、戸田傳右衞門と申す男は、田舍武士にて、立身をいやがる故、すべき樣なしと答へられよ。又村上氏の傳言と、我等が返答、さはる所あれば、必ず他言無用なりといひて、上月が口を止め、又所々より、證據に立ちて給はれといひおこせたる書狀、數通ありしを、病死する時取出させ、子供四人の中に、父が少の働を言立て、他家の輩まで、證據に所望したる書狀、數通ありしといひては、心ある人の聞耳もうたてかるべしとて、皆目前にて、燒失させたりと、戸田が二男戸田伊兵衞、密に語りぬ。又予が舊友中村齋兵衞も、久留米侍從の侍臣にて、其父中村太兵衞、原の城にて、目に立つ働あり。尙古、先年久留米にて、此城攻の傳記を綴り、彼太兵衞

が働を記すべき爲に、其子齋兵衞に就いて、其始終を問ひたりし、太兵衞更に歡ばず、我等有馬の城攻に、駈廻りたる事あれども、人並の働にて、記錄に載るべき樣なしとて、終に其働をいはず。太兵衞、一年足輕頭になるべしと、人皆いひたりしが、其下知なきにより、太兵衞が友とする齋藤氏、貴殿鐵炮の物頭になるべしと、人々いひたりしが、此度は御選に、洩れたりしにやといひければ、太兵衞打笑みて、鐵炮の頭とある故か、立消したりと思はれよ。我等は更に官祿に望なしといひて、世を恨むる氣色なく、一生貞實に勤めたり。彼是につきて謂へらく、武功輕重と官祿の多少とは、如何ともあれ、津田藤三郎・梶原太郎左衞門は、心操、伊藤武兵衞に聊か劣れり。戸田傳右衞門・中村太兵衞・津田・梶原・伊藤、まさりて忠實備はり、謙退なる者なりしにや。又一說に、津田藤三郎、池田輝政の家臣となりて、厚祿を請け、武功に誇り顏なるを惡む輩、藤三郎に逢ひて、貴殿、其外名ある人々、岐阜の働いちじるし。然るに唯一日にて、岐阜の城落ちたるは、覺束なしといひければ、藤三郎聞きも敢へず、御不審、其故なきにあらず。さりなが

ら某、和議を乞ひたるは、主人の危を救はん爲なりと答へたり。是は長久手合戰に輝政の父勝入、又輝政の兄紀伊守、戰死せられたるを見捨てゝ、戰地を退きたる輩に逢ひて、斯く答へし故、難問をかけたる輩、却つて面目を失ひたりといへり。今按ずるに、是に似たる物語あり。立花の家臣立花賢賀、黑田長政の家臣となりて後、鍋島加賀守、筑前國秋月を旅行の時、賢賀に逢ひて、彼筑後國八院合戰を、嚴めしく語り出でられし時、賢賀默々と聞き居りしが、龍造寺信隆の戰死を心に含み、某は主人を守護仕りたりし計なりと答へしに、加賀守も、さる人にて、頓て、他事をいはれしとなり。

八月廿三日竹ヶ鼻寄手

清洲侍從正則

嫡子刑部大輔

丹後侍從忠興

嫡子與市

關長門守　　忠興弟玄蕃頭
加藤左衛門佐　　吉田侍従輝政
田丸中務大輔　　嫡子武藏守
同彦六一通　　伊奈侍従高知
稻葉右京亮貞通　　加藤左馬介嘉明
石川備前守數正　　淺野左京大夫幸長
梶川三十郎　　堀尾信濃守忠氏
花村半右衛門　　一柳監物直盛
毛利掃部
岐阜中納言秀信卿より加勢
濃州竹ヶ鼻城杉浦五郎左衛門

關原軍記大成卷之十七終

關原軍記大成　卷之十八

濃州合渡合戰 附 黑田長政功名

黑田甲斐守・田中兵部大輔・藤堂佐渡守等は、後詰の壓として川下を渡り、敵の援兵來らずば、岐阜へ發向あるべしと、內々議定せられしが、羽柴正則・羽柴忠興等の諸將、竹ヶ鼻を攻落し　夫より直に岐阜へ押寄せ、廿三日の早天に、岐阜の總構を攻破り、本城へ攻め近付く。下の瀨を渡りたる田中・黑田・藤堂以下は、岐阜へ道遠く、殊更案內知らぬ間道を、廿二日の終夜、岐阜へ發向せられし故、其夜の丑寅の頃、城近く著陣あり。黑田長政、軍使を馳せつゝ、先鋒の働を窺はれけるに、寄手の諸將、岐阜の宿城へ取詰めし故に、小荷駄雜人、道を塞ぎたりと申しければ、長政の曰く、道を廻りて、搦寄人の跡につくとも口惜しければ、是より川筋に沿ひて兵を進め、後詰に來

る敵あらば、打崩して功を顯すべしといはれしに、合渡の川口にて、敵出でたりと聞えければ、黑田・田中・藤堂以下の諸將甚だ悦び、長柄川の堤を下りに、合渡川へ發向せられ、中にも田中兵部大輔吉政は、專士僅十八騎召具し、諸將に先達ちて、川岸に至る。石田三成・小西行長・羽柴義弘は、呂久川の邊に本陣を掛け、石田が先手の陣將舞兵庫・杉江勘兵衞・森九兵衞、三千餘人にて、本陣より十五町隔てゝ陣を取る。中にも杉江勘兵衞・森九兵衞の隊長は、合渡の堤に陣を居ゑ、兵糧を使ひしが、日の出頃の事なれども、朝霧深く立覆ひて、關東勢、川の向へ出でたるを知らず。田中吉政、不意を計り、川を渡すべしといはれけるに、家臣土佐諫めて申しけるは、小勢を以て、大敵に當り給はんは、危き御謀なり。願くは胴勢を御待つけ然るべしといふにより、暫く猶豫せらるゝ中に、又兵士二三騎馳せ加はる。漸く廿一騎になる。吉政、馬の口を取りたる三郎右衞門といふ下人に向ひて、汝、水練の功者ならば、瀨踏をせよと申されければ、三郎右衞門承り、尋常の川ならば、歩行渡りもなり候べし。斯る大川を、うか〳〵と瀨踏仕らん事、覺束なしといひければ、吉政怒つて、長劍を取直し、川

の瀬踏は、下人に相應の役儀なり。是非に渡れと下知せらる。三郎右衛門騒ぎたる氣色なく、某も渡り損ずるに於ては、人の見る目も見苦しく、又は味方へ弱りともなるべきかと、一往は辭し候といひも敢ず、飛入りて先陣に進む。是より先に、田中吉政、其邊の里民十七八人に、金子を與へ、川の瀬淺みに、竹を樹てさせ置かれければ、三郎右衛門、其竹を印に渡るを見て、兵部大輔、淺かりけるぞとて、乘込まんとせらるゝ時、宮川土佐、又馬の口を控へて、暫く御待ちあるべし。使番を先へ渡し、敵の色を見切るべしといふを。坂本和泉同意せず。いや〳〵殿の御機先を、挫くべき時節にあらず。唯乘込ませ給へとて、主從廿二騎、馬の鼻を駢べて、川土菜の木原より、一同に馳渡す。黑田甲斐守は、岐阜より合渡へ發向の時、田中に先をせられ、無念なる事に思はれければ、所詮敵陣へ近き方を渡りて、一番に合戰を始むべしと了見して、海道筋湊村の川上藤內瀬より、馬を入れらる。長政の家老黑田三左衛門一成は、主人長政、野州小山にて、內府公より給はりし御馬を、三左衛門に與へられしに、一成、此日、彼馬に乘りて、長政より少し川下の方を渡りけるが、川中に於て大音揚げ、今

日此川の先陣は、黒田甲斐守なりと、再三に名乗る。又同家臣後藤又兵衛なりと呼ばはりけるとかや。黒田三左衛門は、合渡の川岸に乗上り、川上を見れば、田中吉政の手の者も、川岸へ乗上る。此時三左衛門は、從者に持たせたる鐵炮を取つて、白しないの背旗差したる敵を、馬上より打落す。斯くて長政は、合渡の町の西の方へ挽廻し、石田が陣將舞兵庫が先陣へ、無二無三に切掛るべしと下知せらる。杉江勘兵衛・森九兵衛、其外村山理助・藤田小右衛門・渡邊新助・三上新藏・赤田十兵衛等、手の者を下知して、備立てけるに、長政の家人神谷小助、敵の群りたる中へ、一番に駈入りければ、敵鑓疎めにして突落しけれども、長政其外一手の兵士駈入りければ、敵、小助が首を取らずして、其場をしざる。此時甲斐守は、石田が物頭渡邊新助を、自身突伏せ高名せらる。又其後長政は、敵と鑓を組みて、勝負未だ付かざる所に、長政の近臣小河五郎、十六歳にて初陣なるが、透間なく馳せ來る。馬上より彼と組みて落ち、其敵を討ちて首を取る。野口左助は、組の足輕に、鐵炮を打掛けさせ、其後太刀打して首を取る。菅六之助も、五十挺の鐵炮を打たせ、神谷小助に續いて首を取る。林太郎

右衛門、（後號ニ掃部ト）白しなひに反題目を書きたる武者と組打して、其首を取りけるに、長政、林に言葉を掛け、我等見屆けたるぞ。其首を捨て、先を稼ぐべしと下知せられければ、太郎右衛門、彼首を捨て、敵の背旗を取り來り、今も林が家に傳へたり。黑田三左衛門は、合渡川の東の岸にて、敵陣を見渡し、主人長政に向ひて、あの朱の枝釣の差物いたし、口馬の大きなるに乘りたる敵を、某討ち申さんといひければ、長政制して、軍の勝負と、敵に會合するは、時宜に依る事なれば、いはぬ物ぞといはれけるに、三左衛門、川を渡りて馳上り、遂に彼の敵を、馬上より突落し、枝旗の背旗を添へて、其首を取る。彼敵は、石田が物頭村山理助と號し、度々譽あるなり。三左衛門が郎從萩原右兵衛も、其場に於て首を取る。長政自身、敵を討つ程の忙しき働なれば、家人後藤又兵衛・益田與助・堀平右衛門・林五助等も、皆首を取る。又弓頭南殿（みなせ）源太郎、其外戰死する者數人なり。旗奉行毛屋主水（後號ニ武藏ト）は、旗を絞らせて川を渡り、合渡の堤に、中白の旗を打立てしは、其地形高きに依りて、敵味方へ、彼旗の手見えて著し。田中吉政は、川の先陣たりと雖も、遙に上の瀨を渡して、敵と隔りけ

れば、合渡堤を、川下の方へ馳かゝる。田中が持筒頭平野六之丞、一番に馳入りて討死す。宮川大炊、敵を鑓付けて、一番に首を取る。家老磯野伯耆又は田中惣兵衛、塵を振つて、傍輩を勵しければ、月瀨右馬允・辻勘兵衛・（後號二加賀一）杉原右衛門・西村五右衛門・村田甚之丞・三田村帶刀・大岡六太夫・早川喜左衛門・見渡采女・松原善左衛門等、黒田長政の兵士と一手になりて、鑓を打込みたり。舞兵庫は、先鋒の戰を見て、馳せ懸て手の者を下知して、嚴しく戰ひけれども、黒田・田中に切崩されて、引色になりける時、戸川肥後守・松下右兵衛も、續いて馳せ來る。中にも戸川逵安は、自身鑓を入れて首を取る。同名又左衛門、比類なき働あり。家來進藤勘十郎・峯木與右衛門・湯原次右衛門等、或は首を取り、或は能く働く。斯りければ、寺澤志摩守・生駒讃岐守・藤堂佐渡守・桑山相模守・村越兵庫入道等、一同に川を渡るに依りて、敵の列伍亂れけるを透間なく突崩し、首三百餘級を得て、是より追打になる。此時黒田長政は、水深き塹内へ、馬を乘踏し、兜の立物の末計り見えけるに、長政の軍士堀平右衛門・林五助來りて、長政を引上げ、平右衛門、我馬に乘せ申す。平右衛門は、五助が馬を奪ひ

大坂勢敗軍

取りて打乘り、長政に續いて敵を追掛くる。五助は、塹へ陷りたる長政の馬を引上げて、其馬に乘つて、跡より馳付きたり。爰に石田が隊長杉江勘兵衛は、隱れなき者なりしが、九尺計りある柴柄の鑓を持て、突拂ひ〱退きけるが、田中吉政の兵士西村五右衛門、詞を懸け渡り合ひ、杉江と暫く突合ひけるが、勘兵衛戰ひ疲れ、動もすれば下鑓になるに依り、叶ひ難しとや思ひけん、鑓を投突にせしが、西村少し俯きたれば、杉江が鑓、西村が冑の眉庇を突拔きて、顏に中りけれども、薄手なれば事ともせず、終に杉江を突倒す。然る所に田中が小姓松原善右衛門、十八歲にて初陣なるが、刀を拔持ち、五右衛門援くるぞといひて驅け來る。西村曰く、敵を突伏せたるに、助くるといふ事やある。其首を奪ふに於ては、逃すまじといふ所に、兵部大輔、馬を乘付け、五右衛門が働、我等見屆けたるぞ。先をかくべしとあるに依り、五右衛門、承り候といひて、先へ馳付け、追討の首二つ取る。又石田が鐵炮の者に、何某勘右衛門といふ者あり。彼は江州平野の者にて、西村五右衛門を知りたる者なり。大垣勢既に敗軍する時、甚右衛門、鐵炮を擔げて退きけるに、吉政の家人坂本

三成等大垣に退く

和泉、乘付けて、彼足輕を一鑓突きけれども、其鑓中らざるに依りて、甚右衞門、貴殿は味方討するかといひけるを、坂本が曰く、何味方討といふ事やあるとて、又鑓を取直しければ、西村五右衞門が者なりといふを聞きて、扨は敵ながら、西村を知りたる者なりと思ひ、五右衞門が者ならば、其羽織を脱ぎて捨てよといひて馳通る。三成が先鋒の足輕、一色の羽織にて、彼足輕も、其數羽織を著たりし故とかや。和泉が此時の心遣、人皆情ありといひ合へり。斯りければ羽柴義弘入道、石田三成方へ使者を立て、先鋒一旦利を失ひたりとも、貴殿と我等列伍を調へ、横より突懸らば、敵を追返さん事疑なし。其覺悟せらるべしとありけれども、三成一向同心なく、關東勢、合渡川を越えたるを以て察すべし。正しく岐阜城落城と見えたり。然れば岐阜の後詰として、貴殿と我々軍勢、勝誇りたる大敵と、此所に於て挑み戰ふは無用の事なり。急ぎ此表を引拂ひ給へと、返答する所に、石田が家人淺田但馬・高山平右衞門、先鋒より來り、味方利を失ひたりと告ぐるにより、三成は、手の者を引纏ひ、義弘以下と相共に、大垣へ引退く。羽柴義弘は、敵を追返し、扨此所より退散せし事を、常

に後悔せられしとかや。黑田甲斐守・田中兵部大輔は、呂久川の邊まで追討して、暫く人馬を休めらる。甲州の家人神谷小助、今朝鑓を入れたる時、敵兵十人計りにて、鑓玉に突上げたれども、十箇所餘りの創、皆薄手なるに依りて、死を免る。戸板に乘つて、長政の前を通りけるが、我と前後を爭はん人は、長政なりと、主人ながらも、思ひけるにや。甲州の顏を睨み見て、今日の合戰に、某より早く敵に合せたる者はあるべからずと、高聲にいひければ、甲州の曰く、勿論の事なり、手負の氣を張りて、ものいふは惡しきぞと、深く制詞を加へらる。小助が手疵淺手なれども、數箇所なれば、心元なしとて、湯治の爲に心を添へて、攝州有馬へ遣し、創平癒して歸りければ、小助に、重ねて加恩せらる。又此時、長政手の者に向ひ、今朝我等自身の働する時、後藤又兵衞、横様に馬を馳通りたり。其所存、計り難しといはれけるを、黑田三左衞門聞きも敢ず、今日又兵衞が乘りたる馬は、兼て癖するによりて、心ならず馳通りたるにて候べし。御不審あるべかずと答へければ、長政、忽ち機嫌直されけるとかや。又呂久川の邊に當つて、宮田といふ村あり。四方に塹を掘廻し、竹藪の中なれば、要

害よしとや思ひけん、其邊の郷民、皆彼村に馳來る。然る所に武者二八、彼宮田へ馳入りけるに、藤堂高虎の家臣藤堂玄蕃、手の者を引具して、宮田村へ押寄せ、落人を出すべしといひけるを、里老、玄蕃に出向ひ、此村へ、落武者は更に來らずと陳ずる内に、火にくべたる竹の節の音鳴を聞きて、すはや此村も、敵に心を寄せて、鐵炮を打掛けゝるぞ。撫切にせよと、玄蕃下知するに依つて、手の者民家へ亂入して、數十人斬殺し、其首を取る。名主の嫡子山田五兵衞、無刀になりて、玄蕃が前に來り、御敵なすべき覺悟更になし。一命を助け給はるに於ては、相應の御奉公申さんといひければ、然らば呂久川の瀬踏せよとて、彼五兵衞を先に立てゝ川を渡り、赤坂の町口に備を立て、此所をば關東方より抱えらるべきぞ、案内せよと觸廻し、放火の印なりとて、家三軒壞して燒立つる。佐渡守、玄蕃今日の計らひを稱して、其日冠られし廣冠の兜を、手づから與へられしとなり。爰に長松の城主武光式部は、兼て上方へ一味なるが、關東勢、合渡の戰に打勝ちて、美江寺・呂久川の邊に寄せ來りたりと聞えければ、武光急ぎ長松を開退き、秀家・三成等の籠れる大垣の城を餘所に見て、

勢州桑名へ赴き、氏家内膳を頼みて、城に籠る。摧きかな彼武、梶村に於て臆を取り、其笑未だ止まざるに、又見苦しき行して、いとゞ譏を請けしとかや。斯りければ、合渡・呂久川を渡りたる諸將、敵地へ三里六町踏込み、赤坂の上なる岡山に陣を取る。石田が家老島左近、三成に向ひ、味方斯樣に崩れ引くに於ては、中々一合戰もなるべからず。某、地形を計りて備を立て、敵を追返し申すべし。味方の人數馳せ集り申す樣に、御下知あるべしといひて、本海道より大垣へ岐るゝ道に小川あり。其川を前に當て、一段高き所に、陣を居ゑければ、左近が認旗を見て、諸兵馳せ集り、其兵千餘人に及びたり。此時石田は、家人阿閉孫九郎を後へ返し、敵の形勢を見せけるに、左近、阿閉にいひけるは、關東勢、大垣へ寄らず、直に赤坂へ兵を進むると見えたり。道筋の民家をば、燒拂ひたれども、赤坂の町を放火せざるは、定めて赤坂に宿陣すべし。是れ味方の勝利となるべき基なり。貴殿は急ぎ馳せ歸りて、三成に此旨申さるべし。我等も急ぎ馳せ赴き、策を申さんといひて遣せり。左近程なく本陣に來り、三成に申しけるは、敵兵いよ〳〵赤坂に陣を懸けて、此間の疲に、將も士卒も、物の用に

立つべからず。今夜押掛け、赤坂の町に火を掛け、敵を燒打にせんに、手間入るべからず。唯々夜戰思召し立たるべしと諫めけるに、石田も表向同意して、島津・小西・福原以下の輩に、此旨を語らんと答へしが、彼輩如何思ひたりけん、各同心せず。味方の兵士精力盡きて、下知調ひ難し。一兩日過ぎて、戰を決すべしとある中に、島津入道は、舍弟中務、岐阜の續ぎとして、洲俣にあり、岐阜の城落つると聞えたれば、敵定めて、洲俣へも寄せ來りて、中務難儀にも及ばんか。然らば我等馳向ひ、中務を召具して歸るべしといはれしに、石田・小西承引せず、岐阜の城いよ〳〵落つるに於ては、豐久、洲俣を退去せらるべし。貴殿馳向はんは、無用の事なりといひけれども、入道更に同心なく、中務を捨殺申さんは、思ひ寄らずとて、洲俣へ發向せられしに、中務も、岐阜落城の煙を見て、洲俣より馬を返されしが、途中にて入道に行逢ひ、一手になりて、大垣へ歸陣せらる。暮に及び、大垣へ多勢馳集るに依りて、是も敵兵にやと、人皆驚きしに、島左近只一人立向ひ、太鼓の丸の旗を見て、備前中納言殿、吉田より御歸陣と覺えたり。一段目出たしといひたりしに、果して秀家卿、大

垣へ歸陣ありければ、石田甚だ悅喜して、大垣の町に居ける玄好といふ醫師の家に、秀家を止宿させ申し、兵糧其外御用あらば、承るべしとありけるに、秀家卿、兵糧以下不足なし。但茶を給はるべしとあるにより、石田は家人阿閉孫九郎に、茶を持たせ遣し、續いて石尾與吾に、雜餉を持參させて、秀家卿を接待しけるに、中納言、此時、阿閉孫九郎を近付けて、今夜赤坂へ夜討すべし。此旨治少へ申すべしといはれ、孫九郎頓て馳せ歸り、秀家の口狀を述べければ、石田、又秀家の方へ使を立て、仰承り候ひぬ。島津・小西と內談申すべしといひ遣す。中納言其意趣を聞きて、斯樣の密談を、他に漏らしてはいかゞなり。其上他勢も入るべからず。若手なれば、我等が者に、先手を申付くべしとなり。良、ありて、三成、秀家の陣所に來り、再三の仰、理なきにあらず。然れども島津・小西同心なし。一兩日の間に、伊勢路より、毛利宰相・吉川侍從以下馳せ來り、輝元卿も、近日御下向あるべし。之を待つて、敵陣を攻め討つに於ては、必定勝利なるべしといひけるに、秀家一向承引なく、我等今日太田より、七里の道を來りてさへ、少しは人馬疲れたり。關東勢は、岐阜合渡の戰に、精

力を盡し、上下草臥れ果てゝ、手に立つ者あるべからず。島津・小西同心なくとも、貴殿後を韜められよ。我等先鋒して、追崩さんといはれけれども、石田彌〻同意せず、敵の疲れは然る事なれども、彼は四萬餘に、貴公と某が人數二萬計りにて、勝負を爭はん事、危に似たり。近日輝元卿も、下向あるべし。彼輩と相謀り、味方の大軍を下知して、敵を一時に追拂ひ申さんといひける。彌〻秀家許容なく、輝元の下向待たんとせば、内府も關東より著陣せらるべし。唯〻敵の先陣を攻破らんといはれけれども、石田終に同心なきに依つて、夜討を止められしが、岐阜の城を攻落したる諸將、翌日廿四日の巳の刻に、岡山に馳せ集り、旁〻陣を取りければ、秀家の謀、終に徒になる。藤堂佐渡守は、岡山へ陣移して後、家來池田忠兵衞を、關東へ差下し、岐阜合渡の合戰、味方勝利の旨を註進せらる。同月廿八日、忠兵衞、江戸に著きければ、内府公、忠兵衞を御前に召され、黃金一枚給はり、急ぎ馳せ歸るべしと仰出さる。又内府公、岐阜の城攻め見屆くべしとて、安藤岩之助（後號三次衞門）を上せられしに、岩之助江戸へ馳せ歸り、味方の諸將、岐阜の城を攻落し、合渡の合戰に打勝ちたりと申しければ、内

府公聞召され、合渡より呂久川迄の間にて打たれたる敵の死骸、何方へ向ひたるぞと仰せらるに依りて、岩之助承り、敵の死骸、皆大垣に向ひて死したりと申しければ、追討疑なしと、御悦喜あり。此時内府公・秀忠公より、合渡の合戰に、打勝ちたる諸將に與へらるゝ御書に曰く、

今度於濃州表合戰之刻、其方家中へ被討捕首註文、具披見、誠心地能儀共に候。殊更自身手を被砕候故、敵悉令敗北之段、御手柄何共可申樣無之候。明朔日より出馬候間、萬事期其節候。恐惶謹言。

八月廿九日　家康

黒田甲斐守殿

今度於濃州表被及御一戰、敵悉討捕、岐阜之城即時被攻落、其上爲加勢石田治部少輔人數差越候處、是又無殘被打果、其外之者、大垣之城に楯籠之由、誠御手柄之段、無比類儀共に候。將又我等事、眞田表へ爲仕置出陣候。此表隙明次第可令上洛候。恐惶謹言。

江戸中納言
秀忠
九月五日
黒田甲斐守殿
御陣中

此時、田中吉政・藤堂高虎以下の諸將へ給はりたる御書は、略して記さず。又頃日金澤中納言利長、黒田甲州の方へ送り給ひし書狀に曰く、

態飛脚を以申上候。仍今度濃州表爲御先鋒、早々被成御越、岐阜表之仕合、羽左羽越加左馬より申來候。誠以心地能仕合、可申上樣も無之候。合渡川口迄治少罷出候處、川を被越、彼人數被追崩、數多被討捕之旨、御手柄共に候。就夫直に佐和山表可被押寄儀、彌其分候哉、樣子承度候。此表之儀、一兩日中小松表急度可相働覺悟候。尙追々可申入候。恐々謹言。

羽柴肥前守
利長
九月三日
黒田甲州樣
御陣所

又合渡の戰終つて後、井伊兵部少輔より、黒田如水に遣す書狀に曰く、

好便候條、一書申上候。仍今度者貴殿御國本に御座候旨、一段爲內府好仕合共に

御座候。甲斐守殿、御内方を茂被二引取一、其故萬事御才覺被レ入二御精一、人數を茂數多御抱にて、内府次第に急度可レ有二御斷一被二仰越一候。承度申候。何分にも此筋に候條、御才覺候て、可レ入二御手一處可レ被二仰付一候。將又此表之樣子、甲斐守殿より、具に可レ被二仰越一候間不二申上一候。何茂御手柄無二申計一候。内府より被二申付一、此表へ參候得共、何茂之御跡に付、あるき申事に候。甲斐守殿御自身之御手柄、中々紙面不レ被二申入一候。御滿足可二思召一候。目出度於二大坂一可二申承一候。程有間敷候。恐惶謹言。

八月廿五日　井伊兵部少輔　直政

黑田如水樣　人々御中

或說に、福島正則、竹が鼻を攻められし時、黑田長政の旗奉行毛屋主水が旗の立樣を見て、正則褒美せられたりといへり。今按ずるに、長政以下の諸將は、下の瀨を渡りて、兵を進められし故に、竹が鼻を攻めらるべき樣なし。但長政も、竹が鼻の近邊へ、旗を進められしにや、覺束なし。一本に、大垣勢、岐阜の後詰に出でたりと聞えければ、黑田長政家臣後藤又兵衞基次を呼びて、岐阜へ向ひたる諸將、定め

て即時に城を乘取るべし。人の後を踏まんより、引返して、合渡へ赴き、後詰の敵を切崩すべきかといはれければ、後藤承り、仰はさる事なれども、岐阜の城、輙く落つべきにあらず。然れば御人數を引分けて、岐阜表へ差向け給ひ、殘る軍勢を召連れ給ひて、敵の後卷を御遮りあれかしと、諫めければ、即ち後藤を岐阜へ差遣し、長政は、合渡へ發向せらる。果して長政は、戰功を立て、後藤基次も、岐阜に於て、一方を攻破りたりと記す。尙古按ずるに、後藤基次を初め、黑田の家人、皆合渡に於て、戰功を顯したるが實事なれば、此説凡て相違なり。又別本に、合渡へ出でたる敵兵等、河邊に備へて、東兵を待懸けしに、黑田長政、强將なるに依りて、彼待懸けたる敵に向ひて、川を渡されしに、黑田三左衛門、主君を危く思ひ、待懸けたる敵は、雜兵と見えたり。此方へ御馬を向けらるべしといひて、敵の首備へざる方へ、主從馬を乘揚げたりと記す。是れ正説なりと、老人の語りし。又或説に、長政の家臣黑田三左衛門、敵の足輕備へ馳せ懸りしに、足輕共立向ひ、我等は皆輕卒なり。能き敵はあれにありとて、指さしけるに、三左衛門は、我等を謀り過し、後よ

り鐵炮を打掛くべきかと思ひ、備を乘割り、足輕二三人突伏せけるに、鑓先石に當りて折れたるを知らず、彼毛付の敵を、鑓付けゝれば、通らざるにより、敵の胸壺に鑓を突當て、馬に摑を入れて、終に村上を、馬より下に突落し、家來萩本忠兵衛に、首を取らせたりといへり。今按ずるに、元祿己卯の夏、筑前の國老黑田三左衛門一券、尙古を呼びて、關ヶ原合戰より、今年旣に百年に當れり。此御陣の後、東照神君、天下を御手に入れられし故に、黑田長政大國を給はり、我等が祖父睡鷗も、長政より高祿を請けて、今我等に至るまで、當家に於て、上に立つ人なし。彼是に付き、此秋私の賀莚を設くべきかとあるにより、左樣にあらまほしと答へしに、去年の冬、一門の歷々、又は我が樣の、常に出入する者數十人を招き、丁寧に饗應あり。此日合渡關ヶ原にて、睡鷗が被りたる盔と鑓を、座に置きたり。人々彼鑓を見るに、少し折れたるを、砥ぎ付けたる樣に見えたる故、合渡にて、鑓先の折れたるが、正說なるべしといひ合へり。一本に、黑田長政の銃頭野口左助一成が出所を記して曰く、播州賀古郡野口村の處士なりしが、天正二年の春、孝高の家臣となる。

野口一成が事

此時十七歳、始めは彦次郎といひ、又藤九郎となり、後に左助と改む。同年十一月廿八日、孝高、佐用の城を攻められし時、大手に於て、敵兵神谷小傳次が首を取る。同八年の春、秀吉公、三木の城を攻めらるべき御沙汰の時、城兵武見に出でたるを、左助駈寄りて其首を取り、麾を添へて馳せ歸りしに、又敵の大武見百騎計り、左助を追掛くるにより、麻の中へ隱れたるに、敵兵之を知らず、馳せ迫りしが、老兵一騎、麻の中を覺束なく思ひしにや、馬を駈寄せけるに、左助、麻の中より躍り出で、馬上の敵を突落し、前後に其首を、左右の鞍に付けて、本陣へ歸りたり。同十四年の冬、豐前國障子嶽の城攻に、左助、夜中に拔駈して、城戸に著きけれども、敵兵出でざるにより、城邊を退きしが、左助鑓一筋にて、敵をさゝへたりと、人皆いひたりしに、左助一向承引せず。元來敵兵出でざる故に、我等骨折更になしといひて、高名とせず。同十五年、日向國耳川の合戰に、長政の馬の口を取りて、川を馳せ渡り、薩摩の野郎を突伏せたり。同十六年、長政、城井鎭房を殺害せられし時、其從兵七人を、手の下に切倒す。長政之を賞して、短刀を與へ、其後知行六百三十石に、

足輕三十人預けらる。朝鮮兩度の陣中に、度々武功を顯し、中にも晉州城攻に、大男と組打して、其首を取る。又此日合渡川を渡り、鐵炮を打懸けさせ、其後敵に太刀打せしが、敵の主從二人を切伏せて首を取る。長政筑前入國の時、五千五百石を與へて、鐵炮の大頭とせらる。長政の嫡子忠之の時、五百石を加へて、六千石となる。强力の者百人、足輕の外に預けらる。寛永七年、南丸の城代となり、同十四年八十一歲、老功故、肥前國島原へ呼ばれ、二月中旬著陣せしが、嫡子八左衞門は、人質として江戶に居たりし故、次男萬右衞門を召具しけるが、彼萬右衞門、能く働きて討死す。其家來七人、一所にて討たれたり。其後嫡子八左衞門も、病死するに依りて、同十九年、八左衞門の嫡子左兵衞に家督を讓りて、名を卜宗と改む。同二十年四月八日、福岡の家に死す。行年八十五歲といへり。同本に、野口左助は、長政が家老毛利但馬が妹壻なるが、天正十五年、但馬・左助兩人の前立物、くり半月を、朱と黑とにしてさすべしと、下知せらる。故に兩人、主命に從ひたりといへり。又異本に、合渡川を鄕戶と註し、神戶とも書きたり。然れども郡上川、三川に分れ

て、其落合を渡る故に、合渡と名付く。此の例、所々にありと、老人のいひしなり。一本に、黒田長政の弓・長柄林太郎右衛門・南畷源太郎兩人、共に高名して、源太郎は戰死す。太郎右衛門は、幼名を吉六といひたり。父は松本主税助といひて、信州輕井澤の處士なり。嫡子七郎兵衛・二男太郎右衛門は、母方の伯父林大學が養子となりて、氏を改め、長政の父孝高の家臣となる。故に太郎右衛門が父兄、信州より播州へ來りて、太郎右衛門が家に寄宿す。太郎右衛門、黒田の家臣となりて後、播州所々の戰、其外上方又は筑紫陣に、孝高、長政に従つて武功あり。高麗陣に戰功あるに依りて、長政の許を請けて、茜しなへに、朱餅の背旗を差す。文祿三年二月十三日、朝鮮慶尙道機張郡に於て、虎狩の時、猛虎怒つて、太郎右衛門に喰ひ懸りしに、信國の鑓二尺一寸柄九尺ありけるを取つて、其虎に立向ひ、虎の口に突込みて、忽ち突伏せたり。其鑓虎の齒形あり。猛虎の勢顯然たり。長政の仰に依つて、彼鑓に銘を切付け、今も林が家の重器とす。長政、筑前入國の時、太郎右衛門が本祿五百石に、二千五百石増加して、三千石となる。大組頭、外に與力十五

騎預けらる。是より掃部と改む。寛永十年十一月晦日、福岡の家に死す。行年六十一歳なりといへり。又一説に、黑田長政、此日石田が郎從渡邊新助を、自身突伏せ、又敵と突合はれし時、彼敵を打留めたるに、小河五郎政良は、九郎義經に仕へし鷲尾三郎經春が末孫なり。祖父吉右衞門良泰、播磨三木郡小河村に居住して、氏を小河と改む。其子三河守良信は、同國五著の城主小寺加賀守政職の家老なり。如水・長政、豐前國中澤を拜領の時、小河、浪人となりて、播州に居けるを、如水・長政、彼三河に、中津へ下向すべしといはれければ、三河、其弟傳右衞門、又は三河が嫡子久太夫・二男勘左衞門・三男五郎を召具して、中津へ下りしに、小河傳右衞門を家臣となし、五千石與へて、同國馬岳の城主とせらる。三河父子は、客人の如く懇意を加へ、嫡子久太夫良實に、上毛郡八田村、千三百七十石與へらる。傳右衞門・久太夫・勘左衞門、長政に具せられて、高麗陣へ渡り、傳右衞門拔群の武功なるに依りて、太閤へ召出され、對馬まで歸朝せしが、急病を受けて、終に身まかり、勘右衞門、晉州の城にて武勇を顯し、久太夫は討死し、其遺子彌七郎、十一二の少年なる故、

久太夫が弟勘左衛門に、兄の家督を繼がせ、勘左衛門と嫡子權太夫、其家を繼ぐ。次男圓右衛門、肥前島原にて、武功を顯すにより、新知を給はり、其兄弟の子孫相續す。彼久太夫が遺子成長して、山脇權之助良行といひしが、弱年の過失にて、父の本祿を、勘左衛門に給はり、嫡子の筋目立たざるを、本意なく思ひしが、如水、豐後へ發向の時、垣見和泉が領知富木の城邊にて、一番首を取り、又同國安岐の迫合にも高名あり。此時、權之助十八歳なり。如水、此働に依りて、感狀與へ、三百石給はり、一兩年を過しけるが、權之助、筑前を立退き、藝州へ登り、福島正則に仕へて三百石領しけるが、如水・長政相談の上、彼權之助を呼び返し、又三百石に、側筒の足輕を預けられしに、程なく立去りて、江戶へ赴き、松平大和守直基に仕へて、子孫今も彼家にあり。又彼小河五郞政良は、合渡にて能き首を取り、又關ヶ原にて、島津入道、戰地を退去せらるゝ時、其後殿すゝ兵士を打ちたる武功に依りて、慶長六年三月十六日、新知四百石與へらる。此時五郞、十七歳なり。長政、或時、竹中丹州に逢ひて、貴殿祕藏せられし蝶の盃を申請けたしといはれしに、貴公の御家

に、一の谷盃・米中の盃あり。某が盃は珍しからずと、返答せられしに、長政重ねて、我等が家來に、雀の鷹を取りたる樣の若者あり。御盃を給はるに於ては、彼に得させて、御武勇にあやからせ申したしとありければ、丹州、其意に任せられしを、五郎に與へらる。其蝶の兜、又は合渡にて討ちたる敵の盃、今も小河が家にあり。但合渡にて討ちたる敵の兜は、頭形に、日の丸の後立物なり。長政、雀の鷹を取りたるといはれしは、五郎が關ヶ原の働を、感賞せられし故とかや。五郎、其後兒が名を付けて、久太夫となり、慶長十九年正月廿三日、千二百石の加増を給はりて、千六百石になり、又元和九年八月廿五日、長政の嫡子忠之、千石加増せらる。總て二千六百石となりて、鐵炮の大頭を勤む。寛永十四年、肥前島原一揆の時も、戰功を立てたりと記す。今按ずるに、小河の先祖の起と子孫の出所は、其家傳にあり。是れ皆正說なるべし。但竹中丹州の武功、世に傳へなし。父半兵衛重治は、信長公の御時、智勇隱れなき人なり。彼蝶の盃、重治より傳はりし故に、長政所望せられたるが。又一說には、日根野織部正に、蝶の兜を乞ひて、五郎に與へられしといへ

り。織部正は、武具の制作に長ずる人なるを以て、其盃を、長政所望せられて、五郎に給はりしにや、覺束なし。又一本に、田中吉政の家人野村（後號二田中一）傳左衛門に向ひ、汝先達つて、合渡の河邊に至り、瀨踏みすべき者を尋ねて參るべしとて、金五十兩を授けられしに、野村、頓て加賀島村に至り、彼此尋ねけれども、人一人もなし。然る所に、あたり近き梅寺の門を敲きければ、老僧一人出でて、誰ぞと問ふ。野村、水を給はんといひて、寺内に入り、案内知らずして、此河を渡らば、溺死する者多かるべし。慈悲を專とする御出家なれば、川の瀨踏の爲め、下人御借し下さるべしと願ひければ、三郎右衛門といふ者を出すにより、野村、彼僧の下人に、金子を與へ、下人を具して川岸に至り、主人兵部大輔に、此由を申しければ、吉政、彼三郎右衛門に向ひて、縱令川水深からずとも、他人に見する爲なれば、溺るゝ樣に見せて、渡り行くべしとあるにより、水の深さ、乳のあたりに付きけれども、丈立たざる樣に見せければ、黑田長政・藤堂高虎、扨は川深きぞとて、暫く猶豫せらるゝ内に、田中吉政、川上より先陣せられたりと記す。今按ずるに、黑田長政は、

岐阜より合渡へ發向の時、田中に先をせられ、口惜しく思ひ、川下藤内瀨より渡りて、石田が陣將舞兵庫が先鋒を、討崩されたるが實事なれば、田中吉政の手より、瀨踏する者、川の深きやうにするを見て、黑田・藤堂、猶豫せられしといへるは、虛說なるべし。但し田中吉政、前夜に、瀨踏する者十七八人選み出して、淺みに竹を立てさせ、驗とせられたりと、傳記にあり。是れ正說なるべし。又一本に、野村傳左衞門が連れ來りたる三郎右衞門は、三河國吉良の者にて、彼國の大河に慣れて、水練の功者なるが、諸兵に先達ちて瀨踏するを、敵兵望み見て、きやつを討取れとて、馬武者川中へ乘出し、一太刀切りけるに、三郎右衞門、刀を拔きて馬の足を薙ぎ、終に敵の首を取りけるに、田中兵部之を見て、敵の具足を、汝著せよと下知せられしに、某は、名字もなき者なりと答へしに、吉政、頓て合渡三郎右衞門と名付け、後に知行三百石與へられしと記す。正說なるにや、覺束なし。又一本に、田中吉政の家人杉原右衞門は、敵兵村山次郎助と鑓を合せ、辻勘兵衞は、村山助之允と鑓を合せ、林甚之允は、澁部新介と鑓を合せけるが、新助は、黑田長政に討たれたりと記

す。按ずるに、村山次郎助・村山助之允といふ者を聞かず　村山〔理カ〕利助といふ者は、黒田長政の家人黒田三左衛門に討たれたり。次郎助・助之允も、村山理助が一族なるにや、覺束なし。又一本に、吉政の家人松原善左衛門一人の働にて、杉江勘兵衛を討ちたる樣になり行きければ、西村五右衛門、本意なき事に思ひ、立退くべき氣色あるにより、吉政、彼を呼びて、汝が働を、我等目前にて見たる上は、心にかくべからずといはれしによつて、五右衛門憤を止む。田中の家絶えて後、西村五右衛門、加藤肥後守に仕へしに、藤堂高虎書狀を遣し、松原善左衛門が、合渡の働を問はれしに、自分の功を曾ていはず。松原善右衛門が、合渡にて、杉江は隱れなき者なるに、松原が功名勝れたりとて、高虎の取持にて、越前に至り、五千石を領す。又西村五右衛門は、加藤肥後守亡びて後、藤堂大學頭高近召出して、家人にせられたりといへり。又別記に、渡邊勘兵衛・杉江勘兵衛・辻勘兵衛、其頃三勘兵衛とて、隱れなき勇士なりといへり。又別本に、藤堂高虎の郎從等數輩、高名したりと記す。今按ずるに、高虎の家人、高名の說、分明ならず。先年彼家中へ問に遣しけれ

ども、合渡にて働きたる輩の姓名を知らずと、いひおこせり。然れば高虎は、戰の後に、兵士を進められしにや、覺束なし。異本に、田中吉政の中間三郎右衛門、川瀨を人に問はんとて、加賀島村へ赴きしに、其途中にて、梅寺の坊主に逢ひて、川瀨を問ひければ、彼出家、三郎右衛門の先に立ちて、川を渡る。後に一禮を述ぶべき爲に、梅寺に至りしが、寺僧は煩ひて、川の瀨踏すべき樣なしと答へたり。彼三郎右衛門、常に地藏を信仰し、毎月廿四日には、精進沐浴せしが、廿四日は、合戰あるべしと思ひ、廿二日の夜より、身を淸め精進して川へ赴きしが、地藏菩薩、出家となりて、合渡の瀨踏せしにやと、其利生を長々と記す。是れ妄說なるべし。凡そ此類の奇怪を語りて、人を誑し、世の惑をなせるは、いと淺ましきにや。又一書に、東兵、岐阜を攻むる故、太田・駒野の押へ入るべからず。然る上は、太田・駒野に武見を殘し、敵、其口へ寄せ來るに於ては、註進せよといひ聞かせ、浮田は兵一萬駒野の押三千、彼是一萬八九千あり。浮田の兵二千計り、大垣の城を守らせ、其外一萬六七千を二軍となし、石田が先鋒三千を二つに分け、口心を河邊に備へ、二

千人は、川西十町此方に控へ、二陣各折敷かせ、合渡より呂久川まで、材木おく民家多し。其地勢を見て、伏兵を設け、其次に五町計り控へて、浮田勢、正面に控へ、石田は遊軍になりて、弱き方を救ふべしと相定め、東兵川を渡る時、嚴しく弓・鐵炮を放ち、敵の鋭氣を挫きて引取るべし。其時敵の諸將、高名を貪り、兵士を進めて、十町計り馳せ來るに於ては、濡具足を著たる兵士、大に疲勞すべし。其上先を爭ひて、列伍をしまるべからず。其時島左近に、千の兵を下知して戰はんに、利を得ずといふ事あるべからず。敵又小勢を侮り、引包みて打たんとする時は、小西・島津不意に起り突掛り、餘兵太鼓を打ち、足を揃へて馳せ懸るに於ては、敵兵彌々列伍を亂すべし。縱令暫く力戰するとも、浮田の兵八千、備を亂さず、激水の石を漂すが如く馳せ懸らば、東兵敗北疑なし。浮田・石田、此謀を知らざるは、いと拙しと記す。今按ずるに、議者の論ずる策、大抵兵道に叶ひたりとすべし。但勝負の跡に付きて、恣に論ずる如く、敵を侮り、伏兵の謀に陷るべき樣もなかるべきにや。一本に、秀家卿、太田より大垣に來り、赤坂の敵を、夜討にせんといはれたるは、當

然の謀なり。六韜の十四變に、敵人、新に集る所討つべし。人馬未だ食せざるを討つべし．天の時、隨はざるを討つべし。地形、未だ得ざるを討つべし。奔走するを討つべし．いましめざるを討つべし。疲勞するを討つべし。將、士卒を離るゝを討つべし。長路を經たるを討つべし。水を渡るを討つべし。暇あらざるを討つべし。行亂るを討つべし。難路を來るを討つべし。心恐るゝを討つべし。是れ太公望が、武王に說きたる兵法なり。諸將既に川を越えて、其夜赤坂に陣取る。是れ新に集まるにあらずや。本より旅宿なれば、人馬の食、未だかしづかず。是れ人馬未だ食せざるに非ずや。敵地なれば、地形未だ得ざるなり。米野・竹が鼻・岐阜二所の城攻合戰に、手負死人ある上に、人片時も休息せず。是れ疲勞なり。國を隔てゝ軍を進む。是れ長路を渡るなり。又水を渡るなり。赤坂に著きて陣屋を構へ、薪を取り水を汲られ、暇あらざるなり。大垣其外所々に敵あれば、心恐るゝなり。凡そ十四變の內、一の虛を見てさへ、良將は勝を取る。況や八つの虛あり。淺ましきかな。石田が敵は四萬、身方は僅一萬五六千といひたるも、心得難し。關東勢、殘らず赤坂

に陣取りたるにもあらず。其上、小を以て大に勝つは、夜軍に如くはなし。然るに近日勢州より、秀元以下の多兵馳せ集り、輝元も下向せらるべしといひたるを、其頃は、内府も又著陣せらるべしといはれたる秀家の一言、價千金なり。又石田、此夜打を覺束なく思ひ、島津・小西に相談せんといひたるを、秀家怒りて、談合無用なりといはれたるも、理に當れり。凡そ斯樣の事、謀を談合評定すれば、善も却て惡となるもの。彼長篠合戰に、酒井左衛門尉、鳶が巣燒打にすべしと申したりしに、信長公承引なく、其夜竊に酒井が方へ人を遣し、鳶の巣燒打にせよと下知せられたるは、敵に洩れざる密策なり。石田が論ずる如く、諸將と相談するに於ては、彼謀、露顯すべし。彼是を按ずるに、石田、合渡の戰に利を失ひて、氣臆する故に、秀家の良策を承引せざりしにやと記す。今按ずるに、議者の論ずる所、此説確論なるべし。石田は、勇才ある樣にて、決斷せざる所、所々に見えたり。秀家の此謀、意味ありとすべきにや。

東西對陣

關東勢赤坂に宿陣

黑田甲斐守・田中兵部大輔・藤堂佐渡守・寺澤志摩守・蜂須賀長門守・生駒讃岐守・戸川・坂崎・桑山・松下以下の諸將、合渡・呂久川を渡り、赤坂に陣を居ゑたりと聞えければ、羽柴左衛門大夫・羽柴三左衛門尉等の、岐阜を攻落したる諸將、八月廿四日巳の刻に、岐阜より赤坂へ馳せ集り、又犬山の加勢として籠りたる加藤左衛門佐・關長門守・竹中丹後守等、内通するに依りて、彼城を押へられたる有馬法印・子息玄蕃頭・山内對馬守・中村彦左衛門、赤坂へ馳せ集り、内府公御著陣に於ては、岡山を御本陣になすべしとて、諸將其四面に陣を取る。海道の北赤坂と、晝飯山の間花岡山に、加藤左馬介・黑田甲斐守・藤堂佐渡守・金森法印・子息出雲守、晝飯村に羽柴越中守父子、同村東の大塚に羽柴左衛門大夫、同山の麓に伊井兵部少輔・本多中務大輔・羽柴修理亮、西牧野に堀尾信濃守、東牧野に有馬法印・子息玄蕃頭・中村彦左衛門、西牧野と東牧野の間、淺野左京大夫・山内對馬守、荒尾村に羽柴三左衛門尉・舍弟池田備中守、磯邊の

宮に、田中兵部大輔陣を取る。一柳監物は、武光式部が開退きたる長松の城を守りしが、味方を二十餘町隔てたれば、大垣より、長松を急に攻むる事あるべし、然らば後詰すべきとて、岡山より長松へ道を作り、一柳監物も、急難計り難しと思はれければ、領地尾州黑田より、旗數十本取寄せて、彼旗を城の四面に樹て、多勢の籠りたる樣に見せて敵を欺く。西尾豐後守・松下右兵衛尉は、曾根村に陣を取る。是も味方と相離れて、其上島津兵庫入道、樂田村に陣を掛けて、曾根村へ程近きに依りて、鐵炮の者を繰出し、松下右兵衛尉と、鐵炮の迫合ありけるが、曾根の近所領家村を、兵庫頭方より拂ふにより、井伊兵部少輔・本多中務大輔差圖して、水野六左衛門を招き、急ぎ松下に加勢せらるべしとありければ、六左衛門答へて曰く、內府、此表へ御著陣に於ては、我等も人並に、御先手となりて、戰功を顯すべき志あり。然るに曾根に陣を取らば、始終敵の壓として、彼所に召置かるべきも、計り難し。兩人御請合あるに於ては、暫く曾根に在陣すべしといはれしかば、井伊・本多、仰の趣謂れあり。內府著陣のあるに於ては、貴殿先手勤めらるゝ樣に、取計ふべしといひければ、水野、頓て曾根に至

り、松下と共に、陣を取る。其後、島津義弘と、水野勝成、鐵炮迫合ありけるが、義弘、望樓より迫合を見て、足輕を引取らせたり。これは水野が、足輕の差引能かりける故とかや。斯りければ、毛利宰相秀元・吉川侍從廣家・長束大藏大輔政家・長曾我部宮内少輔盛親・鍋島信濃守勝茂・安國寺瓊長老、其外大坂より下りし弓・鐵炮の物頭三萬餘人、八月廿四日の暮、伊勢より美濃へ來り、大垣の西なる南宮山・栗原山に陣を取る。其外上方の諸將、大垣近邊に陣を据ゑ、敵味方、一里計り隔てゝ對陣あり。羽柴左衞門大夫・羽柴越中守・羽柴修理亮・黑田甲斐守相謀り、此邊の地形を見るべしとて、四將出馬ありしが、各家人に申合せられけるは、武見の士卒に紛れて、地形を見計る爲なれば、一人も、後より從ひ來るべからずとて、馬の口を取らせず、唯四人馬を並べて、乘出されければ、誰いふともなく、敵兵出でて、彼四將の跡を、取切りたりと告げければ、正則・忠興・高知・長政の軍士等、思ひ〳〵に馳せ出づる。彼四將之を見て、沙汰の限りなる者共なり。修理殿、急ぎ立歸り、あの馳せ來る輩に向ひ、他家の兵士ともいはず、あらけなく折檻せられよ。高知の家人牧野久之允も馳せ付けしに、高知、

大坂勢、大垣附近に集る

それへ來りたるは、牧野久之允めにてはなきか。主人の下知を違背する。何事に是へは來りたると怒られしに、久之允、兎角をいはず、得々と來り、高知の馬の口を取つていひけるは、敵兵出でて、君の御跡を取切りたると申すに依りて、君の危を救ふべき家人なれば、各是へ馳せ來りたり。然るに其故をも御尋ねなく、他家の軍士迄に、うろたへたるかと仰せらるるは、疎忽の御一言なりと、憚なくいひければ、高知、牧野が理に折れて、いふ所、其故なきにあらず。疎ぎ是より馳せ歸り、手前の軍士はいふに及ばず、他家の面々にも安堵させて、誘ひ歸れと言含め、夫より高知馬を返し、殘る三將に對談せしが、羽柴正則は、殊更[illegible]强き人なるにより、我等家來共も、馳せ參りたりや、面目を失ふ程に、申聞けられたるやとあるにより、修理亮申されけるは、各の御家人數輩、馳付けたるによりて、沙汰の限りなりと申す內に、家人牧野久之允と申す者を見咎め、殊の外叱りたるに、彼者更に驚かず、某が手綱に取付きて健かに諫言申したりとて、其故を物語あれば、各牧野が一言を感じ、高知は、能き人を持ち給ひたりと、一同に挨拶せられしとなり。彼久之允、此合戰に、させる戰功もなかり

しかど、此時の一言を稱美して、加恩を與へられしとかや。

別本に、關東勢、赤坂に對陣の時、黑田甲斐守、諸將に向つて、數日此所に在陣するも、無益なり。途中の敵を追散らし、上方へ馳せ上らんに、手間は取るべからずといはれしに、藤堂佐渡守同意せず、浮田・島津・石田・小西以下の强將、大垣にあり。縱令道筋の敵追拂ひ、上方へ攻上るにも、指す所の敵、後にあれば、此謀然るべからずと、返答せられしに、井伊・本田兩人も、佐渡守に同意して、長政の謀、承引せず。彼佐渡守と甲斐守と、多年因深く、甲州の父如水も、高虎の智謀ある事を知りて、甲州を賴み置かれしに、長政、岐阜より合渡へ發向の時、高虎を出拔き、此時又甲州の謀を、佐渡守いひ妨げられし故、互に遺恨となり、其始め、藤堂の家紋黑餅を、甲州所望して、黑田の家紋となし、藤堂氏は、蔦の葉に附け變へられしといへり。今按ずるに、長政、岐阜にて、高虎を出拔かれしとあるは、敵兵合渡へ出でたりと聞きて、田中吉政拔駈せられしに、長政は甲中に先をせられ、口惜しく思ひ、續いて發向せられし故、高虎、遺恨に思はれしにや。又長政は、石田に宿讐あるに依りて、彼を指す敵にして、忽ち打

黑田長政藤堂高虎相妬からず

果し申さんと、内府公へ申入れられたる首尾あるに、宇喜田、石田を捨てゝ、上方へ攻上るべしとはあるべからず。又長政の家紋は、代々藤なり。浪頭白餅なるを、中頃より、氏の一字を取つて、白餅の内に、黒の字を書付けられし故、世人黒といひならはす。然るに高虎より、黒餅を授けられしとあるは、妄說なるべし。但し大坂御陣の時、加藤左馬介と長政は、相備なるが、五月六日の朝、酒井雅樂頭忠世、加藤・黒田兩人の陣所を通りけるに、今朝屋尾・若江にて、藤堂泉州・井伊掃部、敵と戰ひたりと物語あり。長政聞きも敢ず、和泉守は、常に人を支へて、世渡る者なり。今朝の敵をも、能く支へしにやと問はれしに、左馬介は、長政を制して、筑州は、惡口に人を嘲る人かなといはれしに、我等は故もなく、〔人カ〕心を譏るにあらず、有の儘なりと返答せられたるを、傍に居たる長政の家人郡正太夫、常に物語せしとかや。是に依りて推量するに、高虎と長政と、後に不和なりとあるは、正說なるべし。又一本に、岡山在陣の諸將相謀り、大垣の城を、水攻にすべしと、水邊に堤を築かせられしと記す。今按ずるに、田中吉政、一日輕卒を召具して堤を築かせ、申の刻計りに、馬を入られしが、大

垣より、足輕三百人計り出して、鐵炮迫合あり。其後吉政の足輕、引取るべしとせしに、敵兵跟け來り、中にも足輕三人、列を離れて進みけるが、吉政の軍士上坂萬兵衞、鐵炮を取つて、白帷子を著たる足輕を打倒して、其競に、足輕を引上げたり。此時吉政の兵士、七八十人なり。翌日又吉政、堤を築かんとて、自身も出馬せられしに、敵又鐵炮を放つにより、吉政之を見て、田中玄蕃・宮部但島・松田彌一右衞門・上坂萬兵衞は、足輕四五人づゝ召連れて、敵を引出すべしとあるによりて、上坂萬兵衞、鐵炮を打たせけるに、家老磯野伯耆・組頭清水右近も寄せ來り、百騎計りになるを見て、敵兵後なる藪の中へ引入り、頻に鐵炮を打ちければ、清水右近手を負ひ、味方危かりしに、田中玄蕃・宮部但馬・松田彌一右衞門・上坂萬兵衞跡に殘り、鐵炮を打たせ、味方を引取りたりと、上田萬兵衞が家傳にあり。然る上は、大垣の城を水攻にせんと、各用意せられしとあるは、正説なるにや。

關原軍記大成卷之十八終

關原軍記大成 巻之十九

秀家・吉隆放言

細川忠興、毛利秀家ハ家康の味方を勸む

其頃、丹後侍從忠興は、井伊兵部少輔・本多中務大輔と相談して、備前中納言秀家の方へ使者を立てゝ、今度各相談あつて、大事を企てらるゝ起は、幼君秀頼公の御爲なり。急ぎ味方に馳參るべしと、度々諸將へ仰聞けらるゝと雖も、元來、石田治部少・安國寺等が邪謀分明なるに依つて、一人も御招に從はず、一向、内府の旗下に屬し、各戰功を勵む故に、鷹巣・福束・岐阜の城攻・米野・合渡の戰に、皆關東勢勝利を得て、彌、敵を脚下に踏み、斯く勝ち誇りたる大敵を、爭でか暫くも支へらるべき、羽柴利長卿は、此强弱の勢を、豫て計り給へる故にや。一筋に、内府の味方となり給ひ、先日、大聖寺の城を攻落して、威を北國に振ひ給へり。然れば、御同職とい

ひ、利長卿と仰合はされ、內府へ御忠節あるべしと、口々に申入れられければ、秀家卿、返答申されて曰く、利長を始め、其方達ひたすら、內府の味方となり、幼君秀賴公に背き奉る。之を人臣の常とせんや。黑白を知る輩は、嘲り惜むべき事なるに、聊も憚る氣色もなく、剩へ、我等に差付け、內府に忠節せよといへるは、思掛なき音信なり。中に就きて、內府に屬する面々、一筋に武功を勵む故か。所々の城攻合戰に、勝利を得たりとの自慢なれども、味方にも軍功なきにあらず。我等、大坂を出馬するついでに、伏見の城を攻め落し、數ならぬ者共なれども、鳥居・內藤以下を誅して、首途を祝ひ、又毛利宰相秀元、勢州へ懸りて、下向の序に、阿濃津の城を攻め破り、又小野木縫殿助、貴方の領內へ働くに依つて、老父幽齋、一城を抱へ、頭日、寄手を妨ぐと雖も、落城近きにありと聞く。此外、味方の勳功あれども、皆小功なればいふに足らず。所詮、兩軍打合せ、手痛く挑み戰つて後、彼我の勝負を論ずべし。縱令、勝にも負にもせよ。味方の志に於て、恥なかるべし。身を立てん爲めに、御敵になる人、負けては末代の嘲を請け、勝ちては君を弑するに至らん。此所を了見あ

秀家の返答

秀家の豪語

る樣に、子息與市郞・與五郞にも、聞けられて給はるべしとあるにより、使者歸りて、秀家の返答を述べければ、與市郞・與五郞兄弟は、未だ痛める顏色ありけれども、忠與、一向承引せず、舍弟玄蕃頭を呼びて申されけるは、秀家の所存は、去る事なれども、此度、關東より馳上りたる諸大名、多くは太閤の御恩を請けたる輩なるが、一人も內通せず。殊更、吉田侍從・伊奈侍從・伊賀侍從・黑田甲斐・田中兵部・我等などは、太閤の御家より出で、身をなり立てたる者にもあらず。然れば、家の滅亡を捨てゝ、秀賴公の行末を、一筋に計るべき道理もなし。其上、今度の一亂は、正しく佞臣の計らひなれば、一向、內府の味方して、彌〻戰功を顯すべし。與市郞・與五郞には、此旨を敎訓して、給はるべしとありければ、玄蕃頭、返答申されけるは、仰聞けらるゝ迄もなく、野州小山に於て、仰合されたる條々あれば、今更御異變あるべき樣なし。其上、先日奧方、御自害立いらず。是れ私の因みを思ひて、內府を贔屓するには、內府も、此旨御存の前なるに、我等が志を視著せられじとあるは、心得難き其一なり。次に此度、義兵に屬し、天下の存亡を一擧に爭ふ。假令、味方の企に於て、勝敗計り難しと

いふとも、降參不義の名を取らんや。然るに、猥に我を誘ふ。是れ心得難き其二なり。次に内府の旗本に屬し、一向に忠節を盡さば、越前半國を給はる樣に、兩人計ふべしとあるにて、事新しくいふべき旨あり。太閤未だ御在世の御時、越州敦賀の城主となり、六萬石餘の地を領し、奉行の列に備はりし事、身に餘りたる官祿なり。難治の病を請けて、漸々勤仕なり難きに依つて、官祿を辭退せし事は、兩人も知る所なり。君より給はりたる食祿といひ、しかも御許容なかりしをさへ、度々辭したる病者なるに、内府の加恩を請くべきや。是れ心得難き其三なり。猶兩人に面談せば、いひ聞かすべき理あれば、人傳には、無益の事なるべし。又井伊・本多兩人は、内府に忠を入るゝ者なり。然れば、秀家・景勝・輝元の幼君の御爲めとせらるゝ志は、推量にもあるべき事なるに、一揆謀叛人のあへしらひ、兩人には似合はぬ計らひなり。それさへあるに、清洲侍從が、此方へ送る書狀の中に、凶徒退治とある文言を見て、人々、手を拍つて笑ひあへり。是は小事なれども、事の序なりとて、使者に物語ありしなり。秀家・吉隆、此返答の後は、上方の諸將を、内府の御味方に導く才覺止み

しとかや。

一本に、内府公に歸服する人々、赤坂に陣して、敵の內應を才覺せられしが、備前中納言、其外石田・長束・大谷・安國寺等は、承引すべき樣なしとて、彼の畫には、內通の才覺なかりしと記す。尙古按ずるに、丹後侍從と備前黃門の問答は、秀家の家老明石掃部、年を經て後、大坂の城中にて人に語りしを、末座に居て聞きたる小岩井角右衞門・同吉右衞門兄弟の物語なり。大谷が井伊・本多兩人に答へたる趣は、吉隆自害の時まで、傍に居たる醫師本立の物語なりと、三宅氏の老人、予に語りし上は、おほやう正說なるべし。又吉隆、彼の使者を返して後、家臣下河原總左衞門・湯淺五助を近付け、井伊・本多兩人の口狀と、自分の返答を語り聞かせ、彼是物語する序に、今度の企、我等一人再擧するに於ては、過言なれども、多分本意を遂ぐべきを、我さへいぶせき惡疾を受け、殊更、頃年盲となり、五奉行の職に外れて、彌、人に侮られ、第一氣重く、胸痛み、聲を張りて、彼の區なる談合を、いひくだくべき精力もなし。斯樣に、未練なる味方の體にては、明日も敵と相戰はんに、

假令汝等死狂の晴軍して、手の者共に、功名させたりとも、太閤へ參らする物は、皆剝具足著たる、かせ者の首計りにて、さまで賞翫に思召す程の御土產あるべからず。返す〳〵口惜しとて、淚を流しければ、兩人も、頻に泣きたりとぞ。是も本立が泣きて述べたる一事なりとて、彼の老人、予に語りき。又一本に、永祿年中より、東國西國にて合戰止む時なし。然るに、天正三年の春、信長公、諸國へ諜狀遣して、御計策狀をつげられしが、大谷慶松、君の仰を蒙り、備前・播磨・伯耆・美作を經歷して計策をなす。爰に美作の國人草苅三郎左衞門景繼、大谷が勸に隨ひて、信長の味方となり、大谷に誓書を授く。慶松悅びて因幡國へ赴き、高田の城に居て、其邊の關所を守りけるが、慶松、件の關所にて擒となりしに、懷中に草苅氏が誓紙あり。猶崎、之を捕へて、輝元に參らせけるに、忽ち草苅を誅戮せらる。慶松は、死亡を遁れて歸りしに、信長悅喜して、慶松に褒美を與へ、任官させて、此時より大谷刑部少輔吉隆といひたりと記す。今按ずるに、大谷吉隆は、此時四十二歲なりと、傳記にあり。天正二三年の頃、僅に十六七の弱年なるを、信長公、間諜

とせらるべき様更になし。推量するに、大谷吉隆は、秀吉公の御母公の大廳(まんどころ)の甥なる故に、秀吉公、播磨國に在陣の時、大谷を美作國へ遣して、草苅を味方に引入れられしならんか。其上、草苅景繼が弟草苅次郎に、兄の家督を續ぐべしとて、吉川元春より與へられし書狀にも、天正七年とあり。然らば、天正の初より、大谷吉隆、信長公に仕へしとあるは、異說なるべし。又大谷氏、猶崎が守らせたる關所にて、召捕られたる時、關守共、忽ち殺害すべきを、陳謝して死亡を免かれたるは、辯舌材智、人に超えたる故なるべし。總べて大谷は、智謀ある將なりと、世にいひ傳へたるも故あるにや。又一本に、此時、內府公の御味方せし諸將、淸洲と岡山兩所に、三十餘日在陣せられし中に、石田・安國寺・長束等相計り、手を替へ品を替へて、反忠を勸めけれども、一人も同意なし。其故は、諸大名、野州小山を立ちて、上方へ發向の時、御家人奧平藤兵衞を御使者として、黑田長政を、武州厚木より小山の御陣所へ召返され、終夜御密談あり。此時、內府公、長政に仰せけるは、增田・石田・長束・安國寺以下の者共、秀賴の御爲に、此企をなすといひて、諸將を語らひ

入るゝ上は、太閤の御恩を請けたる諸將、心變りせんも覺束なし。若し一將なりとも敵に内通せば、攻戰の妨とならんか。貴殿、我等になり替りて、味方の大身・小身心變りなき樣に、日夜、武略を盡さるべしと仰せられて、長久手御陣に召されたる格注の御冑・梵字の御麾を、長政に與へられければ、長政、始終を請乞ひ奉りて、御前を退出せらる。彼の御冑・御麾、今まで黑田の家にありて、さばかりの重器なり。斯くて長政は、尾州清洲へ馳上り、内府公の御意を請けて、御味方の諸大名、心變りなき樣にと、日夜、心を盡されし故に、別心の輩一人もなし。長政或時、家老栗山大膳・小河内藏之丞を傍へ近づけ、此一亂の始終を語り聞せ、家康公、加賀大納言と御不和の時、我等父子、諸將に先立ちて、内府の味方となり、手の者を召具して、晝夜、伏見の御館を守る。又細川越中守・加藤肥後守・淺野紀伊守と相談して、利家と御和睦を調へ、又向島より伏見の御城へ御移り之あり。いやましに、御威勢付きたるも、我等計らひし故に、秀忠公より御一禮の御書、今にあり。翌年の秋、諸大名、小山より清洲へ馳上り、五七日の間は、旗泊の日和を見る

長政、一亂の始終を近臣に語る

秀秋、關東内通の理由

如く、人の心一定せざりしに、我等、諸將の陣所へ赴き、又は各參會の度毎に、家康公の御武略と、御家の調ひたる次第を述べ、次に石田が數年の奢と、又彼の輩、評議區々にて、成功なかるべき利害を語り、若し味方の上方に與力して、石田治部、勝利となるに於ては、各我等を手下に附けて、己が門前に馬を繫がせ、不禮の行あらん事必定なり。其時、後悔するも益あらんや。唯一向に、内府の味方して、彼が根を絶ち、葉を枯らす才覺に如はなしと、理を盡していひし故に、大名・小名、一同に志を決定せり。是れ皆、其頃の人なべて知りたる所なり。又、我等身命を捨てゝ、合渡の大川を馳渡り、一番に石田が先陣へ切懸りしに、田中吉政以下、我等と一手になつて、忽ちに突崩し、大垣の城へ追込み、石田・小西にしたゝか鑓を付けたりし故に、二十日計りの對陣に、彼等、一度も手を出さず。又浮田・石田が頼み切つたる筑前中納言・毛利宰相を、我等一人の才覺にて、人質を取替はし、内府の味方に引入れ、中納言に裏切させ、宰相秀元・吉川侍從、其外一手の軍勢三萬計り、關ヶ原の合戰に、手合せを止め、又我等、此時の張本石田が本陣を攻め破り、

膽吹山まで追討して、內府の御本陣へ參りけるに、諸大名の見る所にて、我等が手を取らせ給ひ、拔群の大功、長く御失念あるまじと仰せられたり。又亡父如水も、筑紫に於て、無二の御味方なるにより、大坂の人質を盜み出させて、領地へ呼下し、家康公、上方へ御出馬の御左右も待たず、九月九日に、中津の居城を出馬して、所々の城攻·合戰に忽ち勝ちて、大友を擒にし、武威を九州に振はれたる事は、天下に其隱なかるべし。此時、筑紫にて內府の御味方せしは、如水と加藤肥後守唯二人なり。但し肥後守は、太閤の御母族といひ、其家にて成立ちたる者なれば、奉行の方人すべきを、如水を力にして、御味方となりし。家康公御上り、如水の戰功を聞きて後、小西が領內へ働きし上は、如水武功似るべくもなし。加之、如水、此時淸正と相謀り、九國二島まで治められたる智計、又世に著し。總べて此大亂に、家康公の御爲めを計りたる輩多しと雖も、我等父子の御忠節、恐らくは他家に勝るべし。家康公·秀忠公も、御悅喜ありたる趣、御父子より我等父子に給はりたる御書と、井伊·本多が書中に顯然たり。其年の冬、我等に大國を給は

り、如水には別に米祿を與へらるべき御內意ありけれども、謙退なる人にて御辭退申し、一生我等に養はれて、終をよくせられしは、常に忠孝を心に懸け、仁心ありて敵と雖も、恣に殺害せず。ひたすらに、人を憐み給ひし積善の餘慶なるべし。此趣を失念せず、我等が子孫、又は汝等が子供にも語り傳へて、呉々も忠義を勵むべしといひ聞けられしが、死去の二日前に、件の御忠義を逐一に書付けさせて、自分判を居ゑ、栗山・小河兩人に渡し置かれしと記す。今按ずるに、如水・長政の內府公へ御忠節は、數多の傳記に著はれ、普く人の口にある上は、彼の舊本の件、皆正說なるべし。但し織田軍記・信長記・太閤記には、如水・長政の軍功、甚だ相違ありて、異說多し。長政の在世に、太閤記編輯の聞ありければ、近臣何某、長政の前に出て、當家の御武功を逐一に記し、太閤記の作者小瀨甫庵が方へ遣し申さんといひたりしに、長政は功に誇らぬ人にて、更に承引なく、必ず無用にせよとあるにより、彼の近臣、本意を失ひたりと聞く。然るに、關ヶ原御陣に、御忠節始終詳に書置かれしは、長政深き思慮あるべし。其後、林道春が作れる

長政碑銘に、非常の人ありて、非常の功をなすとあるは、黑田長政其人なるべしと書けるも、其勳功の莫大なるを知れるにや。又一本に、黑田長政、御冑・御麾を給はり、再び小山に出馬せられし時、鞍置馬二疋拜領せられたりと記す。按ずるに、一の御先鋒淸洲侍從・二の御先鋒吉田侍從に、御馬一疋づゝ給はり、長政に二疋給はりしとあり。不審に思ひ、筑前の國老黑田三左衛門一貫に逢ひて、實否を問ひしに、小山にて御馬二疋拜領せられたりと、當家の舊記にあり。二疋の內、一疋は我等が祖父睡鷗に與へられしと、語られしとなり。又頃日、人の物語を聞くに、小山にて、內府公・長政御密談の時、美濃國に大河多し。凡そ川を渡すに、大長(おほたけ)の馬、益ある故に、我等上方へ發向するに於ては、大馬に乘つて、其川々を馳渡るべしと思ひ、心懸せし馬あるを、貴殿へ參らするなりと仰せらる。翌朝、御厩の別當〔當イ〕諏訪部五右衛門、御馬二疋引かせ來り、長政に引渡したりといへり。彼是に付きて謂へらく、長政一人、道中より召返されし故に、拜領の品々、他人に替りたるも故あるにや。又別記に、福島正則、淸洲へ著陣の時、內府の御用とはいひな

がら、居城を拔き申さん事、迷惑なりといはれしに、黑田長政、再三異見せられし故、正則、力なく城下へ出られたりと記す。尚古按ずるに、野州小山にて、諸將會談の時、山内對馬守、左右を顧みて、某等が道筋の城々に、御家來を入置かれ、其後、御出馬ある樣にといはれしにより、在番の輩を選ばれしが、其人々、諸將と同時に小山を立ちて、駿府・掛川・濱松・吉田・岡崎・淸洲の城を固めたりと聞く。此時に至り、正則違變せらるべき樣、更になし。若し正則、此御理をいはれたるが正說なるに於ては、小山にての事なるべし。

秀秋・廣家內應附井伊・本多誓書

筑前中納言秀秋は、其頃十九歲なるにより、養父隆景の時より、傳はりたる家老の輩に相談せられ、國の政事を裁許せしが、秀秋、筑前を出馬せられしと聞えければ、黑田如水は、黃門の家老平岡石見守賴勝と緣者なり、其上、如水の家老井上周防守が弟川村越前、秀秋の家臣となり、彼是に付きて、彼の家に由緒あるにより、如水、此

秀秋、關東一味の理由

秀秋、人質を出す

時豐前國中津より同國小倉へ出て、密に秀秋の家老平岡石見守に逢ひ、石田・安國寺等が邪謀を、具に語り聞かせ、中納言殿、關東と御一味ある樣に、御邊計らふべしと、懇に異見せられければ、平岡、如水の下知に隨ひ、同職稻葉佐渡守と相談して、平岡家來山井市介といふ者を、關東へ遣し、主人秀秋を、內府公の御味方になし申さんと、黑田甲斐守について申送り、其後、秀秋も神谷清兵衞・齋藤與右衞門兩使を以て、山岡道阿彌・岡江雪を賴み、催促遁れ難くして、伏見の城を攻むると雖も、必ず內府の旗下に屬し、合戰の日に至り、御忠節致すべしと、內通せられしが、猶又、忍の足輕十人ずつ、黑田長政に附置きて、上方の計策を註進せらる。之れ皆、黑田如水の異見に依つてなり。然れども、內府公、秀秋の今度內通に於て、若し謀事あるかの由、內內御不審あるに依つて、黑田甲州、赤坂へ著陣の時、平岡賴勝が方へ使者を立て、秀秋卿、彌々內府と御一味ありて、合戰の日、裏切せらるゝ御心底ならば、人質を取替はすべしとありければ、秀秋、此旨承引ありて、平岡が弟出羽を、長政の陣所へ出されしかば、井伊・本多相謀り、長政の家人喜多村甚左衞門が壻養子、喜多村(後吉田と號す)宮內

に大久保猪之介を相添えて、人質に遣し、秀秋卿、囘忠あるに於ては、內府、疎略になき樣に、我々相計らひ、近日誓紙を捧ぐべしといひ送りたり。又吉川侍從廣家は、會津陣の御催促に隨ひ、七月六日、雲州富田の居城を出馬して、同月十三日、播州路へ馳上りしに、安國寺惠瓊は、內府公、關東へ御出馬の後、密に江州佐和山へ下り、頃日又、大坂まで參府せらるべしといひ送りたり。翌十四日、廣家、大坂へ著陣せられしに、安國寺、其夜、廣家に逢ひて、今度內府、會津へ發向せられし意趣は、景勝卿に國替へ仰出され、三年の間は、在國して國務を申付けらるべしと、仰付けられし上は、景勝卿に越度なし。此旨、各相談して、內府の御出馬を止めけれども、承引なく、關東へ出馬せられたり。斯樣に邪謀なる政道にては、諸大名安堵なり難く、秀頼公の御爲めにも、末々如何なり。是によりて、石田治部・大谷刑部相計り、會津堅固なる內に、上方にて弓矢を起すべきに相定む。增田・長束も同意なり。然る上は、輝元卿、片時も早く御上りある樣に、頃日申達したりと、密に語るにより、廣家、此旨をつく〴〵と聞きて、日本二つの御弓矢は、我等などの了見に及び難し。貴僧の御

分別肝要なり。但し太閤御在世の時、五奉行、其外の輩を召し給ひ、靈社の起請文の上にて、各堅く申合はせ、公儀御馳走申すべしと、重ねて仰出されたるに、幾程なく弓矢の御沙汰心得難し。其上、去年、內府公と四老・五奉行不和の時、輝元卿、內府公と御和睦ありて、御兄弟の契約をなし給ひ、猶又、藤七郎殿後長門守と號すへも、御等閑なかるべき爲に、神文を給はりし事、是れ皆、世間に隱なし、然るに、今輝元と、關東との手切あらんも、亦心得難し。其上今度、各と御同意の人々は、備前中納言殿・筑前中納言殿、其外、筑紫衆の外はあるべからず。秀家卿・秀秋卿若輩といひ、其家中も區々なりと聞く。九州にても、黑田如水・加藤主計も、內府公に背いて、上方の方人すべき樣なし。又奉行衆の武功も聞及ばず。朝鮮にて其手に付きたる輩の評判も、內々聞傳へ候ひぬ。又中國の弓矢も、隆景死去の後は、前々に替りたる樣に覺えたり。彼是に付きて按ずるに、今度の弓矢御勝利は覺束なし。又先年、太閤と內府公、尾州小牧の御弓矢起りしが、池田勝入父子・森武藏守、忽ちに討たれ、秀次公の先鋒も崩れたる事顯然たり。此時、太閤は、五畿內・中國・北國の諸大名を、御手に附け

られ、内府は、三四箇國の分限なれども、勝敗、前に論ずる如し。今に於ては、内府公、關東六箇國を治め給ひ、殊更、弓矢に馴れたる諸大名、内府の方人して、關東へ馳下りし上は、御弓矢、更に掛け合ひ難し。元就、常に申置かれしにも、縱ひ、五箇國・十箇國手に入るとも、是れ時の幸なり。必ず天下に旗を立つる樣の才覺無用なりと、呉々遺戒せられし事、元春の物語なり。萬一輝元卿、天下を手に入れられたりとも、權柄は奉行衆たるべし。然る時は、内府公へ歸服せられしよりは、却つて外聞實儀然るべからず。若し又、勝利なきに於ては、諸大名は、時勢に從ひ別儀あるべからず。唯增田右衞門・石田治部・長束大藏・大谷刑部、其外秀家・輝元卿の御迷惑眼前なり。返す〳〵も、長老の御思案大切なりと、議論ありければ、安國寺、更に承引せず。剩へ、内府公の御留守居を追出して、輝元卿を西丸へ移し申すべし。毛利の御人數を入れらるべしといふにより、廣家、彌〻同意せず。輝元の下知を聞かず、左樣の計らひなるべからずとありければ、長老、又いひけるは、輝元卿も内々、此旨を御許容ありて、木津の御屋敷に、福原式部・堅田兵部を、去秋暫く殘し置きたるも、此

輝元、大坂へ出發

御用意なりと語るにより、廣家、又宰相殿・宍戸以下知らざる事に於ては、堅く同心なしといはれしに、安國寺、面色變へて、貴方、左樣に御思慮にては、此弓矢成立つべからず。然る上は、拙僧腹切るべしといひけれども、廣家は更に驚かず。縱ひ、貴方、自殺せらるゝとも、輝元の身の上には、替へ難しと問答數回に及びて、一兩日過ごしけるに、輝元、廣島を出馬せらるべき聞あるにより、輝元の家人椙杜下總を、廣家より藝州へ下し。中納言殿在國ありて、國中のしまりを御下知あるべしと、告げられしが、輝元、早や廣島を出馬せられ、彼の使者、海上にて行違ひし故、兎角をいはずして、大坂へ馳上りたり。是より先に、木津の屋敷に居たる增田玄蕃・熊谷豐前・宍戸備前等相計り、近日、關東へ飛脚を下し、今度の企、輝元更に覺悟なし。廣島より御理（おんことわり）申すまでも、延引に附きて、先づ某等、御理申すなりとありては、如何あるべきかと、益田玄蕃、廣家に內談するにより、此旨然るべしと評定して、彼の三人の輩、本多佐渡守・榊原式部大輔・永井右近大夫まで、書狀を差下すべしとて相定む。廣家も、榊原式部大輔方へ、書狀相添へ、其飛脚差出すべしと用意する內に、輝元、大坂

廣家、輝元の急を救はんとす

へ著岸せられし故、此上は、關東へ內通然るべからずと、各いひ合へり。斯かりければ、石田・安國寺、廣家の同意なきを憤り、討果さんずる萌を廣家も推量して、表向は同心の樣にもてなしけるに、宰相秀元・吉川侍從は、伏見の城か、阿濃津の攻手たるべしと、評定するにより、關東へ內通の爲めには、伊勢路へかゝり、發向して然るべからんと思ひ、阿濃津へ馳向ひ申さんとありければ、安國寺、此旨を悅喜して、我我も勢州へ赴くべしと相定む。廣家は、輝元の危難を救はん爲めに、內府公に別心なき趣を、書狀に調へ、家來服部治兵衛・藤岡市藏を使者として、黑田甲州まで、其旨を告げられける。其使者、駿州鞠子に於て、黑田長政に行逢ひ、件の書狀を出すにより、長政、家人小河喜助を、彼の兩使に相添へて、關東へ下し、侍從の書狀を、內府の披見に入れられければ、彼の兩使を御前に召され、御羽織黃金一枚づつ、服部・藤岡に與へ給はり、御書を長政に給はる。其趣に曰く、

從吉川殿之書狀、具令披見候。御斷之段、一々令得其意候。輝元、如兄弟申合候間、不審に存候處に、無御存義共候由承、致滿足候。此節候間、能樣被仰遣

尤候。恐惶謹言。

八月八日　家　康

黑田甲斐守殿

此時、黑田政長より內府公の御書に相添へて、吉川廣家に示されたる書狀に曰、

拙者爲御見廻態御使札忝存候。迚も遠方、是迄被懸御意候間、御內意の通、內府公へ申上候得者、拙者所へ被成御書候間、則御使者に懸御目候。本書、此方に留申候。隨而今度の一儀、輝元義被成御存知間鋪候。安國寺一人之才覺と、內府公も被思召候。然る上は、輝元へ、御內儀能々被仰入、內府公御入魂に被成候樣に、御才覺專用に存候。貴樣次第、此方の儀は、拙者相調可申候。御弓矢、此方勝手に罷成候而者、左樣の義も調兼可申候條、前廉無御油斷御分別尤に存候。是は連々、互に如才〔左イ〕不存義に候條申入候。猶此使者口上に申渡候間、能々可被聞召候。恐惶謹言。

八月十七日　長　政

羽藏様
參貴報

其後、又黑田甲州、岡山の陣所より、吉川に與へられし書狀に曰く、

猶以、内府も早、駿河府中迄出馬の由、夜前申來候。以上。

先書に申入候義、相屆候哉。兎角輝元御家相續候樣に、御分別尤候。御返事に、委可レ被ニ仰越一候。恐惶謹言。

八月廿五日　長　政

羽藏人樣
參人々御中

今按ずるに、此時まで、内府公、江戸を御出馬なかりしに、駿河の府中迄御著陣と書かれたるは、宰相秀元・侍從廣家を、彌〻内府の御味方にすべき謀なるべし。一說に、長政より吉川廣家の使者に添へし小河喜助は、赤松の末胤安保與次郎が子なり。彼の與次郎は、長政の家臣小河傳右衞門を、如水・長政相計り、喜助に傳右衞門が家を繼がせ、豐前國馬垂〔小倉イ〕の城主となして、五千石與へらる。此一亂に、關東へ下りし諸將の人質、江戸の御城下、又は相州小田原・三州吉原に召置かれしが、

長政、此時某が家來小河喜助を、關東へ召置くべしと申入れられしに、內府公御許容ありて、喜助を江戶に止められしにより、喜助は、合渡・關ヶ原の合戰に武功なし。其後、家老となして、一萬五千石與へらる。長政の嫡子忠之の時、世間に名臣といはれたる小河內藏允は、彼の喜助が事なりといふ。

又頃日、黑田如水より、吉川に示されたる書狀に曰く、

去月二十三日の御狀、昨日拜見申候。

一、天下成行不ㇾ及ㇾ是非ㇾ候。斯樣に可ㇾ有と、常々分別仕候間、駭不ㇾ申候。

一、甲州事、御氣遣候由、忝存候。

一、豐前之義、少も御氣遣被ㇾ成間鋪候。加藤主計と申談候間、何れより仕懸け候共、一合戰にて可ㇾ相濟ㇾ候。

一、京の傳に、書狀進候。可ㇾ相屆ㇾ候。

一、今度の弓矢成立申間鋪と存候事多候。又弓矢御馴候衆、貴殿迄〔とイ〕さし申候。

一、口上にて申候間不ㇾ委候。

一、日本何樣替候共、貴殿我等中者、替り申間鋪候は、御心得候へど、尙追々可㆓申入㆒候。恐惶謹言。

八月四日　　如水判

廣家樣 參貴報

猶慥成人御越候得と、御留守申遣候間、御參次第、追々申入候。

其後、又、如水より吉川に與へられたる書狀に曰、

態申入候。內府御上の由、取沙汰申候。必定に候哉。其口上に、貴殿御座候間、一入氣遣に存候。御手前無㆓越度㆒候樣に、兼而御分別肝要候。上方人數の義は、悉內府へ、內儀有之樣に申候間、御手前の義、專一に候。爲ㇾ其此者進ㇾ之候。九州の義、今迄は靜御座候。何樣に猥候共、手前の義は御氣遣被ㇾ成間敷候。恐惶謹言。

九月三日　　圖清判

廣家樣參

如水・長政父子共に、兼ねて亂世の萌を相謀り、毛利家は大名なる故に、吉川と約諾

をなし、內府公へ御忠節をすべしと、思はれしにや。去年の春、吉川と示合はされたる誓書に曰く、

黒田父子の誓書

申談條々

一、公儀并私の中、於相違之子細在之者、無二可申談事。

一、以御理蒙仰題目聊不可有他言候事。

一、就何事申茂談候通、表裏仕間敷候事。

右於僞申者、上者梵天帝釋、下者堅牢地神、總而日本國中大小神祇、稻荷・祇園・八幡大菩薩・愛宕山大權現・熊野三所權現・天滿大自在天神、殊氏神御罰可罷蒙者也。仍起請文如件。

慶長四年後三月吉日　黒田甲斐守

吉川藏人殿

彼の侍從廣家は、吉川駿河守元春三男なり。嫡子治部少輔元長は、天正十五年、秀吉公、島津御征伐の時、御先鋒にありて、同年六月五日、日向國に於て病死せられ、時

廣家と如水父子との關係

德永法印と吉川廣家

に四十歳なりけるが實子なし。二男宮內少輔元氏は、繁澤の家を繼ぎて、石州濱田の城主なり。此人、甚だ病者にて、軍役勤難きにより、元長末期に及び、三男藏人廣家に、家督を讓るべしとの遺言なり。輝元・隆景相計り、黑田如水を賴み、彼の吹擧にて秀吉公許容せられ、願の如くに御下知ありて、三男廣家に、吉川の家督を繼がせ、雲州を分け與へらる。此故に、吉川廣家・黑田如水父子と交り深く、此時も、黑田甲州について內通せられしとかや。又爰に、德永法印は、南宮山彥大明神の神主右衞門大夫を密に招き、石田治部等謀を廻らし、頻に諸將を招くと雖も、關東へ下りたる大名・小名、一筋に內府の味方となり、各軍功を勵む故に、忽ち岐阜の城を攻め落し、既に此表に至りて陣を取る。內府の御著陣を待付けて、又大垣の城を攻め落すべしと相定む。然れば、御邊、吉川侍從廣家に逢ひて、件の利害を具に述べ、秀元・廣家の降參を、才覺せよとありければ、右衞門大夫、然らば廣家の陣所に參り、其旨を申すべしといひて、南宮山に歸り、頓て吉川廣家に、德永の所存を語りければ、吉川、更に同心せず。縱ひ、道理ある事にもせよ、御邊は神職の者なれば、いかで

廣家、秀元に關東一味を勸む

武道にたづさはるべき。然るを、大事の使節として、某が陣所へ其方給はる事、曲もなき事なりとあるに依つて、右衛門大夫歸來り、廣家の返答を、德永に語る。是により、家老德永掃部を、右衛門大夫に相添へて、又廣家の陣所へ遣し、再び意見ありければ、吉川、豫ねて黑田長政と相謀りたる意趣あるにより、御口上の趣、宰相其外中納言家老共にも申聞かせ、是より御返答申さんとて、德永掃部に知らせんといふ。卷絹二卷、右衛門大夫に、黃金一枚を與へて、兩人を返し、其後、廣家は宰相の本陣に至り、此程諫め申す如く、彌〻關東へ御隨ひあるべしと、色々利害を述べられけるに、秀元辭み申されけるは、御邊、頃日の意見は、去る事なれども、御幼君秀賴公を、見放し申すのみならず、輝元卿の下知もなきに、私として降參せん事、思も寄らずとありけるを、吉川侍從、又申されけるは、太閤の御恩を受けたる大身・小身、內府の先手を承り、今此表へ馳上る上は、必定味方の勝利なるべし。片時も早く內通ありて、毛利の家を保ち給ひ、輝元卿の急難も御救ひあるが、御孝行ならんと、言葉を盡して諫めける中に、黑田長政も、秀元の方へ書狀を送り、內府の味方せらるべしと、委

細に申入れられければ、輝元の家老福原式部も、吉川と同意して、秀元へ諫めければ、宰相の志、粗〻和らぎたり。長政、重ねて書狀を送り、とても內府の味方せらるゝ上は、一手の諸將を引下すか。又は合戰の時、裏切の軍して、之を忠節にせらるべしとありければ、秀元の曰、長束・安國寺・長曾我部等は、回忠すべき者にも非ず。さればとて、此方の旗下となりて、頃日纏めたる輩なるを、味方討の如く切崩さば、必ず末代の譏を受くべし。此上は、合戰の手合せ止めて、降參の驗にすべしとありければ、吉川廣家承り、仰は然る事なり。兎も角も、某に任せ置かるべしといひて、席を立ち、家老粟屋彥右衞門が嫡子、粟屋十郎兵衞・福原式部少輔廣俊が弟福原左近を、人質に出すべしと相定む。又頃日、德永法印も、關東へ飛脚を馳せて、吉川廣家、御味方に參るべき返答ありと註進せられしに、內府公、其頃御出馬にて、相州小田原に御出宿ありしが、法印の書狀御披見ありて、御返書を與へらる。其趣に曰、

去廿六日の一書、委細令披見候。其表、種々被入情の由、祝著の至候。今日三日、小田原迄出張候。急速に、其許へ可令出陣候。各〻談合ありて御待付尤候。恐

惶謹言。

九月三日　家　康

徳永式部卿法印

此時、徳永法印、内府へ書狀を捧げて、秀元・廣家回忠あるべき旨を告げ奉り、自分の功を披露せられけれども、内府公、秀元・廣家の内應の事は、何ともなく、其表種々精を入れらるゝ事、祝著に思召すと計り書かせ給ひしは、其前に、黑田甲州、道中より使者を返し、吉川氏の内通を註進せられし故とかや。斯くて内府公、岡山へ御著陣ありければ、吉川廣家は、家來三浦傳右衞門を使者として、兩人の人質を出し、彌、御味方申さんとあるにより、黑田長政、其旨を披露せられしに、内府公聞かせ給ひ、三浦傳右衞門を御本陣へ召し給ひ、黄金一枚與へられ、栗屋十郎兵衞・福原左近を、黑田長政に預けらる。此時、井伊・本多は、内府公の仰を承り、平岡石見守・稻葉佐渡守、又は吉川侍從・福原式部少輔方へ、誓書を遣す。其趣に曰、

起請文前書の事

一、對秀秋卿聊以、內府御如在有間鋪事。

一、御兩人、別而被對內府御忠節之上以來、內府御如在被存間鋪事。

一、御抽節相究候者、於上方兩國之墨附、秀秋へ取候而可進之事。

右三箇條、兩人請取申候。若於僞申者、忝も梵天帝釋・四天王、總而日本國中大小神祇、別而八幡大菩薩・熊野三所權現・加茂・春日・北野天滿大自在天神・愛宕山大權現可蒙御罰者也。仍起請文如件。

慶長五年九月十四日

本多中務大輔忠勝　血判

井伊兵部少輔直政　血判

平岡石見守殿

稻葉佐渡守殿

起請文前書之事

一、對輝元聊以、內府御如在有間鋪事。

一、御兩人、別而被對內府、御抽節之上者、以來內府御如在被存間鋪事。

一、御忠節相究候者、内府直に爲懸附、輝元に取候而可ㇾ進事。

附、御分國の事不ㇾ及ㇾ申、如二唯今一相違有間鋪事。

右三箇條、兩人請取申候事、若於二僞申一者、忝茂梵天帝釋・四天王・總而日本國中大小神祇、別而八幡大菩薩・熊野三所權現・加茂・春日・北野天滿大自在天神・愛宕山大權現、可ㇾ蒙二御罰一者也。仍起請文如ㇾ件

慶長五年九月十四日

本多中務大輔忠勝　血判

井伊兵部少輔直政　血判

吉川侍從殿

福原式部少輔殿

一本に、九月十四日の夜、黑田長政家臣菅六之助、主命を承けて、吉田宮内・大久保伊之介を誘ひ、筑前中納言秀秋の陣所、松尾山に上り、平岡石見守に逢ひて、裏切の謀を具に聞屆け、吉田・大久保を松尾山に殘し、平岡が弟出羽を召具して、岡山へ歸りたりと記す。今按ずるに、菅六之助、十四日の夜中に、長政の下知を請け

て、松尾山へ赴きたりと、菅氏が家傳にあり。然る上は、長政、内府の御内意を承り、其夜、彼是才覺せられしにや。又異本に、家康公、岡山へ御著陣の時、吉川藏人・福原式部、御陣へ參り拜謁申しければ、兩人を黑田甲州に預けらる。是れ人質の爲めなりと記す。今按ずるに、福原式部を人質として、止められたりといへるは、其弟福原左近が、長政の手へ出したるを聞違へたる說なるべし。又吉川廣家は、十五日の合戰に、南宮山の陣所を固めたるに、紛れなければ、廣家が、岡山の御陣所へ參りたるを止め置かれしとある說も、用ひ難し。又別本に、九月十四日の晚、吉川廣家・福原廣俊、誓書を調へ、内府公の御本陣へ捧げしに、其夜、淸洲侍從・黑田長政より廣家・廣俊が方へ兩使を立て、人質を出さるべしとありければ、廣家、彼の兩使を近づけ、南宮山の御手當、關ヶ原の御陣所を聞屆け、手前の覺悟を語り聞かせ、栗屋十郎兵衞・福原左近を、人質に出すにより、福島・黑田兩家の使者、彼の人質を具して、岡山へ參りたりと記す。今按ずるに、吉川の家記にも、此說ある上は、大樣正說なるべきにや。又一本に、吉川氏の人質栗屋十郎兵衞は、堀尾

信濃守が手へ出したりと記す。倚古按ずるに、關原御合戰の日、堀尾信濃守忠之、岡山の御陣に留守せらるべしと、仰出されし時、黑田甲州を召し給ひ、其方の陣に、敵の人質の輩、其守に心を勞すべし。然れば、吉川が質人を、堀尾信濃守に相渡さるべしと仰せらるゝに依つて、長政、御下知に隨はれけるを、後人、誤りて吉川氏の人質を、初より堀尾信州の手へ出したりといへるにや。又毛利家記を見るに、廣家の此內應を、宰相秀元は、始終知り給はぬ事なりと記す。今按ずるに、吉川一人の計らひとして、內通をなし、福原・粟屋兩人を、人質に出ださるべき樣なし。其上、秀元は、其頃弱冠といひ、武略を好む人なれば、關ヶ原合戰の時に至つて、吉川・福原以下、何の故もなく旗を進めずば、秀元怒つて、先鋒の輩を忽ち敵にせらるべきも測り難し。然れば、吉川氏此遠慮なく、內府公への內通を、秀元に始終隱すべき樣更になし。但し、秀元、他人に逢ひて、此時の內應は、吉川が計らひにて、我等が知らぬ事なりといはれし故に、其頃の人も、此時の內談を知らぬ輩は、此一說をなせるか。頃日又、吉川の家記を見るに、秀元其外以下、廣家と同

意して、内通せし樣もなし。廣家は、智計ある人にて、秀元以下、十分に承引なかりしを、兎や角といひなして、十五日の合戰に、秀元の手合を止められしにや。

異本に、正一位金山彥大明神は、美濃一國の鎭守といひ、近國に稀なる大社なるを、

〔二〕南宮山に陣取りたる吉川・安國寺が兵士、社内へ亂入して、宮中警固の社人を殺して、神寶を奪ひとり、夫のみならず、九月九日の晩、大宮の神殿に、火を放つにより、神宮寺の明王壇御讀經所の靈寶、皆兵火の爲めに灰燼となる。不恭言語に絕えたりと記す。尙古按ずるに、吉川は、黑田甲州について、内府公へ内通申し、其後、南宮山の神人右衞門大夫を使者として、既に德永法印の方へも、降參の約をなす。然らば吉川氏の計らひとして、神社を燒くべき道理なし。予彼の社の神官に問ひしに、長曾我部・安國寺の手の者、利に耽り、斯かる狼藉をなしたりといへり。又別記に、南宮山は美濃の中山といひて、名所なりといへり。歌にも、三度こえけり美濃の中山、と詠み、又不破の中山とも名づく。此山、二の谷の中にある故に、中山ともいへり。又御社山ともいふ。南宮の社建てる故なり。彼の社、安

國寺が手の者、燒拂ひて後、僅かなる社ありしを、大猷君の御時、大社を御建立ありて、社は山の麓に立ち、東に向ひて鳥居ありといへり。

關原軍記大成　卷之十九　終

關原軍記大成 卷之二十

正則・輝政岐阜落城註進

家康公、江戸御出馬附池尻合戰

去る程に、羽柴正則・羽柴輝政等の諸將、岐阜の城を攻め落して、江戸へ註進ありければ、內々定め置かるゝ如く、家康公は東海道、秀忠公は、中山道を御發向あるべしとて、內府公の御出馬、先月朔日に定められけるに、石川日向守、御前へ參り、朔日は西塞(ふさが)りなり。方違の古例を御用ひあれかしと申したりしに、內府公、御戲に仰せけるは、西塞を開かん爲めに、父子共に出馬する事なれば、何の憚あるべきとて、終に九月朔日の卯の刻に、內府公、武府を御出馬あり。然る所に、羽柴左衞門大夫正則・黑田甲斐守長政兩人より、連書を捧げ申し、急ぎ御馬を出さるべしとて、其意趣を申し入れられければ、家康公、御喜悅ありて、則ち御返答を與へらる。意趣に曰く、

御狀令レ得二其意一候。備前中納言・島津・石田・小西、大垣に楯籠る由、幸の義にて候條、夜を日に繼ぎ、可レ令二出馬一候間、御談合候て、無二聊爾一樣に尤候。我等參り候はヾ、少々の議御控候而可レ給候。猶期二面談一候。恐惶謹言。

九月朔日　家　康

清洲侍從殿

黑田甲斐守殿

内府公、此註進を聞かせ給ひて、御喜悅ありたる故を聞きて、其頃、御思慮ありけるは、石田以下の輩、恣に邪謀を企てながら、一向、秀賴に天下を授くべき爲めなりといひて、人を語らふ聞えあり。然れば、羽柴左衞門大夫は、太閤の下にて身を成立ち、殊更秀賴の親戚なれば、一旦、石田が驕りを憎み、此方へ心を寄するとも、備前中納言に誘はれて、敵にならんも計り難し。彼れ若し、二心あるに於ては、一筋に賴み思召したる黑田甲斐守、又其外の輩まで、如何なる所存やあるべきと、數日、此事を御心に懸け給ひ、岐阜落城の註進に依つて、今旣に御出馬ありけれども、猶も御安堵な

かりけるに、兩人、書狀を奉り、備前中納言・石田治部少輔等、大垣の城に楯籠り候ひぬ。最前、誓書を捧げし上は、今更無用の事ながら、愛宕八幡も照覽あれ。左衞門大夫は、備前中納言を指す敵となし、甲斐守は治部少輔を對手に取つて、忽ち討果し申さんとあるにより、內府公、殊の外に悅び給ひ、御堅〔賢〕息下野守殿御舍弟隱岐守殿へ、件の書狀を御見せありて、今は御心に懸る所なし。是れ偏に、黑田甲斐守が小山にての約束を忘れざる故、此註進を申したるにや、と仰せらる。斯くて、家康公は、其日、同神奈川へ著かせ給ひ、彼の所より加藤源太郎を御使者として、先手の諸將へ御書を與へらる。其趣に曰く、

態次二加藤源太郎一申候。今日朔日、至二神奈川一出馬申候。中納言使罷歸候趣、具に承り候。垂井陣取尤候。今迄之御手柄ども、難二申盡一候。此上、我等父子御待付候而御働尤に候。委細口上に申候條、不レ能レ具候。恐惶謹言。

九月朔日　家康

翌二日、相州藤澤。三日、同國小田原に御止宿。此所より又、御味方の諸將へ御書を

與へ給へり。四日、豆州三島。五日駿州清見寺。六日同國島田に御止宿。此所より先手の諸將へ、御書を遣さる。其趣に曰く、

其許被ㇾ入㆓御念㆒儀、難㆓申盡㆒候。殊に先書に如㆓申入㆒、岐阜之城、早速御乘崩候事、御手柄無㆓申計㆒候。我等今日、島田に罷有候。中納言定而十日時分には、其許迄可ㇾ參と存候。猶面談之節、萬事可㆓申承㆒候。恐惶謹言。

九月六日　家康

七日、遠州中泉に御止り。此驛より又、御味方の諸將に御書を與へらる。八日、同國白須賀に御止宿あり。豫ねて海道筋の城々に、御家人を入置かれ、其後、江戸を御出馬ありしが、此時、北條左衞門大夫、三州岡崎の城在番なるを、急ぎ尾州へ赴き、石川備前守が明け退きたる犬山の城を、守るべしと仰出さる。翌九日、岡崎に御止り。十日、尾州熱田。十一日、同國清洲に至り給ひ、此所に一日御逗留あり。井伊兵部少輔、御下知に依つて、濃州赤坂より清洲へ參向申しければ、直政を御前へ召出され、先手の諸將度々の戰功、又は兵部少輔・中務大輔等が萬の計らひ、武術に叶ひたりと

家康、岐阜に到着

同、赤坂著陣

仰せられて、甚だ御深感斜ならず。又、石川長門守、頃日清洲に在番せしが、諸方の通路なれば、其儘、此城に止まるべしと仰付けらる。此所に於て、秀忠公の御上を御待付け然るべしと各申しけるに、井伊直政は、一日も早く、赤坂へ御發向然るべしと申すに依り、其旨を御許容ありて、翌十三日、清洲を出でさせ給ひ、濃洲岐阜に御寄宿あり。同國厚見郡西庄村龜甲山立政寺の住持、大きなる柿を獻じければ、早大垣が手に入りたると、御座興を仰せられて、御小姓の輩に、其柿を奪ひ取るべしと仰せらる。翌十四日、赤坂へ御著陣あるべしと聞えければ、彼の地に在陣の諸將、御迎として、呂久川の邊まで罷出でられしに、内府公、夫々に御挨拶ありて後、水野六左衞門を召され、其方の陣所曾根の舊壘は、足懸りにもなるべき所かと御尋あり。六左衞門承り、古城と申す計りにて、要害然るべからずと、御返答申しければ、内府公、若し諸軍勢に申付けて、彼の城を改め築くに於ては、四五日の内に、成就すべきかと仰せらる。仰付けらるゝとも、五七日の内などには、其功なかるべからずと申しければ、然らば早く曾根へ歸り、彌〻越度なき様に、下知せらるべしと、仰付けられしに、

勝成、重ねて申しけるは、先日、兵部・中務、曾根の加勢を申付けられし時、近日、內府公御著陣あらば、速に敵を御退治あるべし。其時は、某も人竝に御先手を承るべき所存あり。然るを、敵の押として、いつ迄も曾根に在陣せん事、本意にあらず。去ればとて、兩人の差圖を背くも如何なれば、暫く曾根に罷在るべしと申置きたり。然る上は、某も赤坂に止り、御先手を承るべしとありければ、家康公仰には、樂田・大垣より人數を出し、岐阜と赤坂の在陣なし難からん。然れば、曾根は要害路なるに、自分の功を貪りて、彼の地の在陣なるましとあるは、心得難しと宣ひければ、水野、閉口して又曾根へ赴く。斯くて、其日の午の刻計りに、赤坂へ御著ありて、岡山に御陣を居ゑられ、下野守殿・隱岐守殿・甲斐守殿、其外御家人を、御本營の前後左右に配定せらる。是に依つて、先手の諸將、五町・三町計り、大垣の方へ張出て陣を取る。頃日、大垣の城中にて、各評議せられけるは、九月中旬には、關東の合戰最中なるべし。殊更、上杉・佐竹・眞田三方に敵を受け、如何なる家康なりとも、上方の發向なるべからず。近日、味方を待付けて、赤坂の敵を追崩し、夫より關東へ攻め下り、上杉・佐竹・

大垣の将士、家康の著陣に驚く

眞田等に示し合せて、內府を討果し申すべしと、用意ある所に、九月十四日、內府、岡山に著陣なりとて、陣中騒ぎ出でたり。實にも此二三日、岡山の諸將陣替するを見て、如何なる故にやと、人皆いひたりしに、扨は、內府、關東の隙を明けて、此表へ著陣せしにや。何れにもあれ、敵の形勢を見計るべしとて、備前中納言・石田治部少輔・小西攝津守、大垣を出で池尻口まで出張あり。島左近・蒲生備中等は、先手に陣を居ゑて居たりしが、諸勢に諭していひけるは、內府は、奥州にて、上杉殿と合戰最中なれば、岡山著陣せらるべき樣、更になし。敵兵嵩みたる樣に見ゆるは、諸兵を夜々に分ちて、晝は岡山へ召集め、內府著陣の樣に僞ると見えたり。驚くべからずと制しけれども、白旗多く立並べり。必定、內府の旗なるべしと、各いひたりしに、又左近が曰く、白き幟は、金森法印父子なるべしといひけれども、皆承引せず。此上は、斥候を出し、其實否を知るべしとて、秀家の家人稻葉助之丞・石田家人水野庄次郎・小西家來赤星左近、此三人を岡山へ差向けしに、彼の蜚馳歸り、內府の着陣疑なし。渡邊半藏が差物を見知りたり。彼は持筒の物頭なれば、內府の出馬なきに、馳上る

べき儀にあらずと、申しければ、彌〻陣中犇きけるに、島左近、此時石田に向ひて、味方の兵士、斯樣に騷立ちては、合戰の勝敗測り難し。某等人數を出して、敵を引懸け、一手二手切崩さんに、手間は入るべからず。敵は内府を後楯にして、足長に働き申さんは、必定なりといひけるに、秀家・三成兩人ともに、左近が謀を許容あるに依つて、左近、此時稻葉兵部・伊前賴母等を下知して、柵外へ兵を進めけるに、蒲生備中も左近に續いて馳赴く。秀家の家人明石掃部・長船吉兵衞等は、西口より笠縫堤へ懸りて、兵士を進め、本戸村一色林に、伏兵を殘し、其餘隊は、三成先手と一手になりて馳懸り、中村一學が陣代中村彥左衞門が陣所へ、頻に鐵炮を放つにより、彥左衞門一榮、又は一學家老橫田内膳宗治・藪内匠忠綱等、小敵を侮り、手の者を下知して、彼の鐵炮の者を追立てしに、大垣の兵士、備を立て敵を引かくべき爲めに、暫く相戰ふ。有馬玄蕃頭豐氏は、其陣所僅に隔たれば、兵士を營外へ繰出し、中村が先手の聲に、合力すべしと下知せらる。是に依つて、中村次郎太夫・石野半左衞門・（後讚岐と號す）、岡本清三郎（後彌右衞門と號す）。稻次右近（後壹岐と號す）、上田半平・中川助右衞門・淺野彥兵衞・篠が瀨左太夫等傍輩に先

立ちて、石田が先手へ横合に、面も振らず突懸りしに、大垣勢、引色になりけるを、中村・有馬兩家の兵士、左右に分れて追立つる。内府公、岡山の望樓より、此戰を御覽ありて、御近習の輩に仰せけるは、中村式部は、弱年より度々戰功ありし者なり。家中の者も、事に馴れて、敵をつけ慕ふ行列の見事さ、能き見物なりと宣ひて、甚だ御氣色ありしが、中村が兵士、馬を駢べて、株瀨川へ乘込みしかば、忽ち御手を拍たせ給ひ、是は〳〵と仰せらる。一手の軍士等、䉤戸口をつけ入にせんと思ひけるにや。川岸を去つて二町計り、地煙を立てゝ追懸る。藪內匠は、株瀨川の岸に備を立て、先鋒の隊長野一色賴母が方へ使を馳せ、長追然るべからず、急ぎ追捨てゝ引取り給へ。敵若し慕ひ來るに於ては、我等請留めて、追返すべしといひたりしに、賴母、其使者に向ひて、我等も引取るべき所存あれども、味方の兵士、下知を聞かざるにより、すべき樣なしとて、使を返し心ならず、馬を進め、秀家・三成は、思ふ儘に敵を引懸け、木戸村・一色村より鐵炮打懸け、鬨を作りて馳懸りければ、䉤戸口へ引取りたる敵も、鋒を竝べて返し來る。中村が兵士、左右の敵に辟易して、各足をもぢる中に、中村

野一色、討たる

新八・竹田又六・竹田五兵衞・梅津五兵衞・矢野兵部・河毛源次郎・同新八・堀口甚八等、能く働きて其場を去らず討死す。隊長野一色頼母は、節縄目の胴丸に、白母衣の上に、金の三幣を差し、五枚兜に鹿の角を打ちたるをかぶり、五寸計りなる柴馬に乘り、鳥毛の二團子の馬章(うまじるし)を押立て、味方を下知して馳廻りしに、渡邊小膳・高屋九兵衞傍輩に押して、能く働きけれども、強兵に突立てられて、味方彌々崩れしに、矢野助之允・林文太夫は、其日、赤母衣を懸けたりしが、彼等が働き著し。時に梅田大藏、深手を負ひて倒れしに、林文太夫、彼を助けんとせしが、矢野助之允、之を見て味方を助くるは、時節あるべし。只敵を突拂へといひて、文太夫も實(げに)もとて、兩人、敵中へ馳入り、火花を散らして戰ひたり。佐藤與三・同六藏兄弟の若黨まで、必死になりて相働き、敵兵少し白みけるに、内府公、岡山より此合戰を見給ひ、大事の前の小事に拘はり、沙汰の限なる迫合なり。速に引取るべしとて、伍の字の御使番馳來りしに、助之允・文太夫、彼の御使番に向ひ、爰は某兩人に、御任せあるべしと、御返答申したり。然る所に、敵人嚴しく突懸りしが、中にも秀家の家人淺香三左衞門、(後左馬と號す、)野一色を

稻次右近の武者振

目懸けて馳來り、馬上より引落しておろしも立てず、其首を取る。甘利備前は、朱具足に白き四半の差物さし、赭白馬に乘りて馳廻りけるを、秀家の隊長飯尾太郎右衞門、後甚太夫と號す、馬上より組んで落ち、忽ち甘利が首を取る。斯かりければ、駿河勢一同に亂れて、株瀨川まで頽れ引く。此時、中村の家人溝口源左衞門・沼兵右衞門後殿して、岸まで味方を引かせたる武者振比類なし。又、有馬玄蕃頭豐氏の手の者も、石田が先手までも追立て、株瀨川の向の岸へ馳上りしが、凱歌を揚げて輕く引取る。中にも稻次右近は、武功ある者なるが、敵つけ來る事もやと思ひ、傍輩其外家來まで、先へ引取らせ、唯一騎、態と引下りて、馬を返しけるに、按の如く敵四人、稻次を目懸けて追來る。是を見て、右近が馬の口を取りたる彌五左衞門、主人に向つて引返し、御勝負あれかしといひければ、稻次、更に承引せず。汝が志は然る事なれども、我等に任せよといひて、徐々と退きけるに、弓持ちたる敵一人、堤の上へ馳上り、我等は横山監物といふ者なり。征矢一筋、參らせんといひて、弓を引く。稻次、敵に呼懸けられて、川中より馬を引返しけるに、監物が射る矢、過たず右近が胸板に中りけれど

も、堅うして裏かゝず。二の矢を番はんとする内に、急に馳付け、馬の上より鑓付けんとせしを、監物、刀を拔きて、右近が鑓を切拂ひけるに、稻次持ちたる鑓、柄太く握り込淺き故に、鑓を取落しければ、忽ち馬より飛び下りて組懸る。監物は、拔きまうけたる刀にて、右近が左草摺を礚と切る。切らせてむずと組みけれども、横山、力量ある者にて、稻次既に危かりしを、右近が馬の口取彌五左衞門、透間なく來りて、監物と組みけるに、右手の脇差拔きて、彌五左衞門を刺殺す。時に右近が家來山本平四郎・三宅左助、其外豐氏の兵士七八騎、續いて馳來りければ、右近は家來兩人に監物を渡し、其身は取落したる鑓を取つて、殘る三人の敵に突懸りしに、敵兵花木外記等、叶はじとや思ひけん。又簀戸口へ引きければ、右近は川岸へ馳歸り、遂に監物が首を取る。斯くて、中村一忠が軍士等、大垣に駈止められて、未だ川岸にありけるを、内府公、本多中務を召され、其方急ぎ馳赴き、中村が手の者を引揚ぐべしと仰付けらる。忠勝、頓て御前を退き、騎兵と足輕を相具して、株瀬川に至り、中村が兵士を引取らせ、忠勝は後殿して退きけるに、秀家・三成兩家の兵士、猶組止めんと勇み

秀家、首實檢

けれども、本多が奪後の列伍亂れざる故に、流石、應へも得せで控へけるに、秀家の軍士稻葉助之丞、金の切さき拔釣の背旗をさし、三成家人林半助は、白しなひの差物にて、諸兵に先立ち進來り、忠勝が備に近づきて、兩人ともに輪をかくる。內府公、之を御覽ありて、不敵なる奴かなと仰せらる。此時忠勝は終に人數を揚げて、味方の諸隊となりあひければ、大垣勢も、柵の內へ引返す。斯かりければ、秀家・三成馬を返し、午屋村遮那院の門前に於て、首實檢あり。秀家の手へ、盔首六十・平首七十・石田が手へ盔首三十二、平首八十四・盔首・平首都て二百四十六、首帳に認めて、大坂へ註進せらる。秀家卿は、家人淺香三左衛門・飯尾太郎左衛門に感狀を與へらる。其趣に曰く、

於二赤坂表一組討無二比類一働也。明石掃部助可レ申者也。

九月十四日　秀家

飯尾太郎左衛門どの

右に同じ、省略。

石田の家人林半助の素性

九月十四日　秀　家

淺香三左衞門どの

一本に、彼の實檢の場に於て、石田治部、秀家卿の耳に付きて、首の新〔惡イ〕しきとさゝやきしに、秀家卿・聞かぬ顔して、居られたりと記す。 倘古、謹んで按ずるに、東照神君、岡山の御著陣ありて、合戰の御相談の時、御側なる人進み出で、今日、岡山へ御著の時、夥しく息〔鴨イ〕のつきたるは、吉瑞と覺え候はず。明日の御合戰、暫く御控あれかしと諫められしに、内府公、聞かせ給ひ、合戰の勝敗は、人間の謀にて、鳶烏の知る事にあらずと仰せられて、御笑ひありしと聞く。 秀家、此時、聞かぬ顔して居られしとあるは、心憎し。 石田が首の面色に、驚きたる心ばへ、内府公の御智計には、遙に劣りていと拙きにや。 一書に、彼の三成が家人林半助は、濃州安田郡青柳村の農夫なりしが、嫡子隼人が乳母の兄なるにより、佐和山へ呼寄せ、僅に百石の領地を與へしに、才覺ある者なりとて、後に七百石の知行を得させ、使番となせり。 石田出陣の時、將士を城中へ招き、饗應の上に、三成席に出て、今度の合戰は、我等一生の大切なり。 而々一

中村一忠の軍士竹田五兵衛

命に懸けて働くに於ては、恩賞をもあるべし。其約諾の爲めなればとて、家老其外、組附の軍士に至るまで、盃を差す。半助、酒盃を戴きて云く、此度の御合戰に、何時も一番は御免蒙るべし。必ず三番とは下るべからずと請乞ひしを、人皆、彼が荒言を憎み、しれ者かなといひたりしが、池尻口の戰に、功名するのみならず、味方の列を離れて、敵近く馬を乘寄せ。内府公の御目にも止る程に心操を顯しけるといへり。又一書に、池尻口の迫合の日、島津惟新鐵炮を出して、西尾豐後守へ鐵炮打懸け、小西攝津守も人數を進めて、福島・淺野と相戰ひ、島津・小西等打勝つて、首數十級討取りけれども、皆芝居を踏まず引取りたりと記す。正説なるにや、覺束なし。一本に、中村一忠の軍士竹田五兵衛は、式部少輔一氏の姪の子にて、又甥なりしが、無雙の大刀〔力カ〕にて、二間餘ある大鳥毛の差物を差したり。式部、病中なれども、此出陣の行列を見物すべしとて、城の玄關へ出でられしが、竹田五兵衛は、大差物をさしたり。懸引覺束なしといはれしに、五兵衛返答もせず、側なる塀へ飛上り、又輕々と飛下り、弟の三十郎に向つて、殿は武士に對して、卒爾なる事を仰せらるゝものかな。我等此

度、按ずるに、忠死すべしといひたりしが、言葉の如く晴がましき働して、廿三歳の時、此陣中にて討死するにより、式部少輔、後に彼が一言を聞きて、後悔せられたりと記す。尙古按ずるに、中村一氏出陣の行列を見物せられたるは、會津へ發向の時なりといはゞ、さもあるべし。中村一榮が上方へ發向の頃は、式部少輔病死なり。況んや、竹田五兵衞が討死を聞きて、惜まれたりとあるは、時節相違あるにや。別本に、中村一忠の兵士等、引き兼ねたる時、中村彥右衞門、內府公の御前へ居て、某引揚げ申さんとて、座を立ちけるに、內府公、彥右衞門を御止めありて、本多忠勝に、中村が手の者を、引取らせよと仰あり。忠勝鐵炮の者廿五人召連れて馳赴き、鐵炮十挺づつ二段に立て、殘る五挺を自分召具して、敵の左腋より打たせければ、敵兵鐵炮の方を見る內に、味方を下知して、終に繰引にしたりと記す。今按ずるに、忠勝、此時の下知さもあるべし。但し中村彥右衞門、公の御前に居たりとあるは覺束なし。如何となれば、彥右衞門は、式部少輔舍弟なれども、陣代として此表へ罷向ひ、其外の諸將、皆陣所に居られしに、彥右衞門一人、御前へ出づべき樣なし。但し故ありて、

稻次右近の經歷及び異說

此時、御本陣に居たりしにや。一本に、有馬玄蕃頭老父法印は、太閤の御時、御伽衆と名づけて、常に君邊を去らぬ人なり。內府公も、岡山の御陣所に、法印を召置かれしに、稻次右近が、敵と組みたるを御覽じて、何といふ者ぞと仰せらるゝにより、法印承り、賤息玄蕃頭が家來稻次右近と申す者なりと、御返答あり。急ぎ御前へ召出さるべしとあるに依つて、法印、右近を召連れて御前へ參り、右近が取りたる所の監物が首を、實檢に備へられければ、胄を折りたりと、御直に仰出さる。彼の稻次は、十七才より四十才の此秋に至り、十四五度の戰功ある中に、備中の國糠山にて、秀吉公、御直に其功勞を稱し給ひ、阿波國木津の城邊にて、秀次公の御言葉懸り、今又、家康の御前へ召出されしかば、彼は冥加に叶ひたりとて、人皆羨みたり。又彼の稻次が取りたる敵の前立物、黑漆の制札に、銀粉にて文字の形をなしたりしに、內府公、彼の制札の文言寫置くべしと、御祐筆の輩に仰付けられけれども、筋計りにて、文字にあらずと申上げたりといへり。今謹んで按ずるに、輕き事迄、御心を付けられたる名將の御思慮を、想ひ見るべきにや。異本に、有馬豐氏家來稻次右近と、花井

外記鑓を合はする時、右近が傍輩淺野彦兵衞、助くべしといひて、馳付けしかば、花井外記、叶はじとや思ひけん。簀戸の内へ引入りたり。彼の花井外記、後に土井大炊頭利勝の家人となり、稻次右近に逢ひて、此時の物語せしといへり。今按ずるに、尙古、筑後の久留米に居たりし頃、此一說聞きたる樣なれども、さだかならず。正說なるや、覺束なし。一本に、稻次右近、橫山を組伏せけるに、敵又、懸合はするにより、稻次、鑓を取りて彼の敵と立向ひたり。此時、橫山起上り、堤へ上りしに、右近家來岸又右衞門に向ひて、其敵、我等鑓付けたるぞ。首を取れといひければ、又右衞門、頓て橫山を押伏せて、首を取りたりと記す。今按ずるに、稻次は、敵を組伏せたるは正說と聞ゆ。鑓付けたりとあるは、異說なるにや。又或說に、堀尾信州が母衣の者十人あり。其一人、株瀨川口にて、稻次が若黨を討ちて、岡山へ馳參り、首の帳面に載せたりしに、稻次味方討なりと訟へければ、內府公、御承引なく、忙しき時は苦しからず。帳面を消すべからずと仰せらる。彼の九人の母衣の者、同役の味方討したるを憤り、其旨を主人に申しけれども、彼の首取りたる一人に、加增を與へ、足輕頭にせられた

りと記す。今按ずるに、忙しき所にては、味方討苦しからずと、内府公仰せられたる說も覺束なし。又堀尾忠氏、此働を賞し、加增を與へ、物頭にせられたりとあるも疑はし。彼是異說なるべきにや、又或說に、堀尾信州の家人何某と號する者、稻次が下人彌五右衞門が首を取りて、岡山の御陣へ參りけるに、拾首なりと仰せられて、御機嫌惡しかりしといへり。實說なるにや、覺束なし。又稻次は、彼の彌五右衞門が討たれたるを、不便に思ひ、每月十四日には、精進したりといへり。一本に、稻次右近・岡本淸三郞・池田怒平等、先を爭ひて働きしが、岡本淸三郞は、石田が兵士水野庄次郞と、鑓を合せけれども、突立てられて引退く。稻次は十六才なる故、池田怒平、稻次が後見して高名させたりと記す。按ずるに、稻次右近、此時四十四歲なり。又池田怒平と號する者、有馬の家傳になし。彼是異說なるにや。一說に、稻次右近が討ちたる敵は、蒲生備中が家老、橫山監物と號する者なりといへり。今按するに、蒲生備中、初は蒲生氏鄉に仕へ、橫山喜内といひたる者なり。主君の氏を給はり、後、姓名を改めたりと聞く。彼の監物には、自分の氏を許して、橫山監物と名乘らせたるか、

又備中が親族なるにや覺束なし。又異本に、稻次右近が鳥毛の半月を、內府公、岡山より御覽じて、渡邊勘兵衞にてはなきかと仰せられしと稱す。今按ずるに、渡邊勘兵衞、中村一氏に仕へて、小田原の先手をし、勘兵衞が鳥毛半月の差物、戶田民部少輔が認旗(まとひ)と等類なり。改めさせ申たしと、民部少輔所望に任せ、式部少輔下知を請けて、半月を大和半月に改めたりと、渡邊不灌子に語りき。彼の大和半月は、今の天衝なり。勘兵衞、此時式部少輔家中を去つて、增田右衞門尉に仕へけれども、內府公、勘兵衞は未だ式部少輔家人と思召して、斯くは仰せられしにや。彼の稻次右近が列傳を見るに、秀吉公、播州三木の城を攻められし時、右近十七歲にて、二年彼の城に籠り、兩度の働あり。奧山佐渡守、右近を知りたる故、秀吉公へ召出さるべきかと申しければ、秀吉公御許容ありて、右近を城より招き出され、脇坂甚內(後中務と號す、)披露にて、拜謁申しけるに、秀次公、家老渡瀨左衞門が與力とせられ、其後、秀吉公、備中國糖山(すくもやま)の城を攻められしに、右近が働、他人に越えたりとて、秀吉公、御前へ召出され、其功勞を御稱美あり。又河內國木津の城を攻められし時、仕寄を附けられしに、

白晝に城兵出て、彼の仕寄を破る。旗一本取りて歸りしを、右近、其敵を追詰め、諸人の日前にて、彼の旗を取返したる働、拔群なりとて、秀次公、右近を御前へ召出し褒美せらる。又長久手陣に、秀次公、一旦勝利を得られし時、右近、能く働きて首二つ取る。此外、右近が武功七度あり。秀次公滅亡の時、渡瀨左衛門に切腹させ、其領地遠州横須賀を、有馬豐氏に與へられし故に、稻次右近、豐氏の家臣となる。關原合戰御勝利の後、有馬豐氏に、丹波國福知山を給はり、豐氏の領地遠州横須賀を、大須賀出羽守忠政に與へらる。此時、羽州の家老久世三四郎・坂部三十郎、城を請取るべき爲めに、横須賀へ來り、右近急ぎ、羽州の陣所へ來るべしとあるにより、用事多く仰せに任せ難しと答へけるに、出羽守が家人とすべきにはあらず。內府公、召出さるゝ樣に、取持つべしとありけれども、右近、一向承引せず。城を渡して後、福知山へ馳上りたり。其後、越前黃門秀康卿、過分の領地を與へらるべしと宣ひ、池田輝政も招く內意ありて、其家老若原右近、其趣を述べけれども、右近曾つて肯はず。藤堂高虎も、領地へ來るべしといはれ、其後、紀州賴宣卿も、御領地へ參り居住すべ

しと仰せけるに、右近辭み申して、仰に隨はず。然るに或時、主人豐氏、大垣にて水野河州に逢ひ、稻次はこは口なる者にて、召仕にくきといはれしを、右近聞傳へて、有馬伯耆を賴み、當家にて二三人の大身といはるゝ某を、主君、召仕惡きとあるは、御爲めにもなるべからず。又只今までの御知行、あながち御損失には下るべからずといひて、若年よりの武功、又は諸方の招に逢ひたるを、詳に書付け、暇を乞ひけるに、豐氏甚だ驚き、彼を召仕ひ惡きといひたるは、却つて能き者を持ちたる自慢なり。少しも疎略なしと、頻に理をいはれければ、壹岐、後右近と號す、終に主命に隨ひたり。

大坂御陣の時、豐氏の戰功なきにより、壹岐も亦此時武功なし。島原一揆の時、始終の計らひ、上使も御稱美ありしとぞ。此時、八十二歲なるに壯力健步、人に越えたるにや。同職の有馬內記と、島原の海邊にて走りくらべせしが、二町計り馬の駈くるが如く走りて、壯年なる內記に少しも劣らず。人皆目を驚したり。天命なるかな。此陣中にて、深手を負ひ、終に討死す。上使其外、他家の輩まで、深く惜みけるとかや。

異本に、中村一氏の隊長野一色賴母が傳を記して曰く、元龜三年正月、秀吉公、年

頭の嘉義として、江州横山より濃州岐阜へ赴き、留守には、竹中半兵衛重治を置きしが、淺井長政、此隙を伺ひ、淺井七郎・赤尾新兵衛に千餘人を相添へ、横山の城を攻め取るべしとあるにより、彼の輩、横山の城下を燒拂ひ、透間なく攻め寄せたりしに、竹中重治、城兵を下知して、手痛く防戰ひけれども、寄手、三の丸を攻め破る。此時、寄手の兵士野一色助七、二の丸へ一番に乘入りしを、城兵加藤作內、鑓を取つて野一色と果し合ひしに、野一色、忽ち鑓をはね入れて、作內が膝口を張付けしかば、作內しりへに嚾と伏す。傍輩苗木佐助、作內を討たせじと駈寄せけるに、野一色、苗木を組伏せて、其首を取る。此間に、作內は家來の肩に懸りて、本丸へ引入りたり。寄手勝に乘じて本丸を攻め落さんとせしに、竹中、武功の者故、堅く防ぐ。此時秀吉は、岐阜より歸城せられしが、途中にて敵の寄せたるを聞きて、速に馳付け、內外より寄手を追拂ひたり。彼の作內、秀吉公に選び擧げられて、遠江守に經上り、濃州黑野の城主となる。野一色助七は、淺井氏滅亡の後、中村一氏に仕へて、野一色賴母といひたり。此戰死の後、其子賴母を關東へ召出され、二千石與へらる。又溝口源右衞門・

淺香三左衛門と飯尾太郎右衛門

沼兵右衛門、池尻口の働に依つて、是も後に、御旗本へ召出さる。又淺香三左衛門は、野一色が首を取りたる武功に依つて、加州へ呼出し、千石給はり、後に左馬といひたり。飯尾太郎右衛門安延が討ちたる甘利備前は、武田信玄に仕へたる甘利が子なりとぞ。彼の飯尾太郎右衛門は、豐後國富木の城主鹽見和泉守家繩が兄、垣見理右衛門が嫡子なり。理右衛門始は織田信長公に仕へしが、信長薨去の後、浪人して居たりしを、秀吉公、理右衛門を招き給へども、承引せざりしが、後難あるべきを憚り、其弟彌五郎を、秀吉公に仕へさせたりしに、彌五郎、後に秀吉公の御意に叶ひ、和泉守となして、豐州富木の城主になし給へり。泉州が兄理右衛門、秀吉公の仰に背きたる罪あるにより、切腹させよと下知せられしに、某が恩賞にかへて、兄の一命を賁けらるべしと、切に願ひ申しつれば、秀吉許容あり。是より兄理右衛門、飯尾氏の養子となり、尾州に居たりしが、其後、豐後に下り、弟和泉守に養はれ居て、本氏なり。垣見理右衛門といひたり。黑田如水、富木の城を攻められし時、理右衛門、城の留守たりしが、城主和泉守、大垣の城内にて討たれたりと聞えければ、理右衛門、彼の一城を

黑田如水に渡して、退出するにより、後日に御咎なかりしかば、黑田長政、彼を召出して、百人扶持與へらる。此時、理右衞門剃髮して理入と改む。養子太郎右衞門、立身の志あるにより、十六歲の時、父の家を出で、中村一氏の家臣となり、又浮田秀家に仕へて、五千石を領す。株〔瀨脫カ〕川にて、甘利を討取り、翌日關原合戰前に、傍輩と先を爭ひて藤川を渡り、黑田長政の陣所へ馬を進めしに、其時、太郎右衞門が郎等鵜原久左衞門、太郎右衞門にいひけるは、後を見るに味方一人も續かず、川を渡りたる輩、皆引返したるは、故ある事なるべし。然るに、只一人向ひ給はんより、馬を返し給へと諫むるにより、太郎右衞門、實もとて引返しけるに、長政の手より武者一騎、太郎右衞門を追懸しに、太郎右衞門思ひけるは、爰を退くに於ては、後日に人に笑はるべしと、彼の敵を討取るべしとて、馬の口引返し、長政の兵士に馳向ひしに、長政の郎徒、飯尾が武勇に恐れけるか、又如何なる思慮やありけん。馬を返しけるに、太郎右衞門逃さじといひて、長政の陣所近くまで馳付け、彼の敵を追込めたり。此時、長政の軍士等旁輩、飯尾を討たんと馳出でしに、野口左助・益田與助、長政に向つ

て、只一人是まで馳付けたるは、さばかりの勇士なり。昔熊谷・平山が平家の陣に近づきたるを討たざるも、志の勇士を憐みたる故と承り候ひぬ。彼を討たんは、安き事ながら、夫は情なき計らひとて、野口・益田、鑓を横たへ、馳出づる味方を制して止めけるに、太郎右衛門、馬をたて、我等は備前中納言が家臣飯尾太郎右衛門なりと名謁りて馬を返す。程なく合戦始りて、終に秀家の陣も敗れければ、太郎右衛門馬に離れ、家來も散々に落失せて、唯一人、山中へ落ちたりしに、池田輝政の隊長砥倉市正は、太郎右衛門が伯母聟なるが、太郎右衛門を見付け、其方は飯尾太郎右衛門にてはなきかといふに、いかにも太郎右衛門なり。御邊は誰ぞと答へけるに、砥倉市正なりといひて、手の者を制し、太郎右衛門を伴ひたり。黒田長政、筑前へ入國の後、黒田美作に仰せて、太郎右衛門を招かれしが、我等は花房志摩守・浮田左京亮と申合ひたる事あり。江戸へ下り、内府に仕へ申さんといひて、承引せざりしを、又黒田美作・加藤圖書兩人より、書狀を送り、貴殿、筑前へ下向せずば、父理入が爲めに、惡しかるべしと告げしかば、太郎右衛門力なく、筑前へ下向せしに、長政、彼に千五百石

藪内匠の武勇

與へ、鐵炮大頭とせられし。寛永十五年二月廿八日、肥前國天草の城攻の時、手の者を下知して能く働き、深手負ひたりしが、家來、引懸けて、退かんとせしに、太郎右衞門甚だ怒つて、斯樣の時、一手の頭退きては、甚だ備崩るゝものなり。我等を引立て進むべしといひしが、深手故に終に死す。行年七十一歳。其頃は飯尾甚太夫といひしとかや。一說に、中村一忠に仕へし藪内匠忠綱、本氏は中村なり。天正六年の春、尼子孫四郎勝久、播州佐用・上月の籠城に、毛利・吉川・小早川六萬人にて攻圍む。然るに、織田城之介信忠、三萬人にて後詰せられ、高倉山に陣を居ゑて、日夜合戰止む時なし。此時、藪内匠、足輕二百人を進めて、弓・鐵炮を放ちければ、毛利方より兒玉兵庫元兼も、足輕二百人計りを隨へ、鐵炮迫合ありしが、互に玉藥・矢種も盡きて、内匠と兵庫、鑓を合はすべしと馳寄せけれども、陣間に荆棘茂りたる竹藪あり。兩人藪越に鑓を合せけるに、兒玉が郎徒三戶善兵衞、内匠が乘りたる馬の三頭を突きければ、馬駭き飛びて、内匠が十文字の鑓、葛にかゝり、忽ち取落しけるを、善兵衞は、藪をくゞり、其鑓を取る、内匠は徐々と步ませ、馬にて高倉山の本陣に打入りたり。

此迫合を敵味方見物して、一同に鬨を作りしに、善兵衞取りたる鑓を差上げて、再び鬨を揚げければ、彼の迫合に、兒玉が働を勝れたりといひあへり。凡そ柵越・堀越・藪越の鑓をば、强き働にせざる先例あれども、彼の兩人の鑓迫合、晴なる故に、世間に其隱なし。此時より中村を改めて、藪内匠といひたりといへり。今按ずるに、有馬豐氏の兵士、中村一忠の先手と一所にて働くに於ては、討たれたる者あるべきを、此時、有馬の家人、戰死の說を聞かず。又篠々瀨左太夫が一番鑓を突きたる舊說もなし。豐氏の兵士は、石田が先手を擊崩し、株〔瀨脫カ下同ジ〕川を渡り、忽ち馬を返したるが、正說なるべきにや。一說に、中村彥右衞門一榮は、一學忠一の叔父にて、侍臣は横田内膳なり。此時、内膳も彥右衞門に相添ひて、始終計らひしが、池尻の迫合も、株川の如く、其方より軍を返すべしと、頻に下知すれども、先手の輩、長追して數十人討たれたり。總べての差引、内膳の粉骨なりと、人々いひければ、内膳甚だ自慢して、若手の一學を侮り、伯州へ所替の後、伯耆守、内膳が奢を憎み、手討にせられたりといへり。別本に、石田が家人水野庄次郎、池尻の迫合に、一番首を取り、同家人林半助、

横田内膳が事

二番に首を取りたり。中にも庄次郎は、其首を秀家の旗本へ持參して、實檢に備へたりと記す。正說なるにや覺束なし。又或說に、內府公、九月十三日の卯の時、岐阜を御出馬ありて、合渡の川上尻毛村より、船筏にて川を越えさせ給ひ、同日の午の時に、岡山へ御著陣なりといへり。又一本に、備前中納言・石田・小西、此三將、池尻口へ出で、柵木に設けたる三所の簀戶口を堅めけるが、小西が控へたる方面へ、敵來らざるにより、彼手の輩、働なかしといへり。諸說に、內府公、岡山へ御著陣ありたるを、浮田・石田・小西以下、暫くは知らざりしかといへり。今按ずるに、凡そ敵味方の動止を計るべき爲めに、遠候・草斥候・鈴士・烽等、備けある事勿論なり。然るに、內府公、尾州清洲に、二日御逗留ありて、其後、又濃州岐阜に御止宿ありたりしを、浮田以下、曾つて知らざりしとありたるは、失計なるべし。此時に限らず、敵の形勢、豫ねて測りたる說を聞かず。天下の大事を企てたる輩には、甚だしき計略なるべきにや。別本に、內府公、清洲に御止宿の時、井伊・本多兩人、赤坂より出向ひ申したりと記す。尙古按ずるに、酒井忠勝の仰せられたる始末記には、井伊兵部壹人、清洲へ參向申したりと

あり。彼の兩人罷出でたりとあるは、異說なるにや。諸說に、內府公、岐阜へ御著の時、大なる柿を捧げ申したるは、安八郡瑞雲寺の住持にて、寺領十石與へられしと記す。今按ずるに、厚見郡西庄村龜甲山立政寺の住持、捧げたるが、正說なりと、美濃の國人の物語なり。一本に、人皇四十代天武天皇、大伴の皇子と戰ひ給ひ、吉野山を落ちて、伊勢路に懸り、此岡山に、御陣を居ゑられ、不破にて戰はれしが、御勝利となりて、又岡山へ御陣を返されて、伊勢川にて矢劍を洗はせ給へり。斯く吉祥の地なる故に、內府公も、此所を御本陣となし給ひ、年經て後、大坂へ御進發の時も、御吉例なりとて、岡山へ一夜陣を懸けられたり。關ヶ原にて、御大利の後、岡山を勝山と唱へたりと記す。今按ずるに、清見原の天皇は、野上に陣を居ゑ給ひ、不破の關にて、大友の皇子に打勝ち、終に御位に卽かせ給ひたりとあり。岡山を、天皇の御本陣とせられし事を聞かず。事好む人の說なるべし。但し美濃の國は、天下存亡の相分れたる土地なりといはれしも、さもあるべきにや。異本に、此古戰場を、赤坂口・池尻口・笠木堤・福田繩手・笠縫繩手堤と區々に書付け、彼の野一色賴母が古墳は、今も福田繩手にあ

りといへり。倘古按ずるに、是皆、赤坂村の近邊に並びたる村里の名なるにや。又此川の名をなべて、杭瀨川と記す、別本にて、風土記の說なりとて、醫瀨川となす。是れ清見原の天皇、矢疵を洗はせ給ひし故なりとあり。幸若が家には、ぐんぜ川と舞傳へたり。今按ずるに、杭をくひ瀨といふ和訓あれば、東鑑に、株川と書きたるが、正字なるべし。

安國寺智計

池尻戰後石田の態度

池尻口の迫合に、秀家・三成打勝ちて嚴しく旗を返しければ、諸將各參會して、其賀義を述べけるに、石田は、此勝利に誇りけるか。又は味方を勇むべき爲めにや。我等が手の者の働は、何時も斯樣にあるべしといひたる容貌、傍に人なきが若し。此時、安國寺瓊長老も、南宮山より馳來りて、治少を側へ招き、此間、此所彼所にて、敵味方の勝負區なる中に、今日秀家卿と御邊相計り、內府の先手を切崩されたる御武功莫大なり。是れ偏に、天下靜謐の吉瑞なるべし。然るに、筑前中納言、此地へ參向せ

らるゝか。左なくとも、家老の輩馳來りて、秀家卿の御手柄を、感賞すべき事なるに、其沙汰なきも心得難し。總べて、今度の兵事に、秀秋の御忠言を聞かず。秀家卿、伏見の城を攻められし時、秀秋の物頭、屬兵を下知して働きたるも、强ちに、秀秋又は家老共の粉骨にあらず。羽柴豫州は、一筋に思ひ入れられたる氣色なるが、是も吉川侍從・福原・宍戶・天野以下身構すると見えたり。秀家卿、其外長束・大谷・島津・小西等と御相談ありて、秀秋・秀元二將の上下、志を堅くする御才覺あらん事肝要なり。拙僧は、今夜陣所へ歸り、豫州の心中を、彌々聞屆くべしといひければ、石田も、此旨を承引して、諸將を秀家の陣所に招き、此事の相談に、時を移しけるとかや。

石田等誓書を秀秋に送る

一本に、此日、石田・長束・大谷等談合して、瀧川豐前・矢田半右衞門に、連判の誓書を持たせて、秀秋の陣所松尾山へ遣し、今日、池尻口に於て、內府の先手を切崩したる始終を述べさせ、秀秋の家老平岡石見守・稻葉佐渡守に、忠義を進めたりと記す。其誓書に曰く、

一、秀頼公、十五歲に被レ爲二成迄は、關白職を秀秋卿へ可二讓渡一事。

一、上方爲ニ御賄一、播磨國一圓に可ニ相渡一。勿論筑前は可レ爲レ如ニ前々一事。

一、於ニ江州一十萬石宛、稻葉佐渡守・平岡石見守兩人に、從ニ秀頼公一可レ被レ下レ之事。

一、爲ニ當座之御音〔喜イ〕物一黃金三百枚づゝ、稻葉・平岡に可レ被レ下レ之事。

右之條々、於ニ違變申もの一、神文略レ之。

九月十四日

安國寺 判
刑部少輔 判
治部少輔 判
大藏大輔 判
攝津守 判

秀秋卿

今按ずるに、秀頼公十五歲までは、秀秋卿に天下を讓り給はんとあるべきを、關白職と書きたる文言覺束なし。但し石田・安國寺等、天下を知る人は、其子孫まで關白なりと心得て、斯樣には書きたるにや。左なくては、官職を知らぬ後人の僞書

安國寺と秀元との應答

なるべし。其上瀧川豐前、阿濃津の城番として、其頃、伊勢國に居たりと聞く。矢田半右衛門と兩人にて、此使者を相勤むべき樣もなし。然るに、古主酒井讃岐守の選ばれし始末記にも、此誓書を載せて、矢田右衛門を、矢部善七と書置かれたり。彼是疑しさに、本條を除きて爰に記す。此書の實否を知る人に聞かまほし。

斯くて、安國寺瓊長老は、南宮山に歸り、毛利宰相秀元に逢ひて、內府、岡山へ著陣せられ、一兩日の間に、合戰あるべき催と聞く。貴殿、味方を御下知ありて、無二の御忠節を勵み給へといひければ、秀元の曰く、我等は、若輩なるにより、吉川に任せ置きたる上は、其時節を計るべし。更に氣遣あるべからず。御邊、此程諸將に對して、軍旅の事相談せらるゝにより、似合はぬ樣に思ひなして、心服せざるものありと聞く。今日より後は、其心得せらるべしとありければ、安國寺答へけるは、知し召さるゝ如く、拙僧は才覺もなき者なるを、太閤の御側に召寄せ給ひ、剩へ、思召す所あれば、天下の政道を承るべしと、强ひて御賴みあるにより、暫く仰に隨ひけれども、願はくは、繁華の地を去りて、遠國の山陰に草庵を結び申したしと、より〳〵歎き申しけ

秀元、安國寺に破せらる

れば、太閤御許容まし〳〵て、安國寺の院主となし給へり。其後も、太守輝元卿、又は諸國の大名・小名、彼の寺に、庄園を多く寄せられ、一山を賑し申す事、皆太閤の御恩なれば、其恩徳を報謝すべき爲めに、今度秀家卿・輝元卿、其外石田・長束と同意して、惡魔降伏の心に准らへ、軍の陣に馳向ひたれば、一向由來なきにはあらず。又此間、諸將に對し、謀を議論したるにより、似合はぬ樣に思ひて、さして承引せざる人もあれば、向後斟酌すべしとの仰も、去る事なり。讀經の暇ある時は、武術を嗜むとは、思はずながら、兵書をも荒々伺ひたれば、默然として、物いはぬ輩よりは、優る所もあるべきかと思ひ、憚を申し候ひぬ。去れども、武功ある人の耳にかけられたるは理なり。是れ皆無禮なれば、恥しき事にも思ひ候はず。然るに、貴殿は、太閤の御養子として、御情も人に越え給ひたれば、秀頼公の御爲めに於ては、暫時も忘れ給ふまじきを、若輩なれば、先手の事は吉川に任せ置きたりと、疎略に仰開けらるゝ事、去りとては不忠の至なるべし。速に其志を改め給ふべしといひければ、秀元、彼にいひ詰められて、義理の當然とや思はれけん。誠に御邊の申さるゝ如く、我等は御恩

を蒙りたれば、豐國大明神も照覽ましませ。先手の諸將に下知を加へ、突懸るべしとあるにより、安國寺、陣所に歸る。彼の安國寺は、藝州沼田郡金山の城主武田刑部少輔信重が末子なり。幼名竹若といひし頃、毛利元就の側に仕へしが、或時、敵兵元就を討たん爲めに、本陣へ紛れ入りたるを、竹若、彼の敵を見咎め、傍輩に下知して、忽ち討たせたる才覺、元就も感賞せられしとなり。其後、故あつて出家になり、韻藏主と名を附け、又南禪寺に住持して、利口才覺、其頃隱なかりしとなり。

安國寺の素性

今按ずるに、瓊長老が秀元を諫むる序に、己が出所を語りたるは、必定、是に似て非なるべし。如何となれば、彼の僧、東福寺退耕庵の住僧なる時、秀吉の俗家に日を送りて、終に天下の政を聞く。若し其助あるかと思へば、文祿の頃秀次の嬖妾三十六人を誅せらるべき御沙汰の時、慈悲を施すべき出家といひ、殊更私なる刑罪なれば、強ひて諫むべき事なるに、此事に限らず、安國寺が寸志を述べたる一說もなし。庵室に籠らんといひたるは、法師の樣なる一言なれども、藝州安國寺へ入院の後も、六萬石の食祿を請けて、既に勢猛に匂ふ。彼の道元に、禁裡よりいみし

安國寺と道元との比較

安國寺は俗僧

き袈裟を給はりけるに、猿に笑はれ申さんといひて、其袈裟を返し奉りたる心ばへには、似るべくもなし。是れ皆、利名に誘はれて、本心を害するといふ者ならん。此故に、太閤の御恩を、やるかたなく思ひ、例の天蓋を認旗になし、鎧ひたる武者百餘人・雜兵二千五百人を隨へ、武將の眞似して、此戰場に出でたりと聞く。是も此僧がいひけん樣に、身の程を忘れたる誤なるべし。彼の瓊長老が、秀吉公を諫むるに付きて思へらく、昔より武將の歸依あれども、其時の不義を諫め、爭ひて正道に誘ひたるためし、さまで聞かず。近き世に、其名顯はれたる岐秀・快川・春國・仙山・速〔速イ〕傳・鐵背・鐵山・南花・高山等は、知識といはるゝ旨趣なれども、是も又、國家に益をなさず、却つて暴を助けたる旨趣、舊記にあり。何時ぞや妙心寺前住の和尚に逢ひて、彼の輩が所業は、佛意に叶ひたりやと問ひ侍りしに、其僧も、更に心得難しと答へし。人には、善知識と崇められて、事の邪正を知らざるは、安國寺が如く、名計りの知識にや覺束なし。

秀忠公の御前に於て中村氏元服し、松平氏と御諱の忠の字を拜領し、松平伯耆守忠

一と號す。此霽一忠といひたるか。幼少故名諱知らず。

關原軍記大成卷之二十終

關原軍記大成　卷之二十一

秀忠公、宇都宮御出馬附上田城攻

家康公は、村越茂助を尾州清洲へ上せられし頃、本多佐渡守を、野州宇都宮より江戸へ召し給ひ、秀忠公は、木曾路より御發向あるべしとて、御武略を仰含めらる。佐渡守、宇都宮へ歸りて、其旨を申しければ、秀忠公、內府の仰に隨ひ給ひ、八月廿四日の辰の刻に、彼の所を御出馬あり。結城秀康卿、御見送の爲めに、出向はせ給ひければ、互に御馬を、道の傍へ乘寄せ給ひ、暫く御密談ありて、既に御發向ありしが、御先例の如く、榊原式部大輔魁首たり。其日、椽木に御止宿あつて、是より太田筋へ御懸り、同月廿八日に、上州松井田に著かせ給ひしが、彼所より、江戸へ御使者を立て給ひて、內府公御出馬の日限を、御伺ありけるに、九月朔日の早天に、武城を御出

同、松井田出發
秀忠、宇都宮出發につきての一說

馬あるべしと聞えしかば、秀忠公も、九月朔日、松井田を御立ち、信州輕井澤に御止宿あり。

一本に、秀忠公も、九月朔日、野州宇都宮を御進發ありて、其日、上州佐野に御止宿。二日高橋。三日松井田。四日信州小諸に著かせ給ひしと記す。又中根隅州入道宗閑、近き頃迄在世なりしが、秀忠公、宇都宮より上方へ御發向にはあらず。家康公・秀忠公御馬を向けられしを、正しく見たりと常に語り、又德川記と號する書にも、秀忠公、此時、武城を御進發と書きたり。彼是分明ならぬ故に、天下の元老酒井忠勝も、此說々を疑はれたりと聞く。倚古按ずるに、秀忠公は、八月廿四日に野州宇都宮を立たせ給ひ、同廿八日に、上州松井田に著かせ給ひて、三十日、上方の諸將に與へられたる御書、數多あれば、御父子一同に江戶御出馬とあるは、〔正しく〕諸說といふべきとも申し難きにや。但し、中根隅州入道、少年の頃、秀忠公の御出馬を、江戶にて正しく見たりといはれたるを推量するに、秀忠公に從ひ奉れと仰出されたる輩、九月朔日に、江戶を出馬せし故なるべし。

翌二日、同國小諸に御陣を移され、此所に二日御逗留ありて、上田の城主眞田安房守昌幸が方へ、御使者を立てられ、此度、石田治部少輔、邪謀を廻らし、諸將を語らひ入ると雖も、内府に屬する大身・小身、皆志をかたうして、既に石田が頼みきつたる濃州岐阜の城を、攻め破りたる註進ありし。然れども、殘黨未だ大垣の城を守るに依つて、悉く退治せらるべき爲めに、内府は東海道を唯〔進カ〕發せられ、我等は此口より軍を進む。前後數多の味方を下知して、愚弱なる敵を擒にせん事、更に時日を移すべからず。然るに、御邊一筋に、石田・大谷が上方靜謐するに於ては、小身なる其方はいふに及ばず、上杉・佐竹に至るまで、滅亡せん事疑なし。然れば、時勢を相計り、内府に歸服あるべしとなり。御使者、上田の城に至りて、件の仰を述ぶる。昌幸御返答申しけるは、今度大老奉行の面々、秀頼公の御身守せよと申聞けらるゝに依つて、其下知に隨ひ候ひし上は、假令味方の危を聞くとも、今更驚くべきにもあらず。所詮一城に楯籠り、時節を待つべき所存あれば、嘗て、仰に隨ひ難し。若し御憤あるに於ては、路次の御序に、御人數を向けられ、手始に某父子を誅伐せらる

べしとありければ、秀忠公、又仰せられて曰く、申越さるゝ趣、いはれなし。如何となれば、石田・増田・長束・大谷等が、私の計略分明なるに依り、故太閤の御一族、又は御恩を受けたる輩、多く内府の幕下に屬す。況んや、御邊は、先君の御時、させる御恩慮なき人なれば、縱ひ、大事を企つる輩、實心より出でたる謀たりとも、恨なき内府を敵になし、彼等に與せらるべき道理なし。斯く分明の理あるを、强ひて籠城せらるゝに於ては、嫡子伊豆守に腹切らせ、其後、諸軍を差向けて、一時に城を攻め落すべし、返す〲無益の義理立は、斟酌あるべしと仰せらる。安房守、又申して曰く、今先君の御一族を始め、御恩を請けたる諸大名、内府に心を寄する事は、〔人ィ〕心々の氣象變る故なり。嫡子伊豆守が御味方に參りたるにて、御思慮あるべし。次に某、仰を背き彌城を守らんとせば、賤息伊豆守に腹切らせ、其後、御人數を差向け給ひ、攻めらるべき由、子を思ふ心切なりと雖も、あながち詮方なきにもあらず。伊豆守、若し父と共に、此城を守り、大軍の攻をうくるに於ては、いかでか死亡を遁るべき。然らば、父と枕を並べて、死たるも同じ理なれば、今更、救ふべきにもあらず。此上

秀忠、伊勢崎の砦を攻む

は、兎も角も、御心に任せらるべしと申すに依つて、然らば先づ、昌幸が二男左衛門佐幸村が籠りたる伊勢崎の砦を攻め取るべしと仰出さる。是に依つて、眞田伊豆守信幸、御先手となり、諸勢一同に旗を進む。同五日、秀忠公、小諸を御立あつて、染屋平に御本陣を居ゑられ、諸兵は在々所々に寄宿せしを、榊原式部大輔申して曰く、眞田は武術ある者なり。長途の勞を伺ひて、夜討をなさんも計り難し。然れば諸軍、夜陣を張り篝焼き、張番を居ゑて、嚴しく備へ申す様に、仰付けらるべしと申しければ、秀忠公、康政が謀を御許容あつて、此旨を諸陣へ告げ戒めらる。案の如く、夜に入りければ、左衛門佐幸村、夜討すべき爲めに、城外へ出でけれども、寄手怠なきに依つて、人數を引入れけるとかや。斯くて、眞田伊豆守は、六文錢の旗を押立て、安房守が領内を放火して、伊勢崎へ兵を進めけるに、左衛門佐、彼の旗を見て、舍兄伊豆守なりと思ひ、上田へ使者を馳せて、防戰ふべきかと伺ひしに、伊豆守寄來るに於ては、彼が先陣して面目ある爲めに、其砦を捨てゝ引取るべしとあるにより、左衛門佐、手の者を下知して、暫く防戰ひ、其後、本城へ引退く。伊豆守が先手の兵士

追懸けて、雜人の首、少々討取つて、終に伊勢崎の砦を乘取りたり。頃日、眞田豆州が妻、つく〴〵と思ひけるは、伊豆守殿、父の籠れる上田の城を攻めらるゝに於ては、家中の輩まで親類まで、緣類・朋友、敵身方となり、其志も計り難し。爰に一術ありとて、諸士の老母女房の方へ、人を遣し、各、出陣の留守にて、淋しかるべし。子供を誘ひ、當城中へ來り、終日慰むべしとあるにより、家中の妻女共、其志を悦び、男子・女子を相具して、城に至りければ、其輩を厚く饗應し、直に留置きて人質となし、其旨を上田へいひ送りければ、伊豆守、甚だ悅喜せられしとかや。斯くて、寄手の軍士等、安房守領內へ、手を分ち苅田するにより、眞田も之を防ぐべき爲めに、甲士七八十人・雜兵二百計り、城外へ出しければ、寄手、城兵に行逢ひ、鐵炮迫合、數刻に及びたり。御旗本大番組の軍士等、先手へ馳付け、寄手多兵になるにより、城兵引取りけるを、追懸けしかども、眞田が者共、功者にて敵を寄せ付けず、城に入りければ、寄手も受取り引退く。同六日、寄手又、苅田に出でけるに、菅沼忠七郎忠政は、此時上田の搦手に向ひ、腰曲輪を攻め落す。其家人、朝田丹波・奥平平左衞門、一番に乘

眞田信幸伊勢崎の砦を乘取る

信幸が妻の奇計

入りたり。大手にては、左せる働もなかりしに、菅沼忠七郎此日の戰功を、人皆稱美せしとなり。本多佐渡守は、秀忠公御前に參り、味方多兵なれば、城兵手出すべき樣なし。片時も早く、美濃・尾張へ御發向然るべきかと諫めければ、榊原式部大輔・大久保相模守も、佐渡守が申す旨を、御承引あるべしと申しけるに、戶田左門、末座より進出でて、若き殿の思召を止め奉るべきにもあらず。內府公も、大方は上田の城を御攻落し、其後、御發向あらんと思召さるべし。只々御攻懸然るべしと爭ひけれども、佐渡守、此旨を承引せず、大事の前の小事なり。是非城攻を止めらるべしと申すに依つて、秀忠公も、今少し御思慮あるべし。面々も其利害を計るべしと仰せられ、御近習計りにて城邊を御巡見あるに、安房守も手の者四五十騎召連れ、敵の形勢を見計るべき爲めに、城外へ出でたり。秀忠公、之を御覽ありて、あれへ出でたる大物見は、定めて安房守父子の間なるべし。誰かある足輕をかけて、彼を喰止むべしと仰せければ、依田肥前守信政承り、鐵炮の者五十人召連れ馳向ひ、鳥銃をつるべかけしかども、安房守、さらぬ體にて取合はず、手の者に高砂の曲舞をうたはせ

て、徐々と馬を返す。同七日、又、御先手の輩、苅田に出で村々にひかへしを、城中より見計らひ、屈強の兵士數十輩、門を開きて馳懸り、御先手を追立てければ、見苦しき敗北して引退く。

上田合戰

次に大久保相模守・牧野右馬允・酒井宮内少輔・本多美濃守が手の者、神奈川を渡つて、突懸り、爰にて晴なる戰あり。御旗本の兵士戸田半平・辻太郎助、(後出藏と號す)、一番に鑓を合せ、朝倉藏十郎・(後筑後守と號す)、神子上典膳・中山助六郎・(後閑岩山と號す)、齋藤久右衛門・太田甚四郎(後善太夫と號す)、等、比類なく相働く。

上田の七本鑓

之を關東にて、上田の七本鑓といふ。又苅田の七本鑓とも名づく。但し太田甚四郎は射藝に長ずる者にて、鑓脇の弓を射たりとかや。城兵依田兵部・山本清右衛門・齋藤左太夫等、身を捨てゝ相戰ひしに、依田兵部、深手を負ひて倒れしに、神子上典膳踏返して一太刀切る。辻太郎助も、一太刀切りたりしに、山本清右衛門、依田を肩に懸けて退きし故に、兩人首を取らざりしが、時の人、之を場中の勝負といひならはす。本多美濃守が屬兵淺井小兵衛・永田覺右衛門等、粉骨を盡し働あり。御旗本の軍士鎮目市左衛門は、小路より馳付け、其場に於て鑓を合す。牧野新次郎行年十八歲なるが、麾を振つて手の者を

戶田半平辻太郎助の奮鬪

勵し、終に敵を城內へ追込みたり。此時、大久保相模守父子、城を攻め取るべしといひけるに、牧野右馬允も同意して、城邊に馳近づく。中にも牧野が旗奉行牲掃部、大久保が旗奉行杉浦總左衞門兩人先登して、城は落つるぞと、味方を招きてけり。本多佐渡守、先手の働を聞きて、甚だ怒り、戶田備後守・鵜殿兵庫を遣し、味方を制するに依つて、諸兵城邊を引退く。左衞門佐幸村は、寄手の退くを見て、嚴しく追懸けしを、鎮目市左衞門後殿せしが、鎮目が差物鳥毛の三階笠なるを、城兵切外づしゝかば、黑母衣の樣になつて、目に立ちけるとなり。左衞門佐も、長追せず、凱歌を上げて兵を入れたり。今朝御旗本の軍士等、鑓を突きたる中に、戶田半平は銀の髑髏、辻太郎助は白き四半に、辻の一字を黑く出したる差物なるが、其夜、左衞門佐矢文を射させ、今朝の迫合に、銀の髑髏と、四半に辻の一字出したる武者、殊更粉骨ありといひ送りたるに依つて、兩人の働著し。同八日、秀忠公、本多佐渡守を召して、昨日迫合ひたる始終を聞かせ給ひしに、佐渡守申して曰く、大久保・牧野が手の者、下知なくして兵を進めたるは、沙汰の限なり。凡そ軍法を破るは不忠とすべし。

不忠の者、其罪遁るべきにあらず。大久保・牧野が物頭に、腹切らせらるべしと諫めければ、秀忠公も御許容あるにより、佐渡守、其旨を大久保・牧野にいひ渡す。兩人詮方なく、家人に腹切らすべしとせしに、牧野康成が息新次郎、此仰を承り、手柄したる家來に、腹切らするに於ては、重ねて誰か身命を捨てゝ働くべき。所詮我等が計らひありとて、牲掃部を召具して、御陣中を立退きたり。是に依りて、右馬允も逼塞して居たりしが、秀忠公の若君御誕生の時、新次郎も御免を蒙り、父右馬允も始の如く召出され、彼の新次郎、御陣を退きたりと聞えければ、大久保相模守が息新十郎も、旗奉行杉浦總左衞門を連れて、退去すべしと用意せしに、總左衞門承引せず、御志は身に餘りてあり難けれども、我が命助かるべき爲めに、主君を浪人させ申さんは、本意にあらず、命は義に依つて輕しとて、忽ち自害したり。總左衞門久勝が嫡子平太夫久成も、此時、大久保が陣に居たりしを、一命を助けられ、後には大久保加賀守忠常に仕へたり。二男十兵衞久直は、大久保が領地相州小田原にありしを、父總左衞門が志を御聞届あつて、後に秀忠公へ召出さる。彼の杉浦總左衞門

は、元來御家人なりとかや。又昨日の迫合の時、神子上典膳と、辻太郎助と、城兵依田兵部を、一刀づゝ切りたるに付きて、神子上・辻、前後の爭あり。神子上は、彼の敵、朱盔（かぶと）に頬楯なしといひたりしに、辻は朱盔に朱の頬楯を懸けたりといふによりて、雙方疑なきにあらず。是に依つて、牧野右馬允が家來二三人を、馬買になして、上田へ遣し、件の趣をいはせけるに、城兵山本清右衞門に行逢ひて、爭の旨趣を語りければ、山本が曰く、依田兵部は、朱盔を被つて、頬楯を懸けざりしが、面に創を被りて血に染みたれば、朱の楯當と見られたるは理ながら、頬當なしといひたる人、初太刀なるべしといふによりて、依田を太刀付けたる先後の爭止みしとなり。彼の神子上は、初め里見の家にあつて、一刀流といへる劒術に長ずる者なりしを、秀忠公、御家人になし給ひ、劒術を習はせ給ひしが、御懇志の餘に、御諱の一字を與へさせ給ひ、後には小野治郎右衞門忠明といひたるは、彼の典膳が事なりとかや。

一本に、彼の眞田安房守昌幸は、其始、武田信玄に仕へしが、彼の家の家老内藤・山縣・土屋・武藤四老の内、武藤氏絶えたるを繼がせ、武藤喜兵衞といひたる武功の

物頭なり。父は眞田彈正幸信入道一德齋といひたり。一德齋が嫡子尾張守忠葦・二男兵部〔忠イ〕達連兄弟ともに、三州長篠にて戰死するにより、三男喜兵衞を安房守となし、再び眞田家を繼がせ、信州上田三萬八千石を與へられたり。武田勝賴滅亡の後、眞田も信長公に降り、本領上田に在城す。信長公亡び給ひて後、甲斐・信濃・上野に置かれたる新地頭、各城を出で馳上りければ、上杉景勝は、信州を手に入るべしとて馬を出し、家康公は、甲州を治めらるべしとて、御馬を出されしに、北條氏直も、甲州を取るべき爲めに出馬して、甲斐にて家康公と對陣あり。此時、安房守も上州へ働き、沼田の城地三萬七千石を切取りたり。此時、上野を一圓に領地すべしとする內に、家康公と北條氏直和睦ありて、家康公は甲州を治められ、氏直は上野を治むべしと約諾して、氏直、上州へ大兵を進められしかば、眞田も同國沼田の城に居て、北條と相戰はんと用意せしに、家康公亦信州を治めらるべしとて、御人數を出すべければ、安房守、上田を覺束なく思ひ、沼田には長子源三郎〔後伊豆守と號す〕を殘し、其身は上田へ歸城したり。源三郎は、北條多兵なるにより、

德川、眞田確執の原因

出て戰はん事もなく籠城せしが、北條氏直、沼田を攻むべしと計りけれども、彼の城要害宜しく、其上、眞田が武略、小身なれども侮り難し。內々、家康公と約諾の如く、上野一國は、手に入るべきものをと思ひて、速に軍を入れたり。斯かりければ、家康公、眞田が方へ御使者を立てられ、北條に沼田を渡すべしと仰せけるに、眞田一向承引せず。我等鋒先にて、攻め取りたる沼田を、他人に渡すべき樣なしと、御返答申すに依つて、家康公怒り給ひ、天正十三年酉の秋、眞田安房守を御攻めあるべしとて、御家人大久保七郎右衞門忠世・鳥居彥右衞門元忠・平岩七之助（後主計頭と號す）親吉・保科彈正正久・岡部彌四郎（後內膳と號す）長盛・柴田七九郎景政・屋代越中守政信・三枝平右衞門守勝、其外、信州の先鋒諏訪・下條・大草・和久・遠山等彼是七千餘人、上田へ差向けらる。寄手の軍士等、尼が淵の要害恐るゝに足らずと思ひ、神奈川を渡りて、城邊に攻め近づく。此時、安房守は、家來根津長右衞門と、碁を打ちて居たりしが、敵早や城の門前に著したりと告げければ、安房守、碁を止めて、湯漬飯を食ひながら、驛頭馬二千疋を、大手へ引出すべしと下知して、其身も、驅て

大手へ出でければ、軍士等引立てたる馬を見て、何様、此馬に乘つて馳懸り、寄手を追拂ふべしとの事なるべし。あはれ、此方へ下知あれかし。一番に馳出でゝ働くべきものをと、各思ひけるに、案の外、彼の馬の力皮に、長刀をからみ付けて、敵をかけ倒す様に拵へ、門を開きて、彼の馬を一同に放立てければ、馬怒つて、寄手の陣列を懸破りしに、屈強の兵四五十人、續いて突懸り、七八町捲り立てたり。最前、寄手の攻來る軍士、尼が淵を堰して川水を湛へ置きしが、敵兵の渡る時、切落して備を立切りけるとなり。斯くて安房守は、始終成功なかるべしと思ひ、

昌幸、家康と和平

秀吉公の旗下となりければ、秀吉公下知に依つて、家康公と眞田父子和平あり。同天正十七年、氏直上洛の沙汰ある時、沼田を給はるべしと願はれしに、秀吉公聞き給ひ、元來、家康公と約諾の事なれば、禁中に對し申立つべき道理なし。但こし眞田源三郎、沼田を立つて北條に渡すべしと、然る上は、家康公領地の内にて、知行沙汰せらるべしと、秀吉公仰せらるゝに依つて、源三郎、城を出でければ、氏直家人猪股能登守範直に、沼田を與へらる。然れども、氏政・氏直上洛なきによ

り、同十八年、關白殿、小田原へ進發ありて、北條氏滅亡せり。爰に於て、關東六箇國、家康公の御領地となりければ、眞田伊豆守に、舊領沼田を與へられたり。此故に、眞田父子、會津へ出陣の頃、石田・大谷が下知を請けて、父安房守は領地上田へ歸り、城に籠り、嫡子伊豆守は、內府公御味方に參り、秀忠公の御供して、上田へ向ひたりといへり。今按ずるに、此說、正說なるべし。但し天正十三年の秋、家康公、上田の城を攻め給ひし丸子合戰、其外、此時の事跡を、慶長五年の軍記にも、まじへ書きたる別本あり。信用するに足らず。又一說に、太閤御在世の時、安房守を伏見の城へ召して、碁を打たれしに、秀吉公、御戲れに其方は、古主信玄が軍したる樣に、身構計りする人かなと仰せければ、安房守、忽ち面色を變へて、其碁を突崩し、某が先主信玄は、敵國へ踏込み、所々の城攻合戰に、臆を取らず。然るに、下手の碁に譬へて、身構せしと仰せらるゝは、心得ぬ事なりといはれければ、秀吉公の御前に居たる人々、太閤の御機嫌覺束なく思ひ、手に汗を握るに、太閤、殊の外おかしがり給ひ、此年まで直らぬ卒爾の持病起りて、房州が耳

に障りたるは理なり。去りながら、自慢せらるゝ信玄の手柄と、我等の武功を引き較べて、分別せられよと仰せければ、安房守、兎角の御返答なかりしといへり。今按ずるに、安房守、斯様に御因まで思ひ出でて、太閤の御恩を蒙りたりといはれしにや。一説に、城兵寄手を防ぐべき爲めに、朝日山へ出でけるが、眞田伊豆守、先陣に進むを見て、敵の旗の紋六文錢なり。伊豆守なるべし。如何仕るべきやと、城中へ伺ひしに、急ぎ引取るべしとあるに依つて、〔朝日ヵ以下同じ〕旭山の城兵、皆引入りたりといへり。今按ずるに、旭山・伊勢崎同所なるにや。又城より突出でたる時、豫て仕置きたる城兵、敵の横を射たり。是れ安房守なりといへり。正説なるにや覺束なし。又別記に、眞田一德齋が嫡子源太左衛門、其弟兵部兄弟中惡しく、長篠合戰に武功を爭ひて、兄弟ともに討死したり。又安房守が嫡子伊豆守、其弟左衞門佐と不和にして、此時、敵味方となり、又伊豆守嫡子十六歳・二男十四歳の時、喧嘩して相果てたり。三男河内守信吉、其弟内記信政と又不和なりしが、信吉は兄なれども、分地三萬石給はりて、沼田城主となり・其子伊豆守信利、其家を繼

ぎ、內記信政は、父豆州の家督を繼ぎ、其子伊豆守信房、其家を相續す。彼是眞田氏の業因なりと記す。今按ずるに、眞田氏の兄弟、打續き不和なる事を聞かず。事を好む人の異說なるか。但し本多正信が二男安房守、弱年の時、秀忠公の近習たりしが、戶田左門氏鐵が弟帶刀を相語らひ、眞田伊豆守が子島之助を意趣討にして、御旗本を立退き、安房守は加州の家人となる。今安房守が先祖なりと聞く。若し此事を誤りて、眞田氏兄弟討果したりといへるにや。異本に、秀忠公の御先手、上田の城を攻圍み、城門に付きたりしを、城兵蹴放の下より、寄手の足を拂ひし故に、足に創を蒙りたる輩、働き難くなりたりと記す。今按ずるに、前に論ずる如く、天正十三年の事跡を誤りて、記せるにや覺束なし。一本に、彼の朝日山丹波守、初め與助〔チイ下同ジ〕といひて、菅沼氏の家臣なるが、駿州田中の城を攻められし時、與助只一騎馳付け、比類なき働あるにより、豐後守、菅沼小大膳に所望して家臣となし、二千石授く。後に、朝日丹後直重と改名し、結城秀康公に仕へたりと記す。今按ずるに、朝日與助、本多濃州に仕へたる說を聞かず。大樣異說なるべき

菅沼忠昌につきての一説

にや。又一說に、上田の腰曲輪を攻め取りたる菅沼忠七郎忠昌は、奧平美濃守信昌の三男にて、九八郎家昌の弟なる故に、家康公の御外孫なるを、菅沼小大膳定利が養子となし給ひて、上州吉井二萬石を與へられたり。彼の小大膳が養父菅沼大膳は、家康公、未だ濱松に御在城の時、御家老六人の其一人にて、武功其隱なし。本多豐後守廣孝が婿なりしが、其妻女に子なし。大膳病死するに依つて、甥の花井勘九郎に、大膳が家督を繼がせて、信州飯田の城主となし給ひ、伯父大膳が後室を、妻にすべしと御下知あり。是より名を改めて、菅沼小大膳となる。小大膳も、又嗣なかりけれども、伯父の家を繼ぎ、剩へ、其後室を妻となしては、一人の妾も置くべからずと、一生貞實の行あるに依つて、家康公、感じ思召して、御孫忠七郎殿を、慶長二年酉の春、小大膳が養子となし給へり。此時、小大膳は隱居して、領地吉井に居たりしが、家老朝日丹後諫めけるは、今度の一亂、內府の御一生の御大事なり。御隱居の御身なれば、微勢にても苦しからず。御先手ながら、御供を願はせ給ひ、味方利あらずんば、御討死然るべしといひたりしに、小大膳

承引せず。我れ既に年寄りたれども、馬上にて下知する程の事は、壯年の者にも劣るべからず。然れども、隱居の身にて、忠節立の御願遠慮あり。其上、此度の亂に於ては、必定御勝利と覺えたり。唯年寄相應の勤なれば、御留守を承り、自然の時は御奉公すべし。汝は忠七郎を〔補イ〕輔佐して、馳上るべしとあるにより、丹後悦びて、中山道に赴き、忠七郎手に付きて武功を顯しけるとなり。内府公、小大膳が申す所を聞かせ給ひ、彌〻其志を御稱美ありしが、慶長七年の夏、忠七郎に松平氏を給はり、松平攝津守になして、濃州大垣十萬石を與へらる。彼の朝日丹後は、其後如何なる故にや、越前黃門秀康公に仕へ、秀康公三男出羽守忠政の家臣となりて、其子孫、今も雲州にありとかや。別本に、秀忠公の御前にて、城攻の御評議ありしに、太田甚四郎進み出で、御先手、城邊に近づきたる時、〔同イ〕明勢續くに於ては、城を乘取るべきものをといひたりしに、本多佐渡守甚だ怒り、物をいはすれば、むつとしたる事を申す者かなと叱りけるに、榊原式部大輔は、御馬廻の輩拔駈仕る、沙汰の限なりと申すに依つて、中山助六郎・太田甚四郎・齋藤久右衞門・

小野次郎右衛門・朝倉藤十郎・辻太郎助・戸田半平等、上州吾妻郡石櫃〔概ィ〕に蟄居せしが、程なく御赦免ありたりと記す。正說なるにや、覺束なし。又一書に、敵味方の陣間に、手負一人伏し居たり。神子上典膳、傍輩中山助六に向つて、彼の敵手負なれども、嚴しき戰地なれば、首を取るべきかといひたりしに、助六同意するに依つて、神子上、聽て其首を取る。敵兵、首を取らせじと懸合せけるに、中山助六、其敵を突拂ひたり。神子上が働を場中の功名なりと記す。尙古按ずるに、今の小野治郎右衛門物語せられけるを聞くに、大概、本文に書きたる如し。神子上場中の功名といへるは、異說なるにや。又別記に、太田甚四郎吉政は、天正十二年尾州星崎の城邊にて、忍の者を捕へけるに、左腕を突拔かれ、臂かゞまりて、射藝の妨となるに依り、右を弓手となして、此時も數輩射倒したりと記す。實說なるにや覺束なし。又一本に、城兵依田兵部・山本淸右衛門・齋藤左助は、城主の下知を請けて、武見〔物ィ〕に出でしが、寄手の懸り來るを見て、齋藤は引退き、依田兵部と山本淸右衛門は、一踏止まりて鑓を合せけるに、山本が朱柄の鑓、太刀打より折れけれ

秀忠、上方に發向

ば、迚も働なり難しと思ひ、深手負ひたる兵部を、肩に懸けて、城中へ入りたりと記す。正説なるにや、覺束なし。

斯くて、秀忠公は、本多佐渡守等が諫に随はせ給ひ、上田の城攻を御止めありて、同九日、小諸へ御馬を入れられ、羽柴右近大夫・仙石越前守・石川玄蕃允・諏訪安藝守を、上田抑に殘し給ひ、悉く上方へ御發向あるべしと、仰出さる。是より先き、秀忠公、未だ宇都宮に御出陣の時、內府、本多佐渡守を、宇都宮より江戶へ召し給ひ、御武略を仰聞けらるゝ、御門出に、木曾路は切所といひ、殊更石川備前が代官地、彼處に於て、中納言の發向を妨ぐべき事必定なり。木曾の舊主木曾伊豫守も、密に會津陣の供したりと聞く。彼を木曾へ上せ、舊領の民を語らひ、道を開く才覺させよと仰せければ、佐渡守承り、彼の伊豫守は、分別なき男にて、左様の計策〔あた〕なるべからず。今度忍びて、御供仕るに付きて、昔の家人共を數輩召連れたり。其家人の內に、才覺ある者を、木曾が名代として、御上せあれかしと申すに依つて、其家人千村平右衛門・山村甚兵衛・馬場半左衛門を召し給ひ、汝等急ぎ木曾へ赴き、民を語らひ入れて、味

方の通路を開くべしと仰遣され、金銀を與へられしかば、彼の者馳上り、木曾の近邊宮腰に著きて、名主・百姓を密に呼寄せ、昔の知行を、木曾殿に給はるべき御內意あり。其方共は、一揆を起して、石川備前守が代官共を討果し、木曾路を開くに於ては、先づ五年の間、作取りたるべし。當座の御褒美とて、黃金一枚づゝ、面々に與へらるべしと、彼の者にいひ聞かせ、其旨を在々所々へ觸廻しければ、木曾の杣人・百姓等、舊主の因を思ひ、數千人其下知に從ひたり。千村・山村・馬場三人の家老共、彼の伴頭を隨へ、明日、敵を追拂はんと相定む。時に山村甚兵衞が曰く、此由、秀忠公へ註進申さんとて、本多佐渡守方への書狀を調へけるが、此地の一揆、思の儘に相催す。卽時に敵陣へ攻め入り、悉く追散らし、首數若干討取り、木曾の道路を開き申したりと書きて、千村・馬場に、判形せよといひたりしに、千村平右衞門、暫く同意せず。明日、敵陣を攻破りての後は、此文意然るべし。未だ本意に任せずしては、後日僞の樣になるべしといひけるに、山村重ねていひけるは、明日の合戰に、打勝つべき事必定なり。若し利あらずば、各我々、忽ち一命を抛つべし。死後に此書狀

披露ありとも、志に於て其恥辱なく、必ず戰功を立つべしと決定して、斯樣には書きたるにやと、御沙汰あらん事勿論なり。其上、此書狀を關東へ捧げては、是非に明日、敵を追拂はんと、味方に示す一術なり。唯〻我等に任せよと、論ずるに依つて、千村も馬場も、遂に承引して判形を居ゑ、其連書を飛脚の者に渡し、道中三日の間に、秀忠公の御陣所へ馳付けて、文箱を捧ぐべしといひ聞かせければ、其早打、小諸の御陣に參り、書狀を奉りしを、本多佐渡守披露申しければ、彼の三人速に功を立て、木曾路を開く事、粉骨なりと仰せらるゝに依り、佐渡守、奉書を三人の方へ送りたり。彼の飛脚、木曾を打立ちたる翌日、一揆三萬餘人に、紙小旗を持たせ、敵兵三所に居たるを、無二無三に切懸り、千村・山村・馬場以下、身命を捨てゝ嚴しく相戰ひければ、敵兵、不意に攻められて、速に敗北せしを、勝に乘じ追懸け、悉く討果し、鄕民等の敵に與するをも、一時に追拂つて、木曾平均に納めたり。去る程に、秀忠公、九月十一日、小諸を御出馬ありしが、吉田父子、御發向の妨をなす事もやとて、本道を避けさせ給ひ、其日、長峯に御止宿なり。今日の間道、甚だ切所にて、御供の上下各疲

秀忠、木曾に著陣

勞したり。此日、榊原式部大輔は、眞田父子、若し、喰止むる事もやとて、出馬せば、一手を下知して追崩し、折よくば、上田の城へ附入にせんものをと放言して、木道を打たせ、和田峠を越えけれども、眞田父子、出馬せざるに依つて、榊原は異議なく御本陣へ馳參りたり。翌十二日、秀忠公、梶原に御著。十三日諏訪。十四日本山。十五日木曾に御著ありければ、山村甚兵衞・千村平右衞門・馬場半左衞門罷出で、御目見申しけるに、今度の武功抜群なりと仰せらる。其後、内府公も、彼の三人の戰功に依つて、三千石宛、木曾にて與へ給はり、山村甚兵衞・千村平右衞門は、尾州の與力に附けられ、馬場半左衞門は御旗本へ召出されけるとかや。

一説に、木曾千次郎は、木曾左馬頭義昌の子なり。義昌は、木曾義仲より十四代の嫡流にて、代々木曾に居られしに、武田信玄と度々相戰ひ、終に打負けて降參せられしに木曾は、高家なりとて、本領を與へ、晴信の聟とせられしが、信玄逝去の後、四郎勝頼、無道の行あるにより、左馬頭、忽ち勝頼に背き、織田城介信忠を引出し、勝頼忽ち滅亡せり。是れ木曾左馬頭が忠節なりとて、信長公、典厩に安曇(あづみ)・

筑摩二郡を御加恩あり。信長・信忠死去の後、信州一圓に、家康公の御領地となるに依つて、典厩も御旗本となり、程なく卒去せらる。子息千次郎義就は、信玄の外孫なれども、父の家督を御繼がせあり。天正十八年の秋、家康公、關東六箇國御領地の時、木曾千次郎には、上總蘆戸にて二萬石給はり、木曾、伊豫守となり、高麗陣の頃、家康公の御供して、肥前國名護屋に下り、其後、采祿を沒收せらる。其濫觴を聞くに、豫州の叔父木曾內藏助は、江戶へ召出されて、知行三百石給はり、豫州も百石の扶助あり。豫州、弱年なるにより、內藏助其政務を聞きたり。然るに、內藏助、鈴蟲と號する名作の轡を持ちたり。是は信玄の家珍なるを、彼の轡を與へられしに、內藏助、又馬の上手なるに依つて、舍兄典厩、彼の轡を讓りたり。世に隱なき轡なる故、伊豫守、度々所望ありけれども承引せず。或時、內藏助を呼寄せ、其遺恨をいひ聞かせ、忽ち手討にしたり。家老共、是に驚き、家康公の御旗本に仕へらるゝ人なるに、いかで斯樣にせられたりやといひけるに、內藏助は、我等が叔父なれども、知行を合力する上は、家來も同前なりと答へられ

しを、各心得難く思ひ、豫州の一族と相計り、亂氣の樣にいひ立てゝ、逼塞させたり。其頃、又豫州の内室、小姓と密通あるとて、内室と小姓を手討にせられたり。是等の趣、家康公の御耳に入ければ、内藏助を恣に殺害するのみならず。妻女家來を、斯樣に重き罪に行はゞ、奉行へ申屆くべき事なるに、甚だ越度なりとて、領地を召放たれ、會津御陣の時は、浪人なるが、忍びて御供せられ、家老共は、木曾にて戰功を立てけれども、奥州は歸參の御沙汰なかりしに、程なく廿四歳にて病死せられし故に、木曾義仲の血脈、爰に於て絶えたりといへり。又一説に、秀忠公、信州上田に於て、關ヶ原合戰御勝利の註進を聞かせ給ひ、本道は上田の城へ近きに依つて、是より甲州へ御懸り、上方へ御馬を進められしといへり。又大猷君〔公イ〕老兵を召して、此時の物語を聞かせ給ひし時、御次の人々記し置きたる覺書の中に、秀忠公、甲州鍛冶〔鰍〕か澤にて、上方御勝利の註進を聞かせ給ひしとあり。今按ずるに、秀忠公、九月十三日に、信州下諏訪に御止宿ありて、彼所より諸將に與へられし御書あり。然れば、上田にて關ヶ原合戰の註進を聞かせ給ひしとあるは、異説なる

井戸傳三郎と彥五郎

べし。又甲州へ、御馬を向けられたりとあるも、道筋覺束なし。但し正說なるも知り難し。又別記に、秀忠公、小諸より役行者といふ道へ、御懸りありしと記す。今按ずるに、小諸より長峯の間に、役行者といふ所あるにや、覺束なし。或說に、秀忠公、上田より上方へ御馬を向けられし後、上田より城兵突出でて、暫の間戰ひしが、羽柴忠政の隊長井戸宇右衞門が弟井戸傳三郎・同彥五郎等、手に合ひけり。忠政、其功を感じて、傳三郎に新知四百石・彥五郎に新知三百石與へられしといへり。尙古按ずるに、予が昔傍輩に、可兒道本・知田勘兵衞と號する者あり。彼の兩人、初め森忠政に仕へし故に、上田表の物語を問ひければ、道本勘兵衞が曰く、忠政の領地川中島は、上田より程近きに依つて、彼の家の隊長井戸宇右衞門等を上田に殘し、城兵出づるに於ては、狼烟を上ぐべしと下知して、忠政、領地へ歸城せられしに、井戸宇右衞門、主人に告ぐる事ありて、上田より川中島へ赴きし跡に、城兵出でて相戰ひ、宇右衞門が弟傳三郎、彥五郎手にあひければ、宇右衞門、時節惡しく川中島へ歸りたる事を、口惜しく思ひたり。其後、忠政、作州へ入國あり。

其頃、井戸宇右衞門・佐中五兵衞・渡邊越中・名古屋九右衞門等の隊長あり。宇右衞門は、其首、和州井戸の地頭なるに依つて、家中の輩、敬をなす。名古屋九右衞門は、蒲生氏郷の家より出で、新參なれども、忠政の緣者なれば、宇右衞門が上に立たん事を思ひ、宇右衞門は、又九右衞門が下に立たん事を憤りて、兩人、其頃不和なりしが、誰がいふともなく、宇右衞門が、上田より川中島へ歸りたるは、敵の出づべき物色を計りたる故とて、人々譏りあへり。宇右衞門、之を傳へ聞くと、九右衞門が所爲なるべしと推量して、此事の理否を御糺明あるべしと、訴へければども、忠政、承引なかりければ、宇右衞門、本意なき事に思ひて、奉公怠り勝なるを、忠政、之を深く憎み、家老の面々と相謀り、宇右衞門を誅戮すべきに定めらる。

其頃犬庄の城を、今の津山へ改め築く事ありしが、忠政、津山の普請場にて、名古屋九右衞門を近づけ、井戸宇右衞門を、誅戮せよと下知せらる。彼の九右衞門は、其始め蒲生氏郷に仕へし頃、名古屋山三郎といひて、十六歲の時、奧州名生の城にて、比類なき鑓を突き、名古屋山三郎は、一の鑓と小唄にさへ、歌はれたる勇士

名古屋九右衞門と井戸宇右衞門

なり。殊更其日、忠政より給はりたる名刀を以て、唯一擊と思ひ定めて、宇右衛門を礑と切りたるに、宇右衛門、忽ち拔拂つて、九右衛門を切殺す。其時、傍輩馳寄りて、はた〳〵と切るに、宇右衛門、主人の前をや憚りけん。拔持ちたる太刀を振上げず、其場にて討たれければ、彼が弟傳三郎、彥五郎別人に下知して、其日、犬庄にて誅戮せられしとなり。此頃、人の語りけるは、忠政、其後、駿河へ參府ありけるに、家康公、彼の井戶宇右衛門を、惜ませ給ひけるにや。暫く忠政に御對面なかりしといへり。又或說に、本多美濃守に仕へし九鬼四郞兵衛は、度々手柄ありて、上田表にても、心操を顯し、歌にも心を寄せ、優しき者なりしが、美濃守が疎略なるを恨みて、

破れ笠首にかけては暮すともあめがしたにてみのはたのまじ

と、狂歌を讀みて、彼の家を立退き、松平隱岐守に仕へしが、

おきくらくふる橫雨に袖ぬれていまはむかしのみのぞ戀しき

と讀みて、又其家を立去りて、加藤淸正の臣となり、其後、黑田長政より千石の領

地を請けて、筑前に居たりといへり。偖古按ずるに、一朝の怒に、君臣の道義を忘れ、卒爾に仕を返したる輩は、道を失ひたりとすべし。假令、去るべき義ありて、其家を退くとも、四郎兵衞が如く、惡口をいひて、君を譏るべき樣更になし。其頃の武士、動もすれば、出處進退に此類あり。四郎兵衞、一人に限りて譏るべからず。但、山田九兵衞と號する者、增田右衞門尉に仕へ、其後、有馬豐氏の臣となりし。何れの城にも、働ありと聞えければ、有馬の家老稻次壹岐、彼が功勞の顯はれざるを惜み、山田を呼びて、御邊は增田殿に居られし頃、武功ありと聞く。其始終を、ありの儘に物語せられよといひしに、山田一向承引せず、御家老の仰とも覺えぬものかな。我も人も立身を心に懸け申すは、常の事なり。某、少しの稼あるに於ては、何しに隱し申すべき。右衞門尉所に、小身にて居たりし上は、更に御不審なき事なりといひて、古主を譏らず。又自分の功に誇らざるは、心憎き武士なるにや。又別記に、小笠原左衞門佐が領地信州妻子の里民、一揆を企てけれども、左衞門佐、其一揆を退治したりと記す。偖古按ずるに、左衞門佐

は、其頃、總州本城を領地とせしと聞く。妻子と彼の小笠原氏の舊領なるにより、後人誤りて、此説をなせるか。但、左衞門佐、此時、御先へ馳上り戰功ありたるにや、覺束なし。

濃州八幡城ヶ根城攻附和睦

爰に、千葉介常胤が六男東六郎胤縁が後胤、遠藤左馬助後但馬守と號す慶隆は、代々濃州八幡の城に居て、郡上郡二萬六千石を、一圓に領しけるが、太閤の御時、如何なる故にや。郡上を沒せられ、東美濃小原にて、僅に七千五百石與へらる。是に依つて、遠藤氏、數年恨を含み居たりしに、其頃、美濃の國中はいふに及ばず、隣境を領する小身の輩は、岐阜中納言秀信の幕下たるべしと、太閤定め置かれしに依つて、秀信卿、石田と同意ありて、後、旗下の面々へ書狀を送り、石川備前守が加勢として、尾州犬山の城に籠るべしと下知せらる。各秀信の仰に隨ひける中に、遠藤左馬助返答申して曰く、旗頭御下知なれば、違背すべきにあらず。然れども、內府、天下の執權な

遠藤慶隆家康に味方す

れば、其下知に隨はん事、勿論なり。然るに、上方と一味をなし、內府に楯を突かん事、聊か心得難しとなり。秀信、重ねて使者を遣し、色々意見ありけれども、遠藤同心なきに依つて、然らば、他人見懲の爲め、遠藤を誅罰あるべしとて、秀信卿、三成方へ內談せらる。三成も下知なり難きに依つて、大坂へ飛脚を上せ、秀家・輝元へ、此旨を告げて、彼是時日を經る內に、關東勢、尾州淸洲へ著きければ、諸方手遣の相談に紛れて、遠藤を誅罰せらるべき沙汰なかりしとなり。此日、榊原式部康政、內府公の仰を承けて、遠藤左馬助方へ書狀を送る。此方の味方せらるゝに於ては、恩賞重かるべしといひ遣はす。遠藤は、內々石田に遺恨あるに依り、內府の仰を幸と思ひ、此度、御味方に參り、忠節を致すべしと返答す。又左馬助聟の遠藤小八郎胤直は、六千五百石を領して、小原より五里隔りたる大地の城ヶ根に居たり。彼は上方に與しけるに依り、遠藤慶隆、小八郎に度々意見すれども、小八郎承引せず、秀信卿の味方となり、岐阜へ人質を出しければ、秀信公、兵士五騎・鐵炮三十挺、小八郎に加勢せらる。斯かりければ、遠藤慶隆は、同姓といひ聟なれども、小八郎胤直が、內府

の御敵となりたるを惜み、彼を攻め靡け、其後、舊領郡上を取返すべしとて、七月初、小原を打立ち、同國佐見に陣を居ゑ、小八郎と、日々に鐵炮迫合あり。此所より、家來村山市藏を使者として、金森法印方へ書狀を遣し、内府公の御味方に參るべし。但し近年稻葉右京亮が領地する郡上は、某が舊領なり。右京亮父子、御敵となつて、石川備前守が加勢の爲めに、尾州犬山の城へ赴きたり。此の隙に某出馬仕り、八幡の城を落し申すべし。又某が一族遠藤小八郎、敵に與するに依つて、再三意見を加へ申すと雖も、承引せざる上は、彼をも討果し、御忠節に仕ふべし。此旨、御披露あつて給はるべしといひ送る。彼の法印の長子金森雲州も、左馬助壻にて、法印と緣者なるに依り、村山を法印の方へ遣しけるとなり。法印、頓て酒井忠兵衞に付きて、此旨を申述べければ、内府公、遠藤が一筋に御味方すべしとあるを、御悅喜ありて、御書を與へらる。其趣に曰く、

美濃國の内、郡上郡今度之爲忠節、一圓進置候。全可有知行候。委細金森法印可被申候。恐々謹言。

八月二十日　家康

遠藤左馬助殿

遠藤慶隆郡上に進軍

去る程に、遠藤慶隆は、七月半より八月末まで四十日計り、遠藤小八郎と日々に鐵炮迫合して居たりしが、家來村山市藏、内府公の御書、又は金森父子が書狀を、伏見の陣所へ持來り、其上金森父子も、關東より馳上りければ、彼の父子と示合せ、郡上郡八幡の城を乘取るべしとて、金森方へ、其旨をいひ遣し、嫡子松藏に、池戸左衞門・遠藤作右衞門・三木五兵衞・野田宇兵衞・餌取喜八郎・豐田喜八郎等を相添へ、小八郎が抑として、坂下の妙觀寺〔觀音イ〕に殘し置き、慶隆は舍弟遠藤助次郎慶胤・同長助慶㑹・鷲見忠左衞門・餌取次郎作・遠藤新助・同彌左衞門・粥川小十郎・同五郎左衞門・松井與八郎・餌取作右衞門・松井德藏・村山市藏・池田所之助・同作平・佐藤又右衞門・各務兵十郎・同治左衞門・石井彌五郎・小池喜太郎等四百餘人を相具し、八月晦日に、席田郡より郡上へ旗を進む。八幡の城主稻葉右京亮貞通は、秀信の下知を請けて、嫡子彥六郎一通・次男甲斐守・三男忠次郎・四男右近・稻葉九郎兵衞・土井庄右衞門・大口市右衞門・

八幡城の要害

後藤助左衞門・渡邊源太郎・林半三郎・岡部喜兵衞・渡邊半兵衞・佐郷佐右衞門・伊東又左衞門等を召具して、犬山に赴きて城に籠り、留守には、末子修理に、稻葉土佐・竹岡長左衞門・片桐入道智芳・稻葉藤內・林太郎左衞門・柴崎甚右衞門・寺澤十左衞門・堀九助・野中新助・三木長兵衞・宇野兵內・高田平兵衞・川尻權平・加納長介・岡部左衞門・鷲尾喜藏・權藏主・瑞行等を相添へたり。然るに、敵兵寄せたりと聞きて、小室傳三郎を犬山に遣し、其旨を述べければ、右京亮是に駭き、八幡の加勢として、稻葉九郎兵衞・大口市右衞門・後藤助左衞門・源太郎・（渡邊なし）、林半三郎・岡部喜兵衞・渡邊半兵衞・佐郷左衞門・伊東又右衞門等を差遣す。稻葉修理・稻葉土佐は、君臣相謀り、城下近邊の農夫又は商人まで、用に立つべき者を選び、城中へ入れて、口々を堅く、坂本口・鷲見口・和州口へ、兵を分けて守らせけるに、犬山より加勢來りければ、彌〻堅く城を守る。西南は犬山口、田島舟渡あり。此川を堺て、西は稻葉が領地、東は兩遠藤が知行なり。此船渡にも、兵士を分ち置きけるが、遠藤慶隆が旗先を見て、頻に鐵炮を放つにより、遠藤は、無益の所にて士卒を疲かし、玉藥を費すべからずとて、川の上下へ、人

慶隆、八幡を攻む

を遣して、見せけるに、川下の下原といふ所の金森が領地にて、其家來粥川忠七郎・篠脇十左衞門、彼所を固めたりと告ぐるにより、慶隆、彼の兩人方へ軍使を立て、其邊に敵地へ渡るべき所やあると、問ひければ、兩人聞きて、早く此方へ御馬を進めらるべし。筏を組みて渡し申さん。是より郡上の內、廣瀨へ出づる山傳の細道ありと答へければ、慶隆、頓て下原に至り、筏に乘りて、川を渡り、山中を分けて廣瀨へ出づる。此所に於て、遠藤家人粥川小十郎、土民を近づけて、此邊に稻葉が者やあると問ひければ、郡上の兵は一人もなし。小八郎殿の御內、秋山十三郎と申す人、爰に居られたりと語るに依つて、小十郎は、其土民に案內させて、矢庭に、秋山父子を討取り、其首を實檢に入れければ、遠藤氏、武始よしと悅び、頓て中原に懸り、祖師堂を經て、八幡表へ押寄する。松井與八郎、眞先に川を渡り、八幡の森に伏兵あるかと、窺ひけれども、敵一人もなし。遠藤典厩、八幡を拜禮して、此戰に打勝つに於ては、社を造營すべしと、信心に祈りけるとかや。其後、淺が瀧に至りければ、城兵川尻槌平、足輕を下知して、鐵炮を打たせけれども、遠藤が先手の銃頭、鐵炮にて

打立て、八幡の城より四里隔てたる法師丸に陣を取る。明くれば九月朔日、法師丸を打立ち、八幡より二里此方なる奈良峠へ、兵を進めけるに、昨日追立てられたる川尻權平、足輕を下知して、嚴しく鐵炮を打たせけるを、粥川小十郎・遠藤彌左衛門等、鐵炮迫合して、又川尻が備を追崩す。典厩、此時に、手の者に向ひて、此道筋は然るべからず。洞口より阿久田へ旗を進むべしとて、彼の道より城邊へ近づき、敵間を見るに、旗・差物を屏櫓に飾り立て、豫ねて示合せたる金森父子寄來るかと、瀧山の方を見やりけれども、旗の手も見えざるに依つて、中山の砦より稻葉忠次郎突懸るやと、覺束なく思ひ、粥川・遠藤・松井等、中山の砦を覗ひ馳せけるが、忠次郎は、犬山へ越したりといひければ、彼の三人を分けて、中山を押へたり。然る所に、金森父子は、兼約の如く、坂本口より寄來る。然るに、井伊兵部、本多中務と相談して、私に稻葉父子の方へ、書狀を送り、假令一旦、犬山に籠城せらるゝとも、其志を飜し、内府の味方となり給はゞ、内府疎略あるべからず。多年、貴殿と因あるにより、意見申すなりとありければ、稻葉父子承引して、仰に任すべしと返答す。是に於て井伊・本

兩軍合戰

多兩人より、遠藤・金森方へ飛脚を馳せ、稲葉父子、此方へ内通あり。然る上は、八幡の城攻御無用なりと告げければ、遠藤・金森同心せず。稲葉父子、犬山の城内におれば、必ず内府の御味方ともいひ難し。其上、我々出馬にて、八幡の城邊に陣を居ゑたる上は、一兩日の間に、此城を攻落し、關東へも、其旨註進すべしと、遠藤典厩、彌々城へ攻め近づく。家來池田新之助・松井德藏等、先を爭ひ、城の東の谷町を燒拂ひ、城より五町を隔てたる宮が瀨の橋際に、攻寄せけるに、遠藤助六郎、橋の川下を一番に渡り、鷲見・松井其外、先鋒の兵、續いて川岸へ上り、柵木を破りければ、城兵馳合せて、防戰ひけれども、遠藤新藏、比類なき働して、敵を突伏せ、其外遠藤が手の者身命を捨てゝ相戰ひ、城兵澁谷源次郎・天野七左衛門を初め、十三人討取りければ、稲葉が者共、此口を捨てゝ、城中へ引退く。搦手へ向ひたる金森父子は、本道には伏兵あるべきを慮り、大須身〔くぼみィ〕にて軍を二つに分け、本陣は寒水より瀧山へ懸り、池田圖書・湯淺入道道伴等は、白川口より八幡へ馬を進めしが、城の東なる古城山に上り、敵を見下して、頻に鐵炮を放す。此時、城兵大口市右衛門・後藤助右衛門・渡邊源太郎・

高田平兵衞等は、金森父子を防がん爲めに、寒水へ出向ひけれども、寄手左右へ入渡りければ、防ぐに術を失ひて、是も城內へ引入りたり。斯かりければ、金森雲州の先鋒、城兵におつすがつて、城下櫻町口へ押寄する。此所に掘切ありて、要害の地なるにより、城兵片岡長左衞門等防ぎけれども、攻破られて退くに、三の丸城戶口にて、遠藤庄吉・村瀨番右衞門、鐵炮を打たせ手痛く防ぎければ、寄手牛丸又右衞門、彼の鐵炮に中つて死を致す。此時遠藤典厩は、宮が瀨を攻破りて、城內に攻入りければ、金森雲州も、遂に櫻町口を打破り、金森家人池田・湯淺はかさみより鐵炮を打懸け、三方の寄手、一同に凱歌を作つて馳懸りければ、城兵三の丸を乘取られ、二の丸へ引入りしが、終に二の丸をも破りければ、本丸に栖籠る。此城の三の丸は平地なれど、二の丸・本丸は山高し、三の丸・二の丸の間は二町計り、二の丸より本城へは五六町隔てゝ、殊更險しき坂あり。南は大手、西は搦手、東は櫻町口、北は小野へ引廻し、岩壁峙ちて險地なり。搦手とする西の方は、瀧山の尾續きなるが、爰には二重三重に塹切を構へたり。寄手、本丸へ攻め近づきければ、城兵、櫓の上に矢石を備へて、嚴しく防ぐ。

寄手も鐵炮を頻に放ちければ、城兵三木長兵衞・野中新助等、其鐵炮に中つて命を落す。雲州は追手へ向はれしが、味方に手負死人あるべきを計り、家來遠藤近江・同太郎兵衞・吉田孫七郎・大坪彌一郎は、此地の案内者なるにより、彼等を先に立て、城の西瀧山の尾崎より本丸へ、兵士を進められしに、城兵柴崎甚右衞門・中村太郎左衞門、下合ひ堀切を隔てゝ、透間なく鐵炮を打たせければ、寄手今井兵助・生丸次郎右衞門・河波賀作十郎・南部宗次郎・島八郎兵衞・鈴木新平・長屋甚藏・田村宗右衞門・同孫三郎・日吉庄五郎・上田作太郎・曾我平八郎は、鐵炮に中りて即時に死す。雲州之を怒り馳付け、手の者を下知せられしに、城兵、雲州を目に懸けて、彌〻手繁く鐵炮を放ちけるに、雲州の盔に、二つまで中りたれども、名作の冑にて、銃子ぬけず。雲州の属兵大坪彌市郎、一番に塹切を越えて、突懸りければ、柴崎・中村も鑓を取つて、大坪と攻合ひしが、大坪、忽ち中村を谷へ突落し、續いて飛下り、中村が首を取り、又駈上りて柴崎と渡合ひ、脇腹を突きけれども、其身も股を突かせて、相引に引退く。飯沼源左衞門は、城の堀を越えて、塀の手に付き、飾り置きたる旗一本奪取つて、馳歸

りしに、〔夾間イ〕箭服を固めたる軍士等、頻に鐵炮を打ちけれども、飯沼は手も負はずして、馳歸りたり。金森父子は、飯沼源左衞門・大垣彌市郎が勇敢を稱美せらる。此時、吉田孫四郎、雲州に向ひて、此城急には落つべからず。夜に入りて、燒討に攻入るべしと申しけるに、出雲守承引せず。是程の小城といひ、敵兵微少なるに、忽ち攻落さぬ事やあるべきといはれしを、孫四郎、口惜しく思ひけるか、唯一人攻上り、雲州の目前にて討死す。又遠藤助次郎は、搦手口にて首二つ得たり。斯く、口々にて攻め戰ふ中に、稻葉が長臣林太郎右衞門が次男與平次、其頃十三歲なるが、落人の如く出でけるを、遠藤が手の者、鍛冶屋洞といふ所にて捕へければ、典厩、彼の與平次を、雲州方へ遣しけるに、金森甚だ悅び、究竟の人質なり。城を明けさするに、才覺あるべしとて、攻口をくつろげ、六七町退きて、瀧山に陣を取り、遠藤が方へは、其意趣をいひ送りければ、典厩も十三町距つて、大宮に陣を居ゑ、林太郎右衞門が次男を、捕へ置きたる旨を告げて、城を渡すべしといひ送る。城内には、其夜、各相談して、此上は降參然るべしといひけるに、稻葉修理・片岡長左衞門は、同意せざりし

を、稻葉土佐、利害を說きて修理を諫め、翌二日、一向宗安養寺の末院福壽坊に、土佐が子與市郎を相加へて、金森が陣所へ遣し、右京亮父子、內府公へ內通すると雖も、敵に隔てられ、犬山の城にあり。我と和談を調へ申す上は、林太郎右衞門が子與平次、又稻葉土佐が子與市郎を、人質に召置かれ、御無事あつて給はるべしといひければ、金森父子承引して、福壽坊を歸し、林與平次を、遠藤方へ遣し、稻葉土佐が子與市郎を、瀧山の陣に召置きたり。遠藤は、人質を受取り、大宮を五町引退き、愛岩山に陣を取る。爰に城主右京亮貞通父子は、未だ犬山の城內に居られしが、遠藤・金森が郡上へ攻め入りたるを、聞くと等しく、石川備前守と相談して、後卷の爲めに、犬山を打立ち、九月三日の寅の刻計りに、八幡より三里此方なる川安村に馳付け、爰にて、人馬の足を休めて、程なく馬を出し、若〔箱イ〕坂を越えて、城より一里隔てたる千虎村に陣を居ゑ、餌取長右衞門を、物見に遣しけるに、長右衞門聽て馳歸り、八幡の御城下には、敵一人もなし。遙に此方なる愛岩山の松原の內に、敵兵、陣を居ゑたり。是れ遠藤と覺え候ひぬ。城は〔扱イ〕解に至りたるか。左なくば、遠藤、是程まで引退くべ

き様なしといひければ、京兆、急ぎ軍馬を進むべしとあるにより、近臣進出でて、内内清洲侍從へ御内通ある上は、遠藤殿へ御手を入れられ、御無事然るべきかと諫めしに、京兆は、亡父一鐵にも、左まで劣らぬ强將なれば、此諫を一向承引せず。餌取長右衛門が見計らひの如く、我等が留守の者共と、遠藤左長解〔扱イ〕にして、城邊を退きたるにもせよ。目前なる敵を、關東へ内通したるに事寄せて、其儘、擱くに於ては、恐らく武家の瑕瑾なるべし。然れば、寄手を追拂ひ、城中へ馳入りて、遠藤・金森に、手を摺らせ、其後、和睦すべきぞとて、明くれば四日の未明に、愛宕山へ兵を進む。折節、朝霧深く立ち、遠藤が手の者、敵の來るを知らず、殊更、城兵と和睦の上なれば、油斷して居たるに、思の外に取懸けられて、上下騒ぎあへり。金森家人池田圖書・湯淺入道々伴は、稻葉が寄來るを見て、谷越に鐵炮を打懸けたり。遠藤が屬兵佐藤又右衛門・池田新之助は、山の尾崎へ下り、足輕を下知して、頻に鐵炮を打たせたるが、稻葉が手の者、山下に沿ひて、直に本陣へ攻懸りければ、遠藤が者共、弓鐵炮を備へて、防がんとすれども、霧深くして、敵味方をさへ分ち兼ねたる時に、粥川五

郎左衞門、鑓を取つて一番に突懸りしを、稻葉が從兵原小重郎、粥川を突伏せて、其首を取る。遠藤長助續いて馳懸りしに、京兆が兵士粥川佐兵衞突伏せけるを、典厩家人下野藤助、傍輩長助が首を下げて馳歸る。鷲見忠左衞門は、稻葉が軍士粥川六郎と突合せ、六郎手負ひけれども、終に鷲見が首を取る。遠藤が家人粥川小十郎は、射藝に長ずる者なるが、高き所へ上り、差詰め引詰め矢を放つ。霧深く矢先知れざりけれども、粥川に射殺さるゝ者數輩なり。中にも稻葉京兆、鞍がさに立上り、士卒を下知するに、粥川が放つ矢、胸板に中りけれども、甲堅くしてうらかゝず。京兆、矢を避けて、少し距りけるに、稻葉忠次郎、坂下より馳上り、粥川小十郎と鑓を合せけるに、稻葉忠次郎が從兵日比野吉左衞門、十文字の鑓を取つて、粥川と相戰ひ、遂に粥川を突伏せけるに、忠次郎續いて馳寄せ、粥川が首を取る。遠藤が手の者、身命を捨てゝ、防戰ひけれども、強兵に突立てられて、本陣迄崩れしに、遠藤が近臣、今は陣營叶ひ難し。是より瀧山へ引取つて、金森と一手になり、戰ひ給へと諫めければ、遠藤も、無念ながら二町計り退きしが、僞なる退口故に、內府より給はりたる御

判物を、愛宕山の陣所に取落し、口惜しき事に思ひければ、誰かある。彼の御書を取來り候へといひけるに、松井藤三郎、忽ちに馳返り、群りたる敵中に駈入りて、件の御書を取て歸り、典厩に渡しければ、遠藤、此御書を首に懸け、松井が今日の働に於ては、忠と〔いひ脫カ〕義といひ、雙ぶ者なしといひて、馬を返されしに、敵兵、透間なく追懸けて、典厩も危かりしに、餌取佐助・松井徳藏踏止つて、稻葉が先手山住太郎兵衛・川合彌五郎等と突く間、餌取佐助は、其場に於て、川合彌五郎に討たれけれども、松井與八郎・松井徳藏、勇を振つて敵を突立てし內に、典厩、虎口の死を遁れて、吉田川を渡りしが、川向にて典厩の馬なづみければ、池戸平作、我が馬に主を乘せて、小野へ廻り、瀧山に著きて、金森と一手になる。愛宕山より瀧山まで三十餘町の間、石井彌五郎・田中藤助・餌取次郎作・松井與八郎・松井徳藏等、幾度も返し合せて、敵を突拂つて、主君典厩が死亡を救ひたり。斯くて、京兆父子は、遠藤を追ひ立て、其後、居城に入りて、此度の始終を聞屆け、武功ある輩に感狀を與へ、翌五日、瀧山へ使者を立て、酒肴を送り、我等內々、內府に內通申すと雖も、各此表へ發向の註進を聞きて、

遠藤・金森、稻葉と和平

犬山より駈歸り、昨日、遠藤殿と相戰ひ候ひぬ。城中へ入りて、和睦の旨を承り、内府の思召、恐入りたる御事なり。留守の者共、最前、人質を出し申す上は、彼の人質、彌〻各の御所に召置かれ、内府御前然るべき樣に、御沙汰あつて、給はるべしとありければ、遠藤・金森承引して、別儀あるべからずと返答す。京兆、既に遠藤・金森と和平の聞えありければ、犬山の加勢竹中丹後守・加藤左衞門尉・關長門守等、内府の御咎を憚り、各犬山を出で、領地へ歸りける。又是より先に、加藤左衞門・竹中丹後相談して、江戸へ飛脚を下し、秀信の催促遁れ難くして、犬山の城に籠ると雖も、内府の御味方となり、御忠節申すべしとありけるに、家康公、其節、江戸を御出馬ありて、相州小田原に御止宿なるが、彼の兩人に御書を給はる。其趣に曰く、

兩通之書狀令二披見一候。然者前廉之首尾、雖二相違一忠節之段感悅之至候。今日三日到二小田原一令二出馬一候。急速其表可レ爲二著陣一候。彌〻其元精可レ被レ出儀肝要に候。恐惶謹言。

九月三日　家康

加藤左衛門尉殿

竹中丹後守殿

斯かりければ、遠藤慶隆は、瀧山の陣所を打立ち、伏見へ馳赴く。同時に金森も、小田原まで軍を打入れたり。斯くて、遠藤は城が根へ兵を進め、又小八郎と日々に迫合せしが、家來遠藤佐右衛門を城中へ遣し、再三意見を加へければ、小八郎も、此時承引して、内府公に歸伏すべしと返答して、親族の吉田作左衛門を、人質に出すにより、典廐、人質を請取りて、領地へ軍を歸しけるが、其頃、秀忠公、中山道を御發向の聞えあるにより、御道中まで使者を馳せて、郡上城が根を手に入れたる旨、註進申しければ、秀忠公、遠藤に御書を與へられたり。其御文に曰く、

飛札之旨披見。本望之至に候。仍金森出雲守被二相談一去朔日、郡上へ被二相働一稻葉右京居城八幡へ被二取懸一外輪悉押破、敵數多被二討捕一其上、種々懇望申に付て、兩人質被二請取一自二其城が根之城に取詰被レ申處、是亦相濟申候由、御手柄無二比類一候。將又此表、仕置申付候間、爲二上洛一信州下諏訪迄著陣候條、於二其表一可二申談一候。恐

恐惶謹言。

九月十三日　秀忠

遠藤左馬助殿

同十四日、內府公、美濃國岡山へ御著座あるにより、金森父子・遠藤左馬助、岡山へ參向して、太刀・折紙を獻上しければ、彼の輩を御前へ召され、今度の武功を御褒美あり。典廐・遠藤助次郎は、松本杉原紙一箱捧げて、別に御禮あり。翌十五日の御合戰には、御旗本の後に、備を立つべしと仰出さる。典廐家來餅取喜六郎・豐田喜三郎兩人は、十五日の合戰に、先手へ使に馳赴きて、敗兵の首を取る。又典廐は、內府公の仰に依つて、家來遠藤甚助・高屋權太夫・松井忠兵衞を八幡へ遣し、城を請受る。京兆家人片岡長左衞門等城を渡す。同時に、遠藤家人仙石伊兵衞は、中山の砦を請取りけるとなり。爰に於て、慶隆先祖東六郎胤緣より數代傳へし舊領に立歸る。左馬助子但馬守常利・其子伊勢守慶利・其次備前守常季・其子今の外記常友まで、慶隆より五代なり。亦稻葉京兆父子・竹中丹後守・加藤左衞門尉・關長門守、其外信州木曾住人

馬場半右衞門・千村平右衞門・山村甚兵衞等も、岡山の御陣所に參りけるに、各御前へ召出され、竹中丹州・加藤金吾・關長州には、本領を給はる。千村・山村、其後に尾張の御家人となる。此時、稻葉京兆は、暫く領地を沒收せられ、勢州山田の社家に蟄居ありしが、程なく豐後國臼杵を與へらる。右京亮嫡子民部少輔一通・其子能登守信通・其子右京亮景通・其弟今の能登守知通なり。京兆は、稻葉土佐が八幡にて、卒爾に人質を出したるは、越度なりとて、彼が領地を召放ちたるとなり。又遠藤小八郎、舅の遠藤典廐を賴み、內府の御赦免を願ひけれども、御許容なく、其采地を永く沒收せられしとかや。

一本に、金森雲州の軍士等、古城山へ攻め上りしに、城兵中村太郎左衞門・柴崎甚右衞門・那波五左衞門等、城山より駈下りし中に、中村太郎右衞門、飛驒勢と鑓を合せけるに、突外したる鑓に餘されて、敵の方へ倒れ懸りければ、金森が兵士十四五人、將棊倒をする如く、谷底へ轉び落つ。城兵中村はいふに及ばず、金森が兵士、或は倶道具に貫かれ、或は岩の上に落懸り、忽ち命を落す。柴崎甚右衞門・

那波五左衛門は、城山へ引取りて、寄手を拒みけれども、出雲守家人西脇吉助・同右近・同左門・平井源四郎・棚橋勝右衛門・伊藤權兵衛・大神久治・渡邊小平太等先登して、彼の古城山を攻め落す。　城主右京亮が子、古城山と八幡との間に、隍を掘り柵をつけて置きたりしに、金森が軍士、柵の前に猶豫するを、城兵嚴しく鐵炮を放ちければ、寄手數輩討たれ、手負死人五六十人に及びたりと記す。　之れ皆正說なるにや、覺束なし。　一說に、遠藤左馬助は、和良口より大手へ攻め寄せ、谷口櫻町に陣を居ゑ、金森父子と相謀り、城中へ使者を立て、速に城を渡すに於ては、楯籠る輩一人も殘らず、一命を助くべしとありければ、稻葉修理・稻葉土佐僞つて、城中僅の人數なれば、籠城すべきにあらず。　近日、城を退出すべし。　暫く御待ち給ひ候へかしと返答して、時刻を移しけるに、城主右京亮父子、犬山より馳歸り、和良口にて遠藤と相戰ひ、右京亮、忽ち打勝つて城に入り、寄手を防ぎしに、遠藤・金森相談して、解〔扱ィ以下同ジ〕を入れければ、京兆承引したりと記す。　今按ずるに、本文に顯す如く、解の後、稻葉、遠藤、愛宕山にて相戰ひたるを、正說とすべきにや。　異說

梶原平助が事

に、稲葉忠次郎、粥川小十郎と突合ひしに、狩野兵市、忠次郎に續いて相働き、遂に兩人にて粥川を討ちたりと記す。正説なるにや覺束なし。又一本に、林宗右衞門が子、城より出でたるを、生捕りたりと記す。今按ずるに、林宗右衞門は、古田兵部少輔銃頭にて、此時、阿濃津へ加勢に行きたり。彼の林宗右衞門、元來稲葉の家人にて、其頃、吉田氏に仕へたるを、誤りて書きたるにや。若し稲葉氏の家人にも、林宗右衞門と號する者ありたるか。但し林太郎右衞門を、宗右衞門と書きたるなるべし。一書に、稲葉右京亮は、金森・遠藤と和平の後、末子修理を、内府公の御道中まで出し、石田が家人梶原平助、多兵を從へ、美濃國豆戸の渡を固む。清洲へ御馬を出さるゝに於ては、御用心あるべき由、三州岡崎にて、修理口上を申したりと記す。尙古按ずるに、梶原平助が叔父梶原彌助が妻は、三成が家人石田（木氏富島）九郎右衞門が女なりしが、古田兵部少輔家人森八兵衞に再縁して、森五郎左衞門吉寛を産みたり。古田の家絶えて後、森吉寛は、筑後國久留米の城主有馬忠鄕の家臣となる。彼の吉寛は、予が母族なるにより、其母の物語を聞くに、梶原

梶原平助自害

平助は、其頃十三歲なり。父彥右衞門・叔父源助、岐阜にて戰死の後、大坂より佐和山へ飛脚來り、樫原平助、少年なれども出陣すべしとあるにより、華かなる鎧に、紫の母衣懸けて出陣したり。其母衣は、吉寬が母、手づから縫ひたりとぞ。推量するに、平助を陣將となし、隊長を相添へて麾兔戸を固めさせたるにや。彼の平助、關ヶ原にて戰死を免れ、和泉國に隱れ居けるが、大猷君の御時、耶蘇の訴人に逢ひて、關東へ下り、嚴しく拷問ありしに、本より邪宗の門徒ならざるにより、更に白狀せず。某は石田治部が家人樫原平助と申したる者なり。此上は、假令無實を申開き、若し御赦免ありとも、必ず死すべき覺悟あれば、御尋なき事ながら、此方より申出づるなりといひて、遂に切腹す。平助が嫡子出家になり、金哲といひて、近頃まで攝州大坂に居たりしが、森吉寬の母の願に依つて、東行の時、金哲に逢ひたりと、予に語りしを思ひ出で、後に書きつく。又彼の麾兔戸を、異本に豆戸と書きたり。東鑑に出でたる麾兔戸が正字なるべきにや。又俗本に、此郡上の關を記して、其異說區々なり。尙古〔案するにイ〕曰く、近頃まで世にありし稻葉右京亮貞通

二戰錄

の方より、人傳に申すまじく、此編集に書入るべき件々ありといひをこせしに付て、先祖一鐵の働かれし姉川合戰・小牧陣の始末は、彼家にも分明の傳記なし。某が方に聞傳へし所を、逐一に書付けて、見せよかしとあるにより、二戰錄と號する二卷の筆記を作りて遣しけるに、臼杵へ歸城の船中より、所勞ありて、程なく死去せられし故、彼二戰錄の披見もなく、此記錄に書入るべしといはれし條々も、來らざるにより、爰に漏して、いと本意なし。又或說に、右京亮貞通は、亡父一鐵より家康公と御因ありしに、右京亮、此時御敵をせられし故に、領地を召放されたりといへり。今按ずるに、右京亮貞通、其外丹羽長重・立花宗茂此三將、內府公の御道中へ、使者を出して、各罪を陳謝せられ、公も、其旨を御承引あつて、其後、貞通は遠藤と戰ひ、長重・宗茂も利長・直重と戰はれしに依て、采祿を沒收せられしかども、彼の三將の勇義を、頼母しく思召して、程なく領地を給はりしとかや。

關原軍記大成 卷之二十一 終

大正五年九月廿七日印刷
大正五年九月三十日發行

國史叢書
關原軍記大成　二

定價金一圓

不許複製

編者　黑川眞道
發行者　小瀧淳
東京市本郷區駒込林町一八三番地
印刷者　楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷所　友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所　國史研究會
東京市本郷區駒込林町百八十三番地
振替貯金口座東京二七〇二四番